

第 8 回出雲地区合併協議会提出

協 議 事 項 別 添 資 料 目 次

協議第38号	財産及び債務の取扱いについて	… p	1 ~	4
協議第39号	公共的団体等の取扱いについて	… p	5 ~	12
協議第40号	各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて （第1小委員会付託）	… p	13 ~	18
協議第41号	各種事務事業（防災関係）の取扱いについて（第1 小委員会付託）	… p	19 ~	38
協議第42号	国民健康保健事業の取扱い（その1）について	… p	39 ~	54
協議第43号	各種事務事業（保育関係）の取扱いについて（第2 小委員会付託）	… p	55 ~	66
協議第44号	各種事務事業（学校教育関係その2）の取扱いにつ いて（第2小委員会付託）	… p	67 ~	78
協議第45号	各種事務事業（学校教育関係その3）の取扱いにつ いて（第2小委員会付託）	… p	79 ~	80
協議第46号	各種事務事業（観光商工関係その2）の取扱いにつ いて（第3小委員会付託）	… p	81 ~	92
協議第47号	各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて （第3小委員会付託）	… p	93 ~	154
協議第48号	各種事務事業（上下水道関係その1）の取扱いにつ いて（第3小委員会付託）	… p	155 ~	168
協議第49号	各種事務事業（上下水道関係その2）の取扱いにつ いて（第3小委員会付託）	… p	169 ~	186
協議第50号	各種事務事業（上下水道関係その3）の取扱いにつ いて（第3小委員会付託）	… p	187 ~	188
協議第51号	各種事務事業（上下水道関係その4）の取扱いにつ いて（第3小委員会付託）	… p	189 ~	194

出雲地区合併協議会の調整方針

財政専門部会財政分科会

No.1

協議項目		協議細目									
調整の方針		2市 5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする									
記載事項	項目	現況(平成14年度 一般会計 特別会計 公営企業会計 決算書 附属資料による)									
		単位	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	合計	
土地	行政財産	本庁舎	m	12,746	6,505	12,123	2,653	5,342	5,174	7,244	51,787
		消防庁舎施設	m	12,148	9,169	8,272	5,302	2,197	2,994		40,082
		その他の行政機関	m	10,471	204		22,031	31,405	131		64,242
	公共用	学校	m	441,389	290,801	205,407	50,594	58,458	52,575	116,852	1,216,076
		公営住宅	m	85,774	74,121	36,629	10,226	24,173	31,378	23,732	286,033
		公園	m	607,254	401,640	420,569	303,613	106,158	110,290	110,290	1,949,524
		その他施設	m	475,340	540,301	1,195,171	180,082	119,123	51,305	203,545	2,764,867
	普通財産	計	m	1,645,123	1,322,741	1,878,171	270,888	544,311	249,584	461,794	6,372,612
		山林	m	12,743,736	5,386,129	8,188,402	6,771,931	6,857,377	1,824,344	817,338	42,589,257
		宅地	m	39,175	90,465	2,252	67,915	69,724	13,081	9,375	291,987
その他		m	101,502	0	85,405	1,246,117	0	26,378	10,049	1,469,451	
計		m	12,884,412	5,476,594	8,276,059	8,085,963	6,927,101	1,863,803	836,762	44,350,694	
建物	行政財産	(土地)計	m	14,529,536	6,799,335	10,154,230	8,356,851	7,471,412	2,113,387	1,298,556	50,723,307
		本庁舎	m	10,004	4,499	4,429	3,281	1,361	1,866	3,103	28,543
		消防庁舎施設	m	7,794	1,339	1,040	487	952	219	230	12,061
	公共用	その他の行政機関	m	4,140	1,677	0	2,511	2,303	408		11,039
		学校	m	137,274	54,293	39,379	12,999	11,049	10,373	26,086	291,453
		公営住宅	m	41,916	20,579	12,875	1,434	11,052	9,849	6,362	104,067
		公園	m	2,255	10,339	1,210		2,726	583	511	17,624
	普通財産	その他施設	m	82,450	36,642	39,550	22,350	16,258	13,323	25,256	235,829
		計	m	285,833	129,368	98,483	43,062	45,701	36,213	61,956	700,616
		その他施設	m	4,266	5,331	463	1,047	1,047	1,301		12,408
山林	(建物)計	所有	m	290,099	134,699	98,946	43,062	46,748	36,213	63,257	713,024
		分収	m	12,743,736	5,386,129	8,188,402	3,743,347	5,701,328	1,824,344	794,011	38,381,297
		計	m	3,987,827	4,181,900	916,116	5,748,700	1,156,049	150,000	16,140,592	
	物件	地上権	m	16,731,563	9,568,029	9,104,518	9,492,047	6,857,377	1,824,344	944,011	54,521,889
		車両	台	3,987,827	1,964,907		3,969,200				9,921,934
		車両	台	174	95	101	55	35	46	42	548
		株券	千円	515,538	2,032	200	90,820	240,700	400	1,606	851,296
	出資による権利	株券	千円	1,204,574	568,869	547,910	163,321	130,882	167,541	733,888	3,516,985
		債権	千円		260,142						260,142
		水道事業会計の財産	千円	20,804,770	3,216,273					2,017,170	26,038,213
企業会計の財産	市立病院会計の財産	千円		3,734,302						3,734,302	
	計	千円	20,804,770	6,950,575	0	0	0	0	2,017,170	29,772,515	

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目		現況										備考	
調整の方針		2市5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする											
協議項目	財産及び債務の取扱いについて	協議細目	出雲市 H12国調人口	平田市 H12国調人口	斐川町 H12国調人口	佐田町 H12国調人口	多伎町 H12国調人口	湖陵町 H12国調人口	大社町 H12国調人口	合計 H12国調人口			
地方債	地方債H14年度未残高	普通会計	61,154,755	14,720,614	18,549,295	6,279,981	8,183,451	4,944,171	8,248,205	122,080,472			
		公営企業会計	34,105,343	16,725,420	18,146,713	4,887,645	3,987,056	2,513,865	5,425,022	85,791,064			
	1人当たり現在高 (千円/人)	普通会計	700	508	692	1,372	1,942	851	515	703			
		公営企業会計	391	577	677	1,068	946	432	339	494			
	普通交付税算入額	普通会計	30,716,019	7,778,634	9,595,996	3,490,584	5,434,085	2,255,049	4,274,980	63,545,347			
		公営企業会計	14,912,979	5,710,524	10,433,935	2,491,117	1,653,197	1,088,664	2,466,800	38,757,216			
	1人当たり算入額 (千円/人)	普通会計	352	268	398	763	1,289	388	267	366			
		公営企業会計	171	197	389	544	392	187	154	223			
	差引実質負担額	普通会計	522	465	747	1,307	1,681	575	421	589			
		公営企業会計	30,438,736	6,941,980	8,953,299	2,789,397	2,749,366	2,689,122	3,973,225	58,535,125			
1人当たり負担額 (千円/人)	普通会計	220	380	288	524	554	245	185	271				
	公営企業会計	569	619	621	1,133	1,206	708	433	607				
債務負担行為H15以降の支出予定額	普通会計	1,911,615	457,738	7,888,650	4,015	347,000	352,975	450,772	11,412,765				
	普通会計以外	34,000	0	14,732	0	0	0	0	19,806				
1人当たり支出予定額(千円/人)	普通会計	22	16	295	1	82	61	29	66				
	普通会計以外	0	0	0	0	0	0	0	0				
債務保証又は損失補償額	普通会計	0	0	0	0	0	0	0	0				
	普通会計以外	0	0	0	0	0	0	0	0				
1人当たり補償額(千円/人)	普通会計	0	0	0	0	0	0	0	0				
	普通会計以外	6,490,686	3,886,019	2,682,052	1,037,562	4,931,546	849,952	2,157,157	22,034,974				
基金H14年度未残高	普通会計	1,244,079	197,468	592,078	255,864	290,984	259,598	165,660	3,005,731				
	普通会計以外	7,734,765	4,083,487	3,274,130	1,293,426	5,222,530	1,109,550	2,322,817	25,040,706				
1人当たり現在高 (千円/人)	普通会計	74	134	100	227	1,170	146	135	127				
	普通会計以外	14	7	22	56	69	45	10	17				
			89	122	283	1,239	191	145	144				

附属資料 債務負担、債務保証の内訳

普通会計

区分	(単位:千円)									
	出雲市 H12国調人口 87,330	平田市 H12国調人口 29,006	斐川町 H12国調人口 26,816	佐田町 H12国調人口 4,576	多伎町 H12国調人口 4,215	湖陵町 H12国調人口 5,813	大社町 H12国調人口 16,020	合計 H12国調人口 173,776		
1. 物件の購入等に係るもの	723,000	30,996	0	0	271,700	5,300	0	1,030,996		
(1) 土地の購入に係るもの	723,000					1,300		724,300		
(2) 建造物の購入に係るもの								0		
(3) その他の物件の購入に係るもの		30,996						30,996		
(4) 製造・工事の請負に係るもの					271,700	4,000		275,700		
2. 債務保証又は損失補償に係るもの	0	0	0	0	0	1,100,000	0	1,100,000		
(1) 地方三公社に係るもの						1,100,000		1,100,000		
(2) その他の他に係るもの								0		
3. その他	1,188,615	426,742	7,888,650	4,015	75,300	347,675	450,772	10,381,769		
(1) 利子補給等に係るもの	216,359	52,993	7,888,650	0	527	8,560	144,200	8,311,289		
ア 農林水産関係に係るもの	2,464	20,818	7,834,075		527	8,560	84,703	7,951,147		
イ 商工関係に係るもの								0		
ウ 住宅関係に係るもの								0		
エ その他	213,895	32,175	54,575				59,497	360,142		
(2) その他の他に係るもの	972,256	373,749		4,015	74,773	339,115	306,572	2,070,480		
合計	1,911,615	457,738	7,888,650	4,015	347,000	1,452,975	450,772	12,512,765		
人口 1人当たりの債務負担額	22	16	294	1	82	250	28	72		

平成14年度地方財政状況調査による。

普通会計以外の会計

区分	(単位:千円)									
	出雲市 H12国調人口 87,330	平田市 H12国調人口 29,006	斐川町 H12国調人口 26,816	佐田町 H12国調人口 4,576	多伎町 H12国調人口 4,215	湖陵町 H12国調人口 5,813	大社町 H12国調人口 16,020	合計 H12国調人口 173,776		
1. 物件の購入等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0		
(1) 土地の購入に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0		
(2) 建造物の購入に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0		
(3) その他の物件の購入に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0		
(4) 製造・工事の請負に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0		
2. 債務保証又は損失補償に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0		
(1) 地方三公社に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0		
(2) その他の他に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0		
3. その他	34,000	0	14,732	0	0	0	19,806	68,538		
(1) 利子補給等に係るもの	0	0	0	0	0	0	10,949	10,949		
ア 農林水産関係に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0		
イ 商工関係に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0		
ウ 住宅関係に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0		
エ その他	0	0	0	0	0	0	10,949	10,949		
(2) その他の他に係るもの	34,000	0	14,732	0	0	0	8,857	57,589		
合計	34,000	0	14,732	0	0	0	19,806	68,538		
人口 1人当たりの債務負担額	0	0	1	0	0	0	1	0		

平成15年度特別会計・企業会計予算書による。

附属資料 基金の内訳

(単位:千円)

区分	出雲市 H12国調人口 87,330	平田市 H12国調人口 29,006	斐川町 H12国調人口 26,816	佐田町 H12国調人口 4,576	多伎町 H12国調人口 4,215	湖陵町 H12国調人口 5,813	大社町 H12国調人口 16,020	合計 H12国調人口 173,776
財政調整基金	1,055,081	1,284,694	725,270	418,495	246,165	275,016	405,864	4,410,585
減債基金	591,065	1,175,969	160,342	189,484	1,262,249	71,157	898,840	4,349,106
1.庁舎等の建設		480,212	564,484					1,044,696
2.国際化の推進	220,000			63,402				283,402
3.地域基盤整備の推進		4,119	221,337	107,933	2,307,348	50,540	276,415	2,967,692
4.社会福祉の充実	481,808	326,232		111,210	491,144	103,000	143,546	1,656,940
5.保健医療の充実								0
6.環境保全対策の推進	145,388	8,319	1,000		10,805			165,512
7.産業の振興	386,027				19,653	83,782	156,661	646,123
8.教育・文化・スポーツの振興	874,418	82,253	346,209	20,000				1,322,880
9.その他	1,456,371	1,045	86,508	27,389	138,458	54,210	243,195	2,007,176
計	3,564,012	902,180	1,219,538	329,934	2,967,408	291,532	819,817	10,094,421
1.土地開発基金(土地)	1,036,879	341,568	482,494		15,690	38,086	7,936	1,922,653
(現金・預金)	176,070	181,608	92,408	55,890	361,071	36,975	19,700	923,722
(貸付金)	67,579				72,963	119,213		259,755
2.その他			2,000	43,759	6,000	17,973	5,000	74,732
計	1,280,528	523,176	576,902	99,649	455,724	212,247	32,636	3,180,862
国民健康保険	325,285	134,575	281,887	180,968	101,629	102,825	78,180	1,205,349
介護保険	0	62,726	58,950				39,139	160,815
水道	887,926			42,115				930,041
下水道		167	204,989	32,781	135,138	67,063	30,825	470,963
サイクリングターミナル	30,868							30,868
簡易水道			46,252		54,217	89,710	16,871	207,050
国民宿舎							645	645
計	1,244,079	197,468	592,078	255,864	290,984	259,598	165,660	3,005,731
合計	7,734,765	4,083,487	3,274,130	1,293,426	5,222,530	1,109,550	2,322,817	25,040,705
人口1人当たり(千円/人)	89	141	122	283	1,239	191	145	144

平成14年度地方財政状況調査による。なお、普通会計外基金については、平成14年度特別会計 企業会計決算書による。

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部企画広報分科会

1-1

協議項目	公共的団体等の取扱いについて		協議細目	公共的団体等			
調整の方針	1.各市町共通の団体について (1) それぞれの団体の実情や地域性を尊重しつつ、新市の速やかな一体性の確立が図られるよう調整に努める。 (2) 統合に時間を要する団体については、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。 (3) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。						
	2.各市町独自の団体について 原則として、現行のとおりとする。						
現 況							
部会名	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
総務企画	出雲市消費者問題研究協議会	平田市消費者問題研究会	斐川町消費者問題研究会	佐田町消費者問題研究会	多伎町消費者問題研究会	湖陵町消費者問題研究協議会	大社町消費者問題協議会
	出雲国際交流協会	平田市国際姉妹都市交流協会 島根モンゴル友好協会	-	佐田町国際交流協会	多伎町フィナンランド協会	-	大社町国際交流協会
	出雲地区日中友好協会	(財)平田市国際地域交流センター	-	-	-	-	-
	出雲地区日韓親善協会	ひらたネットステーション	-	-	-	湖陵町まちづくり女性の会	withたいしや推進懇話会
	出雲国際交流クラブ	-	-	-	-	-	大社町有線放送電話協会
	出雲女性文化交流会	-	-	-	-	-	大社町町内会長会連合会
	出雲市自治協会連絡協議会	平田市自治会連合会	-	自治会長会	-	湖陵町区長会	各地区会(5地区)
	各地区自治協会(16地区)	各地区自治・協会(11地区)	-	-	-	各区(10区)	各自治会(155自治会)
	各自治会(1470自治会)	各自治町内会(351自治会)	各自治会(287自治会)	各自治会(55自治会)	各自治会(29自治会)	各自治会(83自治会)	各自治会(155自治会)
	出雲市交通安全対策協議会	平田市交通安全協議会	斐川町交通安全対策協議会	佐田町交通安全対策協議会	多伎町交通安全対策協議会	湖陵町交通安全対策協議会	大社町交通安全対策協議会
	出雲蘆川交通安全協会	平田市交通安全協会	出雲蘆川交通安全協会	出雲蘆川交通安全協会	出雲蘆川交通安全協会多伎支部	出雲蘆川交通安全協会	出雲蘆川交通安全協会
	出雲市交通安全母の会	平田市交通安全母の会	-	-	-	湖陵町交通安全母の会	大社町交通安全母の会
	出雲地区安全運転管理者協会	平田市安全運転管理者協会	出雲地区安全運転管理者協会	-	-	-	大社地区安全運転管理者協会
	出雲ケーブルビジョン(株)	ひらたCATV(株)	-	-	-	-	-
出雲市土地開発公社	平田市土地開発公社	斐川町土地開発公社	佐田町土地開発公社	多伎町土地開発公社	湖陵町土地開発公社	速埴地区土木委員会 (荒木地区は一部)	
出雲市土木委員会	平田市土木委員連絡協議会 (財)平田市都市公社	斐川町土木委員会	-	-	-	-	
出雲市消防団	平田市消防団	斐川町消防団	佐田町消防団	多伎町消防団	湖陵町消防団	大社町消防団	
出雲市消防団	平田市水難救難所	斐川町水難救難所	-	多伎町水難救難所	-	島根県水難救済会大社救難所	

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	公共的団体等の取扱いについて		協議細目	公共的団体等			
調整の方針	1. 各市町共通の団体について						
	(1) それぞれの団体の実情や地域性を尊重しつつ、新市の速やかな一体性の確立が図られるよう調整に努める。 (2) 統合に時間を要する団体については、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。 (3) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等のもとに、そのあり方について協議していくものとする。						
2. 各市町独自の団体について							
原則として、現行のとおりとする。							
現 況							
部会名	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
産業	出雲地区森林組合	出雲地区森林組合	出雲地区森林組合	出雲地区森林組合	出雲地区森林組合	出雲地区森林組合	出雲地区森林組合
	-	斐伊川用水対策委員会	-	-	-	-	-
	-	-	佐田町農産販売ポータルセンター	-	-	-	-
	-	-	-	-	レディースFig	-	-
	猟友会 出雲・斐川支部	平田市猟友会	平田市猟友会	出雲・斐川支部	佐田町猟友会	多伎町・湖陵町猟友会	大社町猟友会
	出雲市有害鳥獣駆除班	有害鳥獣駆除班	有害鳥獣駆除班	-	佐田町有害鳥獣駆除班	多伎町有害鳥獣駆除班	-
	出雲市学校保健会	平田市学校保健会	平田市学校保健会	斐川町学校保健会	佐田町学校保健会	多伎町学校保健会	大社町学校保健会
	出雲市中学校体育連盟	平田市中学校体育連盟	平田市中学校体育連盟	斐川郡中学校体育連盟	佐田郡中学校体育連盟	多伎郡中学校体育連盟	湖陵郡中学校体育連盟
	出雲市小学校体育連盟	平田市小学校体育連盟	平田市小学校体育連盟	-	-	-	大社町小学校体育連盟
	出雲市学校医会	平田市学校医会	平田市学校医会	斐川町学校医会	-	-	大社町学校医会
	各小中学校PTA	各小中学校PTA	各小中学校PTA	各小中学校PTA	各小中学校PTA	各小中学校PTA	各小中学校PTA
	出雲市PTA連合会	平田市PTA連合会	平田市PTA連合会	斐川町PTA連合会	佐田町PTA連合会	多伎町PTA連合会	大社町PTA連合会
	出雲市学校歯科医師会	-	-	斐川町学校歯科医師会	-	-	大社町学校歯科医師会
	出雲市学校薬剤師会	-	-	斐川町学校薬剤師会	-	-	-
	出雲市学校給食会	平田市学校給食会	平田市学校給食会	斐川町学校給食会	佐田町学校給食会	多伎町学校給食運営委員会	湖陵町学校給食会
出雲市教育研究会	平田市教育研究会	平田市教育研究会	-	佐田町学校教育研究会	多伎町教育研究会	湖陵町教育研究会	
出雲市幼稚園教育研究会	平田市幼稚園教育研究会	平田市幼稚園教育研究会	斐川町幼稚園教育研究会	地区公民館協議会	-	-	
出雲市コミュニティセンター 運営協議会	平田市公民館連絡協議会	平田市公民館連絡協議会	斐川町公民館協議会	地区公民館協議会	-	-	
各地区コミュニティセンター 運営委員会	-	-	-	佐田町生涯学習推進協議会	-	大社町生涯学習推進協議会	
地区青少年ネットワーク	-	-	-	-	-	-	
出雲市青少年健全育成市民会議	平田市青少年健全育成市民会議	平田市青少年健全育成市民会議	-	佐田町青少年健全育成協議会	多伎町明るいまちづくり推進協議会	湖陵町青少年健全育成推進委員会	
-	-	-	-	多伎町女性の会	-	-	
-	-	-	佐田町婦人会	多伎町婦人会	湖陵町婦人会	大社町連合婦人会	

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	公共的団体等の取扱いについて					協議細目	公共的団体等	
調整の方針	1. 各市町共通の団体について							
	(1) それぞれの団体の実情や地域性を尊重しつつ、新市の速やかな一体性の確立が図られるよう調整に努める。							
	(2) 統合に時間を要する団体については、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。							
	(3) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等のもとに、そのあり方について協議していくものとする。							
	2. 各市町独自の団体について							
	原則として、現行のとおりとする。							
	現 況							
	部会名 教育文化	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
		-	-	-	佐田町青年団	多伎町青年協議会	-	-
		-	平田市子ども会連合会	-	佐田町子ども会連合会	幼児を持つ家族の実践学習会	湖陵町子ども会連絡協議会	-
		図書情報センター協議会	平田市図書館協議会	-	-	-	-	図書館協議会
		出雲地区視聴覚ライブラリー	出雲地区視聴覚ライブラリー	-	-	-	-	-
		出雲市社会教育委員の会	-	-	-	多伎町社会教育委員の会	社会教育委員の会	大社町社会教育委員の会
		(株)出雲市教育文化振興財団	(財)平田市体育・公園・文化振興財団	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	(財)大社町開発公社
特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21		-	-	-	-	-	-	
出雲市体育協会		平田市体育協会	斐川町体育協会	佐田町体育協会	多伎町体育協会	湖陵町体育協会	大社町体育協会	
出雲市スポーツ少年団		平田市スポーツ少年団	斐川町スポーツ少年団	佐田町スポーツ少年団	多伎町スポーツ少年団	湖陵町スポーツ少年団	大社町スポーツ少年団	
出雲市体育指導委員協議会		平田市体育指導委員協議会	-	佐田町体育指導委員協議会	-	湖陵町体育指導委員協議会	大社町体育指導委員協議会	
-		平田市文化協会	-	佐田町文化協会	多伎町文化協会	-	-	
出雲市音楽芸術育成委員会		-	-	-	-	-	-	
出雲市無形文化財連絡協議会		-	-	-	-	-	-	
-	-	斐川町文化財愛護協議会	-	-	-	-		
出雲市文化財審議会	-	斐川町文化財保護審議会	佐田町文化財調査委員会	多伎町文化財専門委員会	-	大社町吉兆行事保存会連絡協議会		
【第3セクター】 (株)出雲典礼	-	-	-	【第3セクター】 (株)多伎振興	湖陵町文化財保護審議会	大社町文化財保護審議会		
出雲市美化推進員連絡協議会	平田市美化推進員連絡協議会	-	-	-	-	大社町美化推進委員会		
出雲広域圏ポイ捨て禁止推進協議会	出雲広域圏ポイ捨て禁止推進協議会	出雲広域圏ポイ捨て禁止推進協議会	出雲広域圏ポイ捨て禁止推進協議会	出雲広域圏ポイ捨て禁止推進協議会	出雲広域圏ポイ捨て禁止推進協議会	出雲広域圏ポイ捨て禁止推進協議会		
-	-	-	靈園組合 (久村、小田、砂原、口田儀)	-	-	-		

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	公共的団体等の取扱いについて		協議細目		公共的団体等		
調整の方針	1.各市町共通の団体について						
	(1) それぞれの団体の実情や地域性を尊重しつつ、新市の確立が図られるよう調整に努める。 (2) 統合に時間を要する団体については、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。 (3) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。						
2.各市町独自の団体について							
原則として、現行のとおりとする。							
現 況							
部会名	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
住民福祉	出雲市福祉協議会	出雲医師会	-	-	出雲医師会	-	出雲医師会
	出雲歯科医師会	-	斐川町歯科医師・医師会	-	-	-	平田糠川支部歯科医師会
	-	-	-	佐田町産業保健会	-	湖陵町産業保健部会	-
	-	-	-	佐田町食生活改善推進協議会	多伎町食生活改善推進協議会	食生活改善推進協議会	食のボランティア「キッチン大社」
	(社)出雲社会福祉協議会	(社)平田市社会福祉協議会	(社)斐川町社会福祉協議会	(社)佐田町社会福祉協議会	多伎町社会福祉協議会	(社)湖陵町社会福祉協議会	(社)大社町社会福祉協議会
	(社)出雲市シルバー人材センター	(社)平田市シルバー人材センター	(社)斐川町シルバー人材センター	-	ゆうあいセンター多伎	湖陵町はつらつ人材活用センター	(社)大社町シルバー人材センター
	慶人会連合会	平田市老人クラブ連合会	斐川町老人クラブ連合会	佐田町高齢者クラブ	多伎町老人クラブ連合会	湖陵町高齢者クラブ連合会	大社町老人クラブ連合会
	出雲市民生委員児童委員協議会	平田市民生委員児童委員協議会	斐川町民生委員児童委員協議会	佐田町民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会	湖陵町民生委員児童委員協議会	大社町民生委員児童委員協議会
	出雲市母子会連合会	平田市母子会	斐川町母子会	佐田町母子会	多伎町母子会	湖陵町母子会	大社町母子会
	出雲市身体障害者福祉協会	平田市身体障害者福祉協会	斐川町身体障害者福祉協会	佐田町障害者福祉協会	多伎町身体障害者福祉協会	湖陵町身体障害者福祉協会	大社町身体障害者福祉協会
	出雲市障害者福祉連絡協議会	平田市障害者福祉連絡協議会	-	-	-	-	-
	-	(財)平田市介護公社	-	-	-	-	-
	-	NPO たすけあい平田	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	多伎町ボランティア連絡協議会	-	大社町介護者あゆみの会
	-	訪問看護ステーション	-	-	-	-	-
障害者生活支援センター	-	-	-	-	-	-	-
出雲市心身障害児生活文化センター	-	-	-	-	-	-	-
	-	NPO 療育センター	-	-	-	-	-
	-	平田市手をつなぐ育成会	斐川町手をつなぐ育成会	佐田町親更会	多伎町手をつなぐ育成会	-	-
	-	-	斐川町心の健康を守る会	佐田町手をつなぐ親の会	-	-	-
	-	-	-	-	共同作業所「ばんばん船」	-	共同作業所なかよし
	-	ひらたさつき家族会	-	はげみ会	多伎町まなみ会	湖陵町家族会「和み会」	大社町精神障害者家族会希望の会
出雲市遺族会	出雲市遺族会	平田市遺族会	斐川町遺族会	佐田町遺族会	-	湖陵町遺族会	-

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	公共的団体等の取扱いについて	協議細目	公共的団体等
調整の方針	<p>1. 各市町共通の団体について</p> <p>(1) それぞれの団体の実情や地域性を尊重しつつ、新市の速やかな一体性の確立が図られるよう調整に努める。</p> <p>(2) 統合に時間を要する団体については、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(3) 国・県・市の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</p> <p>2. 各市町独自の団体について</p> <p>原則として、現行のとおりとする。</p>		
現 況			
部会名	出雲市	平田市	斐川町
住民福祉	<p>【社会福祉法人】</p> <p>静和会、 恵寿会、親和会、 古平田和光会、 島根県社会福祉事業団、 おおつか福祉会、 ひまわり福祉会、 ことぶき福祉会、 JA いずも福祉会、 やすらぎの家、あすなる会、 出雲南福祉会、 聖心の布教師妹会、 出雲乳児福祉会、 たちはな保育園、 おおつ保育園、 きんろう保育園、 えんや福祉会、小山福祉会 なかの保育園、 里方保育園、あすなる会、 浜山福祉会、荒茅福祉会、 西園保育園、外園福祉会、 神門福祉会、 わたりはし保育園、 京真会</p>	<p>平田断酒会</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>【社会福祉法人】</p> <p>真心会 ほのぼの会 JA いずも福祉会</p>	<p>(社)島根県断酒新生活会斐川支部</p> <p>斐川町更生保護婦人会</p> <p>-</p> <p>【社会福祉法人】</p> <p>島根ライイトハウス 恵寿会 善和会 桑友 莊原福祉会 出東福祉会 出西福祉会</p>
	佐田町	多伎町	湖陵町
	佐田断酒会	-	-
	佐田町更生保護婦人会	【社会福祉法人】 多伎の郷	【社会福祉法人】 壽光会 JA いずも福祉会
	-	-	-
	-	-	たんぼの会
	-	-	【社会福祉法人】 きづき会 まほろばの郷
	-	-	大社町更生保護婦人会
	-	-	大社町

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の定義

公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

(行政実例 昭和 24.1.13 昭和 34.12.16 等)

公共的団体等に関する法律

・市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

（国、都道府県等の協力等）

第 16 条

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

【解説】合併市町村において、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体が存続することは、新市の一体性の確立の上から好ましくないので、本規定が設けられている。

・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公共的団体等の監督）

第 157 条 普通地方公共団体の長は、普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

【解説】「総合調整を図るため、これを指揮監督する」とは、これら公共的団体相互間の総合調整を図るためばかりでなく、これら公共的団体の産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして当該普通地方公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たしめるためにも公共的団体を指揮監督することができるものと解される。

先進事例

篠山市

公共的団体については新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

(1) 各町共通の団体について

ア 新町との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

イ 郡単位の上部組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新町組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。

ウ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

エ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(2) 各町独自の団体について

原則として、現行のとおりとする。

西東京市

公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるとする。

2市に共通している団体で、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。

2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。

2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合できるよう調整に努めるものとする。

2市に独自の団体は、現行のとおりとする。

ひたちなか市

公共的団体については、合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備に努めるとする。

2市に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。

独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

統合に時間を要する団体については、3年以内を目標として統合できるよう調整に努めるものとする。

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部企画広報分科会 1-1

協議項目	各種事務事業（儀式・表彰）の取扱いについて	協議細目	名誉市民制度
調整の方針	<p>名誉市民制度については、新市において定めるものとする。 なお、現在の各市町の名誉市民及び名誉町民は、新市においても名誉市民として引き継ぐものとする。</p>		
	現 況		
	出 雲 市	平 田 市	斐 川 町
	佐 田 市	佐 田 市	佐 田 町
【選定方法】	出雲市名誉市民選挙審議会の審議を経て、市議会の同意を得て選定	【選定方法】 市長が平田市名誉市民選挙審議会の審議を経て、市議会での同意を得て決定	【選定方法】 佐田町名誉市民選挙審議会の審議を経て議会の同意を得て選定
【受賞者】	昭和56年 加藤 辨三郎（元協和発酵会長 故人） 遠藤嘉右衛門（元出雲信用組合会長 故人） 福代 良知（元島根県議会議員 故人） 昭和61年 森山 金一（元島根県議会議員） 布野 信忠（元出雲市長） 平成4年 成相 善十（元参議院議員 故人） 直良 光洋（元出雲市長） 平成8年 福間 秀雄（元出雲商工会議所会頭 故人） 岸 明正（元JAいづせ組合長 故人）	【受賞者】 木佐徳之助（昭和42年7月12日） 大谷 彌吉（昭和42年7月12日） 原 良宗（平成2年9月5日）	【受賞者】 昭和56年 加藤 喬（開業医 故人） 平成13年 石崎英一（開業医、元村議会議長）
【顕彰】	出雲市名誉市民章	【顕彰】 平田市名誉市民章	【顕彰】 佐田町名誉市民章
【待遇】	(1) 市が行う式典への招待 (2) 死亡の際における相当の礼をもつてする弔慰 (3) その他市長が必要と認める待遇	【待遇】 (1) 市が行う式典への招待 (2) 死亡の際における相当の礼をもつてする弔慰 (3) その他市長が必要と認める待遇	【待遇】 (1) 町が行う式典への招待 (2) 死亡の際における相当の礼をもつてする弔慰 (3) その他町長が必要と認める待遇

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部企画広報分科会 1-2

協議項目	各種事務事業（儀式・表彰）の取扱いについて	協議細目	名普市民制度
調整の方針	<p>名普市民制度については、新市において定めるものとする。 なお、現在の各市町の各普市民及び各普町民は、新市においても各普市民として引き継ぐものとする。</p>		
現 況			
多 伎 町	<p>【選考方法】 町長が多伎町名普町民選考審議会の審議を経て、町議会の同意を得て選定</p> <p>【受賞者】2名 平成3年 藤原 信一（元多伎町長） 田 中 賢（元鳥根県議会議員 故人）</p>	大 社 町	調整の具体的内容
【顕彰】 多伎町名普町民章	<p>【選定方法】 町長が湖陵町名普町民選考審議会の審議を経て、町議会の同意を得て選定</p> <p>【受賞者】 なし</p>	湖 陵 町	<p>名普市民制度については、新市において定めるものとする。 なお、現在の各市町の各普市民及び各普町民は、新市においても各普市民として引き継ぐものとする。</p>
【顕彰】 湖陵町名普町民章	<p>【顕彰】 湖陵町名普町民章</p>	該 当 な し	
【待遇】 (1) 町が行う式典への招待 (2) 死亡の際における相当の礼をもってする弔意 (3) その他町長が必要と認める待遇	<p>【待遇】 (1) 町が行う式典への招待 (2) 死亡の際における相当の礼をもってする弔意 (3) その他町長が必要と認める待遇</p>		

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部企画広報分科会 2 - 2

協議項目	各種事務事業（機式・表彰関係）の取扱いについて	協議細目	栄典・褒章
調整の方針	表彰制度については、新市において定めるものとする。		
現 況			
出 雲 市	<p>前項に規定するものを除くほか、15年以上法令又は条例、規則若しくは機関の定める規程により設けられた委員及び委員会等の構成員の職にある者又はあった者で、その功績が顕著な者</p> <p>(3) 前2条の規定に該当する者で、本市発展のため貢献した功績が、特に卓越する者</p>	平 田 市	佐 田 町
<p>表彰の時期】 市制施行に関する記念式典時</p> <p>受賞者】 (1) 功 労 表 彰 539人 (2) 自治功労表彰 216人 (3) 特別功労表彰 18人</p> <p>感謝状贈呈の選考】 各部長等が内申書を作成し、総務部長に提出。総務部長は、庁議に報告するとともに、市長に上申。市長は、上申に基づき被贈呈者を決定。</p> <p>感謝状贈呈の基準】 市の産業経済の発展、治安 交通安全の推進等に寄与し、この功績が顕著であるもの 市の福祉、教育、科学、文化、スポーツ、国際交流等の向上に寄与し、その功績が顕著であるもの 建設工事において、市への貢献の度合いが顕著であるもの 篤行者であって、他の模範となるもの 公益のため多額の私財を寄付したものの 前各号に定めるもののほか、特に市長が認めたもの</p>	<p>団体又は個人であって芸術、科学、体育等本市の文化及びスポーツの振興に寄与し、その功績が顕著である者 篤行者であって他の模範となるものに規定する者でその年数に満たないものであっても特にその功績が顕著であるもの 前各号に定めるもののほか、市に關し特にその功績が顕著である者</p> <p>表彰の時期】 受賞者】 (1) 特別功労表彰 34人 (2) 功 労 表 彰 119人 (3) 善 行 表 彰 666人</p>	<p>表彰の時期】 5年ごとに行う周年記念式典時及び随時 受賞者】</p>	<p>表彰の時期】 スサノオの里ごとことまつり(佐田町産業文化祭)合併又は町制施行に係る記念式典時 受賞者】</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部企画広報分科会 2 - 3

協議項目	各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて	協議細目			栄典・褒章
調整の方針		表彰制度については、新市において定めるものとする。			
調整の具体的な内容		表彰制度については、新市において定めるものとする。			
現況		多 岐 市	湖 陵 町	大 社 町	町
表彰の種類】	表彰の種類】	表彰の種類】	表彰の種類】	表彰の種類】	表彰の種類】
(1) 功労表彰 (2) 自治功労表彰 (3) 特別功労表彰	表彰の選考】 (1) (2) 町長が決定 (3) 町長が多岐町特別功労表彰審議会の審議を経て決定	表彰の選考】 政治、産業、経済、教育、文化その他公共の事業に貢献し功労顕著であること 本町職員で満20年以上勤続し功労顕著であること 本町職員で勤続年数が20年に満たないが特別な功労がある者 この他、住民の模範となるべき行為があること	表彰の選考】 表彰審査委員会に諮って町長が決定。	表彰の選考】 表彰審査委員会に諮って町長が決定。	表彰の選考】 表彰審査委員会に諮って町長が決定。
表彰の基準】	表彰の基準】	表彰の基準】	表彰の基準】	表彰の基準】	表彰の基準】
(1) 消防防災、防犯、交通安全等に功労のあった者 納税思想の普及に功労のあった者 産業振興に功労のあった者 教育、文化、スポーツの向上に功労のあった者 福祉、保健、衛生事業等の充実に功労のあった者 者 土木建築事業に功労のあった者 篤行者であって、他の模範となる者 前各号に定める者のほか、特に表彰することが適当と認められる者	(2) 町長の職に8年以上在職した者 町議会議員の職に12年以上在職した者 議会の同意を得て選任され、若しくは任命される町の行政委員会の委員又は助役の職に15年以上在職した者若しくはしている者 町の職員その他これに準ずる職に25年以上在職し、その職務に精励した者又はしている者	(3) 前2条の規定に該当する者でその功績が特に卓越する者	行政上特に功績顕著であると認められた者 他の行政庁、団体又はその他から表彰されて、その事績が町の面目に寄与するものと認められた者 その善行又は徳行が特に一般の範とするに足ると認められた者	行政上特に功績顕著であると認められた者 他の行政庁、団体又はその他から表彰されて、その事績が町の面目に寄与するものと認められた者 その善行又は徳行が特に一般の範とするに足ると認められた者	行政上特に功績顕著であると認められた者 他の行政庁、団体又はその他から表彰されて、その事績が町の面目に寄与するものと認められた者 その善行又は徳行が特に一般の範とするに足ると認められた者

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会企画広報分科会 2 - 4

協議項目	各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて	協議細目	栄典・褒章
調整の方針	表彰制度については、新市において定めるものとする。		
	現 況		
	多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町
表彰の時期】 旧村合併又は町制施行に係る記念式典時 必要に応じて随時 受賞者】 (1) 功 勞 表 彰 (2) 自 治 功 勞 表 彰 (3) 特 別 功 勞 表 彰	表彰の時期】 毎年 受賞者】	表彰の時期】 毎年 受賞者】	表彰制度については、新市において定めるものとする。

出雲地区合併協議会の調整方針

消防防災専門部会消防防災分科会 1-1

協議項目	各種事務事業（防災関係）の取扱いについて	協議細目	地域防災計画
調整の方針	地域防災計画については、新市において速やかに策定する。 ただし、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併時に指揮命令系統など有事業即応体制を確立する。		
現 況			
出 雲 市			
出雲市地域防災計画 (平成15年5月改正版)	出雲市地域防災計画 (平成14年12月改正版)	出雲市	出雲市
(1)構成 1章 災害予防に関する計画 2章 災害応急対策	(1)構成 1編 総則 2編 地震災害対策編 3編 風水害対策編		
出雲市防災会議 (1)構成 ・会 ・専門委員会 ・国関係委員会 ・県関係委員会 ・警察関係委員会 ・市関係委員会 ・教育関係委員会 ・消防関係委員会 ・公共機関関係委員会	34名 1名 1名 2名 4名 1名 9名 1名 2名 13名		
平 田 市			
平田市地域防災計画 (平成14年12月改正版)	平田市地域防災計画 (平成14年12月改正版)	平田市	平田市
(1)構成 1編 総則 2編 地震災害対策編 3編 風水害対策編	(1)構成 1編 総則 2部 災害予防計画 3部 災害対応計画		
平田市防災会議 (1)構成 ・会 ・国関係委員会 ・県関係委員会 ・警察関係委員会 ・市関係委員会 ・教育関係委員会 ・消防関係委員会 ・公共機関関係委員会	31名 1名 2名 4名 1名 10名 1名 2名 10名		
斐 川 町			
斐川町地域防災計画 (平成15年度改正予定)	斐川町地域防災計画 (平成15年度改正予定)	斐川町	斐川町
(1)構成 1部 総則 2部 災害予防計画 3部 災害対応計画	(1)構成 1編 総則 2編 地震災害対策編 3編 風水害対策編		
斐川町防災会議 (1)構成 ・会 ・国関係委員会 ・県関係委員会 ・警察関係委員会 ・町関係委員会 ・教育関係委員会 ・消防関係委員会 ・公共機関関係委員会	42名 1名 2名 2名 5名 13名 6名 5名 8名		
佐 田 町			
佐田町地域防災計画 (平成14年12月改正版)	佐田町地域防災計画 (平成14年12月改正版)	佐田町	佐田町
(1)構成 1編 地震災害対策編 1編 風水害対策編	(1)構成 1編 総則 2部 災害予防計画 3部 災害対応計画		
佐田町防災会議 (1)構成 ・会 ・県関係委員会 ・警察関係委員会 ・町関係委員会 ・教育関係委員会 ・消防関係委員会	12名 1名 2名 2名 5名 1名 1名		

出雲地区合併協議会の調整方針

消防防災専門部会消防防災分科会 1-2

協議項目	各種事務事業（防災関係）の取扱いについて	協議細目	地域防災計画
調整の方針	地域防災計画については、新市において速やかに策定する。ただし、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併時に指揮命令系統など有事対応体制を確立する。		
現 況			
多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町	調 整 の 具 体 的 内 容
多伎町地域防災計画 （平成15年度改正予定） (1)構成 1編 震災対策編 1編 風水害等対策編	湖陵町地域防災計画 （平成13年3月改正版） (1)構成 1編 風水害等対策編 1編 震災対策編	大社町地域防災計画 （平成14年3月改正） (1)構成 1編 総則 2編 震災対策編 3編 風水害等対策編 4編 事故災害等対策編	地域防災計画については、新市において速やかに策定する。ただし、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併時に指揮命令系統など有事対応体制を確立する。
多伎町防災会議 (1)構成 ・会 長 1名 ・国 関係委 員 1名 ・県 関係委 員 2名 ・警 察 関係委 員 2名 ・町 関係委 員 6名 ・教 育 関係委 員 1名 ・消 防 関係委 員 1名 ・公 共 機関関係委 員 2名	湖陵町防災会議 (1)構成 ・会 長 1名 ・県 関係委 員 1名 ・警 察 関係委 員 2名 ・町 関係委 員 6名 ・教 育 関係委 員 1名 ・消 防 関係委 員 3名 ・公 共 機関関係委 員 1名	大社町防災会議 (1)構成 ・会 長 1名 ・国 関係委 員 2名 ・県 関係委 員 4名 ・警 察 関係委 員 1名 ・町 関係委 員 19名 ・教 育 関係委 員 1名 ・消 防 関係委 員 1名 ・公 共 機関関係委 員 3名	

地域防災計画に関する法令

災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域にかかる災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 四 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

3 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。

4 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

5 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

防災基本計画の概要

作成修正の経緯

防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する基本的な計画である。

本計画は、昭和38年に作成され、昭和46年に一部修正された。

その後、阪神・淡路大震災において大規模な被害が生じた経験・教訓を踏まえ、平成7年7月、自然災害対策を中心とした修正を行うとともに、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、事故災害についても防災対策の充実強化を図るため、平成9年6月、事故災害対策を追加する修正を行った。

また、平成12年5月には、平成11年9月に発生した茨城県東海村ウラン加工施設における臨界事故を踏まえた「原子力災害対策特別措置法」（平成12年6月施行）に合わせ、原子力災害対策編を修正するとともに、同年12月には、中央省庁等改革に伴う所要の修正を行った。

さらに、平成14年4月には、近年の災害対策の進展に伴い計画の実効性を向上させるため、風水害対策編、原子力災害対策編について修正を行った。

・原子力災害対策編の修正（平成12年5月）

対象の拡充（従来の対象である原子力発電所及び再処理施設に加え、加工施設、貯蔵施設、廃棄施設、運搬も対象として追加）。

原子力災害対策特別措置法に関連する記述の追加等。

モニタリング機能の強化等計画の実効性を高める具体的な記述の充実。

・中央省庁等改革に伴う修正（平成12年12月）

平成13年1月の省庁再編と同時に、速やかに、新省庁が災害対策に取り組む体制を整えるために、必要となる修正を行った。

・風水害対策編、原子力災害対策編の修正（平成14年4月）

(1) 風水害対策編について、洪水、土砂災害、高潮の核災害に関して、最近の水防法の改正、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の制定及び各種提言等を踏まえ、新たな対応体制を確立すべく修正を行った。

(2) 原子力災害対策編について、原子力艦の原子力災害対策の新規追加、及び緊急被ばく医療に係る所要の修正を行った。

計画の特色

(1) 災害の種類別に体系構成

災害の種類に応じて講じるべき対策が容易に参照できるような編構成としている。

第1編 総則

第2編 震災対策編

第3編 風水害対策編

第4編 火山災害対策編

第5編 雪害対策編

第6編 海上災害対策編

第7編 航空災害対策編

第8編 鉄道災害対策編

第9編 道路災害対策編

第10編 原子力災害対策編

第11編 危険物等災害対策編

第12編 大規模な火事災害対策編

第13編 林野火災対策編

第14編 その他の災害に共通する対策編

第15編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

(2) 対応の時間的順序を考慮して各編を構成

各編は、災害予防・事前対策、災害応急対策、災害復旧・復興という順序で構成され、それらの内容も含め、原則として災害対策の時間的な順序に沿って記述している。

また、災害復興についてもその進め方について示している。

(3) できるだけ具体的に対策を記述

基本計画としての性格を考えながら、できるだけ具体的に災害対策の内容を、「誰が」、「何を」すべきかを明確にしている。

(4) 国、地方公共団体のみならず国民の防災活動も明示

「自らの安全は自らが守る」のが防災の基本とし、家庭での水・食料の備蓄など予防・安全対策や自主防災・ボランティア等の促進について定めている。

(5) 防災をめぐる社会構造の変化を踏まえた対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等の進展に伴い、災害に対する脆弱性が高まっているとの認識のもと、これらの変化に十分に配慮して防災対策を推進することとしている。

計画の概要

(1) 震災対策などの自然災害対策の特色

〔1〕情報収集

・ヘリTVシステム等画像情報の収集・連絡

航空機など多様な情報収集手段を整備・活用するとともに、ヘリTVシステム、監視カメラ等による画像情報を利用し、早期に被害規模を把握する。

・地理情報システム等による被害規模の早期把握

災害対策を支援する地理情報システム(GIS)の構築を図り、被害規模を早期に把握して迅速な災害応急対策の実施に役立てる。

〔2〕災害応急対策

・広域的な応援体制

各機関が平常時から相互応援の協定を締結しておき、災害時には速やかな応援体制整備や応援要請を行う。

また、警察や消防の広域的な緊急援助隊の整備を図る。

・自衛隊の災害派遣

都道府県と自衛隊は、平常時から連携体制を強化し、役割や連絡方法等をあらかじめ定めておく。災害時には、都道府県知事は必要があれば直ちに自衛隊に派遣要請する。また、補完的・例外的に、災害の事態に照らし、特に緊急を要し派遣要請を待ついとまがない時などには自衛隊は部隊等を派遣できる。

・非常災害対策本部等の現地対策本部の設置

大規模な災害時は、災害応急対策の総合調整のため、国は直ちに非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置するが、現地対策本部員は発災後速やかに政府調査団とともに現地に入り、そのまま常駐する。

〔3〕緊急輸送

・臨時ヘリポートの候補地指定と活用

災害時の緊急輸送の確保のため、地方公共団体は、あらかじめ臨時ヘリポートの候補地を指定し、通信機器等を必要に応じ、当該場所に備蓄するよう努め、災害時に臨時ヘリポートを開設する。

〔４〕食料等の調達・供給

・備蓄・調達体制の整備

国・地方公共団体は、あらかじめ備蓄拠点を設けるなど備蓄・調達体制を整備するとともに、災害時には非常災害対策本部等による総合調整を踏まえ、適切な供給確保を図る。

〔５〕避難収容活動

・避難場所の生活環境

地方公共団体は、避難所となる公民館・学校等には、換気・照明等の設備の整備や井戸、仮設トイレ、通信機器等の整備に努める。また、災害時には、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難場所の早期解消に努める。

〔６〕自発的支援の受け入れ

・海外からの支援の受け入れ

海外からの支援については、あらかじめ支援機関についての情報蓄積を図るとともに、受け入れの可能性のある分野について検討し、対応方針を定めておく。災害時には、非常災害対策本部等は海外支援受け入れの可能性を検討して受け入れ計画を作成し、これに基づいて関係省庁が受け入れる。

・ボランティアの環境整備

国、地方公共団体は、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア諸団体と連携し、活動環境の整備を図り、平常時からボランティアの登録、研修、調整、活動拠点等について検討する。また、災害時には、ボランティアの受け入れ体制を確保するよう努めるとともに、ボランティアの技能が活かされるよう配慮し、必要に応じて活動拠点を提供する等、活動の支援に努める。

〔７〕その他

・災害弱者

高齢者、障害者、外国人等の災害弱者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要であり、このため、平常時から地域において災害弱者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、平常時には、避難誘導はもとより、高齢者、障害者の避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等に努める。

・耐震性の確保

土木構造物、各種施設の耐震性確保の基本的考え方として、i) 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと、ii) 発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと、を基本目標として設計し、さらに施設の重要度によっては耐震性能に余裕をもたせる。

また、個々の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的に機能を確保することも対策に含める。

一方、既存建築物の耐震診断、耐震補強を推進する施策を積極的に実施していく。

(2) 海上災害などの事故災害対策の特色

〔１〕情報の収集連絡体制の整備

迅速な情報の収集・連絡の重要性に鑑み、安全規制担当省庁（例：海上災害対策は運輸省）を中心とした関係省庁等の情報収集連絡体制及び官邸への情報連絡など、事故発生時及びその後の情報の収集・連絡経路等を具体的に規定

〔２〕警戒本部の設置

大規模な油流出事故災害については、事故の態様から、被害が発生する前の警戒段階から警戒本部を設置して、政府の対応体制を構築

〔 3 〕 非常災害対策本部等の設置

a) 非常災害対策本部の設置

- ・大規模な被害が発生していると認められたときは、内閣総理大臣は直ちに非常災害対策本部を設置。本部において災害応急対策の総合調整を実施
- ・本部長：安全規制担当省庁の国務大臣
- ・設置場所（本部及び事務局）：安全規制担当省庁内
- ・非常災害対策本部の活動内容：災害応急対策に関する総合調整
- ・現地対策本部の設置：内閣総理大臣への報告等

b) 緊急災害対策本部の設置

〔 4 〕 災害応急活動

- ・各省庁、関係機関等の実施する捜索、救助・救急、医療、消火、緊急輸送、避難収容、自衛隊の災害派遣、関係者等への的確な情報伝達などの災害応急活動について、実施主体、実施内容、相互連携等を規定
- ・油流出に対する防除措置など危険物等の大量流出に対する応急対策（海上災害対策、危険物等災害対策）

（ 3 ） 原子力災害対策編の特色

（ 災害予防 ）

- 〔 1 〕 原子力事業者の全ての活動について、多重防護の考え方に立つことを明示し、安全規制担当省庁は危機管理マニュアルを策定することを規定。
- 〔 2 〕 原子力事業者が事業所ごとに原子力防災組織を設置し、十分な数の防災要員を配置し、原子力事業者防災業務計画を作成するとともに、必要な防災資機材を整備することを規定。
- 〔 3 〕 国による緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の指定と平常時の訓練に活用する旨を規定
- 〔 4 〕 地方公共団体による緊急時モニタリング計画及び避難誘導計画の作成。
- 〔 5 〕 国、地方公共団体、原子力事業者等は、共同して、住民参加を考慮した総合防災訓練を実施するとともに、防災業務関係者に対する研修を実施する旨を規定。

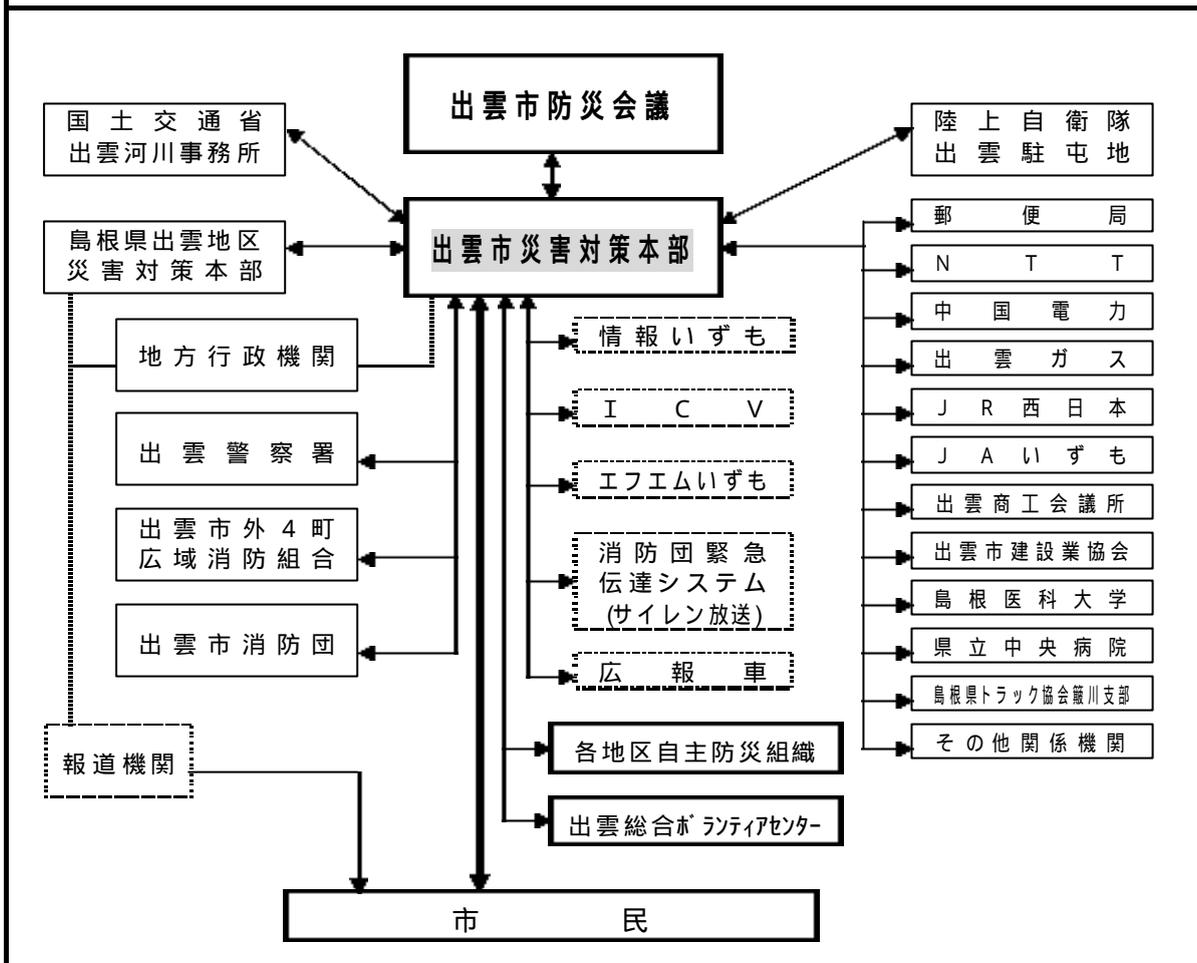
（ 災害応急対策 ）

- 〔 1 〕 原子力事業者が、特定事象発見後、15分以内を目処に、官邸、安全規制担当省庁等へ通報する旨の規定と通報を受けた安全規制担当省庁等の取るべき措置に関する規定の明示。
- 〔 2 〕 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出と屋内対比又は避難の指示・勧告等緊急事態応急対策の地方公共団体に対する指示についての規定の明示。
- 〔 3 〕 原子力災害対策本部と現地対策本部の設置に関する具体的な内容・手続きに関する規定の明示
- 〔 4 〕 オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会を置く旨等を規定。
- 〔 5 〕 地方公共団体による避難場所の開設、屋内退避、避難等の緊急事態応急対策の実施に関する既定の明示。
- 〔 6 〕 救助・救急、医療活動の実施に関する規定の明示。
- 〔 7 〕 一時滞在者や災害弱者等に配慮した周辺住民、国民等への的確な情報伝達活動を行うことを規定。
- 〔 8 〕 核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策の実施に関する規定の明示。

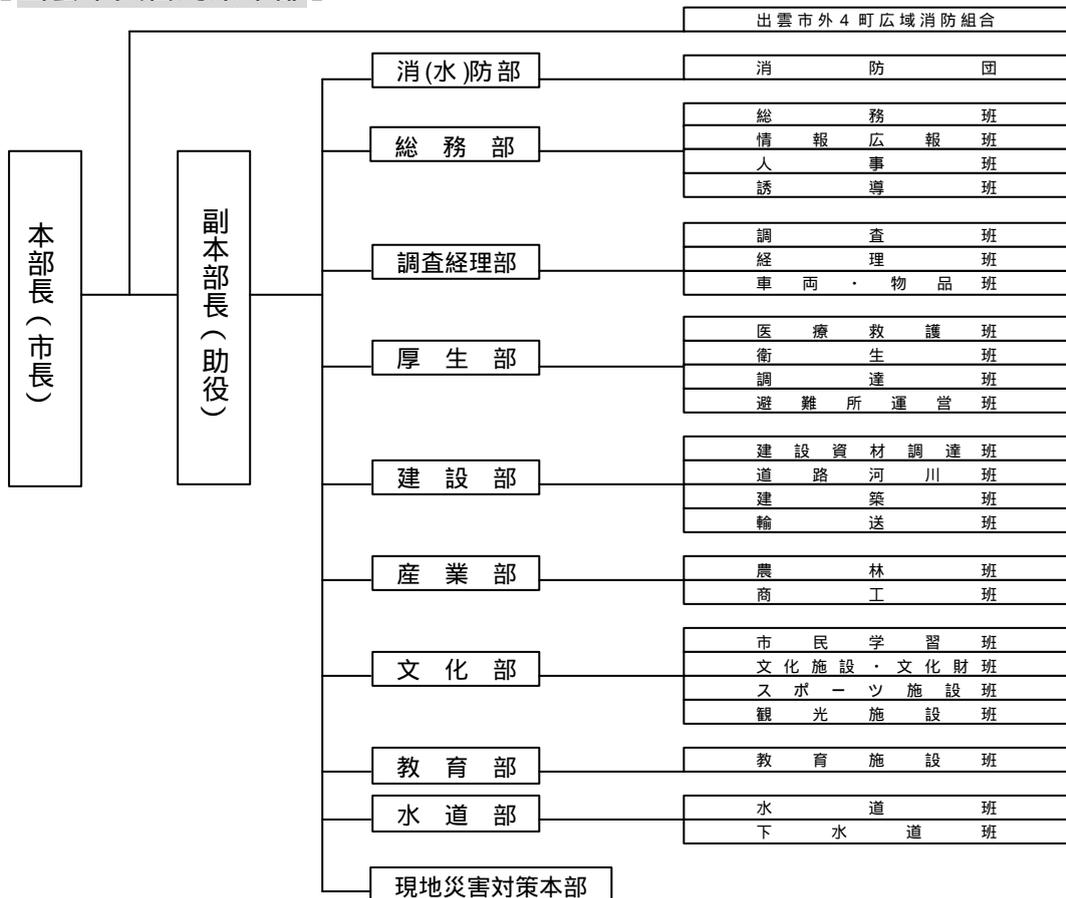
（ 災害復旧 ）

原子力緊急事態解除宣言等に関する規定とその後の周辺住民等に対する健康に関する相談体制の整備、原子力災害に関する風評被害の影響の軽減のための措置、被災中小企業、農林漁業斜塔に対する支援措置等に関する規定の明示。

出雲市の防災組織の例



【出雲市災害対策本部】



災害体制の一般基準				
	種別	時期	災害体制の決定	体制の内容
本部設置前	〔注意体制〕	出雲市に震度3程度の地震が発生した場合	総務課長 (消防防災係)	気象台が発表する震度を基準とするので、テレビ、ラジオの地震速報に注意し、各自が確認し、自主的に参集する。
	第1次災害体制 〔準備体制〕 〔警戒体制〕	1 大雨、洪水等気象予報の発令若しくは寡占が指定推移を超える搭載外発生の危険がある場合又は、軽微な災害が発生した場合で必要と認めるとき 2 気象警報が発表された場合 3 出雲市に震度4程度の地震が発生し、または津波注意報の発令があったことにより災害発生の危険がある場合又は、軽微な災害が発生した場合で必要と認めるとき	総務課長が関係課長と協議し必要があるときと認めるときは、総務部長に報告し、総務部長が決定する。	<ul style="list-style-type: none"> 総務課及び関係各課は、気象及び災害情報、応急措置状況等について収集連絡を行う。 総務課長は、状況により関係課長と協議の上関係課から増員配置する。 第2次災害体制に関する課等においては、第2次災害体制に対する準備を行う。 地区担当者は、直ちに出勤できるよう職場又は自宅で待機し、総務課長の指示を待つこと。
	第2次災害体制 〔警戒体制〕	1 気象予報の切り替え、あるいは河川の水位が警戒水位を超える等、災害の危険が極めて増大した場合、又は災害が発生した場合で必要と認めるとき 2 出雲市に震度5弱程度の地震が発生し、又は津波警報の発令があったことにより災害の危険が極めて増大した場合又は、災害が発生した場合で必要と認めるとき	総務部長が関係部長と協議し必要があるときと認めるときは、市長に報告し、市長が決定する。	<ul style="list-style-type: none"> 災害体制動員計画表による人員配置とするが、災害の状況情勢に応じて適当な範囲内で適宜増減するものとする。 関係各部においては、第3次災害体制に対する準備を行うものとする。 地区担当者は、出勤指示があったときは、直ちに地区コミュニティセンター（又は地区対策本部）に勤務し、情報収集津防災活動に従事する。
	第3次災害体制 〔非常体制〕	災害が拡大し第2次災害体制では対処できない場合	市長（災害対策本部長）が決定する。	<ul style="list-style-type: none"> 職員全員配置 挙市的な災害対策配置 各部各班は全面的に防災活動を行う。
	特別体制	市内に突発的に事故及び災害が発生した場合で必要と認めるとき	市長が決定する。	市長がその都度指示する。
本部設置後	現地災害対策本部の設置	第2次体制、第3次体制もしくは特別体制で必要と認めるとき	市長が決定する。	市長がその都度指示する。

本部	体制	時期	災害体制の決定	体制の内容
設置前	震災第一体制	1. 市及び市周辺に震度4程度の地震があったことにより、軽微な災害が発生し又は発生の危険がある場合で必要と認めるとき 2. 気象庁が「島根県出雲石見区津波注意」の津波注意報を発表したとき 3. その他必要と認めるとき	自動配備 助役が各課長と協議して決定する	1. 動員については、別に定める震災第一体制による動員を行う。 2. 業務については、情報収集又は連絡活動を主として行い、状況によっては第二次体制に迅速に移行する。
	震災第二体制	1. 市及び市周辺に震度5弱程度の地震があったことにより、災害が発生し又は発生の危険が極めて増大した場合で必要と認めるとき 2. 震災が拡大し、震災第一体制では対処できないとき 3. 気象庁が「島根県出雲石見区津波又は大津波」の津波警報を発表したとき 4. その他必要と認めるとき	自動配備 (市災害対策本部設置前) 1. 助役が各課長と協議して決定する 2. 市長が指示したとき (市災害対策本部設置後) 1. 市本部長(市長)が指示したとき	1. 動員については、別に定める震災第二体制による動員を行う。 2. 業務については、情報収集、連絡活動、震災応急措置を講ずるとともに、状況によっては対策本部設置又は設置準備を行う。
設置後	震災第三体制	1. 市及び市周辺に震度6強以上の地震があったとき 2. 上記震災第二体制では対処できないとき 3. 気象庁が「島根県出雲石見区津波又は大津波」の警報を引き続き発表し、必要と認めるとき 4. その他必要と認めるとき	自動配備 市長が指示する	1. 動員については、別に定める震災第三体制による動員を行う。 (全員参集) 2. 業務については、情報収集、連絡活動、震災応急措置を講ずるとともに、状況に応じて要員不足の班への応援を行うものとする。

風水害等災害配備体制基準

本部	時期	決定	体制の内容	体制の内容
第一災害体制 (準備態勢)	気象等の予報の発令あるいは河川が通常水位を超える等災害発生の危険があり、又は軽微な災害が発生した場合で必要と認めるとき	市長が決定する	特に関係ある部課の少数の人数で、情報収集及び連絡活動等が円滑に行いうる体制をとる	1. 本部連絡員配備 2. 情報の収集 3. 災害要望に必要な措置及び指示 4. 庁内及び関係機関との連絡 5. 防災資機材の確保又は整備 6. その他防災に必要なこと
第二災害体制 (警戒体制)	1. 気象等の予警報の更新あるいは河川が警戒水位を超える等災害発生の危険が極めて増大した場合、又は災害が発生した場合で必要と認めるとき 2. 対策本部が設置されたとき	市長が決定する	災害応急対策に関係ある部課の所要人員で、情報収集及び連絡活動並びに応急措置を実施し、状況により第三災害体制に移行しうる体制とする	第一災害体制での処理事項のほか次の事項を処理する 1. 地区連絡係要員の派遣 2. 必要と認める災害対策
第三災害体制 (非常体制)	市内に災害が発生し更に被害が増大する場合で、対策本部が設置されたとき	市長が決定する	災害対策本部に関係ある職員は全員防災業務に従事する。対策本部に関係ない職員も全員登庁又は在庁し指示を待つ	災害対策全般
特別災害体制	市内が突発的な事故及び災害が発生した場合で必要と認めるとき	市長が決定する		その都度市長が指示する

体制	災害事象	主な対応
<p>A 災害警戒本部体制 (配備基準：地震第1配備)</p> <p>本部長：助役 副本部長：総務課長 土木振興課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本町で震度4の地震が発生したとき ・その他助役が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、伝達
<p>B 災害対策本部体制 (配備基準：地震第2配備)</p> <p>本部長：町長 副本部長：助役</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町域に震度5弱以上の地震を観測したとき ・その他町長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、伝達 ・避難 ・消火 ・救助、救急、捜索 ・二次災害防止 ・災害対策調整会議の開催 ・その他被害状況に対応した活動

風水害等災害配備体制基準

体制	災害事象	主な対応
<p>A 災害警戒本部体制 (配備基準：注意配備)</p> <p>責任者：総務課長 副責任者：総務課長補佐</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・松江地方気象台が島根県東部予報区に気象警報を発表したとき ・その他総務課長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、伝達
<p>B 災害対策本部体制 (配備基準：警戒配備)</p> <p>本部長：総務課長 副本部長：土木振興課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報が発表されている場合で、県総合防災情報システム等の情報を勘案し、被害が発生する恐れがあると総務課長が認めるとき 雨量、水位、降水量予測、土砂山崩れ警報情報等に注意 ・斐伊川洪水注意報が発表されたとき ・斐伊川の天津、源光寺橋のどちらかで、指定水位（天津1.9m、減光寺橋2.0m）を超え、警戒水位に達すると予想されるとき ・軽微な災害が発生し総務課長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、伝達 ・警戒活動 ・避難
<p>C 災害対策本部体制 (配備基準：非常配備)</p> <p>本部長：町長 副本部長：助役</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報が発表されている場合で、県総合防災情報システム等の情報を勘案し、甚大な被害が発生する恐れがあると町長が認めるとき 雨量、水位、降水量予測、土砂山崩れ警報情報等に注意 ・斐伊川洪水警報が発表されたとき ・斐伊川の天津、源光寺橋のどちらかで、警戒水位（天津2.5m、減光寺橋2.8m）を超えると予想されるとき ・台風の通過により本県が暴風域に入ることが明らかで、かなりの被害が予想されるとき ・その他町長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、伝達 ・警戒活動 ・避難 米 各避難所に職員配置 ・災害対策調整会議の開催 ・その他被害状況に対応した活動

【佐 田 町】

地震災害配備体制基準

本部	体制	時期	体制の内容	配備体制
警戒本部位制	第一次体制	1. 町域に震度4程度の地震が発生した時 2. 町域に震度5弱の地震が発生した時 3. その他必要と認める時	速やかに災害・銃砲の収集活動ができる体制とする 小規模の災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第二次体制に移行できる体制とする	総務課（防災担当者含む） 総務課長が必要と認める範囲
対策本部位制	第二次体制	1. 町域に震度5弱の地震が発生し、相当な被害があり、または予測される時 2. 町域に震度5強、6弱の地震が発生した時 3. 震災第一体制で対処できない時 4. その他必要と認める時	第一次体制のほか、関係各部において更に必要と認める人員を確保し、いつでも第三次体制に移行できる体制とする	本部長 副本部長 部長 本部長が必要と認める範囲
	第三次体制	1. 町域に震度6強以上の地震が発生した時 2. 第二次体制では対処できない時 3. その他必要と認める時	各部の全員をもって直ちに全活動を行うことができる体制とする	全員
	特別配備	被害の規模が大きく、町の対応能力を超えている時、又は超えることが予想される時	各部の全員をもって行う体制で、各部に与えられた事務又は業務の内容を超えて緊急度の高いものから順次動員の再編成を行い、機動的に対処できる体制とする	全員

風水害等災害配備体制基準

本部	体制	時期	体制の内容	配備体制
警戒本部位制	第一次体制	1. 気象等の予報の発令あるいは河川が通常の水位を超える等災害発生危険がある場合 2. 軽微な災害が発生した場合で必要と認められた時 3. 気象警報が発表された時 4. その他必要と認める時	速やかに災害・銃砲の収集活動ができる体制とする 小規模の災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第二次体制に移行できる体制とする	総務課（防災担当者含む） 総務課長が必要と認める範囲
対策本部位制	第二次体制	1. 気象等の警報の更新あるいは河川が通常の水位を超える等により、相当規模の災害が発生する恐れがある場合 2. 相当規模の災害が発生し、その対策又は被害の拡大防止のため、町長が必要と認められた時 3. 第一次体制で対処できない時 4. その他必要と認める時	第一次体制のほか、関係各部において更に必要と認める人員を確保し、いつでも第三次体制に移行できる体制とする	本部長 副本部長 部長 本部長が必要と認める範囲
	第三次体制	1. 大規模な災害が発生した時 2. 大規模な災害が発生することが予想される場合 3. 第二次体制では対処できない時 4. その他必要と認める時	各部の全員をもって直ちに全活動を行うことができる体制とする	全員
	特別配備	被害の規模が大きく、町の対応能力を超えている時、又は超えることが予想される時	各部の全員をもって行う体制で、各部に与えられた事務又は業務の内容を超えて緊急度の高いものから順次動員の再編成を行い、機動的に対処できる体制とする	全員

【多 伎 町】

地震災害配備体制基準

本部	体制に入る基準	震災体制の決定	動員	業務の内容
注意体制 責任者 総務課長	1. 町内に震度3の地震が発生した時	自動配備	消防防災担当職員	1. 津波及び災害等についての情報収集、注意喚起
災害警戒本部体制 責任者 総務課長 副責任者 建設課長 産業振興課長	1. 町内に震度4以上の地震が発生した時 2. 本町沿岸に津波注意報（津波注意）が発表されたとき	自動配備	〔勤務時間外〕 各課長等、予め当該課長等が指名する職員及びその他の自主登庁職員。 その他の職員は自宅等において待機。 〔平常勤務時〕 各課長等及び当該課長等が指名する職員。	1. 津波及び災害等についての情報収集 2. 災害予防に必要な措置及び指示 3. 庁内及び関係諸機関との連携 4. 災害対策本部体制に対する準備 5. 危機地の避難勧告
	3. その他必要と認める時	総務課長が各課長等と協議し、町長に報告し、町長が決定する。		
災害対策本部体制 責任者（本部長） 町長 副責任者（副本部長） 助役	1. 町内に震度5弱又は5強の地震が発生した時	災害警戒本部会議において協議し、町長に報告し、町長が決定する	〔勤務時間外〕 登庁可能な全職員（参集不可能職員の確認） 〔平常勤務時〕 全長等及び原則として一部の窓口等対応職員を除く全職員。	1. 津波及び災害等についての情報収集 2. 災害応急対策として必要な措置及び指示 3. 庁内及び関係諸機関との連携 4. 危機地の避難勧告・指示
	2. 町内に震度6弱以上の地震が発生した時 3. 本町沿岸に津波警報（津波又は大津波）が発表された時	自動配備		
	4. その他必要と認める時	災害警戒本部会議において協議し、町長に報告し、町長が決定する		

風水害等災害配備体制基準

体制	災害事象	主な対応
A 注意体制 （配備基準：注意配備） 責任者：総務課長 副責任者：総務課長補佐 又は防災担当係長	<ul style="list-style-type: none"> ・松江地方気象台が島根県東部（又は西部）予報区に気象警報を発表したとき ただし、高潮警報が発表された場合は、災害対策本部体制とする。 ・その他総務課長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、伝達
B 災害警戒本部体制 （配備基準：警戒配備） 本部長：総務課長 副本部長：産業振興課長 建設課長	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の場合で被害が発生する恐れがあると総務課長が認めたとき ・連続雨量が90mmを超えたとき ・田儀川（越堂橋）の水位が2.0mに達したとき ・軽微な被害が発生し総務課長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、伝達 ・警戒活動 ・避難
C 災害対策本部体制 （配備基準：非常配備） 本部長：町長 副本部長：助役	<ul style="list-style-type: none"> ・連続雨量が130mmを超えたとき ・田儀川（越堂橋）の水位が2.5mに達したとき ・台風が本県を直撃することが明らかで、かなりの被害が予想されるとき ・台風の通過により本県が暴風域に入ることが明らかで、かなりの被害が予想されるとき ・松江地方気象台が島根県東部（又は西部）予報区に高潮警報を発表したとき ・大規模な被害が発生し、又は発生の恐れがあり町長が必要と認められたとき ・その他町長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、伝達 ・警戒活動 ・避難 ・災害対策調整会議の開催 ・その他被害状況に対応した活動

【湖 陵 町】

地震災害配備体制基準

本部	体制	時期	体制の内容	配備体制
警戒本部位制	第一次体制	1. 町域に震度4程度の地震が発生した時 2. 大阪管区気象台が「島根県出雲石見」の津波注意報を発表した時 3. 町域に震度5弱の地震が発生した時 4. その他必要と認める時	速やかに災害・銃砲の収集活動ができる体制とする 小規模の災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第二次体制に移行できる体制とする	総務課 (防災担当者含む) 総務課長が必要と認める範囲
		1. 町域に震度5弱の地震が発生し、相当な被害があり、または予測される時 2. 町域に震度5強、6弱の地震が発生した時 3. 大阪管区気象台が「島根県出雲石見」の津波警報を発表した時 4. 震災第一体制で対処できない時 5. その他必要と認める時	第一次体制のほか、関係各部において更に必要と認める人員を確保し、いつでも第三次体制に移行できる体制とする	本部長 副本部長 班長 本部長が必要と認める範囲
対策本部位制	第二次体制	1. 町域に震度6強以上の地震が発生した時 2. 大阪管区気象台が「島根県出雲石見」の津波警報を発表した時(継続して発表している時) 3. 第二次体制では対処できない時 4. その他必要と認める時	各部の全員をもって直ちに全活動を行うことができる体制とする	全員
	第三次体制	被害の規模が大きく、町の対応能力を超えている時、又は超えることが予想される時	各部の全員をもって行う体制で、各部各班に与えられた事務又は業務の内容を超えて緊急度の高いものから順次動員の再編成を行い、機動的に対処できる体制とする	全員
	特別配備			

風水害等災害配備体制基準

本部	体制	時期	体制の内容	配備体制
警戒本部位制	第一次体制	1. 気象等の予報の発令あるいは河川が通常の水位を超える等災害発生危険がある場合 2. 軽微な災害が発生した場合で必要と認められた時 3. 気象警報が発表された時 4. その他必要と認める時	速やかに災害・銃砲の収集活動ができる体制とする 小規模の災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第二次体制に移行できる体制とする	担当課 (防災担当者含む) 担当課長が必要と認める範囲
		1. 気象等の警報の更新あるいは河川が通常の水位を超える等により、相当規模の災害が発生する恐れがある場合 2. 相当規模の災害が発生し、その対策又は被害の拡大防止のため、町長が必要と認められた時 3. 第一次体制で対処できない時 4. その他必要と認める時	第一次体制のほか、関係各部において更に必要と認める人員を確保し、いつでも第三次体制に移行できる体制とする	本部長 副本部長 班長 本部長が必要と認める範囲
対策本部位制	第二次体制	1. 大規模な災害が発生した時 2. 大規模な災害が発生することが予想される場合 3. 第二次体制では対処できない時 4. その他必要と認める時	各部の全員をもって直ちに全活動を行うことができる体制とする	全員
	第三次体制	被害の規模が大きく、町の対応能力を超えている時、又は超えることが予想される時	各部の全員をもって行う体制で、各部各班に与えられた事務又は業務の内容を超えて緊急度の高いものから順次動員の再編成を行い、機動的に対処できる体制とする	全員
	特別配備			

本部	種別	体制に入る時期	震災体制の決定	動員及び業務の内容
設置前	震災第1次体制	1. 町及び町周辺に震度4程度の地震が観測されたとき 2. 大阪管区気象台が「島根県出雲石見区津波」の津波注意報を発表したとき 3. その他必要と認めるとき	自動配備 総務課長が関係課長と協議し、必要と認めるときは、助役に報告し、助役が決定する	1. 動員については、別に定める震災第1体制による動員を行う。 2. 業務については、情報収集又は連絡活動を主として行い、状況によっては第2次体制に迅速に移行する。
	震災第2次体制	1. 町及び町周辺に震度5弱、5強の地震が観測されたとき 2. 震災が拡大し、震災第1体制では対処できないとき 3. 大阪管区気象台が「島根県出雲石見区津波」の津波警報を発表したとき 4. その他必要と認めるとき	自動配備 (町本部設置前) 1. 総務課長が関係課長と協議し、必要と認めるときは、助役に報告し、助役が決定する 2. 町長が指示したとき (町本部設置後) 1. 町本部長(町長)が指示したとき	1. 動員については、別に定める震災第2体制による動員を行う。災害の状況情勢に応じて適当な範囲内で適宜増減する。関係各課においては、防災活動に従事するとともに情報収集班と相互に情報連絡を行う 2. 業務については、情報収集、連絡活動、震災応急措置を講ずるとともに、状況によっては対策本部設置又は設置準備を行う。
	震災第3次体制	1. 町及び町周辺に震度6弱以上の地震が観測されたとき 2. 上記震災第二体制では対処できないとき 3. 大阪管区気象台が「島根県出雲石見区津波」の警報(大津波)が発表されたとき 4. その他必要と認めるとき	自動配備 町本部長(町長)が指示する	1. 動員については、別に定める震災第3体制による動員を行う。(全員参集) 2. 業務については、情報収集、連絡活動、震災応急措置を講ずるとともに、状況に応じて要員不足の班への応援を行うものとする。
設置後				

風水害等災害配備体制基準

本部	時期	決定	体制の概要	処理事項
第1次風水害体制 (準備態勢)	1. 気象予報が発表され、あるいは河川が通常水位を超える等災害発生の危険がある場合 2. 気象警報が発表された場合 3. 軽微な災害が発生した場合で必要と認めるとき	総務課長が関係課長と協議し、必要と認めるときは、助役に報告し、助役が決定する	1. 気象及び災害情報等について、収集連絡を行うとともに、総務課、消防署及び関係各課は必要な措置を講ずる 2. 第2次風水害体制に対する準備を行う	1. 本部連絡員配備 2. 情報の収集 3. 災害要望に必要な措置及び指示 4. 庁内及び関係機関との連絡 5. 防災資機材の確保又は整備 6. その他防災に必要なこと
第2次風水害体制 (警戒体制)	1. 気象等予報の切替、あるいは河川の水位が警戒水位を超える等災害の危険が極めて増大した場合 2. 災害が発生した場合で必要と認めるとき	1. 助役が関係課長と協議し、必要と認めるときに、町長に報告し、町長が決定する 2. 町長が指示したとき	1. 関係各課においては、防災活動に従事し、関係各課と相互に情報連絡を行い、対策を協議し必要な措置を講ずる。 2. 第3次風水害体制の準備を行う。 3. 派遣対策員は、出動指示があったときは、直ちに情報収集等防災活動に従事する。	第1風水害体制での処理事項のほか必要と認める災害対策
第3次風水害体制 (非常体制)	1. 大規模な災害が発生する恐れがあり、町長が必要と認められた場合。 2. 災害の規模及び範囲から特に対策を要すると町長が認めた場合	町長が決定する	1. 災害対策本部に關係ある職員は防災業務に従事する。対策本部に關係ない職員も全員登庁又は在庁し指示を待つ 2. 町内における防災関係機関及びその他の防災重要施設の管理者に対し、町長が動員を要請する	災害対策全般
特別災害体制	町内が突発的な事故及び災害が発生した場合で必要と認めるとき	町長が決定する	町長が決定する	その都度町長が指示する

出雲地区合併協議会の調整方針

消防防災専門部会消防防災分科会 2 - 1

協議項目	各種事務事業（防災関係）の取扱いについて	協議細目	水防計画
調整の方針	水防計画については、新市において速やかに策定する。 ただし、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併時に指揮命令系統など有事即応体制を確立する。		
現 況			
出雲市水防計画 (平成 15年 5月改正版)	出雲市	斐川町	佐田町
出雲市水防協議会 (1)構成 ・会長 1名 ・副会長 1名 ・委員 16名	平田市水防計画 (平成 14年 12月改正版) 平田市水防会議 ・平田市防災会議 と兼ねる	斐川町水防計画 (平成 15年度改正予定) 斐川町水防会議 ・斐川町防災会議 と兼ねる	水防計画 なし (地域防災計画 により対応)

出雲地区合併協議会の調整方針

消防防災専門部会消防防災分科会 2 - 2

協議項目	各種事務事業（防災関係）の取扱いについて	協議細目	水防計画
調整の方針	水防計画については、新市において速やかに策定する。 ただし、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併時に指揮命令系統など有専即応体制を確立する。		
現 況			
多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町	調整の具体的な内容 水防計画については、新市において速やかに策定する。 ただし、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併時に指揮命令系統など有専即応体制を確立する。
水防計画なし (地域防災計画により対応)	水防計画なし (地域防災計画により対応)	水防計画なし (地域防災計画により対応)	
水防計画なし (地域防災計画により対応)	水防計画なし (地域防災計画により対応)	水防計画なし (地域防災計画により対応)	

水防計画に関する法令

水防法（昭和24年6月4日法律第193号）

（水防計画）

第25条 指定管理団体の水防管理者は、水防協議会を置く指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を置かず、かつ災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をおく市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議にはかつて、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、都道府県知事に協議しなければならない。

（水防協議会）

第26条 指定管理団体の水防計画その他水防に監視重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会をおくことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長1人及び委員25人以内で組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもって充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

出雲地区合併協議会の調整方針

消防防災専門部会消防防災分科会 3 - 1

協議項目	各種事務事業（防災関係）の取扱いについて	協議細目	防災無線（有線を含む）
調整の方針	<p>防災無線（有線を含む）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市において防災無線システムの構築について検討する。</p>		
現況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
<p>無線 移動系無線 基地局：1基（市役所） 周波数：466.2MHz 陸上移動局：34局 市役所内 6台 公用車車載等 4台 コミュニティ - 8台 消防団 16台 同報系無線 親局（役場） 固定局 遠隔制御局 固定局 周波数：466.2MHz 固定局 屋外拡声子局 16局（各公民館） 遠隔制御局 - 出雲広域消防本部</p>	<p>無線 未設置</p>	<p>無線 移動系無線 基地局：1局（役場） 周波数：466.1875MHz 陸上移動局：32局</p> <p>同報系無線 斐川町防災行政無線 15年度整備予定</p> <p>親局（役場） 中継局（仏経山） 遠隔制御局 中継局（仏経山） 中継局 固定局 固定局 屋外拡声子局 25局 戸別受信機 7,500戸（全戸） 遠隔制御局 - 有線放送協会、出雲広域消防本部</p> <p>その他 無線 FAX - 避難所 24ヶ所に設置</p>	<p>無線 移動系無線 基地局：1局（役場） 周波数：466.25MHz 陸上移動局：7局 公用車車載 3台 ハンディタイプ 4台</p> <p>同報系無線 親局（役場） 中継局（黒山） 周波数：63.68MHz 中継局 固定局 周波数：407.25MHz 固定局 屋外拡声子局 8局 戸別受信機 1,250戸（全戸）</p>
有線 なし	有線 有線放送電話により対応 （同報系）	有線 有線放送電話により対応 （同報系）	有線 なし

出雲地区合併協議会の調整方針

消防防災専門部会消防防災分科会 3 - 2

協議項目	各種事務事業（防災関係）の取扱いについて	協議細目	防災無線（有線を含む）
調整の方針	<p>防災無線（有線を含む）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市において防災無線システムの構築について検討する。</p>		
現況			
多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町	調 整 の 具 体 的 内 容
<p>無線 移動系無線 基地局（役場）赤谷中継局（口田機） 周波数：60.74MHz 赤谷中継局 陸上移動局 周波数：466.275MHz 陸上移動局：30局 ・公用車 載 11台 ・携帯 タイプ 19台</p>	<p>無線 移動系無線（地域防災無線） 基地局：1局（役場） 周波数：800MHz～900MHz 陸上移動局：34局 ・ハンディタイプ 34台</p>	<p>無線 未設置</p>	<p>防災無線（有線を含む）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市において防災無線システムの構築について検討する。</p>
<p>同報系無線 親局（役場）赤谷中継局（口田機） 周波数：57.665MHz 赤谷中継局 固定局 周波数：69.405MHz 固定局 ・屋外拡声子 局 12局 ・戸別受信 機 1,390戸（全戸）</p>	<p>同報系無線 親局（役場） 固定局 遠隔制御局 固定局 周波数：69.765MHz 固定局 ・屋外拡声子 局 12局 ・戸別受信 機 1,750戸（全戸） 遠隔制御局 - 出雲広域消防本部、役場直室</p>	<p>有線 なし</p>	
<p>有線 なし</p>	<p>有線 なし</p>	<p>有線 有線放送電話により対応（同報系）</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 健康医療分科会 1 1

協議項目	国民健康保険事業の取扱い										協議細目	国民健康保険事業
調整の方針	別紙のとおり											
調整の具体的内容												
<p>1.賦課形態(国民健康保険料又は国民健康保険料の状況) 保険料として取扱う町: 平田市、斐川町、湖陵町 保険料として取扱う市町: 出雲市、多伎町、佐田町、大社町</p> <p>2 国民健康保険料(税)</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>1 賦課形態 賦課形態については、保険料とする。</p> <p>2 国民健康保険料 国民健康保険料については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 賦課方式は、現行のとおり方式とする。</p> <p>(2) 保険料率については、次の事項を基本に調整する。 医療分については、_____</p> <p style="text-align: center;">2 案件記 (別紙 1 参照)</p> <p>介護分については、制度の趣旨、又地域実情に大きな差異がないことから、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から新市保険料率を決定し、均一賦課とする。</p> <p>(3) 限度額は、現行のとおりとする</p> <p>(4) 本算定の時期は、出雲市、平田市、湖陵町の例により調整する。</p> <p>(5) 納付回数、納期は、湖陵町の例により調整する。なお仮算定は行わない。</p>											
現況												
(保険料(税)は平成14年度状況、その他は平成15年度状況)												
区	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町					
医療分	課税所得に対して	5.5%	5.3%	4.59%	5.51%	5.39%	6.69%					
	当該年度の固定資産税	22.7%	11.8%	21.08%	33.54%	34.53%	46.73%					
介護分	被保険者1人当たり	3060円	2380円	2880円	2230円	2457円	2787円					
	1世帯当たり	2550円	2170円	2607円	1910円	2032円	2455円					
限度額	課税所得に対して	0.7%	0.76%	0.57%	0.67%	0.68%	0.83%					
	当該年度の固定資産税	4.4%	2.44%	3.97%	6.84%	7.96%	8.83%					
納期	被保険者1人当たり	680円	590円	620円	560円	565円	628円					
	1世帯当たり	390円	370円	375円	330円	341円	363円					
本算定の時期	最高限度額	530,000円	同左	同左	同左	同左	同左					
	最高限度額	80,000円	同左	同左	同左	同左	同左					
納期	第1期	7/16~7/31	5月末日	4月末日	4/1~4/30	4/1~4/30	7/15~7/31	本算定8月	本算定7月	本算定8月	7/15~7/31	4/16~4/30
	第2期	8/16~8/31	6月末日	5月末日	7/1~7/31	8/1~8/31	8/15~8/31	9/1~9/30	9/15~9/30	9/15~9/30	8/16~8/31	6/16~6/30
	第3期	9/16~9/30	7月末日	6月末日	9/1~9/30	9/1~9/30	9/15~9/30	10/1~10/31	10/15~10/31	10/15~10/31	10/16~10/31	8/16~8/31
	第4期	10/16~10/31	8月末日	7月末日	1/1~1/31	1/1~1/31	1/15~1/31	2/1~2/28	2/15~2/28	2/15~2/28	2/16~2/28	10/16~10/31
	第5期	11/16~11/30	9月末日	8月末日	3/1~3/31	3/1~3/31	3/1~3/31	4/1~4/30	4/1~4/30	4/15~4/30	4/15~4/30	11/16~11/30
	第6期	12/16~12/27	10月末日	9月末日	10月末日	10月末日	10月末日	11/1~11/30	11/1~11/30	11/15~11/30	11/15~11/30	12/16~12/31
	第7期	1/16~1/31	11月末日	10月末日	11月末日	11月末日	11月末日	12/1~12/31	12/1~12/31	12/15~12/31	12/15~12/31	1/16~1/31
	第8期	3/16~3/31	12月末日	11月末日	12月末日	12月末日	12月末日	1/1~1/31	1/15~1/31	2/1~2/28	2/15~2/28	3/16~3/31
	第9期		1月末日	12月末日	1月末日	1月末日	1月末日	2/1~2/28	2/15~2/28	3/1~3/31	3/15~3/31	
第10期		2月末日	1月末日	2月末日	2月末日	2月末日	3/1~3/31	3/1~3/31	3/1~3/31	3/1~3/31		
第11期		3月末日	2月末日	3月末日	3月末日	3月末日						
第12期			3月末日	3月末日	3月末日	3月末日						

出雲地区合併協議会の調整方針

住民福祉専門部会 健康 医療分科会 1 2

協議項目	国民健康保険事業の取扱い										協議細目	国民健康保険事業		
調整の方針	別紙のとおり													
現況														
調整の具体的な内容 (6) 賦課割合については、現行のとおり、応能と応益の割合を可能な限り50対50に近づけるよう標準化する。 (7) 保険料の軽減については、賦課割合に対して軽減割合が決まることから、賦課割合とともに現行のまま新市に引き継ぐ。	区	分	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町					
	医療分	応能割合	所得割合	49.74%	50%	50%	50%	50%	50%	49.36%	40%	38.82%		
		応益割合	均等割合	50.26%	50%	50%	50%	50%	50%	50.64%	10%	10.54%		
		医療分	所得割合	49.28%	50%	50%	50%	50%	50%	51.17%	35%	35.22%		
		介護分	所得割合	37.85%	45%	40%	40%	40%	40%	38.36%	15%	15.42%		
			資産割合	11.43%	5%	10%	10%	10%	10%	12.81%	40%	38.36%		
			均等割合	50.72%	50%	50%	50%	50%	50%	48.83%	35%	30.25%		
			平均割合	15.17%	15%	15%	15%	15%	15%	18.58%	15%	18.58%		
			前年度総所得が、市(町)民税の基礎控除額(33万円)を超過しない世帯	均等割7.0%減額										
			前年度総所得が、基礎控除額(3万円)+Q4万5千円(世帯主を除く被保険者数)を超過しない世帯	平均割7.0%減額										
		前年度総所得が、基礎控除額(3万円)+β5万円(世帯の被保険者数)を超過しない世帯	均等割5.0%減額											
		前年度総所得が、基礎控除額(3万円)+β5万円(世帯の被保険者数)を超過しない世帯	平均割5.0%減額											
		前年度総所得が、基礎控除額(3万円)+β5万円(世帯の被保険者数)を超過しない世帯	均等割2.0%減額											
		前年度総所得が、基礎控除額(3万円)+β5万円(世帯の被保険者数)を超過しない世帯	平均割2.0%減額											
3 任意給付(出産育児一時金、葬祭費) 出産育児一時金は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 葬祭費は、平田市、斐川町、佐田町及び大社町の例により合併時に統一する。														
4 国民健康保険運営協議会 合併時に統一する。 委員構成については、出雲市の例により統一する。 委員定数、選任方法等は合併までに調整する。														
(平成14年度給付状況)														
区	分	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町						
出産育児一時金	件数	119	27	24	1	4	8	12						
	1件当たりの給付額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	3,000円	3,000円						
葬祭費	件数	469	188	109	32	37	40	130						
	1件当たりの給付額	2,000円	3,000円	3,000円	25,000円(3,000円)	2,000円	1,500円	3,000円						
	給付額	9,380,000円	5,640,000円	3,270,000円	800,000円	740,000円	600,000円	3,900,000円						
(H15年度)														
4 国民健康保険運営協議会														
区	分	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町						
被保険者を代表する委員	委員定数	15人	9人	9人	9人	9人	9人	15人						
	被保険者を代表する委員	4人	3人	3人	3人	3人	3人	5人						
国民健康保険医又は薬剤師を代表する委員	委員定数	4人	3人	3人	3人	3人	3人	5人						
	国民健康保険医又は薬剤師を代表する委員	4人	3人	3人	3人	3人	3人	5人						
被用者保険等被保険者を代表する委員	委員定数	4人	3人	3人	3人	3人	3人	5人						
	被用者保険等被保険者を代表する委員	3人	3人	3人	3人	3人	3人	5人						

国民健康保険の税と料

1 二方式(「税」と「料」)存在の経緯

昭和13年	国保制度創設	当初は任意の国保組合、非営利社団法人による医療保険方式
昭和23年	国保法全面改正(新国保法誕生)	市町村公営、強制加入制度に改正
昭和26年	地方税法の改正、「国民健康保険税」創設	税の義務観念による徴収成績の向上が期待
現在	「税」方式採用市町村	90.32% (平成13年度末現在)

合併協議会の構成市町においては、「税」方式が4市町(出雲市・佐田町・多伎町・大社町)であり、「料」方式が3市町(平田市・斐川町・湖陵町)。

2 「税」と「料」の比較

(1) 「税」と「料」の相違点(主なものの抜粋 詳細別資料1)

	税	料
根 拠 法	地方税法	国民健康保険法
賦課権の期間制限	3年	2年
徴収権等消滅時効	5年	2年
徴収権の優先順位	国税と同順位	国税及び地方税に次ぐ
徴収実績(徴収率)	徴収率の比較は、別資料2のとおり	

(2) いずれかの方式を採用した場合の課題・問題点等

	課題・問題点等
税方式採用 (料 税)	ア 住民の理解が必要 強制的徴収観念による抵抗大。税の必然性の明確化 イ 「賦課徴収」と「給付」の二元管理 意思決定の二分化。保険者機能の分断化
料方式採用 (税 料)	ア 徴収率低下等への懸念。 徴収実績等では大差なし。問題なしか。 イ 組織体制の懸念 意思決定の一本化、保険者機能の強化推進が可能

保険税と保険料の相違点

区 分	保険税	保険料
根 拠 法	地方税法	国民健康保険法
課 税 団 体 (保 険 者)	市町村、特別区 (地法第703条の4)	市町村、特別区、国民健康保険組合 (国保法第3条)
標準課税(賦課)総額	地方税法に規定 (地法第703条の4)	国保法施行令に規定 (国保令第29条の5)
課 税 限 度 額	53万円以内 (地法第703条の4)	53万円以内 (国保令第29条の5)
税 (料) 率	条例で規定(税準則第3条～第5条の2) 税率の決定、変更の場合も都道府県知事への協議は不要。	市町村長が告示(料準則第18条) 税率の決定、変更の場合は都道府県知事への協議が必要(国保法第12条)
低所得者に対する軽減	地方税法及び地方税法施行令に算定根拠を示す(地法第703条の5、地令第56条の89)	国保法施行令に規定 (国保令第29条の5)
徴 収 の 方 法	地方税法の規定による(地法第706条)	地方自治法の規定による(地治法第231条)
徴 収 の 特 例 (仮 徴 収 制 度 等)	地方税法の規定により条例で定める(地法第706条の2、706条の3、税準則第9条の2、第9条の3)	国民健康保険法の規定により条例で定める (国保法第81条)
徴 収 手 続	地方税法の規定による(地法第706条)	地方自治法、地方自治法施行令及び条例の規定による(自治法231条、自治令第154条、料準則第23条)
課 税 (賦 課) 権 の 期 間 制 限	3年(地法第17条の5)	2年(国保第110条)
徴収権及び還付請求 権 の 消 滅 時 効	5年(地法第18条、第18条の3)	同上
徴 収 権 の 優 先 順 位	国税及び他の地方税と同順位であり他の全ての債権又は公課に優先する(地法第14条)	先取特権の順位は国税及び地方税に次ぐ (自治法第231条の3)
不 服 申 立 て	課税団体に対する異議申立て(地法第19条)	国保審査会に対する審査請求(国保法第91条)
要 約	<p>保険料の賦課権及び還付請求権は、2年を経過したとき時効により消滅するが、保険税の課税権の期間制限は、原則として法定納期限の翌日から起算して3年、還付請求権はその請求をすることができる日から5年を経過したときに時効により消滅する</p> <p>保険料の滞納処分は、地方自治法の規定によるので、徴収金の先取特権の順位は国税及び地方税に次ぐものとされているが、保険税にあっては、国税及び他の地方税と同順位であり、他の全ての債権又は公課に優先することとなる</p>	<p>保険税では、所得割額の算定方法として3方式が定められているが、保険料では、5方式(3方式の他に市町村民税方式、住民税方式)認められている。</p> <p>保険税の徴収は、徴税吏員に限られているが、保険料の徴収は、会計職員が行うので、吏員以外の者(雇用、嘱託等)でも徴収事務を行うことができる。</p>

2市5町徴収率比較

平成13年度決算ベース

(単位:%)

年度	税方式採用					料方式採用				2市5町
	出雲市	多伎町	佐田町	大社町	1市3町	平田市	斐川町	湖陵町	1市2町	
13	95.51	99.85	99.64	98.02	96.24	96.97	98.31	97.12	97.62	96.70
12	45.60	4.123	65.41	29.58	滞線分	22.82	41.75	26.02	滞線分	
11	12.43	25.13	39.22	6.77		25.82	13.31	31.21		
10	11.77			1.58		5.30	8.43	69.26		
9	8.53			1.76		23.34	6.94	10.67		
8	5.16	10.01		12.41			13.97			

市町村合併に伴う賦課方式の調整状況(平成11年以降)

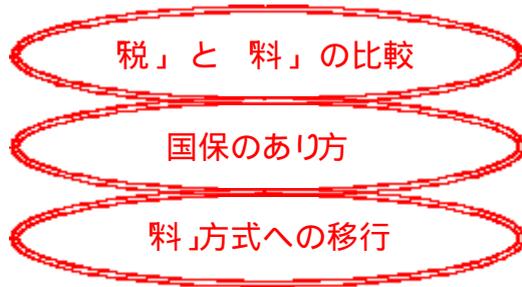
合併調整後

合併前の状況

合併期日		←	合併前の状況		税方式			
合併期日	合併後		合併前	合併前	税方式	料方式		
13.01.01	新潟市	←	新潟市	黒崎町				
13.01.21	西東京市		田無市	保谷市				
15.04.01	呉市		呉市	下浦刈町				
15.04.01	新居浜市	←	新居浜市	別子村				
16.04.01	静岡市		静岡市	清水市				
11.04.01	篠山市	←	篠山町	西紀町	丹南町	今田町		
13.04.01	潮来市		潮来市	牛堀町				
13.05.01	さいたま市		大宮市	浦和市	与野市			
13.11.15	大船渡市		大船渡市	三陸町				
14.04.01	さぬき市		津田町	大川町	志度町	寒川町	長尾町	
14.04.01	久米島市		仲里村	具志川村				
14.11.01	つくば市		つくば市	茎崎町				
15.02.03	福山市		福山市	内海町	新市町			
15.03.01	南部町		南部町	富沢町				
15.03.01	廿日市市		廿日市市	佐伯市	吉和村			
15.04.01	加美町		中新田町	小野田町	宮崎町			
15.04.01	神流町		万場町	中里町				
15.04.01	南アルプス市		八田町	白根町	芦安村	若草町	櫛形町	甲西町
15.04.01	山県市		高富町	伊自良村	美山町			
15.04.01	大崎上島町		大崎町	東野町	木江町			
15.04.01	東かがわ市		引田町	白鳥町	大内町			
15.04.01	宗像市		宗像市	玄海町				
15.04.01	あさぎ町		上村町	免田町	岡原村	須恵村	深田村	

参考》「税」「料」各方式採用保険者数の推移

区分	平成9年度		増減	平成13年度	
税方式の採用	2,942団体	90.47%	13	2,929団体	90.32%
料方式の採用	310団体	9.53%	+4	314団体	9.68%
合計	3,252団体		9	3,243団体	

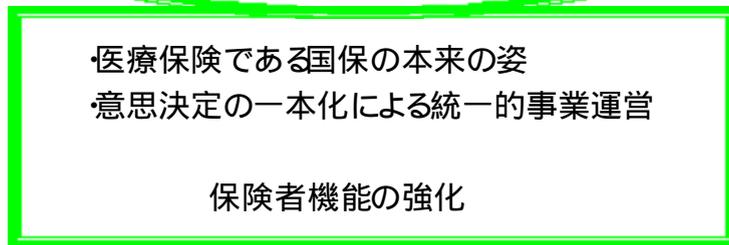


徴収率等大差なし
 本則は「保険料」
 全国的な流れ

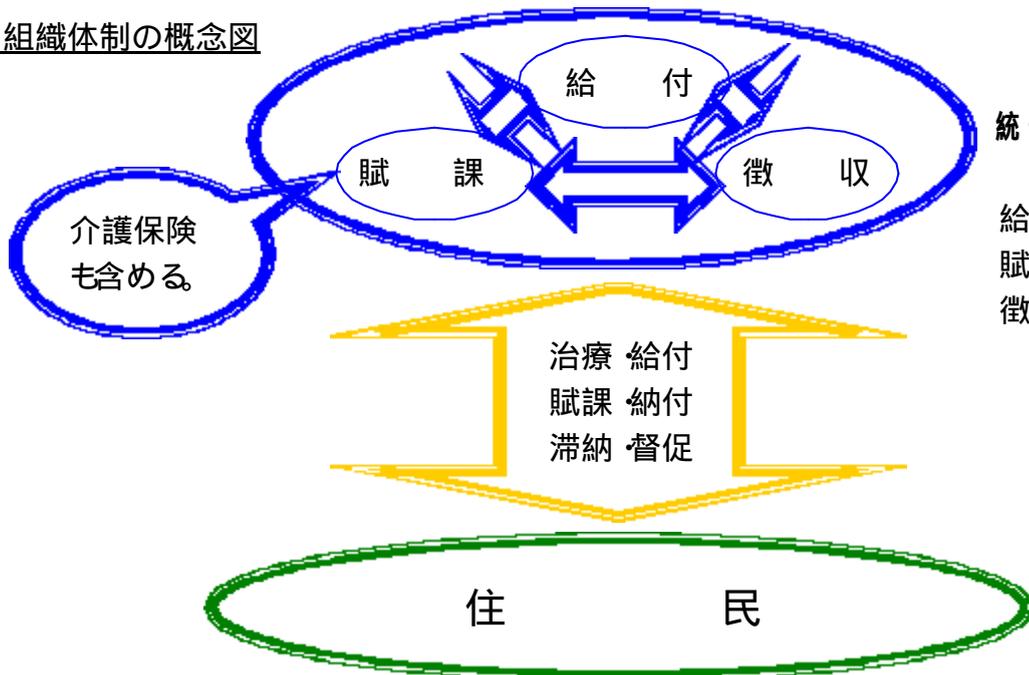
H11.7月
 「国民健康保険税の保険料移行に
 関する検討会」報告



H11年以降の市町村合併では、枠内に
 「税」「料」双方の方式が混在する場合の
 全てが「料」方式に移行<別資料2参照>



組織体制の概念図



統一的事業運営

給付と賦課の連携
 賦課と徴収の連携
 徴収と給付の連携

介護保険
 も含める

国民健康保険料率について

健康・医療分科会

1. 基本理念

国民健康保険制度は、我が国の国民皆保険を支える地域保険として「相互扶助・助け合い」の理念に基づき被保険者から負担を求め、現実には事故が発生した場合にそれを原資として医療給付を行なう社会保障制度である。

国保財政の主たる財源である“保険料”は、その基本理念に照らせば、当然に一人ひとりが能力に応じて等しく負担すべきものである。

2. 調整案の比較検証

本分科会（国保WG）では、合併後の新市国民健康保険のあるべき姿、すなわち「将来にわたって健全で安定した保険運営」を基底に、保険料率について議論を重ね、協議の過程で次の4つの案を導き出した。

- 1) 第一義的に、国保制度の理念から言えば、新市で必要となる額全てについて、新市被保険者に同じ料率で負担を求めるべきであり、これが本来の姿である。

＜基本案＞

しかしながら、現実的には、平成14年度決算ベースで比較して各市町間の1人当たり保険料には格差があり、新市として均一賦課での試算を行なった場合、保険料の上がる市町、下がる市町と地域事情によってまちまちであった。

このため、国保WGでは、

- 2) 平等な負担を原則としつつも、激変緩和措置を講じ保険料率を低く抑え、それによって生ずる財源不足を基金で賄う案も想定した。

＜財政調整案＞

また、合併の段階においては、特例として不均一賦課を採ることが認められ、先進事例にはこの特例を採用している例が見受けられる。保険料の場合、平成14年8月2日改正の国民健康保険法附則第11項の規程により、激変緩和のため不均一賦課を採ることが認められている。

国保WGでは、不均一賦課の検討案として、新市保険料率で試算し、保険料が上がる市町について、

- 3) 旧市町の率を、そのまま据え置く案

＜据置案＞

- 4) これらを包括し、低く設定した均一の率で賦課する案を考えた。＜2分割案＞

国保 WG としては、調整案として導いたこれら 4 案について、新市国民健康保険のあるべき理想像を基本に、地域の特性も考慮に入れ、あらゆる視点から 10 数回に及ぶ議論を重ねたが、結果として一定の結論を導くことができなかった。

3. 国民健康保険料賦課 4 方式の比較検証結果 …… 別添資料

注意事項

比較検証資料の基礎となった数値は、平成 14 年度決算数値等から求めたものであり、合併時における数値とは異なる。

料率の設定にあたっては、各市町が保有する所得、資産等個々のデータを集約し、限度額超過額、軽減額等を見込んで試算しなければ正確な数値が求められないが、システムが統合されていない現段階においては、これを行なうのは不可能なため、今回は、H14 決算等から算定された新市必要額を H14 賦課期日時点の総所得、資産額等で単純に割って求めた。

以上のことから、比較検証資料の調定額等は、実際の数値として考えることはできないが、新市国保の方向性（傾向）を示すものと位置づけ、これを基に比較検証を行なった。

4. まとめ

いずれの調整案を採用するにせよ、基本的には新市国民健康保険が、新しい保険者として「将来にわたり、健全で安定的に運営できる」ことが大前提であり、ひいては被保険者にとっても最善の姿であると考ええる。

先に掲げたように、いずれの調整案においても、それぞれ一長一短が見受けられ、また地域実情もあって本分科会（国保 WG）において調整方針を特定することができなかった。

しかしながら、この調整にあたっては 合併の意義や社会保障の基本理念、住民意識、限りある財源やコストの面等を含めて総合的に比較衡量し、判断することが合併後の新市国民健康保険の安定運営の確保につながるものと考ええる。

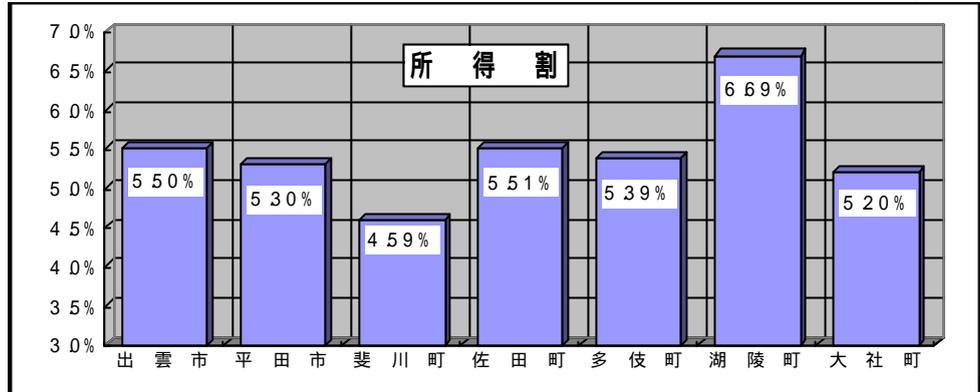
なお、この段階では、賦課方式の調整の論議を行なったが、社会保障の理念に立って言えば、衡平な負担の相対として給付の公平性も確保されなければならない。

給付に関しては、国保の枠にとどまらず、「福祉」「保健」「医療」と連携した広い視点にたち、現状分析を行ないながら一体的な施策を講ずる必要があると考ええる。

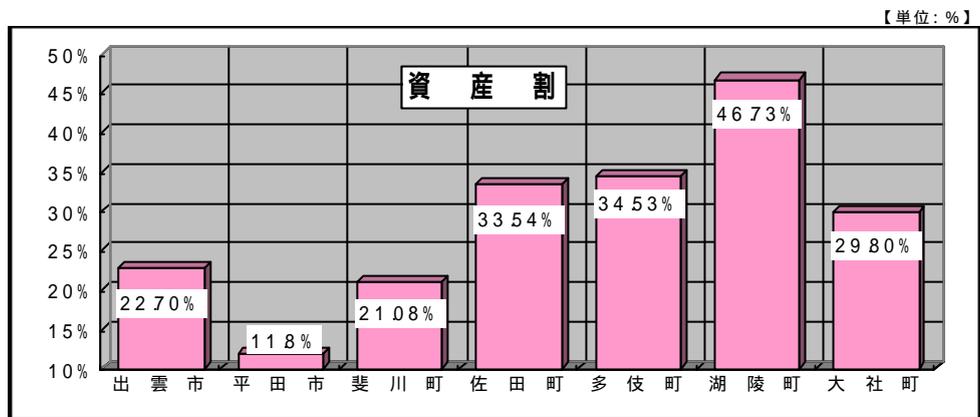
2市1郡 国民健康保険料(税)率 比較グラフ (一般医療分)

14年度 料(税)率適用

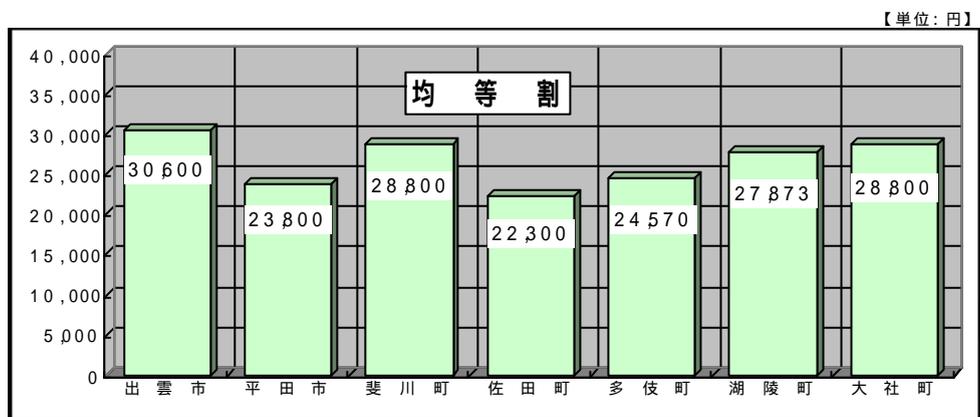
保険者	所得割
出雲市	5.50%
平田市	5.30%
斐川町	4.59%
佐田町	5.51%
多伎町	5.39%
湖陵町	6.69%
大社町	5.20%



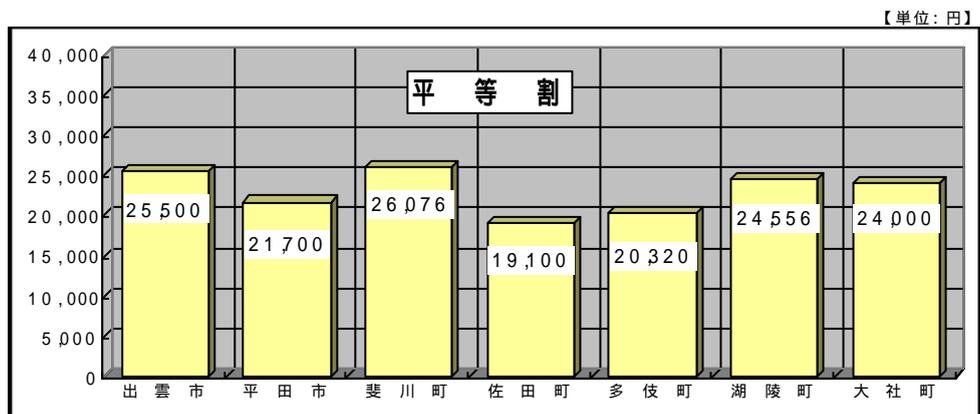
保険者	資産割
出雲市	22.70%
平田市	11.80%
斐川町	21.08%
佐田町	33.54%
多伎町	34.53%
湖陵町	46.73%
大社町	29.80%



保険者	均等割
出雲市	30,600
平田市	23,800
斐川町	28,800
佐田町	22,300
多伎町	24,570
湖陵町	27,873
大社町	28,800



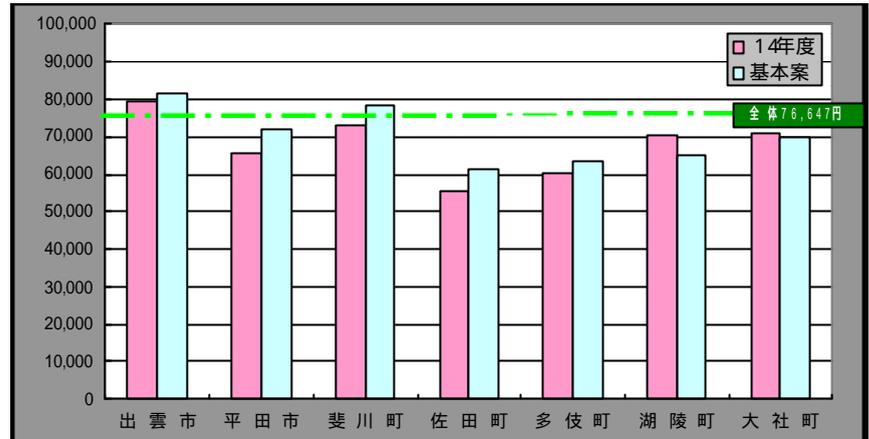
保険者	平等割
出雲市	25,500
平田市	21,700
斐川町	26,076
佐田町	19,100
多伎町	20,320
湖陵町	24,556
大社町	24,000



2市1郡 一人当り年間保険料(税)比較グラフ (一般医療分)

【単位:円】

保 険 者	14年度実績	基本案
出雲市	79,223	81,630
平田市	65,823	71,947
斐川町	73,147	78,654
佐田町	55,442	61,324
多伎町	60,175	63,500
湖陵町	70,452	64,914
大社町	70,745	69,864
新市全体	76,647	



資料B

世帯別モデル試算表 (年間保険料額 / 佐田町)

14年度(実績)		所得割	資産割	均等割	平等割		
		5.51%	33.54%	22,300	19,100		
年間保険料額(低所得者世帯/7割軽減)							
	課税所得	固定資産税	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	保険料/世帯
Aさん	50,000	30,000	2,755	10,062	6,690	5,730	38,600
Bさん	0	0			6,690		
Cさん	0	0			6,690		
計	50,000	30,000			20,070	5,730	
年間保険料額(中間層世帯)							
	課税所得	固定資産税	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	保険料/世帯
Dさん	2,500,000	150,000	165,300	50,310	22,300	19,100	279,300
Eさん	500,000	0			22,300		
計	3,000,000	150,000			44,600	19,100	
年間保険料額(高所得世帯)							
	課税所得	固定資産税	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	保険料/世帯
Fさん	5,500,000	300,000	358,150	100,620	22,300	19,100	522,400
Gさん	1,000,000	0			22,300		
計	6,500,000	300,000			44,600	19,100	

均一賦課(基本案)		所得割	資産割	均等割	平等割		
		4.209%	19.70%	26,827	22,974		
年間保険料額(低所得者世帯/7割軽減)							
	課税所得	固定資産税	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	保険料/世帯
Aさん	50,000	30,000	2,105	5,910	8,048	6,892	39,000
Bさん	0	0			8,048		
Cさん	0	0			8,048		
計	50,000	30,000			24,144	6,892	
年間保険料額(中間層世帯)							
	課税所得	固定資産税	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	保険料/世帯
Dさん	2,500,000	150,000	126,270	29,550	26,827	22,974	232,400
Eさん	500,000	0			26,827		
計	3,000,000	150,000			53,654	22,974	
年間保険料額(高所得世帯)							
	課税所得	固定資産税	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	保険料/世帯
Fさん	5,500,000	300,000	273,585	59,100	26,827	22,974	409,300
Gさん	1,000,000	0			26,827		
計	6,500,000	300,000			53,654	22,974	

一人あたり調定額比較

基本案（新市必要額を被保険者の負担能力に応じて同率で賦課をした場合）

一人あたり調定額	新市	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
H14実績額	73,685円	79,223円	65,823円	73,147円	55,442円	60,175円	70,452円	70,745円
基本賦課	76,647円	81,630円	71,947円	78,654円	61,324円	63,500円	64,914円	69,864円
増減額	2,962円	2,407円	6,124円	5,507円	5,882円	3,325円	5,538円	881円

財政調整案（必要額の一部を基金から財政補填し、負担能力に応じて同率で賦課をした場合）

一人あたり調定額	新市	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
H14実績額	73,685円	79,223円	65,823円	73,147円	55,442円	60,175円	70,452円	70,745円
財政調整賦課	73,530円	78,310円	69,021円	75,456円	58,830円	60,917円	62,274円	67,023円
増減額	155円	913円	3,198円	2,309円	3,388円	742円	8,178円	3,722円

上記表の事例は、1億5千万円を財政調整したと仮定した場合の比較。）

不均一

据置案（新市保険料を基準に、現在の保険料が上がる市町について旧市町の率を据え置いた場合）

一人あたり調定額	新市	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
H14実績額	73,685円	79,223円	65,823円	73,147円	55,442円	60,175円	70,452円	70,745円
据置賦課	73,381円	79,223円	65,823円	73,147円	55,442円	60,175円	64,914円	69,864円
増減額	304円	0円	0円	0円	0円	0円	5,538円	881円

2分割案（新市保険料を基準に、保険料が上がる市町について同率で賦課をした場合）

一人あたり調定額	新市	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
H14実績額	73,685円	79,223円	65,823円	73,147円	55,442円	60,175円	70,452円	70,745円
2分割賦課	73,373円	77,568円	68,539円	74,767円	58,652円	60,704円	64,914円	69,864円
増減額	312円	1,655円	2,716円	1,620円	3,210円	529円	5,538円	881円

不足額総額試算 均一

基本案（新市必要額を被保険者の負担能力に応じて同率で賦課をした場合）

	H17	H18	H19	3年間計	H20	H21	5年間計
新市必要額	3,687,580,777円	3,687,580,777円	3,687,580,777円	11,062,742,331円	3,687,580,777円	3,687,580,777円	18,437,903,885
基本賦課	3,687,580,777円	3,687,580,777円	3,687,580,777円	11,062,742,331円	3,687,580,777円	3,687,580,777円	18,437,903,885
過不足額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0

財政調整案（必要額の一部を基金から財政補填し、負担能力に応じて同率で賦課をした場合）

	H17	H18	H19	3年間計	H20	H21	5年間計
新市必要額	3,687,580,777円	3,687,580,777円	3,687,580,777円	11,062,742,331円	3,687,580,777円	3,687,580,777円	18,437,903,885
財政調整	3,537,580,777円	3,537,580,777円	3,537,580,777円	10,612,742,331円	3,537,580,777円	3,537,580,777円	17,687,903,885
過不足額	150,000,000円	150,000,000円	150,000,000円	450,000,000円	150,000,000円	150,000,000円	750,000,000

上記表の事例は、1億5千万円を財政調整したと仮定した場合の比較。）

不均一

据置案（新市保険料を基準に、現在の保険料が上がる市町について旧市町の率を据え置いた場合）

	H17	H18	H19	3年間計	H20	H21	5年間計
新市必要額	3,687,580,777円	3,687,580,777円	3,687,580,777円	11,062,742,331円	3,687,580,777円	3,687,580,777円	18,437,903,885
据置賦課	3,530,441,727円	3,530,441,727円	3,530,441,727円	10,591,325,181円	3,530,441,727円	3,530,441,727円	17,652,208,635
不足額	157,139,050円	157,139,050円	157,139,050円	471,417,150円	157,139,050円	157,139,050円	785,695,250

2分割案（新市保険料を基準に、保険料が上がる市町について同率で賦課をした場合）

	H17	H18	H19	3年間計	H20	H21	5年間計
新市必要額	3,687,580,777円	3,687,580,777円	3,687,580,777円	11,062,742,331円	3,687,580,777円	3,687,580,777円	18,437,903,885
2分割賦課	3,530,047,422円	3,530,047,422円	3,530,047,422円	10,590,142,266円	3,530,047,422円	3,530,047,422円	17,650,237,110
不足額	157,533,355円	157,533,355円	157,533,355円	472,600,065円	157,533,355円	157,533,355円	787,666,775

国民健康保険料賦課 4 案比較検証

区	分	説 明	緩和措 置	財 源 不 足	財 源 保 確	住 民 意 識	コ ス ト	メ リ ッ ト	課 題、問 題 点
均一賦課	基本案 (パターン1)	合併当初から、新市被保険者が個々の負担能力に応じて必要額全てを同率で衛平負担。	なし	なし	不要	旧市町に応じた不公平感大	必要最小限	新市全域内同率であり、異動に伴う保険料の変動もなく新市住民に衛平感、一体感が醸成される。 電算システム、その維持管理等経費の削減が図れ、事務処理も軽減されることから、細かい住民サービスが可能である。毎年、状況に応じた適切な賦課が可能であり、また原則として財源不足を生じないことから、将来にわたって国保財政の安定運営が図れる。	急激に保険料が負担増となる旧市町住民の理解を得にくい。
	財政調整案 (パターン2)	必要額の一部を基金から財源補填し、財政調整を行ないながら、新市被保険者が個々の負担能力に応じて同率で衛平負担。	あり	あり	要	旧市町に応じた不公平感はあるが緩和	必要最小限	経費節減、事務処理の軽減を図りながら、負担増となる旧市町住民の負担感を緩和し、地域の実情を考慮した運営ができれば、補填する基金の額を段階調整することで、保険料率統一時点での負担増幅を緩和できる。	原則として、補填財源は基金であることから、率の設定、財政調整期間の両面において制約される。 (率の設定如何では、基金に不足を生じる危険がある。)
不均一賦課	据置案 (パターン3)	新市保険料を基準に旧市町保険料より負担率が下がる場合は新市保険料率で均一負担、旧市町保険料より負担増となる場合は旧市町の個々の保険料率を据え置き	あり	あり	要	地域の实情に沿っているため、負担増感はない。 同一市内で負担が異なる不公平感が生じる 住所異動時に率が増える不信感 料率統一時点での負担増感	異動に伴う料率変動 電算システムの煩雑化 料率計算等プログラムの再構築 「資格・賦課」の両面管理 維持管理経費の増 特殊処理に対応する関係機関経費の増 料率統一時における電算システムの調整	新市料率により保険料が減少する旧市町では負担が減少し、増額となる旧市町住民は当面は合併前の地域に準じた負担となり激変緩和が図れる。	同一市内で、旧市町ごとに料率が異なるため住民の不公平感を招く。 旧市町間での異動の都度、料率が変動する。 旧市町間の電算システムの整合性を図る必要があり、異動等に伴う料率計算等プログラムの再構築も必要となるほか、相当額の維持管理経費を要する。 「資格得喪・賦課」に関し新市全体・旧市町単位の両面管理が必要。 電算システム上のプログラムが煩雑であり、管理面でのリスクが大きい。 国保連、支私基金等関係機関の対応が前提となり、応分の経費が予想される。 財源足りうる基金の保有が前提であり、保有状況により調整期間に制約がある。 料率統一時点に、より大幅な負担増が予想される。
	2分割案 (パターン4)	新市保険料を基準に、旧市町保険料より負担増となる場合に大別した2本立ての料率を設定(負担減の場合、新市料率を適用。)	あり	あり	要	ある程度地域の实情に沿った負担感となるが、同時に地域に応じた不公平感も生じる。 据置案と同じ	程度の差はあるが、据置案に同じ	新市料率により負担増となる旧市町住民の負担感を緩和できる。	程度の差はあるが、基本的に据置案に準ずる。 低い料率設定となる旧市町間においても負担の不公平感が残る。 財政調整案と同様、補填財源である基金の問題から、率・調整期間等に制約がある。

国民健康保険（一般医療分）基金不足額

(単位:円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
歳入合計	5,646,287,232	5,715,835,826	5,787,470,878	5,861,254,981	5,937,252,608
歳出合計	9,165,142,764	9,304,239,952	9,447,510,056	9,595,078,263	9,747,073,516
必要額	3,518,855,532	3,588,404,126	3,660,039,178	3,733,823,282	3,809,820,908
調定額	3,450,536,307	3,450,536,307	3,450,536,307	3,450,536,307	3,450,536,307
不足額	68,319,225	137,867,819	209,502,871	283,286,975	359,284,601

財調不足額	3年間	5年間
	415,689,915	1,058,261,491

<試算根拠>

- 1.歳出 医療費の伸びを設定 出雲市の伸び率 3.5% (出雲市が全体の約1/2)
各市町ばらつきはあるが、人口規模で見た場合他市町分は踏襲されると考え3%で設定。
 - 2.歳入 医療費の増加分の50%相当が歳入増。(療養給付費負担金40%、普調10%)
 - 3.保険料(調定額) 15年度の調定額(佐田町のみ14年度調定実績)~景気低迷の社会情勢から横ばいと設定
- 据置案においては、幾分不足額は増える見込。

	財調不足額	給付費等の5%相当	基金必要額	被保険者1人当
1) 財調3年間の場合	415,689,915	437,731,417	853,421,332	17,739
2) 財調5年間の場合	1,058,261,491	444,894,922	1,503,156,413	31,244

国民健康保険基金調整試算

財源不足額を一般被保険者あたりで換算した場合、各市町基金持出し額を試算

2003・6・1現在

市町名	基金保有額 (円)	H14一般 被保険者数 (人)	一人あたり 保有額 (円)
出雲市	325,285,171	23,435	13,880
平田市	176,323,160	8,196	21,513
斐川町	281,959,130	7,029	40,113
佐田町	180,968,000	1,261	143,511
多伎町	101,629,108	1,321	76,933
湖陵町	95,549,586	1,835	52,070
大社町	108,180,000	5,034	21,489
合計	1,269,894,155	48,111	

853,421千円持寄る場合	
持出し額(円)	残額(円)
415,703,870	-90,418,699
145,385,488	30,937,672
124,684,553	157,274,577
22,368,363	158,599,637
23,432,678	78,196,430
32,550,314	62,999,272
89,296,065	18,883,935
853,421,331	416,472,824

1,503,156千円持寄る場合	
持出し額(円)	残額(円)
732,191,610	-406,906,439
256,071,791	-79,748,631
219,610,618	62,348,512
39,398,064	141,569,936
41,272,674	60,356,434
57,331,837	38,217,749
157,279,819	-49,099,819
1,503,156,413	-233,262,258

10億円持寄る場合	
持出し額(円)	残額(円)
487,102,741	-161,817,570
170,356,052	5,967,108
146,099,645	135,859,485
26,210,222	154,757,778
27,457,338	74,171,770
38,140,966	57,408,620
104,633,036	3,546,964
1,000,000,000	269,894,155

出雲市が0円となる場合	
持出し額(円)	残額(円)
325,285,171	0
113,760,480	62,562,680
97,562,520	184,396,610
17,502,680	163,465,320
18,335,480	83,293,628
25,469,800	70,079,786
69,871,920	38,308,080
667,788,051	602,106,104

出雲地区合併協議会の調整方針

住民 福祉専門部会 福祉分科会 1 - 1

協議項目	各種事務事業の取扱い(保育関係 その1)	協議細目	保育所事業
調整の方針	別紙のとおり		
現 況			
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町
<p>1 保育所施設 【公立施設及び定員】 出雲市立中央保育所 90名</p> <p>参考 民間設置認可保育所数 2 箇所(定員1,750名)</p> <p>【開所時間】 平日 7:45~ 18:00 土曜 7:45~ 12:30</p>	<p>1 保育所施設 【公立施設及び定員】 平田市立第1保育所 125名 平田市立第2保育所 160名</p> <p>参考 民間設置認可保育所数 3箇所(定員165名)</p> <p>【開所時間】 平日 7:30~ 18:30 土曜 7:30~ 18:00</p>	<p>1 保育所施設 【公立施設及び定員】 東部保育所 90名 直江保育所 120名 伊波野保育所 120名</p> <p>参考 民間設置認可保育所数 3箇所(定員300名)</p> <p>【開所時間】 平日 7:30~ 18:30 土曜 7:30~ 18:30</p>	<p>1 保育所施設 【公立施設及び定員】 東保育所 50名 西保育所 60名 窪田保育所 90名</p> <p>参考 民間設置認可保育所数 なし</p> <p>【開所時間】 平日 7:30~ 18:30 土曜 7:30~ 12:30</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

住民・福祉専門部会 福祉分科会 1-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(保育関係 その1)	協議細目	保育所事業
調整の方針	別紙のとおり		
現況			
多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町	
<p>1 保育所施設 【私立施設及び定員】 該当なし</p> <p>参考 民間設置認可保育所数 1箇所(定員60名)</p> <p>【開所時間】(民間保育所) 平日 8:30～18:30 土曜 8:30～12:30</p>	<p>1 保育所施設 【私立施設及び定員】 該当なし</p> <p>参考 民間設置認可保育所数 1箇所(定員90名)</p> <p>【開所時間】(民間保育所) 平日 7:15～18:00 土曜 7:15～18:00</p>	<p>1 保育所施設 【私立施設及び定員】 大社保育園 60名</p> <p>参考 民間設置認可保育所数 1箇所(定員135名)</p> <p>【開所時間】 公立 平日 7:30～18:00 土曜 7:30～12:00</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>1 保育所施設 現行のとおり新市に引き継ぐ。 公立保育所のあり方について、新市において検討する。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業の取扱い(保育関係 その1)		保育所事業																																																																																																																																																																																																																																										
調整の方針	別紙のとおり																																																																																																																																																																																																																																												
現況																																																																																																																																																																																																																																													
出雲市	平田市	斐川町	佐田町	田町																																																																																																																																																																																																																																									
<p>2 保育料 平成15年度保育料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>区分</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>生活保護費</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>B</td><td>市民税非課税</td><td>8,500</td><td>5,500</td></tr> <tr><td>C1</td><td>市民税課税(非課税)</td><td>16,200</td><td>11,200</td></tr> <tr><td>C2</td><td>市民税課税(所得割)</td><td>18,000</td><td>13,000</td></tr> <tr><td>D1</td><td>所得税15,000円未満</td><td>22,800</td><td>17,800</td></tr> <tr><td>D2</td><td>所得税16,000円未満</td><td>29,500</td><td>24,500</td></tr> <tr><td>D3</td><td>所得税17,000円未満</td><td>39,500</td><td>31,500</td></tr> <tr><td>D4</td><td>所得税18,000円未満</td><td>44,000</td><td>33,500</td></tr> <tr><td>D5</td><td>所得税19,000円未満</td><td>47,000</td><td>34,500</td></tr> <tr><td>D6</td><td>所得税20,000円未満</td><td>49,500</td><td>36,500</td></tr> </tbody> </table> <p>【数値入所軽減】 (1)所得税額64,000円未満の場合 全額 最7年次の高い児童 半額 2番目に年齢が高い児童 1/10の額 それ以外の児童 1/100の額 (2)所得税額64,000円以上の場合 全額 最7年次の低い児童 半額 2番目に年齢が高い児童 1/100の額 それ以外の児童 1/100の額</p> <p>【母子家庭等の軽減】 2. 3階層の世帯で次の項目に該当する世帯 (1)母子家庭及び父子家庭 (2)在宅障害児(者)がいる世帯 身体障害者手帳の交付を受けた者 療育手帳の交付を受けた者 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者 (3)その他の世帯 生活保護法に定める要保護者等で市長が認めた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2'</td><td>0円</td><td>0円</td></tr> <tr><td>C1'</td><td>0円</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>C2'</td><td>3,000円</td><td>13,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>【その他の軽減措置】 3歳未満児の徴収金額(月額)は、少子化社会集中3か年対策(平成12～15年度まで)として一律15,000円減額(それに満たない場合はその額)した額とする。</p>	階層	区分	3歳未満	3歳以上	A	生活保護費	0	0	B	市民税非課税	8,500	5,500	C1	市民税課税(非課税)	16,200	11,200	C2	市民税課税(所得割)	18,000	13,000	D1	所得税15,000円未満	22,800	17,800	D2	所得税16,000円未満	29,500	24,500	D3	所得税17,000円未満	39,500	31,500	D4	所得税18,000円未満	44,000	33,500	D5	所得税19,000円未満	47,000	34,500	D6	所得税20,000円未満	49,500	36,500	階層	3歳未満	3歳以上	2'	0円	0円	C1'	0円	6,000円	C2'	3,000円	13,000円	<p>2 保育料 平成15年度保育料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>区分</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>生活保護費</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>2</td><td>市民税非課税</td><td>8,400</td><td>6,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>市民税課税(非課税)</td><td>14,700</td><td>11,550</td></tr> <tr><td>4</td><td>所得税64,000円未満</td><td>21,000</td><td>15,750</td></tr> <tr><td>5</td><td>所得税160,000円未満</td><td>25,200</td><td>19,950</td></tr> <tr><td>6</td><td>所得税408,000円未満</td><td>42,000</td><td>36,750</td></tr> <tr><td>7</td><td>所得税408,000円以上</td><td>44,100</td><td>38,820</td></tr> </tbody> </table> <p>【数値入所軽減】 (1)所得税額64,000円未満の場合 全額 最7年次の高い児童 半額 2番目に年齢が高い児童 1/100の額 それ以外の児童 1/100の額 (2)所得税額64,000円以上の場合 全額 最7年次の低い児童 半額 2番目に年齢が高い児童 1/100の額 それ以外の児童 1/100の額</p> <p>【母子家庭等の軽減】 2. 3階層の世帯で次の項目に該当する世帯 (1)母子家庭及び父子家庭 (2)在宅障害児(者)がいる世帯 身体障害者手帳の交付を受けた者 療育手帳の交付を受けた者 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者 (3)その他の世帯 生活保護法に定める要保護者等で市長が認めた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳児</th> <th>4歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2'</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr> <tr><td>3'</td><td>13,700円</td><td>10,550円</td><td>10,550円</td></tr> </tbody> </table>	階層	区分	3歳未満	3歳以上	1	生活保護費	0	0	2	市民税非課税	8,400	6,000	3	市民税課税(非課税)	14,700	11,550	4	所得税64,000円未満	21,000	15,750	5	所得税160,000円未満	25,200	19,950	6	所得税408,000円未満	42,000	36,750	7	所得税408,000円以上	44,100	38,820	階層	3歳未満	3歳児	4歳以上	2'	0円	0円	0円	3'	13,700円	10,550円	10,550円	<p>2 保育料 平成15年度保育料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>区分</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳</th> <th>4歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>生活保護費</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>B</td><td>市民税非課税</td><td>8,000</td><td>6,000</td><td>6,000</td></tr> <tr><td>C1</td><td>市民税課税(非課税)</td><td>17,000</td><td>14,000</td><td>14,000</td></tr> <tr><td>C2</td><td>市民税課税(所得割)</td><td>21,000</td><td>18,000</td><td>18,000</td></tr> <tr><td>D1</td><td>所得税15,000円未満</td><td>22,000</td><td>19,000</td><td>19,000</td></tr> <tr><td>D2</td><td>所得税30,000円未満</td><td>24,000</td><td>21,000</td><td>21,000</td></tr> <tr><td>D3</td><td>所得税45,000円未満</td><td>26,000</td><td>23,000</td><td>23,000</td></tr> <tr><td>D4</td><td>所得税60,000円未満</td><td>28,000</td><td>25,000</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>D5</td><td>所得税75,000円未満</td><td>30,000</td><td>27,000</td><td>27,000</td></tr> <tr><td>D6</td><td>所得税90,000円未満</td><td>32,000</td><td>29,000</td><td>29,000</td></tr> <tr><td>D7</td><td>所得税105,000円未満</td><td>34,000</td><td>31,000</td><td>31,000</td></tr> <tr><td>D8</td><td>所得税120,000円未満</td><td>36,000</td><td>33,000</td><td>33,000</td></tr> <tr><td>D9</td><td>所得税135,000円未満</td><td>38,000</td><td>35,000</td><td>35,000</td></tr> <tr><td>D10</td><td>所得税150,000円未満</td><td>40,000</td><td>37,000</td><td>37,000</td></tr> <tr><td>D11</td><td>所得税165,000円未満</td><td>42,000</td><td>39,000</td><td>39,000</td></tr> <tr><td>D12</td><td>所得税180,000円未満</td><td>44,000</td><td>41,000</td><td>41,000</td></tr> <tr><td>D13</td><td>所得税195,000円未満</td><td>46,000</td><td>43,000</td><td>43,000</td></tr> <tr><td>D14</td><td>所得税210,000円未満</td><td>48,000</td><td>45,000</td><td>45,000</td></tr> <tr><td>D15</td><td>所得税225,000円未満</td><td>50,000</td><td>47,000</td><td>47,000</td></tr> <tr><td>D16</td><td>所得税240,000円未満</td><td>52,000</td><td>49,000</td><td>49,000</td></tr> <tr><td>D17</td><td>所得税255,000円未満</td><td>54,000</td><td>51,000</td><td>51,000</td></tr> <tr><td>D18</td><td>所得税270,000円以上</td><td>56,000</td><td>53,000</td><td>53,000</td></tr> </tbody> </table> <p>【数値入所軽減】 (1)所得税額64,000円未満の場合 全額 最7年次の高い児童 半額 2番目に年齢が高い児童 1/100の額 それ以外の児童 1/100の額 (2)所得税額64,000円以上の場合 全額 最7年次の低い児童 半額 2番目に年齢が高い児童 1/100の額 それ以外の児童 1/100の額</p> <p>【母子家庭等の軽減】 2. 3階層の世帯で次の項目に該当する世帯 (1)母子家庭及び父子家庭 (2)在宅障害児(者)がいる世帯 身体障害者手帳の交付を受けた者 療育手帳の交付を受けた者 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者 (3)その他の世帯 生活保護法に定める要保護者等で市長が認めた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳</th> <th>4歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2'</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr> <tr><td>3'</td><td>5,500円</td><td>4,000円</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>4'</td><td>15,200円</td><td>10,200円</td><td>10,200円</td></tr> <tr><td>5'</td><td>17,000円</td><td>12,000円</td><td>12,000円</td></tr> </tbody> </table>	階層	区分	3歳未満	3歳	4歳以上	A	生活保護費	0	0	0	B	市民税非課税	8,000	6,000	6,000	C1	市民税課税(非課税)	17,000	14,000	14,000	C2	市民税課税(所得割)	21,000	18,000	18,000	D1	所得税15,000円未満	22,000	19,000	19,000	D2	所得税30,000円未満	24,000	21,000	21,000	D3	所得税45,000円未満	26,000	23,000	23,000	D4	所得税60,000円未満	28,000	25,000	25,000	D5	所得税75,000円未満	30,000	27,000	27,000	D6	所得税90,000円未満	32,000	29,000	29,000	D7	所得税105,000円未満	34,000	31,000	31,000	D8	所得税120,000円未満	36,000	33,000	33,000	D9	所得税135,000円未満	38,000	35,000	35,000	D10	所得税150,000円未満	40,000	37,000	37,000	D11	所得税165,000円未満	42,000	39,000	39,000	D12	所得税180,000円未満	44,000	41,000	41,000	D13	所得税195,000円未満	46,000	43,000	43,000	D14	所得税210,000円未満	48,000	45,000	45,000	D15	所得税225,000円未満	50,000	47,000	47,000	D16	所得税240,000円未満	52,000	49,000	49,000	D17	所得税255,000円未満	54,000	51,000	51,000	D18	所得税270,000円以上	56,000	53,000	53,000	階層	3歳未満	3歳	4歳以上	2'	0円	0円	0円	3'	5,500円	4,000円	4,000円	4'	15,200円	10,200円	10,200円	5'	17,000円	12,000円	12,000円
階層	区分	3歳未満	3歳以上																																																																																																																																																																																																																																										
A	生活保護費	0	0																																																																																																																																																																																																																																										
B	市民税非課税	8,500	5,500																																																																																																																																																																																																																																										
C1	市民税課税(非課税)	16,200	11,200																																																																																																																																																																																																																																										
C2	市民税課税(所得割)	18,000	13,000																																																																																																																																																																																																																																										
D1	所得税15,000円未満	22,800	17,800																																																																																																																																																																																																																																										
D2	所得税16,000円未満	29,500	24,500																																																																																																																																																																																																																																										
D3	所得税17,000円未満	39,500	31,500																																																																																																																																																																																																																																										
D4	所得税18,000円未満	44,000	33,500																																																																																																																																																																																																																																										
D5	所得税19,000円未満	47,000	34,500																																																																																																																																																																																																																																										
D6	所得税20,000円未満	49,500	36,500																																																																																																																																																																																																																																										
階層	3歳未満	3歳以上																																																																																																																																																																																																																																											
2'	0円	0円																																																																																																																																																																																																																																											
C1'	0円	6,000円																																																																																																																																																																																																																																											
C2'	3,000円	13,000円																																																																																																																																																																																																																																											
階層	区分	3歳未満	3歳以上																																																																																																																																																																																																																																										
1	生活保護費	0	0																																																																																																																																																																																																																																										
2	市民税非課税	8,400	6,000																																																																																																																																																																																																																																										
3	市民税課税(非課税)	14,700	11,550																																																																																																																																																																																																																																										
4	所得税64,000円未満	21,000	15,750																																																																																																																																																																																																																																										
5	所得税160,000円未満	25,200	19,950																																																																																																																																																																																																																																										
6	所得税408,000円未満	42,000	36,750																																																																																																																																																																																																																																										
7	所得税408,000円以上	44,100	38,820																																																																																																																																																																																																																																										
階層	3歳未満	3歳児	4歳以上																																																																																																																																																																																																																																										
2'	0円	0円	0円																																																																																																																																																																																																																																										
3'	13,700円	10,550円	10,550円																																																																																																																																																																																																																																										
階層	区分	3歳未満	3歳	4歳以上																																																																																																																																																																																																																																									
A	生活保護費	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																									
B	市民税非課税	8,000	6,000	6,000																																																																																																																																																																																																																																									
C1	市民税課税(非課税)	17,000	14,000	14,000																																																																																																																																																																																																																																									
C2	市民税課税(所得割)	21,000	18,000	18,000																																																																																																																																																																																																																																									
D1	所得税15,000円未満	22,000	19,000	19,000																																																																																																																																																																																																																																									
D2	所得税30,000円未満	24,000	21,000	21,000																																																																																																																																																																																																																																									
D3	所得税45,000円未満	26,000	23,000	23,000																																																																																																																																																																																																																																									
D4	所得税60,000円未満	28,000	25,000	25,000																																																																																																																																																																																																																																									
D5	所得税75,000円未満	30,000	27,000	27,000																																																																																																																																																																																																																																									
D6	所得税90,000円未満	32,000	29,000	29,000																																																																																																																																																																																																																																									
D7	所得税105,000円未満	34,000	31,000	31,000																																																																																																																																																																																																																																									
D8	所得税120,000円未満	36,000	33,000	33,000																																																																																																																																																																																																																																									
D9	所得税135,000円未満	38,000	35,000	35,000																																																																																																																																																																																																																																									
D10	所得税150,000円未満	40,000	37,000	37,000																																																																																																																																																																																																																																									
D11	所得税165,000円未満	42,000	39,000	39,000																																																																																																																																																																																																																																									
D12	所得税180,000円未満	44,000	41,000	41,000																																																																																																																																																																																																																																									
D13	所得税195,000円未満	46,000	43,000	43,000																																																																																																																																																																																																																																									
D14	所得税210,000円未満	48,000	45,000	45,000																																																																																																																																																																																																																																									
D15	所得税225,000円未満	50,000	47,000	47,000																																																																																																																																																																																																																																									
D16	所得税240,000円未満	52,000	49,000	49,000																																																																																																																																																																																																																																									
D17	所得税255,000円未満	54,000	51,000	51,000																																																																																																																																																																																																																																									
D18	所得税270,000円以上	56,000	53,000	53,000																																																																																																																																																																																																																																									
階層	3歳未満	3歳	4歳以上																																																																																																																																																																																																																																										
2'	0円	0円	0円																																																																																																																																																																																																																																										
3'	5,500円	4,000円	4,000円																																																																																																																																																																																																																																										
4'	15,200円	10,200円	10,200円																																																																																																																																																																																																																																										
5'	17,000円	12,000円	12,000円																																																																																																																																																																																																																																										

出雲地区区合併協議会の調整方針

住民 福祉専門部会 福祉分科会 2 - 2

協議項目	各種事務事業の取扱い(保育関係 その1)	協議細目	保育所事業																																																																																																																																																																																																																																																																								
調整の方針	別紙のとおり	大 社 町	調整の具体的内容																																																																																																																																																																																																																																																																								
多 岐 町	現 湖 陵 町	大 社 町	調整の具体的内容																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>2 保育料 平成15年度保育料】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>区分</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳</th> <th>4歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>生活保護</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>市民税課税</td> <td>8,000</td> <td>6,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>市民税課税(所得割)</td> <td>17,000</td> <td>14,000</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>市民税課税(所得割)</td> <td>19,500</td> <td>16,500</td> <td>16,500</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>所得税170,000円未満</td> <td>24,000</td> <td>21,000</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>所得税170,000円未満</td> <td>30,000</td> <td>27,000</td> <td>27,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>所得税140,000円未満</td> <td>37,000</td> <td>30,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>所得税200,000円未満</td> <td>42,000</td> <td>32,000</td> <td>32,000</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>所得税450,000円未満</td> <td>47,000</td> <td>34,000</td> <td>34,000</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>所得税570,000円以上</td> <td>51,000</td> <td>36,000</td> <td>36,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【軽減入所軽減】 (1) 所得税額64,000円未満の場合 最老年齢の高い児童 全額 2番目に年齢が高い児童 半額 それ以外の児童 無料 (2) 所得税額64,000円以上の場合 最老年齢の高い児童 全額 2番目に年齢が高い児童 半額 それ以外の児童 無料 (3) その他の世帯 階層 3歳未満 3歳 4歳以上 1 5,000円 4,000円 2 15,200円 10,200円 4 17,000円 12,000円</p> <p>【母子家庭等の軽減】 2, 3, 4階層の世帯で次の項目に該当する世帯 (1) 母子家庭及び父子家庭 (2) 在学児童(有)がいる世帯 身体障害者手帳の交付を受けた者 療育手帳の交付を受けた者 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金受給者 (3) その他の世帯 階層 3歳未満 3歳以上 1 5,000円 4,000円 2 15,200円 10,200円 4 17,000円 12,000円</p> <p>【その他の軽減措置】 同一世帯に中学生以下の児童がいる世帯で、中学生以下の児童のうち年齢の低い児童から数えて2番目以降の児童が入所する場合は 所得税非課税の世帯 1/2 所得税140,000円未満の世帯 7/10 所得税140,000円以上の世帯 9/10 ただし、半額 無料の適用者を除く。</p>	階層	区分	3歳未満	3歳	4歳以上	1	生活保護	0	0	0	2	市民税課税	8,000	6,000	6,000	3	市民税課税(所得割)	17,000	14,000	14,000	4	市民税課税(所得割)	19,500	16,500	16,500	5	所得税170,000円未満	24,000	21,000	21,000	6	所得税170,000円未満	30,000	27,000	27,000	7	所得税140,000円未満	37,000	30,000	30,000	8	所得税200,000円未満	42,000	32,000	32,000	9	所得税450,000円未満	47,000	34,000	34,000	10	所得税570,000円以上	51,000	36,000	36,000	<p>2 保育料 平成15年度保育料】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>区分</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳</th> <th>4歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>市民税課税</td> <td>9,000</td> <td>6,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>C1</td> <td>市民税課税(所得割)</td> <td>16,500</td> <td>13,500</td> <td>13,500</td> </tr> <tr> <td>C2</td> <td>市民税課税(所得割)</td> <td>19,000</td> <td>16,000</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>D1</td> <td>所得税5,000円未満</td> <td>21,000</td> <td>18,000</td> <td>18,000</td> </tr> <tr> <td>D2</td> <td>所得税10,000円未満</td> <td>22,500</td> <td>19,500</td> <td>19,500</td> </tr> <tr> <td>D3</td> <td>所得税13,000円未満</td> <td>24,000</td> <td>21,000</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>D4</td> <td>所得税36,000円未満</td> <td>28,000</td> <td>23,000</td> <td>23,000</td> </tr> <tr> <td>D5</td> <td>所得税50,000円未満</td> <td>28,000</td> <td>25,000</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>D6</td> <td>所得税64,000円未満</td> <td>30,000</td> <td>27,000</td> <td>27,000</td> </tr> <tr> <td>D7</td> <td>所得税80,000円未満</td> <td>32,000</td> <td>29,000</td> <td>29,000</td> </tr> <tr> <td>D8</td> <td>所得税96,000円未満</td> <td>34,500</td> <td>31,500</td> <td>29,000</td> </tr> <tr> <td>D9</td> <td>所得税112,000円未満</td> <td>37,000</td> <td>34,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>D10</td> <td>所得税128,000円未満</td> <td>39,500</td> <td>36,500</td> <td>31,000</td> </tr> <tr> <td>D11</td> <td>所得税144,000円未満</td> <td>42,000</td> <td>39,000</td> <td>32,000</td> </tr> <tr> <td>D12</td> <td>所得税160,000円未満</td> <td>44,500</td> <td>41,500</td> <td>33,000</td> </tr> <tr> <td>D13</td> <td>所得税240,000円未満</td> <td>46,000</td> <td>42,000</td> <td>34,000</td> </tr> <tr> <td>D14</td> <td>所得税320,000円未満</td> <td>47,500</td> <td>42,500</td> <td>35,000</td> </tr> <tr> <td>D15</td> <td>所得税408,000円未満</td> <td>49,000</td> <td>43,000</td> <td>36,000</td> </tr> <tr> <td>D16</td> <td>所得税408,000円以上</td> <td>51,000</td> <td>44,000</td> <td>37,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>【軽減入所軽減】 (1) 所得税額64,000円未満の場合 最老年齢の高い児童 全額 2番目に年齢が高い児童 半額 それ以外の児童 1/10の額 (2) 所得税額64,000円以上の場合 最老年齢の高い児童 全額 2番目に年齢が高い児童 半額 それ以外の児童 1/10の額 (3) その他の世帯 階層 3歳未満 3歳 4歳以上 B 0円 0円 C1 16,500円 13,500円 C2 19,000円 16,000円</p> <p>【母子家庭等の軽減】 B, C1, C2 階層の世帯で次の項目に該当する世帯 (1) 母子家庭及び父子家庭 (2) 在学児童(有)がいる世帯 身体障害者手帳の交付を受けた者 療育手帳の交付を受けた者 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金受給者 (3) その他の世帯 生活保護法に定める要保護者等(町長が認めた世帯) 階層 3歳未満 3歳 4歳以上 B 0円 0円 C1 16,500円 13,500円 C2 19,000円 16,000円</p>	階層	区分	3歳未満	3歳	4歳以上	A	生活保護	0	0	0	B	市民税課税	9,000	6,000	6,000	C1	市民税課税(所得割)	16,500	13,500	13,500	C2	市民税課税(所得割)	19,000	16,000	16,000	D1	所得税5,000円未満	21,000	18,000	18,000	D2	所得税10,000円未満	22,500	19,500	19,500	D3	所得税13,000円未満	24,000	21,000	21,000	D4	所得税36,000円未満	28,000	23,000	23,000	D5	所得税50,000円未満	28,000	25,000	25,000	D6	所得税64,000円未満	30,000	27,000	27,000	D7	所得税80,000円未満	32,000	29,000	29,000	D8	所得税96,000円未満	34,500	31,500	29,000	D9	所得税112,000円未満	37,000	34,000	30,000	D10	所得税128,000円未満	39,500	36,500	31,000	D11	所得税144,000円未満	42,000	39,000	32,000	D12	所得税160,000円未満	44,500	41,500	33,000	D13	所得税240,000円未満	46,000	42,000	34,000	D14	所得税320,000円未満	47,500	42,500	35,000	D15	所得税408,000円未満	49,000	43,000	36,000	D16	所得税408,000円以上	51,000	44,000	37,500	<p>2 保育料 平成15年度保育料】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>区分</th> <th>3歳未満</th> <th>3歳</th> <th>4歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>市民税課税</td> <td>9,000</td> <td>6,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>C1</td> <td>市民税課税(所得割)</td> <td>17,500</td> <td>14,500</td> <td>14,500</td> </tr> <tr> <td>C2</td> <td>市民税課税(所得割)</td> <td>21,500</td> <td>18,500</td> <td>18,500</td> </tr> <tr> <td>D1</td> <td>所得税8,000円未満</td> <td>24,000</td> <td>21,000</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>D2</td> <td>所得税24,000円未満</td> <td>27,000</td> <td>24,000</td> <td>24,000</td> </tr> <tr> <td>D3</td> <td>所得税40,000円未満</td> <td>30,000</td> <td>27,000</td> <td>26,000</td> </tr> <tr> <td>D4</td> <td>所得税53,000円未満</td> <td>33,000</td> <td>30,000</td> <td>27,500</td> </tr> <tr> <td>D5</td> <td>所得税64,000円未満</td> <td>36,000</td> <td>33,000</td> <td>28,000</td> </tr> <tr> <td>D6</td> <td>所得税80,000円未満</td> <td>39,000</td> <td>34,000</td> <td>28,500</td> </tr> <tr> <td>D7</td> <td>所得税100,000円未満</td> <td>41,000</td> <td>36,000</td> <td>29,000</td> </tr> <tr> <td>D8</td> <td>所得税120,000円未満</td> <td>43,000</td> <td>38,000</td> <td>29,500</td> </tr> <tr> <td>D9</td> <td>所得税140,000円未満</td> <td>45,000</td> <td>39,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>D10</td> <td>所得税160,000円未満</td> <td>47,000</td> <td>40,000</td> <td>30,500</td> </tr> <tr> <td>D11</td> <td>所得税225,000円未満</td> <td>48,000</td> <td>41,000</td> <td>31,000</td> </tr> <tr> <td>D12</td> <td>所得税285,000円未満</td> <td>49,000</td> <td>42,000</td> <td>31,000</td> </tr> <tr> <td>D13</td> <td>所得税345,000円未満</td> <td>50,000</td> <td>43,000</td> <td>31,500</td> </tr> <tr> <td>D14</td> <td>所得税408,000円未満</td> <td>51,000</td> <td>44,000</td> <td>31,500</td> </tr> <tr> <td>D15</td> <td>所得税560,000円未満</td> <td>52,000</td> <td>45,000</td> <td>32,000</td> </tr> <tr> <td>D16</td> <td>所得税560,000円以上</td> <td>53,000</td> <td>46,000</td> <td>32,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【軽減入所軽減】 (1) 所得税額64,000円未満の場合 最老年齢の高い児童 全額 2番目に年齢が高い児童 半額 それ以外の児童 1/10の額 (2) 所得税額64,000円以上の場合 最老年齢の高い児童 全額 2番目に年齢が高い児童 半額 それ以外の児童 1/10の額 (3) その他の世帯 階層 3歳未満 3歳 4歳以上 B 0円 0円 C1 17,500円 14,500円 C2 21,500円 18,500円</p> <p>【母子家庭等の軽減】 B, C1, C2 階層の世帯で次の項目に該当する世帯 (1) 母子家庭及び父子家庭 (2) 在学児童(有)がいる世帯 身体障害者手帳の交付を受けた者 療育手帳の交付を受けた者 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金受給者 (3) その他の世帯 生活保護法に定める要保護者等(町長が認めた世帯) 階層 3歳未満 3歳 4歳以上 B 0円 0円 C1 17,500円 14,500円 C2 21,500円 18,500円</p>	階層	区分	3歳未満	3歳	4歳以上	A	生活保護	0	0	0	B	市民税課税	9,000	6,000	6,000	C1	市民税課税(所得割)	17,500	14,500	14,500	C2	市民税課税(所得割)	21,500	18,500	18,500	D1	所得税8,000円未満	24,000	21,000	21,000	D2	所得税24,000円未満	27,000	24,000	24,000	D3	所得税40,000円未満	30,000	27,000	26,000	D4	所得税53,000円未満	33,000	30,000	27,500	D5	所得税64,000円未満	36,000	33,000	28,000	D6	所得税80,000円未満	39,000	34,000	28,500	D7	所得税100,000円未満	41,000	36,000	29,000	D8	所得税120,000円未満	43,000	38,000	29,500	D9	所得税140,000円未満	45,000	39,000	30,000	D10	所得税160,000円未満	47,000	40,000	30,500	D11	所得税225,000円未満	48,000	41,000	31,000	D12	所得税285,000円未満	49,000	42,000	31,000	D13	所得税345,000円未満	50,000	43,000	31,500	D14	所得税408,000円未満	51,000	44,000	31,500	D15	所得税560,000円未満	52,000	45,000	32,000	D16	所得税560,000円以上	53,000	46,000	32,000
階層	区分	3歳未満	3歳	4歳以上																																																																																																																																																																																																																																																																							
1	生活保護	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																							
2	市民税課税	8,000	6,000	6,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
3	市民税課税(所得割)	17,000	14,000	14,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
4	市民税課税(所得割)	19,500	16,500	16,500																																																																																																																																																																																																																																																																							
5	所得税170,000円未満	24,000	21,000	21,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
6	所得税170,000円未満	30,000	27,000	27,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
7	所得税140,000円未満	37,000	30,000	30,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
8	所得税200,000円未満	42,000	32,000	32,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
9	所得税450,000円未満	47,000	34,000	34,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
10	所得税570,000円以上	51,000	36,000	36,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
階層	区分	3歳未満	3歳	4歳以上																																																																																																																																																																																																																																																																							
A	生活保護	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																							
B	市民税課税	9,000	6,000	6,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
C1	市民税課税(所得割)	16,500	13,500	13,500																																																																																																																																																																																																																																																																							
C2	市民税課税(所得割)	19,000	16,000	16,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D1	所得税5,000円未満	21,000	18,000	18,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D2	所得税10,000円未満	22,500	19,500	19,500																																																																																																																																																																																																																																																																							
D3	所得税13,000円未満	24,000	21,000	21,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D4	所得税36,000円未満	28,000	23,000	23,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D5	所得税50,000円未満	28,000	25,000	25,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D6	所得税64,000円未満	30,000	27,000	27,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D7	所得税80,000円未満	32,000	29,000	29,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D8	所得税96,000円未満	34,500	31,500	29,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D9	所得税112,000円未満	37,000	34,000	30,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D10	所得税128,000円未満	39,500	36,500	31,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D11	所得税144,000円未満	42,000	39,000	32,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D12	所得税160,000円未満	44,500	41,500	33,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D13	所得税240,000円未満	46,000	42,000	34,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D14	所得税320,000円未満	47,500	42,500	35,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D15	所得税408,000円未満	49,000	43,000	36,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D16	所得税408,000円以上	51,000	44,000	37,500																																																																																																																																																																																																																																																																							
階層	区分	3歳未満	3歳	4歳以上																																																																																																																																																																																																																																																																							
A	生活保護	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																							
B	市民税課税	9,000	6,000	6,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
C1	市民税課税(所得割)	17,500	14,500	14,500																																																																																																																																																																																																																																																																							
C2	市民税課税(所得割)	21,500	18,500	18,500																																																																																																																																																																																																																																																																							
D1	所得税8,000円未満	24,000	21,000	21,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D2	所得税24,000円未満	27,000	24,000	24,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D3	所得税40,000円未満	30,000	27,000	26,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D4	所得税53,000円未満	33,000	30,000	27,500																																																																																																																																																																																																																																																																							
D5	所得税64,000円未満	36,000	33,000	28,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D6	所得税80,000円未満	39,000	34,000	28,500																																																																																																																																																																																																																																																																							
D7	所得税100,000円未満	41,000	36,000	29,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D8	所得税120,000円未満	43,000	38,000	29,500																																																																																																																																																																																																																																																																							
D9	所得税140,000円未満	45,000	39,000	30,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D10	所得税160,000円未満	47,000	40,000	30,500																																																																																																																																																																																																																																																																							
D11	所得税225,000円未満	48,000	41,000	31,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D12	所得税285,000円未満	49,000	42,000	31,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D13	所得税345,000円未満	50,000	43,000	31,500																																																																																																																																																																																																																																																																							
D14	所得税408,000円未満	51,000	44,000	31,500																																																																																																																																																																																																																																																																							
D15	所得税560,000円未満	52,000	45,000	32,000																																																																																																																																																																																																																																																																							
D16	所得税560,000円以上	53,000	46,000	32,000																																																																																																																																																																																																																																																																							

別表 (案) ……試案 2の場合

保育料徴収金額表

(単位:円)

階層区分		階層	3歳未満児	3歳以上児
生活保護世帯		第 1	0	0
前年度市町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯(第 1階層及び第 5～14階層を除く)	市町村民税非課税世帯	第 2	8,000	5,500
	市町村民税課税世帯(均等割のみ)	第 3	16,000	11,000
	市町村民税課税世帯(所得割あり)	第 4	18,000	13,000
第 1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	15,000円未満	第 5	21,000	17,000
	15,000円以上30,000円未満	第 6	23,000	18,000
	30,000円以上64,000円未満	第 7	26,000	20,000
	64,000円以上80,000円未満	第 8	28,000	22,000
	80,000円以上120,000円未満	第 9	31,000	25,000
	120,000円以上160,000円未満	第 10	34,000	28,000
	160,000円以上200,000円未満	第 11	39,000	31,000
	200,000円以上300,000円未満	第 12	45,000	34,000
	300,000円以上408,000円未満	第 13	47,000	36,000
408,000円以上	第 14	49,000	38,000	
母子世帯、在宅障害児のいる世帯	第 2階層		0	0
	第 3階層		15,000	10,000
	第 4階層		17,000	12,000
同一世帯から2人以上の入所がある場合	ア 最も年齢の高い児童		全額	同左
	イ ア以外で最も年齢の高い児童		半額	同左
	ウ 上記以外の児童		無料	同左
その他	第 3子以降の児童		半額	同左

合併時保育料について

保育所保育料については、2市5町それぞれに違いがあり、保育料表の構成、金額の調整及び少子化対策として行なっている特別な措置についても新市でどのように対応するのか検討を行った。

また、県において、少子化対策の一環として第3子以降3歳未満児の軽減化事業が本年10月から制度化されることも踏まえ検討を行った。

その結果、現行の軽減状況に大きな開きがあり、どの程度まで軽減するのか、政策的判断が大きいため複数案にまとめた。

[保育料構成の要素について]

年齢区分

- ア．3歳未満・3歳以上 出雲市・平田市
イ．3歳未満・3歳・4歳以上 斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町

国基準に合わせる(3歳未満・3歳以上)

階層区分 国は統合化の方向

- ア．7階層(国階層と同じ) 斐川町
イ．10階層 出雲市・多伎町
ウ．11階層 平田市
エ．20階層以上 佐田町・湖陵町・大社町

市民税課税の区分

- ア．区分なし 斐川町
イ．均等割のみ・所得割あり 斐川町以外

階層間差(3歳未満児童の場合、所得税課税世帯)

	最大間差	最小間差
出雲市	10,000円	2,500円
平田市	7,000円	3,000円
斐川町	16,800円	2,100円
佐田町	3,000円	1,000円
多伎町	7,000円	4,000円
湖陵町	2,500円	1,500円
大社町	3,000円	1,000円

現行の保育料表では階層区分間の差が大きいところもあり、階層区分を多くする

14階層で試算する

兄弟軽減の方法

- ア．国基準と同様 出雲市・斐川町・佐田町・湖陵町・大社町
イ．国基準と同様だが3人目は無料 多伎町
ウ．年齢の低い方を軽減 平田市
(2人目：半額、3人目：無料)

わかりやすい保育料とするため平田市方式を採用する(年齢の低い方を軽減、3人目以降は無料 3人同時入所の人数は少ない)
県の第3子以降軽減化事業が導入しやすい

特別措置

ア．平田市

3歳未満児の徴収金額は、少子化対策集中3ヶ年対策(H12からH14,ただしH15まで延長)として15,000円減額(それに満たない場合は、その額)

新市保育料体系全体の中で検討する

イ．多伎町

同一世帯に中学生以下の児童が3人いる世帯で、中学生以下の児童のうち年齢の高い児童から数えて3番目以降の児童が入所する場合

- ・所得税非課税世帯 1/2
- ・所得税140,000円未満 7/10
- ・所得税140,000円以上 9/10

ただし、半額・無料適用者を除く

第3子以降軽減策の中で検討する

第3子以降の保育料軽減化について

県6月補正計上予定

問題点：多子軽減の場合、保育料の逆転現象が生じる 平田市方式により解消可能

県制度を取り入れることを前提に、更に第3子以降は年齢に関係なくすべて無料若しくは半額軽減とする案を検討する

(これまで、各市町が行っていた少子化対策の意思を受け継ぎ、思い切った少子化対策を行なう)

合併時保育料表案

前回提示した保育料(案)

新規提案の保育料(案)

	国徴収基準		階層	定 義	試案 1		試案 2	
	3歳未満児	3歳以上児			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
1	0	0	1	生活保護	0	0	0	0
2	9,000	6,000	2	市町村民税非課税	8,000	5,500	8,000	5,500
3	19,500	16,500	3	市町村民税課税(均等割)	15,000	11,000	16,000	11,000
3	19,500	16,500	4	市町村民税課税(所得割)	18,000	13,000	18,000	13,000
4	30,000	27,000	5	所得税15,000円未満	21,000	16,000	21,000	17,000
4	30,000	27,000	6	所得税30,000円未満	25,000	20,000	23,000	18,000
4	30,000	27,000	7	所得税64,000円未満	28,000	25,000	26,000	20,000
5	44,500	41,500	8	所得税80,000円未満	30,000	27,000	28,000	22,000
5	44,500	41,500	9	所得税120,000円未満	34,000	31,000	31,000	25,000
5	44,500	41,500	10	所得税160,000円未満	37,000	34,000	34,000	28,000
6	61,000	58,000	11	所得税200,000円未満	41,000	35,000	39,000	31,000
6	61,000	58,000	12	所得税300,000円未満	43,000	36,000	45,000	34,000
6	61,000	58,000	13	所得税408,000円未満	45,000	37,000	47,000	36,000
7	80,000	77,000	14	所得税408,000円以上	47,000	39,000	49,000	38,000
2'	0	0	2'	2階層のうち母子家庭等	0	0	0	0
3'	18,500	15,500	3'	3階層のうち母子家庭等	14,000	10,000	15,000	10,000
3'	18,500	15,500	4'	4階層のうち母子家庭等	17,000	12,000	17,000	12,000

【母子世帯への保育料軽減】

同時入所の場合

1番年齢の高い児童は 全額

2番目に年齢の高い児童は 1/2免除

3番目以降は 全額免除

第3子以降の保育料

試案 1 : 無料

試案 2 : A案 1/2免除

B案 第2~7階層は2/3免除、第8~14階層は1/2免除

保育料(案)軽減額・軽減率一覧表

平成15年度入所人数 保育料軽減見込み(4月実績×12ヶ月)

試算1の保育料

試算2の保育料

(単位:人、千円)

	年間延べ入所人数		軽減率		
	3歳未満児	3歳以上児			
出雲市	23,640	9,732	13,908	139,586	18.9%
平田市	5,748	2,604	3,144	53,100	31.9%
斐川町	8,880	3,324	5,556	124,184	40.4%
佐田町	1,272	324	948	5,969	18.4%
多伎町	672	264	408	5,371	25.1%
湖陵町	1,332	456	876	8,134	20.8%
大社町	2,268	756	1,512	5,156	8.5%
計	43,812	17,460	26,352	341,502	25.0%

	軽減額	軽減率
出雲市	258,618	↗ 35.0%
平田市	52,046	↗ 31.3%
斐川町	121,010	↗ 39.4%
佐田町	10,227	↗ 31.4%
多伎町	7,880	↗ 36.9%
湖陵町	14,379	↗ 36.7%
大社町	18,225	↗ 30.0%
計	482,385	35.3%

	軽減額	軽減率
出雲市	255,394	↗ 34.5%
平田市	51,781	↗ 31.1%
斐川町	120,836	↗ 39.4%
佐田町	10,531	↗ 32.4%
多伎町	7,871	↗ 36.8%
湖陵町	14,973	↗ 38.2%
大社町	18,345	↗ 30.2%
計	479,730	35.1%

	軽減額	軽減率
出雲市	260,594	↗ 35.2%
平田市	53,012	↗ 31.9%
斐川町	122,836	↗ 40.0%
佐田町	10,767	↗ 33.1%
多伎町	8,017	↗ 37.5%
湖陵町	15,232	↗ 38.9%
大社町	18,801	↗ 30.9%
計	489,259	35.8%

第3子以降保育料軽減事業	
県事業	新市事業(案)
【対象児童】 第3子以降の3歳未満児	【対象児童】 第3子以降の△所児童
【補助基準】 国の第2～4階層に属する場合 1/2～2/3免除 国の第5～7階層に属する場合 1/2免除	【補助基準】 新市階層の第2～7に属する場合 2/3免除 新市階層の第8～14に属する場合 1/2免除

第3子以降 保育料軽減	無料
軽減額の比較	+ 140,883

1/2免除	
軽減額の比較	+ 138,228

第2～第7階層 2/3免除 上記以外の階層 1/2免除	
軽減額の比較	+ 147,757

国の第2～4階層は新市保育料階層の第2～7階層、国の第5～7階層は新市保育料階層の第8～14階層にそれぞれ対応しています。

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 1-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その2)		協議細目	協議細目
調整の方針	別紙のとおり			
現 況				
出雲市	平市	田市	斐川町	佐田町
<p>1 小中学校理科学習事業</p> <p>出雲科学館では平成14年9月から市内小中学生を午前2クラス、午後2クラスずつバスで送迎し、学習指導要領に沿いながらも体系的、独創的な活動案(カリキュラム)に基づき理科学習を実施している。</p> <p>1回の学習時間は3単位時間で、1時間目はサイエンスホールでその単元について興味・関心が湧いてくるよう大掛かりな実験装置や高度な機器を使った面白いサイエンスショー的な参加型の実験を行い、2時間目、3時間目はそれぞれ実験・実習室へ移動し、自らが実験・実習をとおして科学について驚きや感動を体験する。</p> <p>科学館での理科学習に参加した児童・生徒および引率教員のアンケートにおいてもほとんどの者が「良かった、効果的だった」としている。</p> <p>平成15年度の学年ごとの予定回数は次のとおり</p> <p>小3 - 1回 小4-小6-各2回 中1、中2-各3回 中3 - 1回</p> <p>2 その他の施設利用学習 該当なし</p>	<p>1 小中学校理科学習事業</p> <p>該当なし</p>	<p>1 小中学校理科学習事業</p> <p>該当なし</p>	<p>1 小中学校理科学習事業</p> <p>該当なし</p>	<p>1 小中学校理科学習事業</p> <p>該当なし</p>
			<p>2 その他の施設利用学習</p> <ul style="list-style-type: none"> 湖遊館のスケートリンクを利用した体育やクラブ活動を実施。 宍道湖自然館 ゴビウスや宍道湖グリーンパークを利用した環境学習を実施。 県立青少年の家 サンレイクを利用した学習等を実施。(いずれも教育用バスを利用して行っている) <p>ただし、これらの施設を利用した学習については、あくまでもそれぞれの学校の考え方で利用しているところであり、教育委員会として全部の学校に利用するよう指導等をする考えはない。</p>	<p>2 その他の施設利用学習</p> <p>該当なし</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 1-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 其の2)	協議細目
調整の方針	別紙のとおり	
現 況		
多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町
<p>1 小中学校理科学習事業 該当なし</p> <p>2 その他の施設利用学習 該当なし</p>	<p>1 小中学校理科学習事業 該当なし</p> <p>2 その他の施設利用学習 各学校在活遊自然館(彦原体験学習センター)を総合学習などに利用している。 学校と地域が連携協力した奉仕活動体験推進事業を実施する予定で、その支援センターに「活遊自然館」を考えている。</p>	<p>1 小中学校理科学習事業 該当なし</p> <p>2 その他の施設利用学習 各学校在活遊自然館(彦原体験学習センター)を総合学習などに利用している。 学校と地域が連携協力した奉仕活動体験推進事業を実施する予定で、その支援センターに「活遊自然館」を考えている。</p>
調 整 の 具 体 的 内 容		
<p>1 小中学校理科学習事業 小中学校理科学習事業における出雲科学館の施設学習は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、新市の教育振興に係る事業計画を定める中で調整する。</p> <p>2 その他の施設利用学習 現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>		

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目		協議細目		協議細目	
各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その2)		学校教育事業		学校教育事業	
調整の方針		別紙のとおり			
現況					
出雲市	平田市	斐川町	佐田町		
<p>3 スクールヘルパー事業</p> <p>様々な教育課題を抱えている学校教育において、特色ある学校作りの推進、一人一人を大切にしながらきめ細かな生徒指導の充実の支援、教職員と地域社会との連絡調整や意見調整を行うなど、自由に機能できるスクールヘルパーを配置し、教職員をサポート。(趣旨)</p> <p>・各学校の自由な発想に立ったスクールヘルパーの効果的な活用により地域に開かれた「一人一人を大切に」する学校、家庭、地域社会との連携の推進支援</p> <p>・運動部、文化部の部活動支援</p> <p>・不登校児童生徒対応等にかかわる生徒保護者の教育相談支援</p> <p>・児童生徒の個別学習支援</p> <p>・美化、図書館活動等の諸教育活動支援</p> <p>小学校には1~4名、中学校には4~5名(計)小学校25名、中学校33名)のスクールヘルパーを配置している</p> <p>勤務時間 4時間×17回(19日)×12ヶ月 謝金 1回(4時間)3000円</p>	<p>3 スクールヘルパー事業</p> <p>部活動指導、学校へのボランティア等 部活動指導、パソコン指導において、社会人講師の派遣を行うとともに、地域の方にボランティアとして、作業等をしていただいている。</p> <p>1. スクールサポーター派遣事業 部活動指導、卓球、剣道、PC等 年間2000時間程度 謝礼等は下記の通り。</p> <p>2. 地域教育支援ボランティア事業 地域の方々にボランティアとして、学校の花壇の植え替え、校舍修繕、パソコン指導、行事やクラブ活動の補助をしていただく 謝礼等はなく茶菓子と原材料費のみ。 事業費668円</p> <p>ADHD児童等への特別支援</p> <p>1. スクールサポーター派遣事業 特別な支援が必要な学校へ教員資格を有する者を非常勤講師として派遣する。</p> <p>・ADHD、LD、情緒障害等の児童生徒に対する個別支援が中心。必要と判断した学校に対して派遣する。 ・平成10年度から実施 ・1日5時間以内、年間6000時間程度。 時間給1,220円、社保なし ・14年度 小学校6校、中学校1校へ9人派遣。 ・15年度 7校8人を予定している。 事業費約750万円のうち、学校教育における社会人活用事業補助金(14年度40万円)を受けている。(緊急雇用対策事業)</p>	<p>3 スクールヘルパー事業</p> <p>社会人活用事業を利用し、小中学校6校へ各校1名の生活支援員を配置。活用の内容は各学校で異なる。</p> <p>・社会人の活用事業は平成16年までの事業であり最終的に自治体独自で財源措置を必要としている。 ・本町としては、次の2本立ての支援活動を希望。</p> <p>現在出雲市が行っている「有償ボランティア」の考えに基づく多機能に活用できる学校支援員・・・無資格者、勤務形態謝金等は出雲市と同じ考え ADHD等特別な支援が必要な児童生徒に対する生活支援員・・・有資格者とする。 勤務形態・・・5時間以内 / 1日、700時間 / 年 謝金・・・1220円 / 1時間</p>	<p>3 スクールヘルパー事業</p> <p>スクールサポーターの配置 1. <ADHD児童等への特別支援 > 特別な支援が必要な学校へ、非常勤講師を配置。 平成15年度から実施 教員資格のある場合 日給7,600円、社保なし。 教員資格のない場合 日給6,000円、社保なし。 ・15年度 小学校2校で1人ずつ配置 週に2~3日程度勤務</p> <p>2 <外国人児童・生徒の支援 > 中国から来日し、佐田町で学ぶ児童・生徒を支援するため、通訳を配置。 平成13年度から実施 ・日給は、県費負担講師に準じて積算。現在の人は日給9,000円、社保あり。 ・須佐小学校を拠点とし、佐田中学校も訪問している。 事業費約232万円を、学校教育における社会人活用事業補助金(緊急雇用対策事業)で実施。 佐田町学習支援ボランティアバンク(生涯学習係) <学校へのボランティア等 > パソコン指導、陶芸や読み聞かせなど、様々な分野で特技のある方を登録し、学校の必要に応じ、授業の講師となったリポートをしていただく 謝礼等はなく、1回1,000円の費用弁償。</p>		

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 2-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その2)		
	協議細目	協議細目	
調整の方針	別紙のとおり		
現況			
多岐	伎町	湖陵町	大社町
<p>3 スクールヘルパー事業</p> <p>多岐中学校に心の教室相談員1を1名配置している</p>	<p>3 スクールヘルパー事業</p> <p>○湖陵町教育サポート事業 湖陵小学校低学年にスクールサポーターを2名を配置。 (内容)集団生活適用への支援 ・学習活動への支援 ・心の問題を持つ子どもへの支援 ・情報教育の推進に係る支援 年間 1人700時間(1日4時間35週) 予算 1,841千円(賃金)</p>	<p>3 スクールヘルパー事業</p> <p>大社中学校の心の教室」で相談員を2人配置。 大社小学校の通級指導教室で指導助手を1人配置。 各学校に町正報職員の施設業務又は施設技師を1人配置。 上記以外のヘルパーは配置していない。</p>	<p>3 スクールヘルパー事業</p> <p>学校現場におけるさまざまな教育課題について、各学校のニーズに応じて児童生徒等への教育的支援が必要である。 新市においては、出雲市におけるスクールヘルパー事業をもちに、次のような教育支援を行っていき必要があり、合併時に新たに制度化する。</p> <p>地域の人材活用による教育支援 個に応じた教育」、開かれた学校づくり、地域に根ざした特色ある学校づくりの観点から、低学年における担任補助の支援、コンピューター活用、部活動、学校図書館経営等への支援が必要な学校に対して、地域の人材を活用したヘルパー支援。 特別な支援が必要な児童生徒への支援 ADHDやLDI傾向のある児童生徒や不登校傾向の児童生徒等が在籍する学校にあっては、個別のカリキュラムによる学習支援や個別の援助を行うヘルパー支援。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 3-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その2)		協議細目	学校教育事業
調整の方針	別紙のとおり			
現 況				
<p>4 スクールカウンセラー配置事業</p> <p>児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的に知識・経験を有するスクールカウンセラーを中学校全校に配置し、校区の小中学校にも活動を広げることにより小・中学校における教育相談機能の一層の充実を図る。</p>	<p>4 スクールカウンセラー配置事業</p> <p>< 県直接事業 > ・平田中学校を拠点校に平田小・国富小・久多美小を対象校として実施中。スクールカウンセラーは2名。 ・光中・佐香中は、15年度から斐川西中と東中の対象校として実施中。 ・県委託事業 > ・旭丘中は、心の教室相談員を配置。 ・事業費 316万円</p> <p>< 県補助事業 > ・他の小学校については、希望する場合は、NPO法人「隙々」のカウンセラーが対応する。 ・情緒障害児発達支援事業に詳細を記載</p> <p>< 市単独事業 > ・平田小は、月8時間を市費で上乗せして実施。 ・350円/時又は550円/時 ・38万円/年</p> <p>ADHDやLDの児童・生徒の発生率は毎年増加しており保護者への対応、教職員へのカウンセリングを含め、県の直接事業のみ(2名)ではとうてい現状に対応できないため、市独自でも実施しているが、それでも不足している。市が実施する場合での補助制度をお願いしたい。</p>	<p>4 スクールカウンセラー配置事業</p> <p>斐川東中・西中を拠点校として平成15年度から配置 ・スクールカウンセラーは各校2名づつ、重複の関係で実質3名が担当</p> <p>・斐川東中学校(拠点校) 対象校: 担原小学校、出東小学校、平田市立佐香中学校 斐川西中学校(拠点校) 対象校: 西野小学校、中部小学校、平田市立光中学校</p>	<p>4 スクールカウンセラー配置事業</p> <p>佐田中学校に心の教室相談員1名を1名設置している。</p>	
<p>出 雲 市</p>	<p>平 田 市</p>	<p>斐 川 町</p>	<p>佐 田 町</p>	<p>町</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 3-2

協議項目		協議細目	
各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その2)			
別紙のとおり			
調整の方針			
現況			
多岐	町	湖陵町	大社町
4 スクールカウンセラー配置事業	4 スクールカウンセラー配置事業	4 スクールカウンセラー配置事業	4 スクールカウンセラー配置事業
多岐中学校に心の教室相談員1を1名設置している。	平成15年度から県の事業を受け、湖陵中学校にスクールカウンセラー1名を配置。派遣校は湖陵小学校。児童生徒・教職員及び保護者に対し、教育相談の充実を図る。 課題) 週1日の勤務のため、相談時間等に制限があり、心の教室相談員のような支援ができるシステムを考える必要がある。	大社中学校で「心の教室事業」を行っており相談員を2人配置している。 謝金 半日 = 4,000円 勤務 年間 = 130回(週約3日) 相談員 2名 事業名 心の教室相談員【活用調査研究委託事業(県)】 大社小学校の通級指導教室でも対応している。指導助手を1人配置している。 謝金 半日 = 4,000円 勤務 年間 = 150回(週3回の内週1回は1日勤務)	4 スクールカウンセラー配置事業 直接的には県事業であるが、高度で専門的な知識・経験を有する職で絶対数が少なく人材確保が困難なうえに、報酬単価が高く算上の問題などから、各学校での相談時間には限りがあるのが現状である。 しかしながら、主に心の問題を抱えた児童生徒や保護者、教職員のための教育相談機能の充実をぜひとも必要であることから、県配置のスクールカウンセラーの補完的な役割を担う相談員の配置について、合併時に新たに制度化する。

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 4-1

協議項目		各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その2)		協議細目		学校教育事業	
調整の方針		別紙のとおり					
現 況							
出	雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町	5 小中学校外国語指導	5 小中学校外国語指導	
5 小中学校外国語指導	<p>国際化の進展に対応し、小学校から英会話を中心にコミュニケーション能力の育成や英語文化に慣れ親しむ活動を推進するため、海外生活経験者等を英語指導協働員に委嘱し、全小中学校に派遣する。</p> <p>英語協力指導員 20名。全学級年間6回程度。</p> <p>英語を母語とする外国人の英語指導員2名を教育委員会に配置。指導員は週1.5時間程度、中学校を巡回指導。随時、幼稚園・小学校においても英語指導を行う。</p> <p>平成15年8月から小学校専属ALT 1名増</p>	<p>5 小中学校外国語指導</p> <p>・ALT名採用 現在のALT アメリカハワイ州出身 2007年8月来日、2007年7月帰国予定 ・月額報酬300,000円、住居手当あり 週3.5時間勤務 月～木 中学校勤務 金午前 教育総務課勤務 (小中学校訪問等)</p> <p>各中学校からは、派遣日数が少ないので、増やしてほしいとの要望がある。</p>	<p>5 小中学校外国語指導</p> <p>英語指導助手招致事業を活用 英語力の向上を図るために配置 ALT1名を招致し町内2中学校へ1週間づつ派遣 小学校における英語活動 ALTおよび町で招致しているイデデン大(イデデン)大学学生により英語指導や国際交流を行っている学校もある 平成15年9月からJETプログラムに替えて業者から派遣のALT活用の予定</p>	<p>5 小中学校外国語指導</p> <p>中学校へ配置している外国語指導助手が、1校あたり隔週で週に2日程度訪問している。</p> <p>内容 英語力の向上や、国際理解促進を図るため中学校に外国人英語指導助手1名を配置している。また小学校へも訪問し、英語に親しみ国際理解を深める活動をしている。</p> <p>毎月第1・3・5週 全日 佐田中学校 毎月第2・4週 月・水・金 須佐小学校(月のPMはBOE) 火・木 窪田小学校</p> <p>・月額報酬300,000円 町営住宅家賃(14,000円)は、本人負担。住居手当なし ・私用車をリースさせている(月額21,000円)、公務使用料として、月額10,000円を本人に支給している。 ・週3.5時間勤務</p>			

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 4-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その2)		協議細目	学校教育事業
調整の方針	別紙のとおり			
現況				
多岐	杖町	湖陵町	大社町	調整の具体的内容
<p>5 小中学校外国語指導</p> <p>英語力の向上や国際理解促進を図るため中学校に外国人外国語指導助手を1名配置している。併せて、小学校への英語クラブ(総合的学習への派遣、幼稚園への園児との交流、幼児の学習会の参加をしている)</p> <p>中学校へ配置している外国語指導助手が1校あたり週に3時間巡回している。</p>	<p>5 小中学校外国語指導</p> <p>外国語教育の充実と国際交流の進展を図るため、中学校に外国語指導助手を配置。時間を調整し、幼稚園、小学校へも派遣している。</p> <p>ALT1名 教育委員会 第1、第3月午前10時迄、午後2時~4時 小学校 毎週火曜 中学校 月・水・木・金 分校 第1、第3月午後1時から2時 西幼稚園 第1月曜日午前10時から12時30分 南幼稚園 第3月曜日午前10時から12時30分</p>	<p>5 小中学校外国語指導</p> <p>JETプログラムにより大社中学校に1名ALTを配置している。基本的には、大社中学校で英語指導を行っているが年度当初小中学校英語担当者を集め年間計画(学校間調整)を立て、大社中学校に支障がない程度において、小学校へも指導に行く</p> <p>毎週火曜日の午前中は、原則教育委員会勤務としている。 報酬は年36万円。宿舍(備品含む)を無償で提供している。(家賃は町負担)</p>	<p>5 小中学校外国語指導</p> <p>国際理解を深めるために、英語を中心とした外国語学習の推進は重要であり、小学校の段階から慣れ親しむ必要がある。JETプログラムによるALTや民間の人材を活用するなど、各市町でそれぞれ内容は異なっているが、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>ただし、小中学校への派遣日数については充実を図る必要があり、新市において調整する。</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 5-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その2)	協議細目	学校教育事業
調整の方針	別紙のとおり		
現 況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
6 不登校対策事業	6 不登校対策事業	6 不登校対策事業	6 不登校対策事業
<p>【随応指導教室】 様々な理由により長期欠席している児童生徒に対して、個別指導や小集団学習を行う中で、社会性や基礎学力を身にさせ、原籍校へ登校しようとする意欲を喚起させることを目的に設置。 <スタッフ> 1 指導員 2名 (嘱託) 一人あたり ・17日(13時間)/月 報酬16万円 2 指導補助員 5名 一人あたり ・750時間/年程度 5時間、15日、10ヶ月 130万円/時間 昨年度から学校給食を実施。 相談事業は、同じ施設内にある青少年指導センターが実施。</p>	<p>6 不登校対策事業</p> <p>【随応指導教室】 市立「光人塾」を設置し、相談事業と指導事業を実施。 相談員 3名、指導員 1名。小中学生の個別教科指導を実施。 相談事業(実績:人) 14年度 13年度 市内 小学生 323 263 中学生 374 231 その他 16 54 市外 小学生 22 36 中学生 68 89 その他 17 50 指導事業(実績:人) 14年度 13年度 市内 小学生 13(4) 10(5) 中学生 9(7) 9(5) 市外 小学生 1(0) 1(0) 中学生 2(0) 3(2) (内は、学校復帰者。 指導員は、時間給1,220円で社保なし。 相談員及び指導室長は、月額報酬(15万円程度)で社保加入。 指導事業のうち、市外からの通塾生は、月額3,000円を負担する。</p>	<p>6 不登校対策事業</p> <p>【随応指導教室】 平成15年度から随応指導教室「コスモ」教室の予定 ・平成15年度から随応指導教室「コスモ」教室の予定</p>	<p>6 不登校対策事業</p> <p>【随応指導教室】 設置なし</p>
6 不登校対策事業	6 不登校対策事業	6 不登校対策事業	6 不登校対策事業
<p>【不登校対策】 不登校児童生徒への対応の一環の充実を図るため、教育委員会に不登校対策指導員を配置し、直接家庭訪問をするなど、学校との連携を密に取りながら、該当児童生徒の早期の学校復帰を支援する。 平成15年度 不登校対策指導員 2名(嘱託) 17日/月 ※ 12ヶ月 報酬 16万円</p>	<p>【不登校対策】 市立「光人塾」と各学校とが連携して、相談指導に当たる。 平田中学校に追加教員1名を配置。 ・月10日以上の欠席者について、教育総務課で報告を受け、その一覧表を光人塾や市立教育研究所に届け、相談の糸口と</p>	<p>【不登校対策】 コスモ相談室(教育相談室) 学校外で相談支援の組織を設置、常時3人に対応</p>	<p>【不登校対策】 佐田中学校に心の教室相談員(1名)を配置</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 5-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その2)	協議細目	学校教育事業
調整の方針	別紙のとおり		
現況			
多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町	調整の具体的内容
<p>6 不登校対策事業</p> <p>【適応指導教室】 設置なし</p> <p>【不登校対策】 多伎中学校に心の教室相談員1を1名設置している。</p>	<p>6 不登校対策事業</p> <p>【適応指導教室】 設置なし (該当者があれば、出雲市の適応指導教室等に入級をお願いしている。)</p> <p>【不登校対策】 不登校の児童生徒等については、平成15年度より配置されたスクールカウンセラーにより対応している。</p>	<p>6 不登校対策事業</p> <p>【適応指導教室】 設置なし (該当者があれば、出雲市の適応指導教室、又は平田市の光人塾に入級している。)</p> <p>【不登校対策】 大社中学校で心の教室事業を行っている。また、大社小学校の通級指導教室でも対応している。</p>	
<p>6 不登校対策事業 不登校及び不登校傾向のある児童生徒に対する相談、指導等の支援を行う「不登校対策事業」として合併時に新たに制度化する。</p>			

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 6-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その2)		協議細目	協議細目
調整の方針	別紙のとおり			
現 況				
出雲市	平市	田田市	斐川町	佐田町
7 特別支援教育事業 本事業においては特別な教育的な支援を必要とする児童生徒が在籍している学校(学級)に対して、専門的な知識や経験をもち指導員を派遣し、以下の具体的な支援を行う。 ・児童生徒への適切な指導 ・教職員や保護者への効果的な支援の在り方などについての指導 ・ADHDやLD傾向のある児童生徒に対する支援の在り方に関する調査・研究 指導員 1名(嘱託) 17日/月 12ヶ月 月 16万円	7 特別支援教育事業 自閉症児やLD、ADHD等の障害のある子どもに対して、あらかじめ委託している医療機関から、個人の発達に対する支援として、個別発達支援プログラムの作成・指導や教職員に対する医療・心理の専門家からの指導助言(スクールアドバイザー事業)、通院による療育指導などを受ける。 高額医療のため、助成がないと保護者負担が大きいため。 委託先 NPO法人療育センター様々。 島根県障害者はつらつ生活支援事業補助金の対象事業。 13年度から実施。	7 特別支援教育事業 発達支援プログラムの作成と指導 1回 5,100円 週1回~月1回(保護者同伴) 14年度 13人、335回実施 スクールアドバイザー事業 1回 10,000円 小中学校の希望による 14年度 12回(小学校5校) 集回療育事業(実費) 14年度 2回実施 ・14年度委託料総額 1,884,376円 ・島根県障害者はつらつ生活支援事業補助金 80万円	7 特別支援教育事業 該当なし	7 特別支援教育事業 該当なし

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 6-2

協議項目	協議細目			
協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 其の2)			
調整の方針	別紙のとおり			
現況				
多	杖	町	湖	陵
7 特別支援教育事業	7 特別支援教育事業	7 特別支援教育事業	7 特別支援教育事業	7 特別支援教育事業
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
			大社小学校の通級指導教室で対応している。 心身障害児地域小規模療育活動事業でたんぼの会事業を 大社小学校の通級指導教室を中心に、発達に遅れのある 子どもの療育指導等を行っている。 (町の健康福祉課から8万円の委託料支出)	大社小学校の通級指導教室で対応している。 心身障害児地域小規模療育活動事業でたんぼの会事業を 大社小学校の通級指導教室を中心に、発達に遅れのある 子どもの療育指導等を行っている。 (町の健康福祉課から8万円の委託料支出)
				7 特別支援教育事業 自閉症やLD、ADHD傾向のある児童生徒等に対して、特に 専門的な知識や経験等をもとに、特別な教育的支援を行う特 別支援教育事業として合併時に新たに制度化する。

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 1-1

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その3)			
協議項目	協	議	細	目
調整の方針	別紙のとおり			
現 況				
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町	
<p>1 運営方法</p> <p>【施設】 出雲市立学校給食センター 平成14年 調理能力 1,100食</p> <p>【運営委託】 1センター直営 【学校給食会】 出雲市学校給食会 【職務委託】 調理業務(ご飯、パン) 配送業務</p> <p>【調理食数】 小学校 14校 6,049食 中学校 6校 3,225食 幼稚園 16園 1,115食</p> <p>計 10,389食</p> <p>2 給食費 【小学校】 23円/食(551円) 【中学校】 28円/食(551円) 【幼稚園】 25円/食(551円)</p> <p>()は食材費以外の経費(光熱水費等)</p>	<p>1 運営方法</p> <p>【施設】 平田市立学校給食センター 昭和42年 調理能力 6,000食</p> <p>【運営委託】 1センター直営 【学校給食会】 平田市学校給食会 【職務委託】 調理業務(ご飯、パン) 配送業務</p> <p>【調理食数】 小学校 13校 2,010食 中学校 4校 1,080食 幼稚園 2園 327食</p> <p>計 3,417食</p> <p>2 給食費 【小学校】 26円/食(558円) 【中学校】 32円/食(558円) 【幼稚園】 23円/食(558円)</p> <p>()は食材費以外の経費(光熱水費等)</p>	<p>1 運営方法</p> <p>【施設】 斐川町学校給食共同調理場 昭和56年 調理能力 3,200食</p> <p>【運営委託】 1共同調理場直営 【学校給食会】 斐川町学校給食会 【職務委託】 調理業務(パン) 配送業務</p> <p>【調理食数】 小学校 4校 1,894食 中学校 2校 1,003食 幼稚園 4園 287食</p> <p>計 3,184食</p> <p>2 給食費 【小学校】 26円/食(558円) 【中学校】 32円/食(558円) 【幼稚園】 21円/食(555円)</p> <p>()は食材費以外の経費(光熱水費等)</p>	<p>1 運営方法</p> <p>【施設】 佐田町立学校給食センター 平成3年 調理能力 1,000食</p> <p>【運営委託】 1センター委託(委託先 学校給食会) 【学校給食会】 佐田町学校給食会 【職務委託】 配送業務</p> <p>【調理食数】 小学校 2校 266食 中学校 1校 18食</p> <p>計 447食</p> <p>2 給食費 【小学校】 23円/食 【中学校】 29円/食</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

教育・文化専門部会 学校教育分科会 1-2

協議項目	各種事務事業の取扱い(学校教育関係 その3)			協議細目
調整の方針	別紙のとおり			学校給食事業
	現況			
多岐	町	湖陵	町	社 会 町
<p>1 運営方法</p> <p>【施設】</p> <p>多岐町立学校給食センター 平成元年(平成9年増改築)</p> <p>調理能力 500食</p> <p>【直営委託】</p> <p>1センター直営</p> <p>【学校給食会】</p> <p>多岐町学校給食会</p> <p>【隣務委託】</p> <p>調理業務(ご飯、パン) 配送業務</p> <p>【調理食数】</p> <p>小学校 2校 255食 中学校 1校 157食 幼稚園 3園 52食</p> <p>計 464食</p> <p>2 給食費</p> <p>【小学校】 23円/食 【中学校】 28円/食 【幼稚園】 19円/食</p>	<p>1 運営方法</p> <p>【施設】</p> <p>湖陵町立学校給食共同調理場 平成8年</p> <p>調理能力 800食</p> <p>【直営委託】</p> <p>1センター委託(委託先 学校給食会)</p> <p>【学校給食会】</p> <p>湖陵町学校給食会</p> <p>【隣務委託】</p> <p>調理業務(ご飯、パン) 配送業務</p> <p>【調理食数】</p> <p>小学校 1校 349食 中学校 1校 192食 幼稚園 2園 53食</p> <p>計 594食</p> <p>2 給食費</p> <p>【小学校】 23円/食 【中学校】 28円/食 【幼稚園】 20円/食</p>	<p>1 運営方法</p> <p>【施設】</p> <p>大社町立学校給食センター 昭和44年</p> <p>調理能力 3500食</p> <p>【直営委託】</p> <p>1センター委託(委託先 学校給食会)</p> <p>【学校給食会】</p> <p>大社町立学校給食会</p> <p>【隣務委託】</p> <p>調理業務(ご飯、パン) 配送業務</p> <p>【調理食数】</p> <p>小学校 5校 1,018食 中学校 1校 542食 幼稚園 5園 18食</p> <p>計 1,74食</p> <p>2 給食費</p> <p>【小学校】 26円/食(7円) 【中学校】 33円/食(7円) 【幼稚園】 22円/食(7円)</p> <p>()は食材費以外の経費(光熱水費等)</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>1 運営方法 現行のとおり、新市に引き継ぐ。 給食施設については、施設・設備の老朽化、安全衛生基準に配慮し、新市において、統廃合を検討する。 学校給食会は、当面現行のとおりとする。</p> <p>2 給食費 当面現行のとおりとする。ただし食材費以外(光熱水費等)の経費は新市の予算で対応する。</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	2市5町の観光協会については、合併と同時に、新市の観光協会に再編するよう調整に努める。 観光協会への運営補助金については、合併と同時に新しい基準を設け、一元化するよう調整する。	
現況		
出雲市	平市	斐川町
<p>【出雲市観光協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員 21名 ・事務局 ・市観光政策課職員が兼務 <p>事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市観光政策課内 ・主な業務・事業内容 ・観光PR ・特産品の奨励・斡旋 ・駅観光案内所業務 ・駅特産品コーナーの運営(職員 3名) ・一の谷公園桜まつり ・立久恵峡ウォッチング 	<p>【平市観光協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員 25名 ・事務局 ・市地域振興課職員が兼務 <p>事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員 1名 ・平田市一式飾常設館内 ・主な業務・事業内容 ・愛石山公園桜まつり ・河下布勢灘海水浴場海開き ・鯛淵寺もみじ祭り ・一式飾り保存会事務局 ・河下盆踊り保存会事務局 ・弁慶祭り実行委員会事務局 	<p>【佐田町観光協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員 52名 ・事務局 ・町産業振興課職員が兼務 <p>事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町産業振興課内 ・主な業務・事業内容 ・観光PR
<p>【観光協会への補助金】(平成14年度実績)</p> <p>運営費補助 7,014円</p> <p>(内訳) 運営補助分 2,110円</p> <p>特産品コーナー分 4,400円</p> <p>ホラテイがけ付分 500円</p>	<p>【観光協会への補助金】(平成14年度実績)</p> <p>運営費補助 5,600円</p>	<p>【観光協会への補助金】(平成14年度実績)</p> <p>運営費補助 3,000円</p>
関係条例等	出雲市補助金等交付規則	

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 1-2

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	観光協会の取扱い
調整の方針	2市5町の観光協会については、合併と同時に、新市の観光協会に再編するよう調整に努める。 観光協会への運営補助金については、合併と同時に新しい基準を設け、一元化するよう調整する。		
現況			
多岐	町	湖陵	社 町
<p>【多岐町観光協会】 ・会員 194名 ・事務局 ・町産業振興課職員が兼務</p> <p>・事務所 ・町産業振興課内 ・主な業務・事業内容 ・観光PR</p>	<p>【湖陵町観光協会】 ・会員 80名 ・事務局 ・町経済課職員が兼務</p> <p>・事務所 ・町経済課内 ・主な業務・事業内容 ・観光PR</p>	<p>【大社観光協会】 ・会員 160名 ・事務局 ・協会職員 3名</p> <p>・事務所 ・吉兆館内 ・主な業務・事業内容 ・大社観光案内所業務 ・日御崎観光案内所業務 ・吉兆館観光情報業務</p>	<p>1つの自治体には、1つの観光協会が望ましい。</p> <p>2市5町の観光協会については、合併と同時に、新市の観光協会に再編するよう調整に努める。 観光協会への運営補助金については、合併と同時に新しい基準を設け、一元化するよう調整する。</p>
<p>【観光協会への補助金】(平成14年度実績) 運営費補助 1,000円</p>	<p>【観光協会への補助金】(平成14年度実績) 運営費補助 450円</p>	<p>【観光協会への補助金】(平成14年度実績) 運営費補助 10,000円 (内訳) 一般管理事業 上限 4,400円 無料休憩施設管理事業 100円 観光誘致開発事業 6,400円 ただし、予算の範囲内とする</p>	
【関係条例】	大社観光協会補助金交付要綱		

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 2-1

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	観光施設等の使用料及び管理運営																																																																				
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進策や効率的運営について新市において検討する。																																																																						
現況																																																																							
出雲		市																																																																					
<p>立久恵峡ユース・ホステル】 1.名称 立久恵峡ユース・ホステル 2.位置 出雲市乙立町立久恵峡 3.施設概要 宿泊室5室、集会室、食堂 4.管理運営 乙立町自治協会内管理組合に委託 5.使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1人につき1泊</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>中学生以下</td> <td>1人につき1泊</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>集会所使用料(使用時間4時間以内)</td> <td>1回1室につき</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>・宿泊料については、冷暖房の期間中は、1人につき200円を加算する。 ・スリーピングシートを貸付したものは、宿泊料から200円を減算する。 ・集会所の使用時間が4時間を超える場合は、1時間を増すごとに1,000円を加算する。 ・集会所の使用料については、冷暖房の期間中は、使用料の5割増とする。</p> <p>立久恵峡わかあゆの里】 1.名称 立久恵峡わかあゆの里 2.位置 出雲市乙立町526番地14 3.施設 オートキャンプサイト キャンプサイト ミニログハウス グラウンドゴルフ場 4.管理運営 乙立町自治協会内管理組合に委託 5.使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設等の名称</th> <th>単位</th> <th>利用料金の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オートキャンプサイト</td> <td>1区画・1泊につき</td> <td>2,000円から4,000円まで</td> </tr> <tr> <td>キャンプサイト</td> <td>1区画・1泊につき1人</td> <td>200円から400円まで</td> </tr> <tr> <td>ミニログハウス和室(4.5畳)(台所・便所・風呂付)</td> <td>宿泊・1泊につき</td> <td>4,000円から7,500円まで</td> </tr> <tr> <td>ミニログハウス(和室6畳)</td> <td>休憩・2時間につき</td> <td>1,500円から2,500円まで</td> </tr> <tr> <td>グラウンドゴルフ場</td> <td>宿泊・1泊につき</td> <td>3,500円から6,500円まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1日・1人</td> <td>200円から400円まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>・宿泊料については、冷暖房の期間中は、1人につき200円を加算する。 ・スリーピングシートを貸付したものは、宿泊料から200円を減算する。 ・集会所の使用時間が4時間を超える場合は、1時間を増すごとに1,000円を加算する。</p>	区分	単位	金額	一般	1人につき1泊	2,200	中学生以下	1人につき1泊	1,800	集会所使用料(使用時間4時間以内)	1回1室につき	4,000	施設等の名称	単位	利用料金の範囲	オートキャンプサイト	1区画・1泊につき	2,000円から4,000円まで	キャンプサイト	1区画・1泊につき1人	200円から400円まで	ミニログハウス和室(4.5畳)(台所・便所・風呂付)	宿泊・1泊につき	4,000円から7,500円まで	ミニログハウス(和室6畳)	休憩・2時間につき	1,500円から2,500円まで	グラウンドゴルフ場	宿泊・1泊につき	3,500円から6,500円まで		1日・1人	200円から400円まで	<p>出雲市サイクリングターミナル】 1.名称 出雲市サイクリングターミナル 2.位置 出雲市塩治有原町2丁目10番地 3.施設概要 宿泊室(和室10室、洋室4室)、研修室、小会議室、食堂、レンタサイクル 4.職員体制(施設直接管理員) 管理業務1名、清掃業務3名、夜間業務3名 5.施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>和室</th> <th>洋室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>2,800</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>2,300</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>2,100</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>・宿泊のための利用時間は、午後4時から翌日の午前10時までとします。 ・冷暖房の期間中は、1人につき200円を加算します。 ・休憩料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>使用料(1回1室につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4時間以内</td> <td>1,230</td> </tr> <tr> <td>休憩のための利用時間は、午前9時から午後5時までとします。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・休憩を超える場合は、1時間を増すごとに250円を加算します。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・冷暖房の期間中は、使用料の5割増とします。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	和室	洋室	一般	2,800	2,700	中学生	2,300	2,200	小学生	2,100	2,000	利用区分	使用料(1回1室につき)	4時間以内	1,230	休憩のための利用時間は、午前9時から午後5時までとします。		・休憩を超える場合は、1時間を増すごとに250円を加算します。		・冷暖房の期間中は、使用料の5割増とします。		<p>研修室使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>使用料(1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4時間以内</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>4時を超え8時間以内</td> <td>7,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>研修室の利用時間は、午前9時から午後10時までとします。 ・8時間を超える場合は、1時間を増すごとに1,100円を加算します。 ・冷暖房の期間中は、使用料の5割増とします。 ・自転車使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>使用料(1台につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>小中学生</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>自転車の利用時間は、午前9時から午後5時までとします。 ・1回の使用時間は、4時間以内とします。 ・4時間を超える場合は、1時間を増すごとに500円を加算します。</p>	利用区分	使用料(1回につき)	4時間以内	4,500	4時を超え8時間以内	7,700	利用区分	使用料(1台につき)	一般	300	中学生	200	小中学生	100
区分	単位	金額																																																																					
一般	1人につき1泊	2,200																																																																					
中学生以下	1人につき1泊	1,800																																																																					
集会所使用料(使用時間4時間以内)	1回1室につき	4,000																																																																					
施設等の名称	単位	利用料金の範囲																																																																					
オートキャンプサイト	1区画・1泊につき	2,000円から4,000円まで																																																																					
キャンプサイト	1区画・1泊につき1人	200円から400円まで																																																																					
ミニログハウス和室(4.5畳)(台所・便所・風呂付)	宿泊・1泊につき	4,000円から7,500円まで																																																																					
ミニログハウス(和室6畳)	休憩・2時間につき	1,500円から2,500円まで																																																																					
グラウンドゴルフ場	宿泊・1泊につき	3,500円から6,500円まで																																																																					
	1日・1人	200円から400円まで																																																																					
利用区分	和室	洋室																																																																					
一般	2,800	2,700																																																																					
中学生	2,300	2,200																																																																					
小学生	2,100	2,000																																																																					
利用区分	使用料(1回1室につき)																																																																						
4時間以内	1,230																																																																						
休憩のための利用時間は、午前9時から午後5時までとします。																																																																							
・休憩を超える場合は、1時間を増すごとに250円を加算します。																																																																							
・冷暖房の期間中は、使用料の5割増とします。																																																																							
利用区分	使用料(1回につき)																																																																						
4時間以内	4,500																																																																						
4時を超え8時間以内	7,700																																																																						
利用区分	使用料(1台につき)																																																																						
一般	300																																																																						
中学生	200																																																																						
小中学生	100																																																																						
関係条例】																																																																							
立久恵峡ユース・ホステル条例	立久恵峡わかあゆの里の設置及び管理に関する条例	出雲市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例																																																																					

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 2-2

協議項目	各種事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	観光施設等の使用料及び管理運営
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進策や効率的運営について新市において検討する。</p>		
現 況			
	平 田 市	平 田 市	
<p>【式飾り常設館】 平田市平田町2273-8 1.施設概要</p> <p>2.管理運営</p> <p>3.使用料(入館料) 無料</p> <p>4.その他 土地は、借地である。</p>	<p>【式飾り展示館】 平田市平田町504-5 1.施設概要</p> <p>2.管理運営 財団法人平田市都市公社に業務委託 委託料 480千円(平成14年度)</p> <p>3.使用料(入館料) 無料</p> <p>4.その他 土地建物は、借地、借家である。</p>		
	<p>【関係条例】 平田市立一式飾常設館等の設置及び管理に関する条例</p>		

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 2 - 3

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	観光施設等の使用料及び管理運営
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進策や効率的運営について新市において検討する。		
現 況			
斐 川 町			
<p>【町有温泉源】 1. 泉源 斐川町湯の川温泉 2. 給湯区域 斐川町大字学頭地区内 3. 料金 (給湯料) 区分 基準量 料金 摘要 使用湯量 月当り150立方 米まで 15,000円 超過湯量 1立方米当り 100円 月150立方 米超過分 徴収する料金は、上表に定める額の合計額に100分の5を乗 じて得た額(10円未満の端数は切捨てる)を加算する。 (温泉スタンド) 区分 基準量 料金 摘要 温泉スタンド 200ℓにつき 100円</p>	<p>【値の駅】 1. 名称 道の駅湯の川 2. 位置 斐川町大字学頭825番地2地 3. 施設 ハウス棟、花井展示ハウス、花井裁 培 体験ハウス、イベント広場、駐車場 4. 利用料金 道の駅の利用に係る料金の基本的考え 方は、地方自治法第225条に定める使 用料に相当する金額とし、実例価格及 び実費を考慮して別に定める。 5. 管理運営 第3セクター 株式会社 道の駅湯の川」 に管理委託</p>	<p>【出雲いりすの丘公園】 1. 名称 斐川町出雲いりすの丘公園 2. 位置 斐川町大字学頭 3. 管理運営 株式会社 湯の川ファーム(管理受託者)に管理委託 4. 入場料 入場料は、別表に掲げる基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範 囲内の額で、管理受託者が町長の承認を受けて定める額とする。 (別表) 1 公園施設のみに入場する場合 区分 入場料の額(1人1回につき) 利用 期 間 一般(中学生以上) 60円 3月1日から11月30日まで 4歳以上 30円 12月1日から2月28日まで 4歳未満 無 料 3月1日から11月30日まで 70歳以上(斐川町居住者に限る) 無 料 12月1日から2月28日まで 備考1 団体(15人以上の場合をいう)の場合、及びその他割引制度については、町長の承認を受けて管理受託者が別に定め る。 2 温泉施設のみに入場する場合 区分 入場料の額(1人1回につき) 回 数 券(1枚綴) 60歳以上 40円 4,000円 一般(中学生以上) 50円 5,000円 4歳以上 30円 3,000円 4歳未満 無 料 3 温泉施設と公園施設に同日中に入場する場合 区分 入場料の額(1人1回につき) 利用 期 間 60歳以上 90円 3月1日から11月30日まで 60円 12月1日から2月28日まで 一般(中学生以上) 1,000円 3月1日から11月30日まで 700円 12月1日から2月28日まで 4歳以上 500円 3月1日から11月30日まで 300円 12月1日から2月28日まで 4歳未満 無 料 備考1 団体(15人以上の場合をいう)の場合、及びその他割引制度については、町長の承認を受けて管理受託者が別に定める。</p>	
<p>【関係条例】 斐川町湯の川温泉給湯条例</p>	<p>道の駅の設置及び管理に関する条例</p>		

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 2-4

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	観光施設等の使用料及び管理運営
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進策や効率的運営について新市において検討する。		
現 況			
佐 田 町			
【八雲風穴公園】 1.名称 八雲風穴公園 2.位置 佐田町大字朝原 3.管理運営 地元連合自治会 風太郎(管理受託者)に管理委託 4.利用料 入場料は、別表に掲げる料金の範囲内の額で、管理受託者が町長の承認を受けて定める額とする。	すさのおの郷 1.名称 すさのおの郷 2.位置 佐田町大字原田 3.管理運営 第三セクター 株式会社 すばる企画(管理受託者)に管理委託 4.利用料 入場料は、別表に掲げる範囲内の額で、管理受託者が町長の承認を受けて定める額とする。	目田森林公園 1.名称 目田森林公園 2.位置 佐田町大字反辺 3.施設 バンガロー、テントサイト、シャワー、セミナー室 4.管理運営 第三セクター 株式会社 すばる企画(管理受託者)に委託 5.使用料 入場料は、別表に掲げる料金の範囲内の額で、管理受託者が町長の承認を受けて定める額とする。	
(別表)	(別表)	(別表)	(別表)
利用料金の範囲	利用料金の範囲	利用料金の範囲	利用料金の範囲
区分	区分	区分	区分
入場料	入湯料	入園料	入園料
1人 10円以上 30円以下	一般(中学生以上) 1人 1回 30円以上 1,000円以下 小人(3歳以上) " " 20円以上 500円以下 幼児(3歳未満) " " 無料	1人 100円以上 300円以下	1人 100円以上 300円以下
小学生未満は無料とする。公益上必要があると認められる場合は、入場料の一部又は一部を免除することができる。	研修室料	(宿泊) 1棟 3,150円以上 10,500円以下 (休憩) 1棟 200円以上 720円以下	(宿泊) 1棟 3,150円以上 10,500円以下 (休憩) 1棟 200円以上 720円以下
	研修室料	テント	テント
	研修室料	1張 1,050円以上 1,250円以下	午後5時から翌日午前9時までとし、テントサイト料を含む。
	研修室料	テントサイト	午後5時から翌日午前9時までとし、面テント持込みのとき。
	研修室料	シャワー	1人 1回 100円以上 150円以下
	研修室料	セミナー室	使用1回の時間は、4時間までとし、4時間以上に及ぶときは超過した時間数に応じて加算した額
	入館料		
利用料金の範囲として10円以下とする。 小中学生及び高校生が1団体として同時に20人以上で入場するときは、入場の総数にそれぞれの入場料を乗じて得た額の30%以内を減じて得た額で入場することができる。	ゆかり浪漫交流施設		
	スサノ才館		
備考 1 研修の使用1回の時間は2時間までとし、2時間以上に及ぶときは、超過した時間数に応じて加算した額とする。加算する額は1時間を単位として上記金額の2分の1の額とする。 2 上記に定める額に1.05を乗じて得た額として、10円未満の端数は切り捨てるものとする。			
【淀公園】 管理運営 地元連合自治会に管理委託	すさのおの郷の設置及び管理に関する条例	目田森林公園設置及び管理に関する条例	
【伊秩やすらぎの水辺】 管理運営 地元連合自治会に管理委託	八雲風穴公園の設置及び管理に関する条例 淀公園の設置及び管理に関する条例 伊秩やすらぎの水辺の設置及び管理に関する条例		
【佐佐川】 管理運営 地元連合自治会に管理委託			

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 2-5

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	観光施設等の使用料及び管理運営																																																																									
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進策や効率的運営について新市において検討する。</p>																																																																											
現 況																																																																												
多 岐 町																																																																												
【値の駅】	<p>道の駅キララ多岐 多岐町大字多岐13番地1他 地域特産物直売施設、レストラン施設、休憩・情報コーナー、広場、駐車場、ピーチハウス施設、農林水産物直売施設、愛と幸せの鐘施設 4. 管理運営 第3セクター 株式会社 多岐振興(管理受託者)に管理委託 5. 使用料 管理受託者は、別表の規定に基づきあらかじめ町長の承認を得て定める。</p>	<p>【多岐町温泉利用施設】 1. 名称 多岐いちじく温泉 2. 位置 多岐町大字久村65番地 3. 管理運営 第三セクター 株式会社 多岐振興(管理受託者)に管理委託 4. 使用料 利用料は、別表に定める範囲内で町長又は管理受託者が町長の承認を受けて定める額とする。</p>																																																																										
(別表)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域食材提供コーナー</td> <td>実例価格及び実費を考慮して定める額</td> </tr> <tr> <td>展示室</td> <td>実例価格及び実費を考慮して定める額</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>実例価格及び実費を考慮して定める額</td> </tr> <tr> <td>広場</td> <td>実例価格及び実費を考慮して定める額</td> </tr> <tr> <td>シャワールーム</td> <td>実例価格及び実費を考慮して定める額</td> </tr> <tr> <td>農林水産物直売施設</td> <td>実例価格及び実費を考慮して定める額</td> </tr> <tr> <td>愛と幸せの鐘施設</td> <td>実例価格及び実費を考慮して定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	地域食材提供コーナー	実例価格及び実費を考慮して定める額	展示室	実例価格及び実費を考慮して定める額	会議室	実例価格及び実費を考慮して定める額	広場	実例価格及び実費を考慮して定める額	シャワールーム	実例価格及び実費を考慮して定める額	農林水産物直売施設	実例価格及び実費を考慮して定める額	愛と幸せの鐘施設	実例価格及び実費を考慮して定める額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分</th> <th>単</th> <th>位</th> <th>利</th> <th>用</th> <th>料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">温泉利用施設</td> <td>65歳以上</td> <td>1人</td> <td>1回</td> <td></td> <td></td> <td>400円以下</td> </tr> <tr> <td>一般(中学生以上)</td> <td>"</td> <td>"</td> <td></td> <td></td> <td>500円以下</td> </tr> <tr> <td>4歳以上</td> <td>"</td> <td>"</td> <td></td> <td></td> <td>300円以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大広間</td> <td>4歳未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>全</td> <td>面</td> <td>1時間</td> <td>当たり</td> <td></td> <td>3,000円以下</td> </tr> <tr> <td>半</td> <td>面</td> <td>"</td> <td>"</td> <td></td> <td>1,500円以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和室</td> <td>8畳</td> <td>1</td> <td>間</td> <td></td> <td></td> <td>750円以下</td> </tr> <tr> <td>簡易介護浴室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>500円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 大広間、和室、簡易介護浴室は貸切りの場合の料金</p>	区分	分	単	位	利	用	料	温泉利用施設	65歳以上	1人	1回			400円以下	一般(中学生以上)	"	"			500円以下	4歳以上	"	"			300円以下	大広間	4歳未満					無料	全	面	1時間	当たり		3,000円以下	半	面	"	"		1,500円以下	和室	8畳	1	間			750円以下	簡易介護浴室					500円以下
区分	使用料																																																																											
地域食材提供コーナー	実例価格及び実費を考慮して定める額																																																																											
展示室	実例価格及び実費を考慮して定める額																																																																											
会議室	実例価格及び実費を考慮して定める額																																																																											
広場	実例価格及び実費を考慮して定める額																																																																											
シャワールーム	実例価格及び実費を考慮して定める額																																																																											
農林水産物直売施設	実例価格及び実費を考慮して定める額																																																																											
愛と幸せの鐘施設	実例価格及び実費を考慮して定める額																																																																											
区分	分	単	位	利	用	料																																																																						
温泉利用施設	65歳以上	1人	1回			400円以下																																																																						
	一般(中学生以上)	"	"			500円以下																																																																						
	4歳以上	"	"			300円以下																																																																						
大広間	4歳未満					無料																																																																						
	全	面	1時間	当たり		3,000円以下																																																																						
	半	面	"	"		1,500円以下																																																																						
和室	8畳	1	間			750円以下																																																																						
	簡易介護浴室					500円以下																																																																						
【関係条例】	多岐町道の駅の設置及び管理に関する条例	多岐町温泉利用施設の設置及び管理に関する条例																																																																										

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 2-6

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	観光施設等の使用料及び管理運営													
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進策や効率的運営について新市において検討する。															
現 況																
町 伎 多																
見晴らしの丘公園	<p>1.名称 見晴らしの丘公園</p> <p>2.位置 多伎町大字久村240番地5外</p> <p>3.施設 宿泊施設、休憩施設、便所、駐車場、センターハウス、交流促進施設、オートキャンプ場</p> <p>4.管理運営 第3セクター株式会社 多伎振興(管理受託者)に管理委託</p> <p>5.使用料 別表第1に規定する使用料又は別表第2に掲げる使用料に0.6を乗じて得た額から1.3を乗じて得た額までの範囲で町長が別に定める。</p>	<p>る者1人につき2,000円を加算する。ただし、4歳未満の者は加算の対象としない。</p> <p>1棟(2時間以内) 8人用 4,000円 6人用 3,500円 4人用 3,000円</p> <p>上記所定人数を超える人数で使用する場合は、当該所定人数を超過する者1人につき500円を加算する。</p> <p>ただし、4歳未満の者は加算の対象としない。</p> <p>また、使用時間が2時間を超える場合は、1時間ごとに1,000円を加算し、1時間未満の端数時間は1時間とする。</p>														
(別表第1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品販売、募金、その他これらに類する行為</td> <td>実例価格を考慮して定める額</td> </tr> <tr> <td>業として行う写真又は映画の撮影</td> <td>実例価格を考慮して定める額</td> </tr> <tr> <td>興行</td> <td>実例価格を考慮して定める額</td> </tr> <tr> <td>競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し</td> <td>実例価格を考慮して定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	物品販売、募金、その他これらに類する行為	実例価格を考慮して定める額	業として行う写真又は映画の撮影	実例価格を考慮して定める額	興行	実例価格を考慮して定める額	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	実例価格を考慮して定める額	<p>休憩</p> <p>センターハウス</p> <p>宿泊 午後4時から翌日午前10時まで</p> <p>休憩</p> <p>貸切り利用 午前9時から午後10時まで</p> <p>宿泊 午後3時から翌日午後2時まで</p> <p>休憩 午前9時から午後4時まで</p>				
区分	使用料															
物品販売、募金、その他これらに類する行為	実例価格を考慮して定める額															
業として行う写真又は映画の撮影	実例価格を考慮して定める額															
興行	実例価格を考慮して定める額															
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	実例価格を考慮して定める額															
(別表第2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1棟につき 6人用 18,000円 4人用 13,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記所定人数を超える人数で使用する場合は、当該所定人数を超過する者1人につき2,000円を加算する。ただし、4歳未満の者は加算の対象としない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1棟(2時間以内) 6人用 3,000円 4人用 2,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記所定人数を超える人数で使用する場合は、当該所定人数を超過する者1人につき500円を加算する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ただし、4歳未満の者は加算の対象としない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>また、使用時間が2時間を超える場合は、1時間ごとに1,000円を加算し、1時間未満の端数時間は1時間とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	1棟につき 6人用 18,000円 4人用 13,000円		上記所定人数を超える人数で使用する場合は、当該所定人数を超過する者1人につき2,000円を加算する。ただし、4歳未満の者は加算の対象としない。		1棟(2時間以内) 6人用 3,000円 4人用 2,500円		上記所定人数を超える人数で使用する場合は、当該所定人数を超過する者1人につき500円を加算する。		ただし、4歳未満の者は加算の対象としない。		また、使用時間が2時間を超える場合は、1時間ごとに1,000円を加算し、1時間未満の端数時間は1時間とする。		<p>和室(定員10人) 1部屋 20,000円</p> <p>上記所定人数を超える人数で使用する場合は、当該所定人数を超過する者1人につき1,000円を加算する。</p> <p>ただし、4歳未満の者は加算の対象としない。</p> <p>和室(定員10人) 1部屋(2時間以内) 3,000円</p> <p>上記所定人数を超える人数で使用する場合は、当該所定人数を超過する者1人につき200円を加算する。</p> <p>ただし、4歳未満の者は加算の対象としない。</p> <p>また、使用時間が2時間を超える場合は、1時間ごとに1部屋1,000円を加算し、1時間未満の端数時間は1時間とする。</p> <p>フアンロードサロン(2時間以内) 3,000円</p> <p>使用時間が2時間を超える場合は、1時間ごとに1,000円を加算し、1時間未満の端数時間は1時間とする。</p> <p>多目的ホール(2時間以内) 5,000円</p> <p>使用時間が2時間を超える場合は、1時間ごとに2,000円を加算し、1時間未満の端数時間は1時間とする。</p> <p>1区画 3,500円 電源設備 300円</p> <p>1区画 1,500円 電源設備 100円</p>
区分	使用料															
1棟につき 6人用 18,000円 4人用 13,000円																
上記所定人数を超える人数で使用する場合は、当該所定人数を超過する者1人につき2,000円を加算する。ただし、4歳未満の者は加算の対象としない。																
1棟(2時間以内) 6人用 3,000円 4人用 2,500円																
上記所定人数を超える人数で使用する場合は、当該所定人数を超過する者1人につき500円を加算する。																
ただし、4歳未満の者は加算の対象としない。																
また、使用時間が2時間を超える場合は、1時間ごとに1,000円を加算し、1時間未満の端数時間は1時間とする。																
関係条例)	見晴らしの丘公園の設置及び管理に関する条例															

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 2-7

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	観光施設等の使用料及び管理運営
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進策や効率的運営について新市において検討する。		
現況			
	湖 湖 湖 町		
【国民宿舎】 1. 名称 湖陵町国民宿舎 国引荘」 2. 位置 湖陵町大字 二部 1230番地 3. 管理運営 第三セクター 株式会社 カリス湖陵」(管理受託者)に管理委託 4. 利用料 利用料は、管理受託者の能率的かつ合理的な管理運営における適切な原価とし、管理受託者が町長の承認を受けて定める額とする。	【湖陵町健康入浴施設】 1. 名称 湖陵町健康入浴施設 ウアハウス湖陵」 2. 位置 湖陵町大字 二部 1230番地 3. 管理運営 第三セクター 株式会社 カリス湖陵」(管理受託者)に管理委託 4. 利用料 利用料は、管理受託者の能率的かつ合理的な管理運営における適切な原価とし、管理受託者が町長の承認を受けて定める額とする。	【町有温泉源】 (1号源泉) 1. 位置 湖陵町大字 三部 1230-1 2. 給湯先 温泉スタンド (2号源泉) 1. 位置 湖陵町大字 二部 1230 2. 給湯先 無し(休止中) (3号源泉) 1. 位置 湖陵町大字 三部 1231-2 2. 給湯先 国引荘、ウアハウス湖陵、湖陵荘、福祉センター 使用料無し 3号源泉に係る電気量のみ給湯先の4施設より徴収	
【関係条例等】 湖陵町国民宿舎の設置及び管理に関する条例	湖陵町健康入浴施設の設置及び管理に関する条例		

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 2-8

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	観光施設等の使用料及び管理運営																																						
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進策や効率の運営について新市において検討する。																																								
調整の状況	現	大	町																																						
<p>【値の駅】</p> <ol style="list-style-type: none"> 名称 大社町ご縁広場 位置 大社町大字修理免735番地5 施設 吉兆館、神話の広場、スポーツ広場、催し広場、駐車場 管理運営(管理受託者) 吉兆館 町直営 使用料 広場等 (財)大社町開発公社 <table border="1" data-bbox="756 1464 863 2067"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>1時間</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>町民ギャラリー</td> <td>1時間</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・研修室、町民ギャラリーの使用料は、9時～17時までとし、その他の時間の使用は、50%相当額を加算する。 ・ホールの使用料は、17時から22時までとする。 ・時間外使用は、50%相当額を割増しとする。 ・冷暖房使用の場合は、使用料の30%相当額を加算する。 ・営利を目的とする使用については、使用料の100%相当額を加算する。 広場等(営利を目的として広場等を使用するとき)</p> <table border="1" data-bbox="1054 1464 1171 2067"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツ広場</td> <td>1時間</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>催し広場</td> <td>1時間</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>1時間</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>広場の一部を使用する場合は、2分の1を限度にこの表に定める使用料の2分の1相当額とする。 許可使用時間を超過したときは、1時間単位でこの表に定める使用料相当額を別に徴収する。</p>	区分	単位	使用料	研修室	1時間	500円	町民ギャラリー	1時間	1,000円	区分	単位	使用料	スポーツ広場	1時間	2,000円	催し広場	1時間	2,000円	駐車場	1時間	2,000円	<p>【野外劇場】</p> <ol style="list-style-type: none"> 名称 大社町立野外劇場 位置 大社町大字杵築東字乙名橋326-1地内 管理 大社町役場観光商工課 運営 野外劇場運営委員会 利用料 無料 <p>【みせん広場】</p> <ol style="list-style-type: none"> 名称 大社町みせん広場 位置 大社町大字修理免1425番地1 管理委託 (財)大社町開発公社 利用料 営利を目的として使用するとき、別表に定める額に1.05を乗じて得た額 <table border="1" data-bbox="916 734 1002 1346"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的広場</td> <td>1時間</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>"</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表)</p> <table border="1" data-bbox="916 734 1002 1346"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みせん広場</td> <td>1時間</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>"</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	多目的広場	1時間	2,000円	駐車場	"	2,000円	区分	単位	使用料	みせん広場	1時間	2,000円	駐車場	"	2,000円	<p>調整の具体的内容</p> <p>合併後も現行どおり新市に引き継ぎ、利用促進策や効率の運営について新市において検討する。 ただし、入場料の課税免除に伴う使用料の減額は行わないよう調整する。 なお、温泉施設の維持管理などの所管については、公衆衛生的な視点から、新市においては、環境部門が所管すべきである。施設の維持管理については、一定の時期に委託先の統一を図ることが望ましい。</p>
区分	単位	使用料																																							
研修室	1時間	500円																																							
町民ギャラリー	1時間	1,000円																																							
区分	単位	使用料																																							
スポーツ広場	1時間	2,000円																																							
催し広場	1時間	2,000円																																							
駐車場	1時間	2,000円																																							
区分	単位	使用料																																							
多目的広場	1時間	2,000円																																							
駐車場	"	2,000円																																							
区分	単位	使用料																																							
みせん広場	1時間	2,000円																																							
駐車場	"	2,000円																																							
<p>【関係条例等】</p> <p>大社町ご縁広場の設置及び管理に関する条例</p>	<p>【関係条例等】</p> <p>大社町立野外劇場設置及び管理に関する条例 大社町みせん広場の設置及び管理に関する条例</p>																																								

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 3-1

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	観光施設等の清掃管理補助事業
調整の方針	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。		
現況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
該当なし	平成14年度予算額 施設等の名称 大慶寺公園 鯉淵寺トイレ 河下海水浴場	交付先 大慶寺を美しくする会 鯉淵寺を美しくする会 河下海水浴場をよくする会	補助金額 100 280 160 目的・内容 公園の清掃 トイレの清掃 海水浴場の管理
		該当なし	該当なし

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 観光商工分科会 3-2

協議項目	各種事務事業(観光商工関係)の取扱い	協議細目	観光施設等の清掃管理補助事業																
調整の方針	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p>																		
調整の状況																			
多岐	現況	大社	町																
該当なし	湖陵町	該当なし	町																
調整の具体的な内容																			
<p>合併後も現行どおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。</p>																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設等の名称</th> <th style="width: 20%;">交付先</th> <th style="width: 20%;">補助金額</th> <th style="width: 40%;">目的・内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稲佐の浜海水浴場</td> <td>稲浜海水浴振興協会</td> <td>5～20万円</td> <td>海水浴場の環境整備及び水難事故の防止</td> </tr> <tr> <td>おわし浜海水浴場</td> <td>おわし浜観光協同組合</td> <td>5～20万円</td> <td>海水浴場の環境整備及び水難事故の防止</td> </tr> <tr> <td>国立公園日御碕</td> <td>日御碕を美しくする会</td> <td>2,730千円</td> <td>自然保護と環境衛生思想の普及 宣伝 こみ等の廃棄物処理及び汚物処理 その他会の目的達成のため必要な事業</td> </tr> </tbody> </table>				施設等の名称	交付先	補助金額	目的・内容	稲佐の浜海水浴場	稲浜海水浴振興協会	5～20万円	海水浴場の環境整備及び水難事故の防止	おわし浜海水浴場	おわし浜観光協同組合	5～20万円	海水浴場の環境整備及び水難事故の防止	国立公園日御碕	日御碕を美しくする会	2,730千円	自然保護と環境衛生思想の普及 宣伝 こみ等の廃棄物処理及び汚物処理 その他会の目的達成のため必要な事業
施設等の名称	交付先	補助金額	目的・内容																
稲佐の浜海水浴場	稲浜海水浴振興協会	5～20万円	海水浴場の環境整備及び水難事故の防止																
おわし浜海水浴場	おわし浜観光協同組合	5～20万円	海水浴場の環境整備及び水難事故の防止																
国立公園日御碕	日御碕を美しくする会	2,730千円	自然保護と環境衛生思想の普及 宣伝 こみ等の廃棄物処理及び汚物処理 その他会の目的達成のため必要な事業																
<p>【関係条例等】 日御碕を美しくする会補助金交付要綱</p>																			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	入居者の選考方法(市町営住宅)
調整の方針	入居者の選考方法については、新築の場合は、現行のとおり抽選により選考するが、空家の場合は、合併時に登録制(申込み順)による選考に統一する。		
現況			
出雲市		平田市	
<p>入居者の選考方法について</p> <p>(1)新築の場合 困難度合に応じた抽選倍率調整を行ったうえ、公開抽選の方法による。ただし、条例第9条5項に規定する者については、公開抽選の方法によらず選考できる。</p> <p>(2)空家の場合 事前申し込み者(年間を通して随時受付登録)及び空きが出た際の広報紙等での公募によって申し込みをした者について、住宅困難度判定基準によって困難度を判定し、窮度の高い者から入居者を決定する。</p> <p>(3)住宅困難度の判定基準は、入居者選考委員会の意見を聞いて定める。</p> <p>(公募の例外について)</p> <p>以下の事由に係る者は公募を行わず、入居させることができる。</p> <p>災害による住宅の滅失</p> <p>不良住宅の撤去</p> <p>公営住宅の借上げに係る契約の終了</p>	<p>公営住宅建替事業による公営住宅の除却</p> <p>都市計画法第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法第3条3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>土地収用法第20条の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却</p> <p>現に公営住宅に入居している者の同居者の人数が増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体機能が低下する者となつたことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること</p> <p>公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること</p>	<p>入居者の選考方法について</p> <p>(1)新築の場合 入居申込者数が募集戸数を超えた場合は、公開抽選により入居者を決定している。</p> <p>(2)空家の場合 入居申込者数が募集戸数を超えた場合は、公開抽選により入居者を決定している。</p> <p>(公募の例外について)</p> <p>次の各号に掲げる事由に係る者は、公募を行わず、入居させることができる。</p> <p>災害による住宅の滅失</p> <p>不良住宅の撤去</p> <p>公営住宅の借上げに係る契約の終了</p> <p>公営住宅建替事業による公営住宅の除却</p> <p>都市計画法第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法第3条3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅</p>	<p>の除却</p> <p>土地収用法第20条の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却</p> <p>現に公営住宅に入居している者の同居者の人数が増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体機能が低下する者となつたことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること</p> <p>公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること</p>
【関係条例】出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例第9条		平田市営住宅の設置及び管理に関する条例第4条、第8条、第9条	

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 1-2

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	入居者の選考方法(市町営住宅)
調整の方針	入居者の選考方法については、新築の場合は、現行のとおり抽選により選考するが、空家の場合は、合併時に登録制(申込み順)による選考に統一する。		
現況			
	斐川町	佐田町	田町
<p>入居者の選考方法について</p> <p>(1)新築の場合 入居申込者数が募集戸数を超えた場合は、公開抽選により入居者を決定している。</p> <p>(2)空家の場合 入居申込順。</p> <p>(公募の例外について)</p> <p>次の各号に掲げる事由に係る者は、公募を行わず、入居させることができる。</p> <p>災害による住宅の滅失</p> <p>不良住宅の撤去</p> <p>公営住宅の借上げに係る契約の終了</p> <p>公営住宅建替事業による公営住宅の除却</p> <p>都市計画法第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法第3条3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法に基づく街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p>	<p>土地収用法第20条の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却</p> <p>現に公営住宅に入居している者の同居者の人数が増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること</p> <p>公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること</p>	<p>入居者の選考方法について</p> <p>入居の申し込みをした者の数が、入居させるべき公営住宅の戸数を越える場合の選考は、次の各号に該当する者のうちから行う。</p> <p>(1)新築(空家とともに公募を原則とし、申込者が募集戸数を上回ったときは住宅困窮度の高い者から入居者を決定する。</p> <p>(2)住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により決定する。</p> <p>(公募の例外)</p> <p>次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、公営住宅に入居させることができる。</p> <p>災害による住宅の滅失</p> <p>不良住宅の撤去</p> <p>公営住宅の借上げに係る契約の終了</p> <p>公営住宅建替え事業による公営住宅の除却</p>	<p>土地収用法第20条の規定による事業の認可を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却</p> <p>公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。</p>
【関係条例】斐川町営住宅の設置及び管理に関する条例第8条、第9条	佐田町公営住宅管理条例、佐田町営住宅の設置及び管理に関する条例、佐田町特定公共賃貸住宅管理条例		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 1-3

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	入居者の選考方法(市町営住宅)
調整の方針	入居者の選考方法については、新築の場合は、現行のとおり抽選により選考するが、空家の場合は、合併時に登録制(申込み順)による選考に統一する。		
現況			
多伎町		湖陵町	
<p>入居者の選考方法について</p> <p>(1)新築の場合は入居申込者数が募集戸数を越えた場合は公開抽選により抽出している。</p> <p>(2)空家の場合は基本的には申込み順によるが住宅困窮度の著しく高い者については例外あり。</p> <p>(公募の例外)</p> <p>次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、公営住宅に入居させることができる。</p> <p>災害による住宅の滅失</p> <p>不良住宅の撤去</p> <p>公営住宅の借上げに係る契約の終了</p> <p>公営住宅建替え事業による公営住宅の除却</p> <p>土地収用法第20条の規定による事業の認可を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却</p>	<p>現に公営住宅に入居している者の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体機能上の制限を受ける者となったことにより、町長が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p> <p>公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。</p>	<p>入居者の選考方法について</p> <p>(1)新築の場合 入居申込者数が募集戸数を越えた場合は、公開抽選により入居者を決定している。</p> <p>(2)空家の場合 基本的には、入居申込み順。ただし、困窮度の高い者については、優先入居</p>	
【関係条例】多伎町公営住宅設置及び管理条例第9条、5条		湖陵町公営住宅の設置及び管理に関する条例第9条	

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 1-4

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	入居者の選考方法(市町営住宅)
調整の方針	入居者の選考方法については、新築の場合は、現行のとおり抽選により選考するが、空家の場合は、合併時に登録制(申込み順)による選考に統一する。		
現況			
大 社 町			
<p>入居者の選考方法について</p> <p>(1)新築・空家ともに公募を原則とし、申込者が募集戸数を上回ったときは住宅困窮度の高い者から入居者を決定する。</p> <p>(2)住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により決定する。</p> <p>(3)抽選落選者については、1年間登録し空家が生じたときに優先的に入居させる。</p> <p>(公募の例外)</p> <p>次の各号の事由に該当する者は、公募を行わずに町営住宅に入居させることができる。</p> <p>災害による住宅の滅失</p> <p>不良住宅の撤去</p> <p>公営住宅の借上げに係る契約の終了</p> <p>公営住宅建替事業による公営住宅の除去</p> <p>都市計画法第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法第3条第3項若しくは第4条の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく住宅街区整備事業又は都市開発法に基づく市街地開発事業の施行に伴う住宅の除去</p>	<p>土地収用法第20条の規定による事業の認可を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>入居者の選考方法については、新築の場合は、抽選により選考しているが、空家の場合は、出雲市が困窮度順により選考し、3町が申込み順による登録制による選考、その他の3市町が抽選による選考に分かれている。</p> <p>入居者の選考方法については、新築の場合は、現行のとおり抽選により選考するが、空家の場合は、合併時に登録制(申込み順)による選考に統一する。</p> <p>合併に伴い空家の増加が見込まれ、空家が発生する度に抽選による選考する場合は、限られた募集戸数に対して抽選から外れた多くの入居待機組及び新たな入居希望者へ毎回入居申込みを求めることになるが、登録制(申込み順)による選考は、最初申込みして登録すれば辞退しない限りは有効となる利点がある。また住宅の困窮度による選考は、困窮度合の判定に難しい面があることなどがあげられる。</p>	
関係条例)大社町営住宅の設置及び管理に関する条例第4条・第6条			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 2-1

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	家賃調整等(市町営住宅)	
調整の方針	<p>家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐが、平成18年4月1日から新たに家賃算定基準を統一し、家賃の調整を行う。</p> <p>家賃の調整に当たっては、利便性係数の統一を行い、利便性係数最大0.3(30%)のなかで、設備的條件による係数は0.06に抑えながら、残りの立地的条件による係数を多く配分し、案1 0.00~0.12とする。案2 0.00~0.16とする。案3 0.00~0.24とする。</p> <p>これに伴い家賃が上昇する入居者については、平成18年4月1日から最長5年を限度とした負担調整期間を設ける。</p>			
現 況				
出 雲 市				
家賃決定方法について	<p>市営住宅の毎月の家賃は、毎年度の収入の申告により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃(公営住宅法施行令第3条に規定する方法により算出した額)以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額が家賃となる。</p> <p>なお、その算出の際に必要な各係数のうち、各事業主体が定めることのできる利便性係数については、立地や設備等の条件により0.7から1.0の範囲で設定している。</p>	<p>収入超過者、高額所得者の家賃算定について</p> <p>公営住宅法第28条第1項及び施行令第8条第1項に規定する収入超過者に対しては、施行令第8条第2項に規定する家賃算定をしている。</p> <p>また、公営住宅法第29条第1項及び施行令第9条第1項に規定する高額所得者に対しては、公営住宅法第29条第5項に基づき、近傍同種の住宅の家賃としている。</p> <p>(建替移転入居者に対する家賃算定について)</p> <p>建替移転入居者に対して、新たに入居する住宅の家賃が建替前の最終家賃を超えることになるときは、公営住宅法第43条第1項に基づき、建替負担調整措置をとっている。その家賃算定については、公営住宅法施行令第11条に規定する方法をとる。</p>		
現状家賃について	<p>別表1の家族が市営住宅に入居申込みをしたと仮定した場合、認定月額額は、下記の計算により196,667円となる。</p> <p>認定月額 = (入居家族全員の年間所得金額 - 控除額) ÷ 12</p> <p>350万円 (+) - 114万円 (控除額 38万円 × 3人) = 236万円 (控除後総所得金額)</p> <p>236万円 ÷ 12月 = 196,667円 (200千円、入居可)</p> <p>この家族が市営住宅に申込みした場合には、下記の家賃となる。</p>			
建設年度	構造	間取り	住戸専用面積	家賃
S52	簡耐火2階建	3DK	55.4㎡	21,200円
S60	R C造3階建	3DK	60.5㎡	27,700円
H11	R C造3階建	3DK	79.7㎡	43,400円
関係条例】出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例第14条、第16条、第31条及び第33条、出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第9条				

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 2-2

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	家賃調整等(市町営住宅)																				
調整の方針	<p>家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐが、平成18年4月1日から新たに家賃算定基準を統一し、家賃の調整を行う。</p> <p>家賃の調整に当たっては、利便性係数の統一を行い、利便性係数最大0.3(30%)のなかで、設備的條件による係数は0.06に抑えながら、残りの立地的条件による係数を多く配分し、案1 0.00~0.12とする。案2 0.00~0.16とする。案3 0.00~0.24とする。</p> <p>これに伴い家賃が上昇する入居者については、平成18年4月1日から最長5年を限度とした負担調整期間を設ける。</p>	協議細目	家賃調整等(市町営住宅)																				
現 況																							
平 田 市																							
家賃決定方法について	<p>市営住宅の毎月の家賃は、毎年度の収入の申告により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃(公営住宅法施行令第3条に規定する方法により算出した額)以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額が家賃となる。</p> <p>なお、その算出の際に必要な各係数のうち、各事業主体が定めることのできる利便性係数については、立地や設備等の条件により設定している。</p>	収入超過者の家賃算定について	<p>公営住宅法第28条第1項の規定による収入超過者(収入基準額が一般世帯で200千円を超えた者及び高齢者・障害者世帯等で268千円を超えた者)に対しては、施行令第8条第2項の規定に基づき、家賃算定をしている。</p>																				
現状家賃について	<p>別表1の家族が市営住宅に入居申込みをしたと仮定した場合、認定月額額は、下記の計算により196,667円となる。</p> <p>認定月額 = (入居家族全員の年間所得金額 - 控除額) ÷ 12</p> <p>350万円 (+) - 114万円 (控除額 38万円 × 3人) = 236万円 (控除後総所得金額)</p> <p>236万円 ÷ 12月 = 196,667円 (200千円、入居可)</p>	高額所得者の家賃算定について	<p>公営住宅法第29条第1項の規定による高額所得者(収入基準額が397千円を超えた者)に対しては、公営住宅法第29条第5項に基づき、近傍同種の住宅の家賃としている。</p>																				
この家族が市営住宅に申込みした場合には、下記の家賃となる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>間取り</th> <th>住戸専用面積</th> <th>家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S54</td> <td>PC造2階建</td> <td>3DK</td> <td>58.8㎡</td> <td>25,600円</td> </tr> <tr> <td>S61</td> <td>RC造3階建</td> <td>3DK</td> <td>63.1㎡</td> <td>31,200円</td> </tr> <tr> <td>H8</td> <td>RC造3階建</td> <td>2DK</td> <td>71.3㎡</td> <td>40,300円</td> </tr> </tbody> </table>	建設年度	構造	間取り	住戸専用面積	家賃	S54	PC造2階建	3DK	58.8㎡	25,600円	S61	RC造3階建	3DK	63.1㎡	31,200円	H8	RC造3階建	2DK	71.3㎡	40,300円		
建設年度	構造	間取り	住戸専用面積	家賃																			
S54	PC造2階建	3DK	58.8㎡	25,600円																			
S61	RC造3階建	3DK	63.1㎡	31,200円																			
H8	RC造3階建	2DK	71.3㎡	40,300円																			
関係条例▶平田市営住宅の設置及び管理に関する条例第13条、第14条、第28条、第30条、第32条、平田市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第9条、第10条																							

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 2-4

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	家賃調整等(市町営住宅)																				
調整の方針	<p>家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐが、平成18年4月1日から新たに家賃算定基準を統一し、家賃の調整を行う。</p> <p>家賃の調整に当たっては、利便性係数の統一を行い、利便性係数最大0.3(30%)のなかで、設備的條件による係数は0.06に抑えながら、残りの立地的条件による係数を多く配分し、案1 0.00~0.12とする。案2 0.00~0.16とする。案3 0.00~0.24とする。</p> <p>これに伴い家賃が上昇する入居者については、平成18年4月1日から最長5年を限度とした負担調整期間を設ける。</p>																						
現 況																							
佐 田 町																							
家賃決定方法について	<p>公営住宅の毎月の家賃は、毎年度の申告により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃(公営住宅法施行令第3条に規定する方法により算出した額)以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額が家賃となる。</p>																						
現状家賃について	<p>別表1の家族が公営住宅に入居申込みをしたと仮定した場合、認定月額は、下記の計算により196,667円となる。</p> <p>認定月額 = (入居家族全員の年間所得金額 - 控除額) ÷ 12</p> <p>350万円 (+) - 114万円 (控除額 38万円 × 3人) = 236万円 (控除後総所得金額)</p> <p>236万円 ÷ 12月 = 196,667円 (200千円、入居可)</p>																						
	<p>この家族が公営住宅に申込みした場合には、下記の家賃となる。</p>																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>間取り</th> <th>住戸専用面積</th> <th>家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S62</td> <td>木造2階建</td> <td>3DK</td> <td>69㎡</td> <td>23,300円</td> </tr> <tr> <td>H6</td> <td>木造平屋建</td> <td>3DK</td> <td>68㎡</td> <td>29,400円</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>木造2階建</td> <td>3DK</td> <td>79㎡</td> <td>33,700円</td> </tr> </tbody> </table>	建設年度	構造	間取り	住戸専用面積	家賃	S62	木造2階建	3DK	69㎡	23,300円	H6	木造平屋建	3DK	68㎡	29,400円	H13	木造2階建	3DK	79㎡	33,700円		
建設年度	構造	間取り	住戸専用面積	家賃																			
S62	木造2階建	3DK	69㎡	23,300円																			
H6	木造平屋建	3DK	68㎡	29,400円																			
H13	木造2階建	3DK	79㎡	33,700円																			
【関係条例】佐田町公営住宅管理条例、佐田町営住宅の設置及び管理に関する条例、佐田町特定公共賃貸住宅管理条例																							

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	家賃調整等(市町営住宅)																				
調整の方針	<p>家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐが、平成18年4月1日から新たに家賃算定基準を統一し、家賃の調整を行う。</p> <p>家賃の調整に当たっては、利便性係数の統一を行い、利便性係数最大0.3(30%)のなかで、設備的條件による係数は0.06に抑えながら、残りの立地的条件による係数を多く配分し、案1 0.00~0.12とする。案2 0.00~0.16とする。案3 0.00~0.24とする。</p> <p>これに伴い家賃が上昇する入居者については、平成18年4月1日から最長5年を限度とした負担調整期間を設ける。</p>	現況																					
	湖	湖	町																				
家賃決定方法について	<p>町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、収入の申告により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃(公営住宅法施行令第3条に規定する方法により算出した額)以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額が家賃となる。</p> <p>現状家賃について</p> <p>別表1の家族が町営住宅に入居申込みをしたと仮定した場合、認定月額 は、下記の計算により196,667円となる。</p> <p>認定月額 = (入居家族全員の年間所得金額 - 控除額) ÷ 12</p> <p>350万円 (+) - 114万円 (控除額 38万円 × 3人) = 236万円</p> <p>(控除後総所得金額)</p> <p>236万円 ÷ 12月 = 196,667円 (200千円、入居可)</p>	<p>なお、家賃算定の利便性係数は、常楽寺団地 0.7、夕日ヶ丘団地 0.75 を採用している。</p> <p>「公営住宅法」及び「湖陵町営住宅の設置及び管理に関する条例」により毎年度調整。</p>																					
	<p>この家族が町営住宅に申込みした場合には、下記の家賃となる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>間取り</th> <th>住戸専用面積</th> <th>家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S56</td> <td>PC造3階建</td> <td>3DK</td> <td>66.4㎡</td> <td>18,600円</td> </tr> <tr> <td>S62</td> <td>RC造3階建</td> <td>3DK</td> <td>71.3㎡</td> <td>22,100円</td> </tr> <tr> <td>H10</td> <td>RC造3階建</td> <td>2LDK</td> <td>88.5㎡</td> <td>33,300円</td> </tr> </tbody> </table>	建設年度	構造	間取り	住戸専用面積	家賃	S56	PC造3階建	3DK	66.4㎡	18,600円	S62	RC造3階建	3DK	71.3㎡	22,100円	H10	RC造3階建	2LDK	88.5㎡	33,300円		
建設年度	構造	間取り	住戸専用面積	家賃																			
S56	PC造3階建	3DK	66.4㎡	18,600円																			
S62	RC造3階建	3DK	71.3㎡	22,100円																			
H10	RC造3階建	2LDK	88.5㎡	33,300円																			
<p>【関係条例】湖陵町営住宅の設置及び管理に関する条例第14条、22条、第33条、第61条、同条例施行規則第26条</p>																							

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	家賃調整等(市町営住宅)																			
調整の方針	<p>家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐが、平成18年4月1日から新たに家賃算定基準を統一し、家賃の調整を行う。</p> <p>家賃の調整に当たっては、利便性係数の統一を行い、利便性係数最大0.3(30%)のなかで、設備的條件による係数を多く配分し、案1 0.00~0.12とする。案2 0.00~0.16とする。案3 0.00~0.24とする。</p> <p>これに伴い家賃が上昇する入居者については、平成18年4月1日から最長5年を限度とした負担調整期間を設ける。</p>																					
現況 大 社 町																						
<p>家賃決定方法について</p> <p>町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、収入の申告により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃(公営住宅法施行令第3条に規定する方法により算出した額)以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額が家賃となる。月々発行する納入通知により金融期間で納入する。</p> <p>現状家賃について</p> <p>別表1の家族が町営住宅に入居申込みをしたと仮定した場合、認定月額 は、下記の計算により196,667円となる。</p> <p>認定月額 = (入居家族全員の年間所得金額 - 控除額) ÷ 12 350万円(+) - 114万円(控除額) ÷ 3人 = 236万円(控除後 総所得金額)</p> <p>236万円 ÷ 12月 = 196,667円(200千円、入居可)</p> <p>この家族が町営住宅に申込みした場合には、下記の家賃となる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>間取り</th> <th>住戸専用面積</th> <th>家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S51</td> <td>簡易耐火2階建</td> <td>3DK</td> <td>55.47㎡</td> <td>18,100円</td> </tr> <tr> <td>H元</td> <td>木造2階建</td> <td>3DK</td> <td>71.21㎡</td> <td>28,200円</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>RC造2階建</td> <td>3DK</td> <td>65.30㎡</td> <td>38,000円</td> </tr> </tbody> </table>	建設年度	構造	間取り	住戸専用面積	家賃	S51	簡易耐火2階建	3DK	55.47㎡	18,100円	H元	木造2階建	3DK	71.21㎡	28,200円	H14	RC造2階建	3DK	65.30㎡	38,000円	<p>収入超過者・高額所得者の家賃算定について</p> <p>公営住宅法第28条第1項及び施行令第8条第1項に規定する収入超過者に対しては、施行令第8条第2項に規定する家賃算定をしている。また、公営住宅法第29条第1項及び施行令第9条第1項に規定する高額所得者に対しては、公営住宅法第29条第5項に基づき、近傍同種の住宅の家賃としている。</p> <p>建替移転入居者に対する家賃算定について</p> <p>建替移転入居者に対して、新たに入居する住宅の家賃が建替前の最終家賃を超えることになるときは、公営住宅法第43条第1項に基づき、建替負担調整措置をとっている。その家賃算定については、公営住宅法施行令第11条に規定する方法をとる。</p>	<p>家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐが、平成18年4月1日から新たに家賃算定基準を統一し、家賃の調整を行う。</p> <p>家賃の調整に当たっては、利便性係数の統一を行い、利便性係数の統一を 行い、当家賃が低く抑えてある町については、家賃 上昇への影響ができる限り少なくする方策として利 便性係数最大0.3(30%)のなかで、設備的條件 による係数は0.06に抑えながら、残りの立地的 条件による係数を多く配分し、 案1 0.00~0.12とする。 案2 0.00~0.16とする。 案3 0.00~0.24とする。</p> <p>これに伴い家賃が上昇する入居者については、 平成18年4月1日から最長5年を限度とした負担 調整期間を設ける。</p>
建設年度	構造	間取り	住戸専用面積	家賃																		
S51	簡易耐火2階建	3DK	55.47㎡	18,100円																		
H元	木造2階建	3DK	71.21㎡	28,200円																		
H14	RC造2階建	3DK	65.30㎡	38,000円																		
調整の具体的内容																						
<p>関係条例)大社町営住宅の設置及び管理に関する条例第13条、15条及16条大社町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第11条</p>																						

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 2-8

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	家賃調整等(市町営住宅)															
調整の方針	<p>家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐが、平成18年4月1日から新たに家賃算定基準を統一し、家賃の調整を行う。</p> <p>家賃の調整に当たっては、利便性係数の統一を行い、利便性係数最大0.3(30%)のなかで、設備的条件による係数は0.06に抑えながら、残りの立地的条件による係数を多く配分し、案1 0.00~0.12とする。案2 0.00~0.16とする。案3 0.00~0.24とする。</p> <p>これに伴い家賃が上昇する入居者については、平成18年4月1日から最長5年を限度とした負担調整期間を設ける。</p>																	
調整の具体的内容																		
別表1	<table border="1" data-bbox="571 1473 724 2085"> <thead> <tr> <th data-bbox="571 1962 624 2085">構成</th> <th data-bbox="571 1720 624 1839">父(40才)</th> <th data-bbox="571 1473 624 1597">母(38才)</th> <th data-bbox="571 1234 624 1357">長男(10才)</th> <th data-bbox="571 994 624 1117">長女(8才)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="624 1962 676 2085">年間所得</td> <td data-bbox="624 1720 676 1839">200万円</td> <td data-bbox="624 1473 676 1597">150万円</td> <td data-bbox="624 1234 676 1357"></td> <td data-bbox="624 994 676 1117"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 1962 724 2085"></td> <td data-bbox="676 1720 724 1839"></td> <td data-bbox="676 1473 724 1597"></td> <td data-bbox="676 1234 724 1357"></td> <td data-bbox="676 994 724 1117"></td> </tr> </tbody> </table>	構成	父(40才)	母(38才)	長男(10才)	長女(8才)	年間所得	200万円	150万円									<p>公営住宅の家賃は、入居者の収入、公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数及び公営住宅の有する利便性の要素を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることになっている。このなかで利便性の要素だけは、事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して、0.7以上1.0以下で定めることになっている。このため、入居者の収入、公営住宅の立地条件、規模、経過年数が同じであっても利便性係数の設定により事業主体間の家賃が最大30%の差が生じることになり、各市町間の家賃にも相当差がみられる。</p>
構成	父(40才)	母(38才)	長男(10才)	長女(8才)														
年間所得	200万円	150万円																

各市町の利便性係数設定状況

市町名	立地条件による係数 R1	設備条件による係数 R2									R1+R2	利便性係数 1 - (R1+R2)	
		トイレの 水洗化の 有無	3点給湯設 備の有無	物置の 有無	駐車場、自転車 場、公園及び集会 場全ての施設の 有無	集会所の 有無	広場・公園 の有無	下水道の 有無	その他条件	合計			
出雲市	団地の立地箇所により 異なる。 0.00～0.10 固定資産税評価相当額よ り算出された係数	0.03	0.02	0.01	0.01	0.01	—	—	—	—	—	0.07	0.83～1.00
平田市	0.00～0.06 "	0.03	0.02	0.01	—	—	—	—	—	—	—	0.06	0.88～1.00
斐川町	0.00～0.04 "	0.03	0.02	0.01	—	—	—	—	—	—	—	0.06	0.90～1.00
佐田町	公共機関よりの距離により 算出された係数 0.02～0.14	—	0.02	0.02	—	0.05	0.05	—	—	—	最大	0.23	0.70～0.98
多伎町	固定資産税評価相当額よ り算出された係数 0～0.06	—	0.02	0.01	—	—	—	—	—	—	最大	0.17	0.77～1.00
湖陵町	0.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	最大	0.30	0.70～1.00
大社町	固定資産税評価相当額よ り算出された係数 0.00～0.05	0.04	0.03	0.03	—	0.03	0.01	0.01	0.01	0.01	最大	0.25	0.70～1.00

利便性係数統一に伴う新市市営住宅家賃の試算

【平成15年4月分の家賃調定額(実績額)を基準にした、利便性係数の変動に伴う調定額の変動】

試算.1

差額換算を4,000円単位にした場合(マイナス分係数0~0.12)

(円)

市町名	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	合計
調定額(1カ 月分)	234,877	337,810	214,943	45,093	75,832	366,214	99,861	352,294
家賃(月・ 戸当り平 均)	395	1,351	1,524	3,006	570	3,895	1,203	268

(年額)平成15年4月分をベースにした年間の家賃調定見込み額

$$352,294円 \times 12ヶ月 = 4,227,528円$$

$$平成14年度の2市5町の調定額(年) = 311,650,000円$$

$$4,227,528円 / 311,650,000円 = 約1.4\%$$

試算.2

差額換算:3,000円単位にした場合(マイナス分係数0~0.16)

(円)

市町名	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	合計
調定額(1カ 月分)	419,532	487,775	295,114	27,125	178,996	287,976	64,434	1,001,882
家賃(月・ 戸当り平 均)	706	1,951	2,093	1,808	1,345	3,063	776	764

(年額)平成15年4月分をベースにした年間の家賃調定見込み額

$$1,001,882円 \times 12ヶ月 = 12,022,584円$$

$$12,022,584円 / 311,650,000円 = 約3.9\%$$

試算.3

差額換算:2,000円単位にした場合(マイナス分係数0~0.24)

(円)

市町名	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	合計
調定額(1カ 月分)	754,186	791,207	438,985	4,318	390,792	143,282	6,015	2,242,221
家賃(月・ 戸当り平 均)	1,269	3,164	3,113	287	2,938	1,524	72	1,711

(年額)平成15年4月分をベースにした年間の家賃調定見込み額

$$2,242,221円 \times 12ヶ月 = 26,906,652円$$

$$26,906,652円 / 311,650,000円 = 約8.6\%$$

公営住宅に係る家賃の算出方法

家賃 = a 家賃算定基礎額 × b 市町村立地係数 × c 規模係数 × d 経過年数係数 × **利便性係数**

1.a ~ d については、政令で規定

2.a については、収入分位 (0 ~ 25%) に応じて 37,100 円 ~ 61,400 円に決まっている。

3.b については、各市町とも 0.7

利便性係数について (公営住宅法施行令第 2 条第 1 項)

事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して、0.7 以上 1.0 以下で定める数値

利便性係数の統一 (案)

(1) 設備的条件による利便性係数の統一案

条件	トイレの水洗化の有無	3点給湯設備の有無	物置の有無	合計
係数 (マイナス分)	なし = 0.03	なし = 0.02	なし = 0.01	0.06

(2) 立地的条件による利便性係数の統一案

基準額と各団地の固定資産税評価相当額との差額に応じた利便性係数の設定

2市 5町管内における公示価格の最高額を使用する。

平成 14 年度地価公示価格

市町名	公示箇所	公示額
出雲市	小山町	60,400円
	塩冶町 (有原)	58,300円
	大津町	44,100円
	白枝町	42,500円
	塩冶町 (海上)	66,300円
平田市	平田町 (蓮田)	41,800円
	灘分	28,900円
	平田町 (中本田)	33,700円
斐川町	上直江	38,200円
	直江町	24,600円
湖陵町	三部	14,800円
	大池	8,900円
大社町	修理免	23,700円
	杵築東	19,100円
平均		36,092円

上記の中で、最高額である出雲市塩冶町 (海上) の公示価格 66,300 円を固定資産税評価額に換算 (7割相当額)。

$$66,300 \text{円} \times 0.7 = \boxed{46,410 \text{円}} \cdots \text{基準額とする}$$

【試算1】

差額を4,000円単位とした場合の係数設定

利便性係数のマイナス分：0～0.12

差額金額	利便性係数マイナス分
～0円	0.00
1円～4,000円	0.01
4,001円～8,000円	0.02
8,001円～12,000円	0.03
12,001円～16,000円	0.04
16,001円～20,000円	0.05
20,001円～24,000円	0.06
24,001円～28,000円	0.07
28,001円～32,000円	0.08
32,001円～36,000円	0.09
36,001円～40,000円	0.10
40,001円～44,000円	0.11
44,001円～	0.12

差額金額 = 基準額 46,410円 - 各団地の固定資産税評価相当額 1 (1㎡当)

【試算2】

差額を3,000円単位とした場合の係数設定

利便性係数のマイナス分：0～0.16

差額金額	利便性係数マイナス分
～0円	0.00
1円～3,000円	0.01
3,001円～6,000円	0.02
6,001円～9,000円	0.03
9,001円～12,000円	0.04
12,001円～15,000円	0.05
15,001円～18,000円	0.06
18,001円～21,000円	0.07
21,001円～24,000円	0.08
24,001円～27,000円	0.09
27,001円～30,000円	0.10
30,001円～33,000円	0.11
33,001円～36,000円	0.12
36,001円～39,000円	0.13
39,001円～42,000円	0.14
42,001円～45,000円	0.15
45,001円～	0.16

差額金額 = 基準額 46,410円 - 各団地の固定資産税評価相当額 1 (1㎡当)

【試算3】

差額を2,000円単位とした場合の係数設定

利便性係数のマイナス分 : 0 ~ 0.24

差額金額	利便性係数マイナス分
~ 0円	0.00
1円 ~ 2,000円	0.01
2,001円 ~ 4,000円	0.02
4,001円 ~ 6,000円	0.03
6,001円 ~ 8,000円	0.04
8,001円 ~ 10,000円	0.05
10,001円 ~ 12,000円	0.06
12,001円 ~ 14,000円	0.07
14,001円 ~ 16,000円	0.08
16,001円 ~ 18,000円	0.09
18,001円 ~ 20,000円	0.10
20,001円 ~ 22,000円	0.11
22,001円 ~ 24,000円	0.12
24,001円 ~ 26,000円	0.13
26,001円 ~ 28,000円	0.14
28,001円 ~ 30,000円	0.15
30,001円 ~ 32,000円	0.16
32,001円 ~ 34,000円	0.17
34,001円 ~ 36,000円	0.18
36,001円 ~ 38,000円	0.19
38,001円 ~ 40,000円	0.20
40,001円 ~ 42,000円	0.21
42,001円 ~ 44,000円	0.22
44,001円 ~ 46,000円	0.23
46,001円 ~	0.24

差額金額 = 基準額 46,410円 - 各団地の固定資産税評価相当額 1 (1㎡当)

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 3-1

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	収納事務等(市町営住宅)
調整の方針	<p>家賃納入方法については、合併時に直接納付と口座振替の併用方式に統一する。</p> <p>家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年4月1日から、市民税非課税世帯は家賃減免率10%等を定めた出雲市営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱に基づき施行する。なお、減免率が引き下げとなる平田市においては、平成18年4月1日から最長5年を限度として段階的に家賃減免率を引き下げる。</p> <p>家賃滞納整理については、合併時に平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。</p>		
現況			
出雲市			
<p>家賃納入方法</p> <p>(1)直接納付…金融機関窓口で納付書により、直接納付する。</p> <p>(2)口座振替…金融機関又は郵便局の預(貯)金口座から毎月末日に自動払込により納付する。</p> <p>敷金納入について</p> <p>入居時の家賃の3ヵ月分に相当する金額を入居手続きと同時に納入する。</p> <p>延滞金の徴収について</p> <p>延滞金の徴収は行っていない。</p> <p>家賃の減免及び徴収猶予について</p> <p>1.家賃減免及び徴収猶予:条例に規定あり。</p> <p>減免額、基準等の具体の取扱いは、別途「出雲市営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱」による。</p> <p>2.敷金の減免及び徴収猶予:条例に規定する。</p> <p>ただし具体の要綱等はなく、災害等の場合に限って、その都度決裁をとって対応している。</p>	<p>家賃滞納整理について</p> <p>「出雲市営住宅家賃滞納整理事務要綱」に基づき対応している。</p> <p>なお、出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例第18条第2項の規定では、督促状を発送した場合、一通につき80円の手数料を徴収することとなっているが、実際のところ徴収はしていない。</p> <p>また家賃専門徴収員(嘱託)を置いている。</p> <p>(平成14年度家賃減免の実施状況)</p> <p>対象者数 :135人</p> <p>延べ月数 :1,564月分</p> <p>総額 :2,274,500円</p> <p>調定額 :139,519,215円</p>		
<p>【関係条例】出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例第17条、第18条、出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 11条、第12条、出雲市営住宅家賃滞納整理事務要綱</p>			

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	収納事務等(市町営住宅)
調整の方針	<p>家賃納入方法については、合併時に直接納付と口座振替の併用方式に統一する。</p> <p>家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年4月1日から、市民税非課税世帯は家賃減免率10%等を定めた出雲市営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱に基づき施行する。なお、減免率が引き下げとなる平田市においては、平成18年4月1日から最長5年を限度として段階的に家賃減免率を引き下げる。</p> <p>家賃滞納整理については、合併時に平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。</p>		
現況			
平田 市			
<p>家賃の納入方法について</p> <p>(1)直接納付...金融機関窓口で納付書により、直接納付する。</p> <p>(2)口座振替...金融機関又は郵便局の預(貯)金口座から毎月末日に自動払込により納付する。</p> <p>敷金納入について</p> <p>入居時の家賃の3ヶ月分に相当する金額を入居手続きと同時に納入する。</p> <p>延滞金の徴収について</p> <p>条例には「家賃を督促状の納期限までに納付しない者は、納付すべき金額に納期限の翌日から納付日までの日数に応じ、年14.6%に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。」と規定されているが、延滞金の徴収は行っていない。</p> <p>家賃減免について</p> <p>(1)市民税非課税世帯 25%減免(期間:非課税対象期間)</p> <p>(2)生活保護世帯 住宅扶助限度額を超える額減免(期間:被保護期間)</p> <p>(3)災害により損害を受けた世帯 50%減免(期間:3年以内)</p> <p>(4)火災による類焼世帯 50%減免(期間:1年以内)</p> <p>家賃減免取扱要綱を定めている。</p>	<p>家賃徴収猶予について(期間:6か月以内)</p> <p>(1)生計維持者(入居者又は同居者)が死亡したとき</p> <p>(2)入居者又は同居者の疾病又は負傷により支払い能力が著しく低下したとき</p> <p>(3)世帯の支払い能力が著しく低下したとき</p> <p>家賃徴収猶予取扱要綱を定めている。</p> <p>敷金の減免及び徴収猶予について</p> <p>条例に規定はあるが、取扱を行ったことはない。</p> <p>家賃滞納整理について</p> <p>(1)滞納発生 督促状送付</p> <p>(2)3ヶ月分滞納時 催告状送付</p> <p>(3)5ヶ月分滞納時 呼出状送付及び納付誓約書受理</p> <p>(4)8ヶ月分滞納時 最終催告状送付及び住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いを求める訴訟の提起</p> <p>家賃滞納整理事務処理要綱を定めている。</p> <p>(平成14年度家賃減免の実施状況について)</p> <p>対象者数:43人</p> <p>延べ月数:393月分</p> <p>総額:1,630,853円</p> <p>調定額:85,468,087円</p>		
<p>【関係条例】平田市営住宅の設置及び管理に関する条例第10条、第15条～第18条、40条、同施行規則第11条、住宅等家賃減免及び徴収猶予取扱要綱並びに住宅等家賃滞納整理事務処理要綱</p>			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 3-3

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	<p>家賃納入方法については、合併時に直接納付と口座振替の併用方式に統一する。</p> <p>家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年4月1日から、市民税非課税世帯は家賃減免率10%等を定めた出雲市営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱に基づき施行する。なお、減免率が引き下がりとなる平田市においては、平成18年4月1日から最長5年を限度として段階的に家賃減免率を引き下げる。</p> <p>家賃滞納整理については、合併時に平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。</p>	<p>収納事務等(市町営住宅)</p>
現 況		
斐 川 町		
<p>家賃の納入方法について</p> <p>(1)直接納付...金融機関窓口で納付書により、直接納付する。</p> <p>(2)口座振替...金融機関又は郵便局の預(貯)金口座から毎月末日に自動払込により納付する。</p> <p>敷金納入について</p> <p>入居時の家賃の3ヶ月分に相当する金額を入居手続きと同時に納入する。</p> <p>延滞金の徴収について</p> <p>延滞金の徴収は行っていない。</p> <p>家賃減免について</p> <p>(1)生活保護世帯 住宅扶助限度額を超える額減免(期間:被保護期間)</p> <p>(2)年度中途に入居者又は同居者又は同居者により収入月収が著しく低額となった世帯(期間:3ヶ月以内)</p> <p>(3)災害により損害を受けた世帯 50%減免(期間:3年以内)</p> <p>(4)その他各号に準ずる特別の事情がある世帯(期間:町長の定める期間)</p> <p>家賃減免取扱要綱を定めている。</p>	<p>家賃徴収猶予について(期間:6か月以内)</p> <p>(1)家賃減免の(1)から(4)に該当するもので、家賃徴収猶予となったもの。</p> <p>家賃徴収猶予取扱要綱を定めている。</p> <p>敷金の減免及び徴収猶予について</p> <p>条例に規定はあるが、取扱を行ったことはない。</p> <p>家賃滞納整理について</p> <p>(1)滞納発生 督促状送付</p> <p>(2)3ヶ月分滞納時 催告状送付</p> <p>(3)6ヶ月分滞納時 呼出状送付及び納付誓約書受理</p> <p>(4)12ヶ月分滞納時 最終催告状送付及び住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いを求める訴訟の提起</p> <p>家賃滞納整理事務処理要綱を定めている。</p> <p>(平成14年度家賃減免の実施状況)</p> <p>対象者数:1人</p> <p>延べ月数:11月分</p> <p>総額:387,200円</p> <p>調定額:31,853,638円</p>	
<p>【関係条例】斐川町営住宅の設置及び管理に関する条例第10条、第16条～第19条、斐川町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第10条、住宅等家賃減免及び徴収猶予取扱要綱並びに住宅等家賃滞納整理事務処理要綱</p>		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 3-4

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	<p>家賃納入方法については、合併時に直接納付と口座振替の併用方式に統一する。</p> <p>家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年4月1日から、市民税非課税世帯は家賃減免率10%等を定めた出雲市営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱に基づき施行する。なお、減免率が引き下げとなる平田市においては、平成18年4月1日から最長5年を限度として段階的に家賃減免率を引き下げる。</p> <p>家賃滞納整理については、合併時に平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。</p>	収納事務等(市町営住宅)
現 況		
佐 田 町		
<p>家賃の収納方法</p> <p>(1)直接納付...金融機関窓口で納付書により、直接納付する。</p> <p>(2)口座振替...金融機関又は郵便局の預(貯)金口座から毎月末日に自動払込により納付する。</p> <p>敷金納入について</p> <p>入居時の家賃の3ヶ月分に相当する金額を入居手続きと同時に納入する。</p> <p>延滞金の徴収について</p> <p>延滞金の徴収は行っていない。</p> <p>家賃減免について</p> <p>(1)生活保護世帯 住宅扶助限度額を超える額減免(期間:被保護期間)</p> <p>(2)年度中途に入居者又は同居者又は同居者により収入月収が著しく低額となった世帯(期間:当該年度末まで)</p> <p>(3)災害により損害を受けた世帯 50%減免(期間:3年以内)</p> <p>(4)その他前各号に準ずる特別の事情がある世帯(期間:町長の定める期間)</p>	<p>家賃徴収猶予について(期間:6か月以内)</p> <p>家賃減免の(1)から(4)に該当するもので、家賃徴収猶予となったもの。</p> <p>敷金の減免及び徴収猶予について</p> <p>条例に規定はあるが、取扱を行ったことはない。</p> <p>家賃滞納整理について</p> <p>(1)未納者については翌月10日に納付書送付</p> <p>(2)3ヶ月以上滞納者については原課で滞納整理を行う</p>	
【関係条例】		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 3-5

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	収納事務等(市町営住宅)
調整の方針	<p>家賃納入方法については、合併時に直接納付と口座振替の併用方式に統一する。</p> <p>家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年4月1日から、市民税非課税世帯は家賃減免率10%等を定めた出雲市営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱に基づき施行する。なお、減免率が引き下げとなる平田市においては、平成18年4月1日から最長5年を限度として段階的に家賃減免率を引き下げる。</p> <p>家賃滞納整理については、合併時に平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。</p>		
現 況			
多 伎 町			
<p>家賃納入について</p> <p>入居者の選択により、毎月末、口座振替又は納付書で個人納付(H15.4開始)</p> <p>敷金納入について</p> <p>入居時の家賃の三ヶ月分に相当する金額を入居手続きと同時に納入する。</p> <p>延滞近の徴収について</p> <p>条例には、指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない」と記載してある。</p> <p>家賃の減額について</p> <p>条例には</p> <ul style="list-style-type: none"> 入居者又は同居者が著しく低額であるとき。 入居者又は同居者が病気にかつたとき。 入居者または同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 	<p>その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。</p> <p>と定めてある。減免の申請があった場合はその都度決裁により対応している。</p> <p>家賃徴収猶予について</p> <p>家賃減額と同様の取り扱いをしている。</p> <p>敷金の減免及び徴収猶予について</p> <p>家賃減額及び徴収猶予と同様の取り扱いをしている。</p>		
<p>【関係条例】多伎町公営住宅設置及び管理条例第16条、第17条、第18条、第19条、第20条</p>			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 3-6

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	収納事務等(市町営住宅)
調整の方針	<p>家賃納入方法については、合併時に直接納付と口座振替の併用方式に統一する。</p> <p>家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年4月1日から、市民税非課税世帯は家賃減免率10%等を定めた出雲市営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱に基づき施行する。なお、減免率が引き下げとなる平田市においては、平成18年4月1日から最長5年を限度として段階的に家賃減免率を引き下げる。</p> <p>家賃滞納整理については、合併時に平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。</p>		
現 況			
湖 陵 町			
<p>家賃納入方法</p> <p>(1)直接納付…金融機関窓口で納付書により、直接納付する。</p> <p>(2)口座振替…金融機関又は郵便局の預(貯)金口座から毎月末日に自動払込により納付する。</p> <p>敷金納入について</p> <p>入居時の家賃の3ヵ月分に相当する金額を入居手続きと同時に納入する。</p> <p>延滞金の徴収について</p> <p>延滞金の規定は、条例上存在するが、過去実際に徴収したことはない。</p> <p>家賃の減額について</p> <p>条例第16条に、</p> <p>入居者又は同居者が著しく低額であるとき。</p> <p>入居者又は同居者が病氣にかかったとき。</p> <p>入居者または同居者が災害により著しい損害を受けたとき。</p> <p>その他前3号に準ずる特別の事由があるとき。</p> <p>減免することができる旨規定してあり、別途定める要綱等により減免することができるが、要綱等を作成していないために、減免の申請があった場合はその都度、対応することとなる。</p> <p>【関係条例】</p>	<p>家賃徴収猶予について</p> <p>減免と同じ</p> <p>敷金の減免及び徴収猶予について</p> <p>家賃の減免及び徴収猶予と同様の基準で、条例に規定はあるが、行ったことはない。</p> <p>家賃滞納整理について</p> <p>滞納発生により、督促状を送付することとなる。【条例第18条】</p> <p>3ヶ月滞納により、明渡し請求することとなる。【条例第42条】</p> <p>家賃滞納整理に関する要綱等は定めていないため、督促状は出さずもの、明渡し請求は12ヶ月分以上の滞納者に対してしか行っていない。</p> <p>(平成14年度家賃減免の実施状況)</p> <p>対象者数:5人</p> <p>延べ月数:36月分</p> <p>総額:133,100円</p> <p>調定額:19,950,230円</p>		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 3-7

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	収納事務等(市町営住宅)
調整の方針	<p>家賃納入方法については、合併時に直接納付と口座振替の併用方式に統一する。</p> <p>家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年4月1日から、市民税非課税世帯は家賃減免率10%等を定めた出雲市営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱に基づき施行する。なお、減免率が引き下げとなる平田市においては、平成18年4月1日から最長5年を限度として段階的に家賃減免率を引き下げる。</p> <p>家賃滞納整理については、合併時に平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。</p>		
現況			
大 社 町			
家賃納入について	家賃徴収猶予について	同上	1. 家賃納入方法については、直接納付と口座振替の併用方式が2市4町あり、直接納付方式だけが1町あるため、合併時に、直接納付と口座振替の併用方式に統一する。
金融機関窓口で納付書にて直接納付。	家賃滞納整理について	家賃滞納整理について	2. 家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年4月1日から、市民税非課税世帯は家賃減免率10%等を定めた出雲市営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱に基づき施行する。なお、減免率が引き下げとなる平田市においては、平成18年4月1日から最長5年を限度として段階的に家賃減免率を引き下げる。
敷金納入について	家賃滞納整理について	(1)滞納発生 督促状送付	3. 家賃滞納整理については、2市1町が要綱を定めているが、事務処理が市町間において相違しているため、合併時に平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。
入居時の家賃の3ヶ月分に相当する金額を入居手続きと同時に納入する。	延滞金の徴収について	(2)3ヶ月分滞納時 催告状送付	
延滞金の徴収は行っていない。	延滞金の徴収は行っていない。	(3)6ヶ月分滞納時 呼出状送付及び納付誓約書受理	
家賃の減額について	家賃の減免及び徴収猶予について	(4)12ヶ月分滞納時 最終催告状送付	
条例には	家賃滞納整理について	(5)その後、契約の解除・住宅の明け渡請求・滞納家賃の支払いを求める訴訟。	
入居者又は同居者が著しく低額であるとき。	入居者又は同居者が著しく低額であるとき。		
入居者又は同居者が病気がかったとき。	入居者又は同居者が病気がかったとき。		
入居者または同居者が災害により著しい損害を受けたとき。	入居者または同居者が災害により著しい損害を受けたとき。		
その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。	その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。		
と定めてあるが、要綱等を作成していないために、減免の申請があった場合はその都度、対応している。	と定めてあるが、要綱等を作成していないために、減免の申請があった場合はその都度、対応している。		
【関係条例】			

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	収納事務等(市町営住宅)															
現 況																		
<p>出雲市営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例(出雲市条例第611号)第11条に規定する家賃の減免及び徴収猶予(以下「減免等」という。)については、出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(出雲市規則第213号)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(減免等の基準)</p> <p>第2条 家賃の減免対象、減免額及び減免期間は、次のとおりとする。ただし、2つ以上の減免対象に該当する場合は、減免額の最も大きい対象を適用する。</p>	<p>減免対象</p> <table border="1" data-bbox="343 862 710 1108"> <thead> <tr> <th>減免対象</th> <th>減免額</th> <th>減免期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方税法(昭和25年法律第226号)第295条で定める市民税非課税世帯</td> <td>家賃の10%に相当する額</td> <td>市民税非課税対象年度の10月1日から翌年度の9月末日までとし、更新を認める</td> </tr> <tr> <td>災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条に定める災害により損害を受けた世帯</td> <td>家賃の25%に相当する額</td> <td>当該災害を終了した日の翌月から3年以内で市長が定める期間</td> </tr> <tr> <td>その他特別の事情がある場合</td> <td>住宅扶助費を超える額</td> <td>生活保護法による保護を受けている期間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市長の定める額</td> <td>市長の定める期間</td> </tr> </tbody> </table>	減免対象	減免額	減免期間	地方税法(昭和25年法律第226号)第295条で定める市民税非課税世帯	家賃の10%に相当する額	市民税非課税対象年度の10月1日から翌年度の9月末日までとし、更新を認める	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条に定める災害により損害を受けた世帯	家賃の25%に相当する額	当該災害を終了した日の翌月から3年以内で市長が定める期間	その他特別の事情がある場合	住宅扶助費を超える額	生活保護法による保護を受けている期間		市長の定める額	市長の定める期間	<p>(手続)</p> <p>第3条 家賃の減免の適用を受けようとする入居者は、出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第5条に定める様式の市営住宅家賃減免申請書に、徴収猶予の適用を受けようとする入居者は、市営住宅家賃徴収猶予申請書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>市民税非課税世帯にあつては、市長の発行する市民税非課税証明書</p> <p>生活保護世帯にあつては、福祉事務所長の発行する保護証明書</p> <p>災害により損害を受けた場合は、市長の発行する罹災証明書</p> <p>徴収猶予を受けようとする場合は、猶予を受けようとする事由により、住民票、謄本、医師の診断書、その他支払能力が著しく低下したと認められる書面</p> <p>2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、内容を審査し、家賃の減免等をする者に対して、市営住宅家賃減免決定通知書又は市営住宅家賃徴収猶予承認通知書により、減免等ができない者に対しては、市営住宅家賃減免(徴収猶予)不承認通知書により通知するものとする。</p> <p>(減免等の辞退及び取消)</p> <p>第4条 家賃の減免等の適用を受けている者が、減免等の基準に該当しなくなつたときは、直ちに市営住宅家賃減免(徴収猶予)辞退届を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の届出があつたときは、その翌月から減免等を解除するものとする。</p> <p>3 申請書に虚偽があることがわかつたとき、減免等に該当しなくなつたとき、又は2月以上家賃を滞納したときは、減免等を取消すものと市営住宅家賃減免(徴収猶予)取消通知書により通知する。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第5条 家賃を滞納している者又は市長の要求した住宅の交換若しくは移転に対し相当な理由なく従わない者に対しては、家賃の減免等は行わない。</p>	
減免対象	減免額	減免期間																
地方税法(昭和25年法律第226号)第295条で定める市民税非課税世帯	家賃の10%に相当する額	市民税非課税対象年度の10月1日から翌年度の9月末日までとし、更新を認める																
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条に定める災害により損害を受けた世帯	家賃の25%に相当する額	当該災害を終了した日の翌月から3年以内で市長が定める期間																
その他特別の事情がある場合	住宅扶助費を超える額	生活保護法による保護を受けている期間																
	市長の定める額	市長の定める期間																
	<p>2 家賃の猶予は、次の各号に該当する場合に行うものとし、承認のあつた日の属する月の翌月から、6月を限度として行い、更新は認めない。</p> <p>生計維持者である入居者又は同居者が死亡したとき</p> <p>入居者又は同居者の疾病又は負傷により、世帯の支払能力が著しく低下したとき</p> <p>その他世帯の支払能力が著しく低下したとき</p>																	

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 3-9

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	収納事務等(市町営住宅)
現況			
<p>(その他)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はそのつと市長が定める。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1. この要綱は、平成5年10月1日から施行する。</p>	<p>平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、平田市営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和37年平田市条例第36号。以下「市営住宅条例」という。第1条の2の規定により設置する市営住宅及び平田市特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成5年平田市条例第41号。以下「特定優良賃貸住宅条例」という。第2条の規定により設置する特定優良賃貸住宅(以下「市営住宅等」という。)に入居している者及び市営住宅等を退去している者のうち、市営住宅等の家賃を市営住宅条例第16条第2項又は特定優良賃貸住宅条例第16条第2項に定める期限(以下「滞納期限」という。)までに納入しない者(以下「滞納者」という。))に対し、滞納整理事務を適切に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(督促及び催告)</p> <p>第2条 市長は、市営住宅等の入居者又は退去者が納期限までに家賃を納入しない場合は、速やかに督促状(様式第1号)を送付するものとする。</p> <p>2 市長は、滞納者が前項の規定により督促を受けたにもかかわらず、家賃を納入しないで3か月分以上滞納したときは、当該滞納者に対し、催告状(様式第2号)を送付するものとする。</p> <p>(納付指導)</p> <p>第3条 市長は、滞納者に対し、必要に応じて訪問又は電話により納付指導を行うものとする。</p> <p>(保証人に対する納付指導依頼)</p> <p>第4条 市長は、滞納者が家賃を3か月分以上滞納したときは、当該滞納者の保証人又は連帯保証人(以下「保証人」という。)に対し、家賃納付指導依頼書(様式第3号)により滞納者に対する家賃納付の指導を依頼するものとする。</p> <p>(納付指導の強化)</p> <p>第5条 市長は、滞納者が家賃を5か月分以上滞納したときは、当該滞納者に呼出状(様式第4号)を送付し、呼出しによる個別指導を行うものとする。</p> <p>3 市長は、前2項の呼出しによる個別指導を行ったときは、当該滞納者の保証人に対し、速やかにその状況</p>		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 3-10

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	収納事務等(市町営住宅)
現況		現況	
<p>を通知するものとする。</p> <p>(保証人に対する保証債務履行請求)</p> <p>第6条 市長は、滞納者が家賃を7か月分以上滞納したときは、当該滞納者の保証人に対し、保証債務履行請求書(様式第6号)を送付するものとする。</p> <p>(生活保護受給者に対する催告及び納付指導)</p> <p>第7条 市長は、生活保護受給者が家賃を滞納した場合は、第2条第2項に規定する催告並びに第3条、第4条及び第5条に規定する納付指導のほか、次に掲げる催告及び納付指導を行うものとする。</p> <p>(1) 滞納が発生したときは、住宅扶助料支給日の直近の時期に当該滞納者宅を訪問し、催告及び納付指導を行うものとする。</p> <p>(2) 家賃を2か月分以上滞納したときは、担当のケースワーカーに対し、納付指導の依頼を行うものとする。</p> <p>(最終催告)</p> <p>第8条 市長は、滞納者が家賃を8か月分以上滞納したときは、当該滞納者に対し、最終催告書(様式第7号)を配達証明付内容証明郵便(以下「内容証明郵便」という)により送達するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の最終催告書を送達したときは、当該滞納者の保証人に対し、直ちにその旨を通知するものとする。</p> <p>(支払督促の申立て)</p> <p>第9条 市長は、前条に基づき最終催告書の催告期限までに滞納家賃を完納しなかった者のうち、特に必要があると認められる滞納者については、相手方居住地管轄の簡易裁判所に対し、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第383条第1項の規定による支払督促の申立てを行うものとする。</p> <p>(条件付使用許可取消等)</p> <p>第10条 市長は、第8条に基づき最終催告書の催告期限までに滞納家賃を完納しなかった者のうち、支払督促の申立てを行わない滞納者に対し、条件付使用許可取消及び明渡請求書(様式第8号)を内容証明郵便により送達するものとする。</p>	<p>(明渡訴訟等)</p> <p>第11条 市長は、前条の条件付使用許可取消及び明渡請求書を送達したにもかかわらず、滞納家賃を完納しなかった者については、市営住宅等の明渡し及び滞納家賃の支払を求める訴訟(即決和解を含む。)を裁判所(即決和解は、相手方居住地管轄の簡易裁判所)へ提起するものとする。</p> <p>(強制執行の申立て)</p> <p>第12条 市長は、前条の訴訟に対する判決が確定(即決和解を含む。)したにもかかわらず、市営住宅等の明渡しをしない者又は滞納家賃を完納しない者については、裁判所に対し、明渡執行、動産執行又は債権執行を申し立てるものとする。</p> <p>(平田市営住宅等家賃滞納審査会の設置)</p> <p>第13条 第8条に規定する最終催告の適否を審査するため、平田市営住宅等家賃滞納審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>2 審査会は、会長及び委員をもって構成し、会長には助役を、委員には総務民生部長、建設経済部長、総務課長、企画財政課長、税務課長、住民福祉課長及び技術管理課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 審査会の庶務は、建設経済部技術管理課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この告示は、平成15年2月1日から施行する。</p>	<p>この告示は、平成15年2月1日から施行する。</p>	<p>この告示は、平成15年2月1日から施行する。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 4-1

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	入居者の選考方法については、新築の場合は、現行のとおり抽選により選考するが、空家の場合は、合併時に登録制(申込み順)による選考に統一する。	
現況		
出雲	平田市	斐川町
該当なし	<p>入居者の選考方法について</p> <p>(1)新築の場合 入居申込者数が募集戸数を超えた場合は、公開抽選により入居者を決定している。</p> <p>(2)空家の場合 入居申込者数が募集戸数を超えた場合は、公開抽選により入居者を決定している。</p>	<p>入居者の選考方法について</p> <p>(1)新築・空家とも、入居申込者数が募集戸数を超えた場合は、公開抽選により入居者を決定している。</p>
【関係条例】	平田市 特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第7条	斐川町 特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第7条
		佐田町 特定公共賃貸住宅管理条例

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 4-2

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	入居申込者の選考方法(特種賃貸住宅)
調整の方針			
入居者の選考方法については、新築の場合は、現行のとおり抽選により選考するが、空家の場合は、合併時に登録制(申込み順)による選考に統一する。			
現況			
多岐	町	湖陵町	大社町
<p>入居者の選定について</p> <p>(1)新築の場合 入居申込者が募集戸数を越えた場合は抽選その他公正な方法により選定する。</p> <p>(2)空家の場合 基本的には申し込み順としているが、特別な理由がある場合には特例がある。(同居親族が多い者その他特に居住の安定を図る必要がある者)</p>	<p>入居者の選考方法について</p> <p>(1)新築の場合 入居申込者数が募集戸数を越えた場合は、公開抽選により入居者を決定している。</p> <p>(2)空家の場合 入居申込者数が募集戸数を越えた場合は、順番制としている。</p> <p>(3)同居親族が多い者その他特に居住の安定を図る必要がある者については例外あり。【除例第9条・施行規則第5条】</p> <p>18歳未満の同居する児童が3人以上いる場合 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者 入居者又は同居親族に60歳以上の者がある者 入居者又は同居親族に心身障害者がある者 公営住宅の収入超過者である者</p>	<p>該当なし</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>入居者の選考方法については、新築の場合は、抽選により選考しているが、空家の場合は、3町が登録制(申込み順)による選考、2市町が抽選による選考に分かれている。</p> <p>入居者の選考方法については、新築の場合は、現行のとおり抽選により選考するが、空家の場合は、合併時に登録制(申込み順)による選考に統一する。</p> <p>合併に伴い空家の増加が見込まれ、空家が発生する度に抽選による選考する方法は、限られた募集戸数に対して抽選から外れた多くの入居待機組及び新たな入居希望者へ毎回入居申込みを求めらるることになるが、登録制(申込み順)による選考は、最初申込みして登録すれば辞退しない限りは有効となる利点があることがあげられる。</p>
<p>【関係条例】多岐町特定公共賃貸住宅管理条例 第8条、第9条</p>	<p>湖陵町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第8条、第9条</p>		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 5-1

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	家賃調整等(特優良住宅)																																										
調整の方針	家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐが、家賃の減額方式については、平成 18 年 3 月 31 日から廃止する。なお、この場合、廃止後最長 5 年を限度とした負担調整期間を設ける。																																												
現況																																													
出雲市	平田市	田市	市																																										
該当なし	<p>家賃決定方法について</p> <p>特定優良賃貸住宅の家賃の額は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 3 条第 5 号により近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう下記のとおり定めている。</p> <p style="text-align: center;">概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>竣工</th> <th>構造</th> <th>間取り</th> <th>住戸専用面積</th> <th>家賃</th> <th>戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駅南</td> <td>H5</td> <td>木造平家</td> <td>2LDK</td> <td>83.41 m²</td> <td>65,000 円</td> <td>6 戸</td> </tr> <tr> <td>駅南</td> <td>H10</td> <td>RC造 3 階建</td> <td>2LDK</td> <td>71.36 m²</td> <td>58,000 円</td> <td>6 戸</td> </tr> <tr> <td>駅南</td> <td>H10</td> <td>RC造 3 階建</td> <td>2LDK</td> <td>74.48 m²</td> <td>60,000 円</td> <td>6 戸</td> </tr> <tr> <td>菅沢</td> <td>H12</td> <td>木造 2 階</td> <td>2DK</td> <td>53.90 m²</td> <td>39,000 円</td> <td>4 戸</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">合計</td> <td></td> <td>22 戸</td> </tr> </tbody> </table>			団地名	竣工	構造	間取り	住戸専用面積	家賃	戸数	駅南	H5	木造平家	2LDK	83.41 m ²	65,000 円	6 戸	駅南	H10	RC造 3 階建	2LDK	71.36 m ²	58,000 円	6 戸	駅南	H10	RC造 3 階建	2LDK	74.48 m ²	60,000 円	6 戸	菅沢	H12	木造 2 階	2DK	53.90 m ²	39,000 円	4 戸	合計						22 戸
団地名	竣工	構造	間取り	住戸専用面積	家賃	戸数																																							
駅南	H5	木造平家	2LDK	83.41 m ²	65,000 円	6 戸																																							
駅南	H10	RC造 3 階建	2LDK	71.36 m ²	58,000 円	6 戸																																							
駅南	H10	RC造 3 階建	2LDK	74.48 m ²	60,000 円	6 戸																																							
菅沢	H12	木造 2 階	2DK	53.90 m ²	39,000 円	4 戸																																							
合計						22 戸																																							
【関係条例】																																													
平田市特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第 10 条																																													

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 5-2

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	家賃調整等(特優賃住宅)																																																														
調整の方針	家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐが、家賃の減額方式については、平成 18 年 3 月 31 日から廃止する。なお、この場合、廃止後最長 5 年を限度とした負担調整期間を設ける。																																																																
現 況																																																																	
	斐 川 町	佐 田 町																																																															
<p>家賃決定方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直江杉沢団地 限度額家賃、民間相場等により家賃設定をしている。 ・アクティコーポラスひかわ 若者定住向け公社賃貸住宅 アクティコーポラスひかわ(1号棟～3号棟)があり、建築年度、規模、設備、が同じであり均衡を図るためと、定住対策のため同じ家賃に調整。 	<p>家賃決定方法について</p> <p>公営住宅の家賃と均衡を失しないよう家賃を定めている。</p> <p>現行家賃額 月額 35,000円</p> <p>家賃の納入方法について</p> <p>口座振替又は納付書による個人納付</p>																																																																
概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>竣工</th> <th>構造</th> <th>間取り</th> <th>住戸専用面積</th> <th>家賃</th> <th>戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクティ-</td> <td>H6</td> <td>RC造 3 階建</td> <td>1LDK</td> <td>43.80 m²</td> <td>36,000 円</td> <td>12 戸</td> </tr> <tr> <td>アクティ-</td> <td>H6</td> <td>RC造 3 階建</td> <td>1LDK</td> <td>43.80 m²</td> <td>36,000 円</td> <td>16 戸</td> </tr> <tr> <td>杉沢</td> <td>H13</td> <td>RC造 3 階建</td> <td>3LDK</td> <td>79.15 m²</td> <td>64,000 円</td> <td>12 戸</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">合 計</td> <td>40 戸</td> </tr> </tbody> </table>	団地名	竣工	構造	間取り	住戸専用面積	家賃	戸数	アクティ-	H6	RC造 3 階建	1LDK	43.80 m ²	36,000 円	12 戸	アクティ-	H6	RC造 3 階建	1LDK	43.80 m ²	36,000 円	16 戸	杉沢	H13	RC造 3 階建	3LDK	79.15 m ²	64,000 円	12 戸	合 計						40 戸	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>竣工</th> <th>構造</th> <th>間取り</th> <th>住戸専用面積</th> <th>家賃</th> <th>戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反辺町</td> <td>H 8</td> <td>木造 2 階建</td> <td>2LDK</td> <td>92.0 m²</td> <td>35,000 円</td> <td>4 戸</td> </tr> <tr> <td>反辺町</td> <td>H 9</td> <td>木造 2 階建</td> <td>2LDK</td> <td>92.0 m²</td> <td>35,000 円</td> <td>4 戸</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">合 計</td> <td>8 戸</td> </tr> </tbody> </table>	団地名	竣工	構造	間取り	住戸専用面積	家賃	戸数	反辺町	H 8	木造 2 階建	2LDK	92.0 m ²	35,000 円	4 戸	反辺町	H 9	木造 2 階建	2LDK	92.0 m ²	35,000 円	4 戸	合 計						8 戸
団地名	竣工	構造	間取り	住戸専用面積	家賃	戸数																																																											
アクティ-	H6	RC造 3 階建	1LDK	43.80 m ²	36,000 円	12 戸																																																											
アクティ-	H6	RC造 3 階建	1LDK	43.80 m ²	36,000 円	16 戸																																																											
杉沢	H13	RC造 3 階建	3LDK	79.15 m ²	64,000 円	12 戸																																																											
合 計						40 戸																																																											
団地名	竣工	構造	間取り	住戸専用面積	家賃	戸数																																																											
反辺町	H 8	木造 2 階建	2LDK	92.0 m ²	35,000 円	4 戸																																																											
反辺町	H 9	木造 2 階建	2LDK	92.0 m ²	35,000 円	4 戸																																																											
合 計						8 戸																																																											
関係条例	斐川町特定公共賃貸住宅管理条例	佐田町特定公共賃貸住宅管理条例																																																															

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 5-4

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	家賃調整等(特優良住宅)
調整の方針	<p>家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐが、家賃の減額方式については、平成 18 年 3 月 31 日から廃止する。なお、この場合、廃止後最長 5 年を限度とした負担調整期間を設ける。</p>		
該当なし	現況	大 社 町	調整の具体的内容
	<p>特定優良賃貸住宅の家賃については、1 市 4 町共、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 3 条第 5 号により近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう別紙のとおり定めている。ただし、町のなかに入居者の所得に応じて家賃を減額する方式を導入している町が 1 町(湖陵町)ある。</p> <p>家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐが、家賃の減額方式については、平成 18 年 3 月 31 日から廃止する。なお、この場合、廃止後最長 5 年を限度とした負担調整期間を設ける。</p>		
	【関係条例】		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 6-1

協議項目	各種事務事業（公営住宅関係）の取扱い	協議細目	収納事務等（特優賃住宅）
調整の方針	<p>家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、入居者が中堅所得者を対象としていることから、合併時に廃止の方向で調整する。ただし、市民税非課税世帯に対する減免については、合併の前日に現に減免を受けている入居者が、合併後引き続き市民税非課税世帯となっている期間に限り、合併後最長5年間減免に係る廃止の適用は除外する。</p> <p>家賃滞納整理事務処理については、合併時に、平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。</p>		
現況			
出雲市			
該当なし			
【関係条例】			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 6-2

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	収納事務等(特優賃貸住宅)
調整の方針	<p>家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、入居者が中堅所得者を対象としていることから、合併時に廃止の方向で調整する。ただし、市民税非課税世帯に対する減免については、合併の前日に現に減免を受けている入居者が、合併後引き続き市民税非課税世帯となっている期間に限り、合併後最長5年間減免に係る廃止の適用は除外する。</p> <p>家賃滞納整理事務処理については、合併時に、平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。</p>		
現 況			
平 田 市			
<p>家賃の納入方法について</p> <p>(1)直接納付 ... 金融機関窓口で納付書により、直接納付する。</p> <p>(2)口座振替 ... 金融機関又は郵便局の預(貯)金口座から毎月末日に自動払込により納付する。</p> <p>敷金納入について</p> <p>入居時の家賃の3ヶ月分に相当する金額を入居手続きと同時に納入する。</p> <p>家賃減免について</p> <p>(1)市民税非課税世帯 25%減免(期間:非課税対象期間)</p> <p>(2)生活保護世帯 住宅扶助限度額を超える額減免(期間:被保護期間)</p> <p>(3)災害により損害を受けた世帯 50%減免(期間:3年以内)</p> <p>(4)火災による類焼世帯 50%減免(期間:1年以内)</p>	<p>家賃徴収猶予について(期間:6か月以内)</p> <p>(1)生計維持者(入居者又は同居者)が死亡したとき</p> <p>(2)入居者又は同居者の疾病又は負傷により支払い能力が著しく低下したとき</p> <p>(3)世帯の支払い能力が著しく低下したとき</p> <p>家賃滞納整理について</p> <p>(1)滞納発生 督促状送付</p> <p>(2)3ヶ月分滞納時 催告状送付</p> <p>(3)5ヶ月分滞納時 呼出状送付及び納付誓約書受理</p> <p>(4)8ヶ月分滞納時 最終催告状送付及び住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いを求める訴訟の提起</p> <p>別添の家賃滞納整理事務処理要綱を定めている。</p>		
<p>関係条例]平田市特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第11条、第16条～第19条、平田市特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第11条、平田市営住宅等家賃減免及び徴収猶予取扱要綱並びに平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱</p>			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 6-3

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	収納事務等(特優賃住宅)
調整の方針	<p>家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、入居者が中堅所得者を対象としていることから、合併時に廃止の方向で調整する。ただし、市民税非課税世帯に対する減免については、合併の前日に現に減免を受けている入居者が、合併後引き続き市民税非課税世帯となっている期間に限り、合併後最長5年間減免に係る廃止の適用は除外する。</p> <p>家賃滞納整理事務処理については、合併時に、平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。</p>		
現 況			
斐 川 町			
<p>家賃の納入方法について</p> <p>(1)直接納付…金融機関窓口で納付書により、直接納付する。</p> <p>(2)口座振替…金融機関又は郵便局の預(貯)金口座から毎月末日に自動払込により納付する。</p> <p>敷金納入について</p> <p>入居時の家賃の3ヶ月分に相当する金額を入居手続きと同時に納入する。</p> <p>家賃減免について</p> <p>(1)入居者(同居親族を含む。)の所得が著しく減少したとき。</p> <p>(2)入居者が疾病にかかり著しく出費を要したとき。</p> <p>(3)入居者が災害により著しく損害をうけたとき。</p> <p>家賃徴収猶予について(期間:6か月以内)</p> <p>(1)家賃減免の(1)から(4)に該当するもので、家賃徴収猶予となった者</p>	<p>家賃滞納整理について</p> <p>(1)滞納発生 督促状送付</p> <p>(2)3ヶ月分滞納時 催告状送付</p> <p>(3)6ヶ月分滞納時 呼出状送付及び納付誓約書受理</p> <p>(4)12ヶ月分滞納時 最終催告状送付及び住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いを求める訴訟の提起</p>		
<p>【関係条例】斐川町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第11条、斐川町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第11条、斐川町営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱並びに徴収猶予取扱要綱及び斐川町営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱</p>			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 6-4

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	収納事務等(特優賃住宅)
調整の方針	<p>家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、入居者が中堅所得者を対象としていることから、合併時に廃止の方向で調整する。ただし、市民税非課税世帯に対する減免については、合併の前日に現に減免を受けている入居者が、合併後引き続き市民税非課税世帯となっている期間に限り、合併後最長5年間減免に係る廃止の適用は除外する。</p> <p>家賃滞納整理事務処理については、合併時に、平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。</p>		
現況			
佐田町		多伎町	
<p>家賃の納入方法について</p> <p>(1)直接納付 ... 金融機関窓口で納付書により、直接納付する。</p> <p>(2)口座振替 ... 金融機関又は郵便局の預(貯)金口座から毎月末日に自動払込により納付する。</p> <p>敷金納入について</p> <p>入居時の家賃の3ヶ月分に相当する金額を入居手続きと同時に納入する。</p> <p>家賃減免について</p> <p>入居者(同居親族含む。以下同じ)の所得が著しく減少したとき。</p> <p>入居者が災害により著しい損害を受けたとき。</p> <p>その他町長が認めた特別の事情があるとき。</p>	<p>家賃減免について</p> <p>入居者の所得が著しく低額であるとき。</p> <p>入居者が疾病したとき。</p> <p>入居者が災害により著しい損害を受けたとき。</p> <p>その他前3号に準じる特別な事情があるとき。</p> <p>家賃徴収の猶予について</p> <p>家賃減額と同様の取り扱い。</p> <p>敷金の減免及び徴収の猶予について</p> <p>家賃減額及び徴収の猶予と同様の取り扱い。</p>		
<p>家賃徴収猶予について</p> <p>家賃減額と同様の取り扱い。</p> <p>家賃滞納整理について</p> <p>(1)滞納発生 督促状送付</p> <p>(2)3ヶ月分滞納時 明渡し請求</p>			
【関係条例】佐田町特定賃貸住宅管理条例		多伎町特定公共賃貸住宅管理条例第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条	

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 6-5

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	収納事務等(特優賃住宅)
調整の方針	<p>家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、入居者が中堅所得者を対象としていることから、合併時に廃止の方向で調整する。ただし、市民税非課税世帯に対する減免については、合併の前日に現に減免を受けている入居者が、合併後引き続き市民税非課税世帯となっている期間に限り、合併後最長5年間減免に係る廃止の適用は除外する。</p> <p>家賃滞納整理事務処理については、合併時に、平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。</p>		
<p>湖 陵 町</p> <p>現 況</p>		<p>大 社 町</p>	
<p>家賃減免について</p> <p>入居者の所得が著しく低額であるとき。</p> <p>入居者が疾病にかかったとき。</p> <p>入居者が災害により著しい損害を受けたとき。</p> <p>その他前3号に準じる特別な事情があるとき。</p> <p>家賃徴収の猶予について</p> <p>家賃減免と同様の取り扱い。</p> <p>敷金の減免及び徴収の猶予について</p> <p>減免及び猶予は行なわない。</p> <p>家賃滞納整理</p> <p>公営住宅と同じ。</p>	<p>該当なし</p>	<p>1.家賃減免及び徴収猶予</p> <p>家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、入居者が中堅所得者を対象としていることから、合併時に廃止の方向で調整する。ただし、市民税非課税世帯に対する減免については、合併の前日に現に減免を受けている入居者が、合併後引き続き市民税非課税世帯となっている期間に限り、合併後最長5年間減免に係る廃止の適用は除外する。</p> <p>2.家賃滞納整理</p> <p>家賃滞納整理事務処理については、合併時に平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。</p>	
<p>関係条例(湖陵町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第14条～第20条)</p>			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 7-1

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	家賃調整等(若者向け住宅)																																				
調整の方針	若者定住向け公社賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																						
現況																																							
出雲市	平田市	田市	市																																				
該当なし	<p>家賃決定方法について</p> <p>若者定住向け公社賃貸住宅の建設事業に関する協定書第6条により住宅金融公庫が定める家賃算定基準により算出した範囲内において鳥根県住宅供給公社と平田市が協議のうえ、同公社が下記のとおり定めている。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>間取り</th> <th>家賃</th> <th>戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおくら</td> <td>H6</td> <td>軽量鉄骨造 2階建</td> <td>1DK</td> <td>35,000 円</td> <td>8 戸</td> </tr> <tr> <td>ふるかわ</td> <td>H7</td> <td>軽量鉄骨 2階建</td> <td>2DK</td> <td>40,000 円</td> <td>4 戸</td> </tr> <tr> <td>まさど</td> <td>H7</td> <td>軽量鉄骨 2階建</td> <td>2DK</td> <td>40,000 円</td> <td>4 戸</td> </tr> <tr> <td>さたはま</td> <td>H8</td> <td>RC造 2階建</td> <td>2LDK</td> <td>39,000 円</td> <td>4 戸</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">合計</td> <td>20 戸</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">概要</p> <p>公社賃貸住宅の管理及び家賃等並びに譲渡に関する契約第7条により、空家が生じた場合、空家期間の空家分に係る家賃及びその他人居者負担について貸倒れが生じた場合の損害分は、平田市が公に負担する。</p>			団地名	建設年度	構造	間取り	家賃	戸数	おおくら	H6	軽量鉄骨造 2階建	1DK	35,000 円	8 戸	ふるかわ	H7	軽量鉄骨 2階建	2DK	40,000 円	4 戸	まさど	H7	軽量鉄骨 2階建	2DK	40,000 円	4 戸	さたはま	H8	RC造 2階建	2LDK	39,000 円	4 戸	合計					20 戸
団地名	建設年度	構造	間取り	家賃	戸数																																		
おおくら	H6	軽量鉄骨造 2階建	1DK	35,000 円	8 戸																																		
ふるかわ	H7	軽量鉄骨 2階建	2DK	40,000 円	4 戸																																		
まさど	H7	軽量鉄骨 2階建	2DK	40,000 円	4 戸																																		
さたはま	H8	RC造 2階建	2LDK	39,000 円	4 戸																																		
合計					20 戸																																		
【関係条例】																																							
協定書(平田市対鳥根県住宅供給公社)第6条																																							

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 7-2

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	家賃調整等(若者向け住宅)																								
調整の方針	若者定住向け公社賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。																										
現況																											
	斐川町	佐田町	多伎町																								
<p>家賃決定方法について</p> <p>若者定住向け公社賃貸住宅の建設事業に関する協定書第6条により住宅金融公庫が定める家賃算定基準により算出した範囲内において鳥根県住宅供給公社と斐川町が協議のうえ、同公社が下記のとおり定めている。</p> <p style="text-align: center;">概要</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>間取り</th> <th>家賃</th> <th>戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7クティ-</td> <td>H5</td> <td>RC造3階建</td> <td>1LDK</td> <td>36,000円</td> <td>12戸</td> </tr> <tr> <td>7クティ-</td> <td>H6</td> <td>RC造3階建</td> <td>1LDK</td> <td>36,000円</td> <td>16戸</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">28戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>公社賃貸住宅の管理及び家賃等並びに譲渡に関する契約第7条により、空家が生じた場合、空家期間の空家分に係る家賃及びその他入居者負担について貸倒れが生じた場合の損害分は、斐川町が公社に負担する。</p>	団地名	建設年度	構造	間取り	家賃	戸数	7クティ-	H5	RC造3階建	1LDK	36,000円	12戸	7クティ-	H6	RC造3階建	1LDK	36,000円	16戸					合計	28戸	該当なし	該当なし	該当なし
団地名	建設年度	構造	間取り	家賃	戸数																						
7クティ-	H5	RC造3階建	1LDK	36,000円	12戸																						
7クティ-	H6	RC造3階建	1LDK	36,000円	16戸																						
				合計	28戸																						
<p>【関係条例】協定書(斐川町対鳥根県住宅供給公社)第6条</p>																											

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 7-3

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	家賃調整等(若者向け住宅)											
調整の方針	若者定住向け公社賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。													
現況														
湖陵町	大社町													
該当なし	<p>家賃決定方法について</p> <p>若者定住向け公社賃貸住宅の建設事業に係る基本協定書第6条により住宅金融公庫が定める家賃算定基準により算出した範囲内において鳥根県住宅供給公社と大社町が協議のうえ、同公社が下記のとおり定めている。</p> <p style="text-align: center;">概要</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>間取り</th> <th>家賃</th> <th>戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エスポワール小松</td> <td>H5</td> <td>RC造2階建</td> <td>1LDK</td> <td>40,400円</td> <td>8戸</td> </tr> </tbody> </table> <p>若者定住向け公社賃貸住宅の管理及び家賃等並びに譲渡に関する契約第7条により、空家が生じた場合、空家期間の空家分に係る家賃及びその他の入居者負担について貸倒れが生じた場合の損害分は、大社町が公社に負担する。</p>	団地名	建設年度	構造	間取り	家賃	戸数	エスポワール小松	H5	RC造2階建	1LDK	40,400円	8戸	<p>調整の具体的内容</p> <p>若者定住向け公社賃貸住宅の家賃については、若者定住向け公社賃貸住宅の建設事業に関する協定書により、住宅金融公庫が定める家賃算定基準により算出した範囲内において鳥根県住宅供給公社と事業主体が協議のうえ、同公社が家賃を定めているため、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>若者定住向け賃貸住宅建設事業の目的 県外からUターンしてくる若者や就職等の際に親世帯から独立する若者向けに広くて設備が整っており、家賃の安い賃貸住宅を供給し、地域における若者定住の促進を図ることを目的とし、県、市町村、県住宅公社が協力して賃貸住宅を供給する事業である。</p>
団地名	建設年度	構造	間取り	家賃	戸数									
エスポワール小松	H5	RC造2階建	1LDK	40,400円	8戸									
【関係条例】	若者定住向け公社賃貸住宅建設事業に係る基本協定若者定住向け公社賃貸住宅の管理及び家賃等並びに譲渡に関する契約													

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 8-1

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	維持管理、家賃調整等(市町営単独住宅)
調整の方針	市・町営単独住宅の維持管理及び家賃の調整については、入居者に対する住宅修繕費の負担及び住宅の保管義務並びに公営住宅の家賃との均衡を保持するなど公営住宅に準じた取り扱いとなっており、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
現況			
出	雲 市	平 田 市	斐 川 町
該当なし		該当なし	該当なし
【関係条例】			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 8-2

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	維持管理、家賃調整等(市町営単独住宅)					
調整の方針	市・町営単独住宅の維持管理及び家賃の調整については、入居者に対する住宅修繕費の負担及び住宅の保管義務並びに公営住宅の家賃との均衡を保持するなど公営住宅に準じた取り扱いとなっており、現行のとおり新市に引き継ぐ。							
現況								
佐田町		多伎町						
市・町営単独住宅	<p>市・町営単独住宅</p> <p>町公営住宅及び特定公共賃貸住宅管理に準じて行っている。</p> <p>・医師住宅、教員住宅として整備された住宅。現在は一般住宅として管理している。(単身入居可)</p> <p>・維持管理、家賃の調整等についても公営住宅と同様の取り扱いをする。</p>	<p>市・町営単独住宅</p> <p>多伎町集落整備住宅 6戸</p> <p>・集落整備住宅として、集落移転計画対象地区区内住民のみが居住可能となっている。</p> <p>・維持管理、家賃の調整等についても公営住宅と同様の取り扱いをする。</p>						
概要								
団地名	建設年度	構造	間取り	面積	家賃	戸数		
宮内下	S39	木造平屋	3K	45.0㎡	6,500円	2戸		
町	S54	木造平屋	2K	39.0㎡	13,000円	4戸		
町	S54	木造平屋	2K	69.0㎡	14,000円	1戸		
合計						7戸		
概要		団地名	建設年度	構造	間取り	面積	家賃	戸数
概要		高木	S47	簡易耐火平屋	3K	50.0㎡	9,900円	6戸
【関係条例】佐田町営住宅の設置及び管理に関する条例				多伎町集落整備住宅管理条例				

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 8-3

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	維持管理、家賃調整等(市町営単独住宅)
調整の方針	市・町営単独住宅の維持管理及び家賃の調整については、入居者に対する住宅修繕費の負担及び住宅の保管義務並びに公営住宅の家賃との均衡を保持するなど公営住宅に準じた取り扱いとなっており、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
現況			
該当なし	湖 陵 町	大 社 町	調整の具体的内容
該当なし	該当なし	<p>市 町営単独住宅については、多伎町、佐田町とも県営住宅を譲渡されたものを、引き続き町単独住宅として維持・管理している。</p> <p>この住宅に係る維持管理及び家賃の調整については、入居者に対する住宅修繕費の負担及び住宅の保管義務並びに公営住宅の家賃との均衡を保持するなど公営住宅に準じた取り扱いとなっており、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	
【関係条例】			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 9-1

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	住宅マスタープランについては、合併時は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市建設計画に基づき、速やかに住宅マスタープランを策定する。	
現況		
出雲市	平田市	斐川町
出雲市住宅マスタープラン H11年6月策定 (1)重点施策 中心市街地への定住促進 中山間地への定住促進 用途域内の宅地化促進 公営住宅建替推進 優良住宅・宅地の誘導 (2)計画期間 H10~H24	H15年度において、新たに策定予定	斐川町住宅マスタープラン H10年3月策定済 (1)基本目標 定住人口の拡大に資する住まづくり 長寿社会に対応する住宅の普及・供給の推進 地域と調和し活性化を促す住まづくり 公営住宅の良好な住環境づくり (2)計画期間 H10~H19
		佐田町定住マスタープラン H15年3月策定済 (1)基本施策 高齢者や障害者等にやさしい住まづくりの推進 快適・利便な新しいまちづくりの推進 新規定住者を支援する環境づくりの推進 (2)計画期間 H15~H24
関係条例		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 9-2

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	住宅マスタープラン整備計画
調整の方針			
住宅マスタープランについては、合併時は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市建設計画に基づき、速やかに住宅マスタープランを策定する。			
調整の具体的内容			
多伎町	湖陵町	大社町	<p>住宅マスタープランについては、合併時は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市建設計画に基づき、速やかに住宅マスタープランを策定する。</p> <p>住宅マスタープラン</p> <p>(目的)</p> <p>地方公共団体における体系的・総合的な住宅政策の推進を図るため、地域の特性や実情に応じた住宅政策の目標、基本的な施策、公的資金による住宅に係る供給計画、その他住宅行政の基本となる事項について定めることを目的とする。</p> <p>(内容)</p> <p>公共住宅の供給について</p> <p>民間住宅の建設の誘導について</p> <p>良好な住環境の形成について</p> <p>高齢者・障害者対策について</p> <p>地域の政策課題への対応について</p> <p>住宅・宅地に関連する公共・公益施設の整備の促進について</p>
多伎町住宅マスタープラン 平成16年度策定予定	未策定	平成15年度策定予定	
【関係条例】			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 10-1

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目
調整の方針		
公営住宅ストック活用計画については、合併時は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市建設計画に基づき、速やかに公営住宅ストック活用計画を策定する。		
現況		
出雲市	平田市	斐川町
公営住宅ストック総合活用計画 平成15年度策定予定 (1)目的 建替、個別改善、全面改善等について計画 (2)計画期間 H15～H24	公営住宅ストック総合活用計画 H15年度策定予定 (1)目的 建替、個別改善、全面改善等について計画 (2)計画期間 H15～H24	公営住宅ストック総合活用計画 H15年3月策定済 (1)目的 建替、個別改善、全面改善等について計画 (2)計画期間 H15～H24 『佐田町定住マスタープラン』にストック計画を含む
【関係条例】		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 10-2

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	公営住宅ストック活用計画については、合併時は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市建設計画に基づき、速やかに公営住宅ストック活用計画を策定する。	
現況		
多岐	町	社 町
公営住宅ストック総合活用計画 H15年度策定予定	未策定	公営住宅ストック総合活用計画 平成15年度策定の『住宅マスタープラン』の中で検討
調整の具体的内容		
公営住宅ストック活用計画については、合併時は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市建設計画に基づき、速やかに公営住宅ストック活用計画を策定する。		
【関係条例】		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 10-3

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	公営住宅ストック総合活用計画
調整の方針	公営住宅ストック活用計画については、合併時は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市建設計画に基づき、速やかに公営住宅ストック活用計画を策定する。		
現 況			
<p>参考</p> <p>公営住宅ストック総合活用計画 (目的)</p> <p>現在、各自治体の公営住宅については、新規建設戸数に比して膨大な量の公営住宅ストックを保有しているが、これを活用し、住み替えの促進を行うほか、建設時以降の居住水準の向上、構造・設備の老朽化への対応、近年の適正立地における用地取得難下での有効な土地資源としての活用等、ストックの活用が重要な施策となっている。</p> <p>こうした状況下で、地方公共団体における公営住宅ストックの確かな整備と管理を図るため、「公営住宅ストック総合活用計画」を定め、この計画に基づき公営住宅の計画的な建替え、住戸改善等を実施していくことを目的とする。</p> <p>(内容)</p> <p>地方公共団体で今後10年間に行う建替え、住戸改善等の各種整備内容、計画修繕を含む適切な維持管理等についての計画を定める。</p> <p>(計画の位置づけ)</p> <p>住宅マスタープランに位置づける。</p> <p>また、公営住宅ストック総合改善事業(既設公営住宅改善事業の組み替え)の整備事業として位置づける。</p> <p>(計画の対象)</p> <p>地方公共団体管理下の公営住宅等</p>	<p>(計画の期間)</p> <p>計画期間は10年とし、前期、後期各5年ごとに区分する。計画内容は最低5年ごとに定期見直しを行う。</p>		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 11-1

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	宅地開発補助事業																																			
調整の方針	宅地開発補助制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において出雲市と平田市の制度を基本に新たな宅地開発補助制度に再編する。																																					
現況																																						
出雲市		平田市																																				
用途地域内民間住宅地開発奨励金	<p>・交付の条件</p> <p>(1)用途地域内における戸建て住宅地分譲の開発であること。ただし、開発道路又は道路位置指定並びに既設市道の拡幅を含むこと。</p> <p>(2)開発面積が1,500㎡以上あること。</p> <p>(3)分譲区画が4区画以上であること。</p> <p>(4)一区画あたりの面積が、200㎡以上であること。</p> <p>(5)道路に面する部分について、生垣の設置等緑化を行うこと。</p> <p>(6)分譲地内にゴミ集積場を設置すること。</p> <p>・奨励金の額</p> <p>毎年度、予算の範囲内で、300万円を上限とし、1㎡当たり1,000円を交付する。</p> <p>・交付状況について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>交付年度</th> <th>交付件数</th> <th>開発面積</th> <th>区画</th> <th>交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成11年度</td> <td>1件</td> <td>7,141㎡</td> <td>22区画</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>1件</td> <td>1,724㎡</td> <td>6区画</td> <td>1,724千円</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>2件</td> <td>4,040㎡</td> <td>13区画</td> <td>4,040千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>1件</td> <td>2,465㎡</td> <td>7区画</td> <td>2,465千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5件</td> <td>15,370㎡</td> <td>48区画</td> <td>11,229千円</td> </tr> </tbody> </table>	交付年度	交付件数	開発面積	区画	交付額	平成11年度	1件	7,141㎡	22区画	3,000千円	平成12年度	1件	1,724㎡	6区画	1,724千円	平成13年度	2件	4,040㎡	13区画	4,040千円	平成14年度	1件	2,465㎡	7区画	2,465千円	合計	5件	15,370㎡	48区画	11,229千円	宅地開発促進補助 開発面積分補助 (1,500円/㎡)						
交付年度	交付件数	開発面積	区画	交付額																																		
平成11年度	1件	7,141㎡	22区画	3,000千円																																		
平成12年度	1件	1,724㎡	6区画	1,724千円																																		
平成13年度	2件	4,040㎡	13区画	4,040千円																																		
平成14年度	1件	2,465㎡	7区画	2,465千円																																		
合計	5件	15,370㎡	48区画	11,229千円																																		
		<p>・交付の条件</p> <p>(1)開発面積 1,000㎡以上</p> <p>(2)3区画以上(200㎡以上/区画)</p> <p>(3)分譲住宅用地(専用住宅、併用住宅又は賃貸住宅用地)等</p> <p>・交付状況について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>交付年度</th> <th>交付件数</th> <th>開発面積</th> <th>区画</th> <th>交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成8年度</td> <td>1件</td> <td>2,562㎡</td> <td>7区画</td> <td>2,562千円</td> </tr> <tr> <td>平成9年度</td> <td>1件</td> <td>2,975㎡</td> <td>8区画</td> <td>2,975千円</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>2件</td> <td>5,954㎡</td> <td>15区画</td> <td>5,954千円</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>2件</td> <td>6,025㎡</td> <td>16区画</td> <td>6,025千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>1件</td> <td>2,349㎡</td> <td>6区画</td> <td>1,879千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7件</td> <td>19,865㎡</td> <td>52区画</td> <td>19,395千円</td> </tr> </tbody> </table>	交付年度	交付件数	開発面積	区画	交付額	平成8年度	1件	2,562㎡	7区画	2,562千円	平成9年度	1件	2,975㎡	8区画	2,975千円	平成11年度	2件	5,954㎡	15区画	5,954千円	平成13年度	2件	6,025㎡	16区画	6,025千円	平成14年度	1件	2,349㎡	6区画	1,879千円	合計	7件	19,865㎡	52区画	19,395千円	
交付年度	交付件数	開発面積	区画	交付額																																		
平成8年度	1件	2,562㎡	7区画	2,562千円																																		
平成9年度	1件	2,975㎡	8区画	2,975千円																																		
平成11年度	2件	5,954㎡	15区画	5,954千円																																		
平成13年度	2件	6,025㎡	16区画	6,025千円																																		
平成14年度	1件	2,349㎡	6区画	1,879千円																																		
合計	7件	19,865㎡	52区画	19,395千円																																		
関係条例(用途地域内民間住宅地開発奨励金交付要綱)	<p>平田市定住促進に係る賃貸住宅建設及び宅地開発促進条例</p> <p>平田市定住促進に係る賃貸住宅建設及び宅地開発促進条例施行規則</p>																																					

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 11-2

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	宅地開発補助事業
調整の方針	宅地開発補助制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において出雲市と平田市の制度を基本に新たな宅地開発補助制度に再編する。		
現 況			
斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
調整の具体的内容			
<p>宅地開発補助制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において出雲市と平田市の制度を基本に新たな宅地開発補助制度に再編する。</p> <p>宅地開発促進補助の目的 定住促進に資するため、民間による優良な宅地の開発を支援し、もって地域社会の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>用途地域内民間住宅地開発補助の目的 用途地域内における良好な住環境整備の促進及び人口の定住化を図るため、一定の要件を満たす民間の戸建て住宅地分譲を目的とする開発について助成を行うことにより、優良な住宅地の供給を促進することを目的とする。</p>			
【関係条例】			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 11-3

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	宅地開発補助事業
<p>用途地域内民間住宅宅地開発奨励金交付要綱 (出雲市)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市内の用途地域内における優良な住宅地の供給を促進するため、用途地域内民間住宅宅地開発奨励金(以下「奨励金」という。)の交付について、出雲市補助金等交付規則(出雲市規則第624号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 用途地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項に規定する地域をいう</p> <p>(2) 開発者 住宅地の供給を目的とした開発事業を行う者をいう</p> <p>(3) 開発道路 住宅地の開発に伴い新設された道路をいう</p> <p>(4) 道路位置指定 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定をいう</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第3条 奨励金の交付の対象となる開発は、次の各号に該当しなければならない。</p> <p>(1) 用途地域内における戸建住宅地分譲の開発であること。ただし、開発道路又は道路位置指定並びに既設市道の幅幅を含むこと。</p> <p>(2) 開発面積が1,500平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 分譲区画が4区画以上であること。</p> <p>(4) 1区画当たりの面積が、200平方メートル以上であること。</p> <p>(5) 道路に面する部分について、生け垣の設置等の緑化を行うこと。</p> <p>(6) 分譲地内にゴミ集積場を設置すること。</p> <p>(奨励金の額)</p> <p>第4条 奨励金は、毎年予算の範囲内で、30万円を上限とし、1平方メートル当たり1,000円を交付するものとする。ただし、1平方メートルに満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。</p>	<p>(交付の申請)</p> <p>第5条 奨励金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、奨励金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 位置図、計画平面図、計画縦横段図、丈量図、公図の写し、土地登記簿謄本</p> <p>(2) 道路に面する部分について、生け垣の設置等の緑化を行う旨の誓約書</p> <p>(3) 道路位置指定を必要とする場合は、その許可書の写し</p> <p>(4) 都市計画法第29条の開発行為(以下「開発行為」という。)の許可を必要とする場合は、その許可書の写し</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <p>(実績報告)</p> <p>第6条 奨励金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、その日から1月以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第2号)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>確定測量図、公図の写し、土地登記簿謄本</p> <p>全景写真</p> <p>道路位置指定を必要とした場合は、その検査済証の写し</p> <p>開発行為の許可を必要とした場合は、その検査済証の写し</p> <p>その他市長が必要と認める書類</p> <p>(奨励金の交付)</p> <p>市長は、奨励金の交付にあたっては、前条の実績報告書を審査し、奨励金交付の条件に適合すると認めるときは、奨励金を交付するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成11年8月1日から施行する。</p>		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 11-4

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	宅地開発補助事業
<p>平田市定住促進に係る賃貸住宅建設及び宅地開発促進条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、平田市の定住促進に資するため、民間による優良な賃貸住宅の建設及び宅地の開発を支援し、もって地域社会の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>(支援措置)</p> <p>第2条 市長は、前条の目的を達成するため市内において、賃貸住宅を建設する者に対し賃貸住宅建設促進補助金(以下「建設補助金」という。)を、宅地を開発する者に対し宅地開発促進補助金(以下「開発補助金」という。)を予算の範囲内で交付するものとする。</p> <p>2 前項に規定する補助金の交付要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建設補助金 1の事業の賃貸住宅の戸数が4戸以上あり、規則で定める要件を満たすもの</p> <p>(2) 開発補助金 1の事業の宅地の開発面積が1,000平方メートル以上あり、規則で定める要件を満たすもの</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 前条に規定する補助金の額は、次に定める額を限度とする。</p> <p>(1) 建設補助金の限度額は、1の事業の賃貸住宅の戸数に、1戸当たり40万円を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 開発補助金の限度額は、1の事業の宅地の開発面積に、1平方メートル当たり1,500円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</p> <p>(補助金の申請)</p> <p>第4条 この条例に基づき、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に申請しなければならない。</p> <p>(補助金の交付決定)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「事業者」という。)は、事業完了後速やかに、実績を市長に報告しなければならない。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第7条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに当該事業の完了を確認し、補助金を交付するものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第8条 事業者は、この条例の目的に適合する優良な賃貸住宅の建設又は宅地の開発に努めなければならない。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第9条 この条例の規定は、国又は他の地方公共団体から補助金又はそれに類するものの交付を受ける事業については、適用しない。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(条例の適用)</p> <p>2 この条例の規定(附則第5項及び第6項を除く。)は、平成15年4月1日以降に工事に着手した事業(平成15年3月31日以前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けた賃貸住宅の建設事業及び平成15年3月31日以前に農地法(昭和27年法律第229号)第4条又は第5条の規定による転用許可を受けた宅地の開発事業を除く。)について適用する。</p>		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 11-5

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	宅地開発補助事業
<p>(条例の失効)</p> <p>3 この条例は、平成 17 年 3 月 31 日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。 (経過措置)</p> <p>4 失効日以前にこの条例に基づき既に交付決定された事業については、平成 18 年 3 月 31 日までに、事業を完了し、実績報告及び補助金の請求のあったもの限り、なお従前の例による。 (平田市定住促進にかかる住宅建設促進条例の一部改正)</p> <p>5 平田市定住促進にかかる住宅建設促進条例(平成 3 年平田市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次のよう)略</p> <p>(平田市宅地開発促進条例の一部改正)</p> <p>6 平田市宅地開発促進条例(平成 5 年平田市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次のよう)略</p>			<p>平田市定住促進に係る賃貸住宅建設及び宅地開発促進条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、平田市定住促進に係る賃貸住宅建設及び宅地開発促進条例(平成 14 年平田市条例第 40 号。以下「条例」という。)の施行について、平田市補助金等交付規則(昭和 37 年平田市規則第 15 号。以下「補助金等交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の交付要件)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 1 項の宅地を開発する者は、宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 3 条第 1 項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者でなければならない。</p> <p>2 条例第 2 条第 2 項各号の規則で定める要件は、別表のとおりとする。</p> <p>(宅地開発面積)</p> <p>第 3 条 条例第 3 条第 2 号の開発補助金の算定に用いる事業の宅地の開発面積は、宅地に、当該宅地開発のために新設又は改良を行う道路及び水路並びに当該宅地居住者のための共用施設用地を含めた面積とする。</p> <p>(補助金の申請)</p> <p>第 4 条 条例第 4 条の規定による申請は、補助金等交付規則第 4 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 賃貸住宅建設促進補助金</p> <p>ア 賃貸住宅建設促進補助金事業計画書(様式第 1 号)</p> <p>イ 付近見取図、配置図及び平面図</p> <p>ウ 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項の規定による確認済証(以下「建築確認済証」という。)の写し又は同法第 15 条第 1 項の規定による建築工事届(受付済み)の写し</p> <p>エ 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 4 条又は第 5 条の規定による転用許可(以下「転用許可」という。)が必要な場合は、その許可書の写し</p> <p>オ 賃貸住宅を共同で建設する場合は、その代表者選任届(様式第 2 号)</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 11-6

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	宅地開発補助事業
<p>カ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 宅地開発促進補助金</p> <p>ア 宅地開発促進補助金事業計画書(様式第3号)</p> <p>イ 宅地建物取引業法第3条第1項の免許の写し</p> <p>ウ 位置図、計画平面図、計画縦横断面図、座標管理に基づく開発区域求積図、公図の写し及び土地登記簿謄本の写し</p> <p>エ 新たに土地を取得するため、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第23条の規定による届出が必要な場合は、その不勒告通知書の写し</p> <p>オ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の開発行為の許可を必要とする場合は、その許可書の写し</p> <p>カ 転用許可が必要な場合は、その許可書の写し</p> <p>キ 宅地を共同で開発する場合は、その代表者選任届</p> <p>ク その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 賃貸住宅を共同で建設する場合又は宅地を共同で開発する場合は、その代表者を申請者とする。(審査会)</p> <p>第5条 市長は、条例第5条の規定による決定をするに当たり適正を期するため、平田市定住促進事業認定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</p> <p>2 審査会は、市長の求めに応じ、申請内容について審査を行うものとする。</p> <p>3 審査会は、会長及び委員で構成し、会長には建設経済部長、委員には総務課長、企画財政課長、都市開発課長、建設課長、農山村整備課長及び技術管理課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 審査会は、会長が代表し、会務を総理する。</p> <p>5 審査会に事務局を置き、建設経済部都市開発課が担当する。</p> <p>6 事務局は、条例第4条の規定による申請があったときは、書類及び現地の確認により申請内容の調査を行い、審査会に報告するものとする。</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第6条 条例第6条の規定による実績の報告は、補助金等交付規則第11条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 賃貸住宅建設促進補助金</p> <p>ア 建物の登記簿謄本の写し</p> <p>イ 建物の完成写真</p> <p>ウ 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し</p> <p>エ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 宅地開発促進補助金</p> <p>ア 宅地開発促進補助金事業完了報告書(様式第4号)</p> <p>イ 画地測量図、座標管理に基づく開発区域求積図、公図の写し及び土地登記簿謄本の写し</p> <p>ウ 関係個別法に係る完了を証する書面の写し</p> <p>エ 全景写真</p> <p>オ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(補助金の取消し及び返還)</p> <p>第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、事業完了後5年以内に、補助金等交付規則によるもののほか、条例又はこの規則に定める要件を満たさなくなったときは、この補助金の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。</p>		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 11-7

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	宅地開発補助事業						
<p>(規則の適用)</p> <p>2 この規則の規定(附則第5項及び第6項を除く)は、平成15年4月1日以降に工事に着工した事業(平成15年3月31日以前に建築確認済証の交付を受けた賃貸住宅の建設事業及び平成15年3月31日以前に転用許可を受けた宅地の開発事業を除く)について適用する。</p> <p>(規則の失効)</p> <p>3 この規則は、平成17年3月31日(以下「失効日」という)限り、その効力を失う。</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 失効日以前に条例に基づき既に交付決定された事業については、平成18年3月31日までに、事業を完了し、実績報告及び補助金の請求のあったもの限り、なお従前の例による。</p> <p>(平田市定住促進にかかるとる住宅建設促進条例施行規則の一部改正)</p> <p>5 平田市定住促進にかかるとる住宅建設促進条例施行規則(平成12年平田市規則第53号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次のよう略</p> <p>(平田市宅地開発促進条例施行規則の一部改正)6 平田市宅地開発促進条例施行規則(平成5年平田市規則第6号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次のよう略</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="343 969 387 1093">区分</th> <th data-bbox="343 869 387 969">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 969 810 1093">賃貸住宅</td> <td data-bbox="395 869 810 969"> <p>(1) 各戸の床面積が45平方メートル以上125平方メートル以下である住宅(地下室、駐車施設、バルコニー、廊下、階段、広間その他これらに類する部分の床面積は、除く。)であること。</p> <p>(2) 各戸に専用の炊事室、便所及び浴室を備えた住宅であること。</p> <p>(3) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の交付の日又は申請する住宅の使用が可能となった日のうち、いずれか早く到来する日から起算して1年を経過しない住宅であること。</p> <p>(4) 申請者の社宅に供するものではないこと。</p> <p>(5) 市内での建替えとみなされないものであること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="818 969 1442 1093">宅地</td> <td data-bbox="818 869 1442 969"> <p>(1) 専用住宅若しくは併用住宅建設のための分譲を目的とした土地又は賃貸住宅建設のための土地であること。</p> <p>(2) 1の事業において、200平方メートル以上の区画が3区画以上あること。</p> <p>(3) 造成完了後、1年を経過しない宅地であること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	要件	賃貸住宅	<p>(1) 各戸の床面積が45平方メートル以上125平方メートル以下である住宅(地下室、駐車施設、バルコニー、廊下、階段、広間その他これらに類する部分の床面積は、除く。)であること。</p> <p>(2) 各戸に専用の炊事室、便所及び浴室を備えた住宅であること。</p> <p>(3) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の交付の日又は申請する住宅の使用が可能となった日のうち、いずれか早く到来する日から起算して1年を経過しない住宅であること。</p> <p>(4) 申請者の社宅に供するものではないこと。</p> <p>(5) 市内での建替えとみなされないものであること。</p>	宅地	<p>(1) 専用住宅若しくは併用住宅建設のための分譲を目的とした土地又は賃貸住宅建設のための土地であること。</p> <p>(2) 1の事業において、200平方メートル以上の区画が3区画以上あること。</p> <p>(3) 造成完了後、1年を経過しない宅地であること。</p>		
区分	要件								
賃貸住宅	<p>(1) 各戸の床面積が45平方メートル以上125平方メートル以下である住宅(地下室、駐車施設、バルコニー、廊下、階段、広間その他これらに類する部分の床面積は、除く。)であること。</p> <p>(2) 各戸に専用の炊事室、便所及び浴室を備えた住宅であること。</p> <p>(3) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の交付の日又は申請する住宅の使用が可能となった日のうち、いずれか早く到来する日から起算して1年を経過しない住宅であること。</p> <p>(4) 申請者の社宅に供するものではないこと。</p> <p>(5) 市内での建替えとみなされないものであること。</p>								
宅地	<p>(1) 専用住宅若しくは併用住宅建設のための分譲を目的とした土地又は賃貸住宅建設のための土地であること。</p> <p>(2) 1の事業において、200平方メートル以上の区画が3区画以上あること。</p> <p>(3) 造成完了後、1年を経過しない宅地であること。</p>								

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 12-1

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	賃貸住宅建設補助事業																															
調整の方針	賃貸住宅建設補助事業については、合併時に平田市の例を参考に新たな賃貸住宅建設補助制度に再編する。 特定優良賃貸住宅家賃対策補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。																																	
現 況																																		
出 雲 市	平 田 市	斐 川 町	佐 田 町																															
該当なし	<p>賃貸住宅建設補助 建設戸数分補助 (40万円/戸) ・補助要件 4戸以上/団地 各戸の住宅の床面積 45～125㎡ 各戸の床面積とは、地下室、駐車施設、バルコニー、廊下、階段、広間、その他これらに類する部分の床面積は除く。</p> <p>・賃貸住宅建設補助の実施状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>交付年度</th> <th>事業者数</th> <th>戸数</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H8年度</td> <td>2名</td> <td>16戸</td> <td>4,000千円</td> </tr> <tr> <td>H9年度</td> <td>2名</td> <td>14戸</td> <td>3,500千円</td> </tr> <tr> <td>H10年度</td> <td>2名</td> <td>14戸</td> <td>3,500千円</td> </tr> <tr> <td>H11年度</td> <td>1名</td> <td>6戸</td> <td>1,500千円</td> </tr> <tr> <td>H12年度</td> <td>2名</td> <td>14戸</td> <td>5,600千円</td> </tr> <tr> <td>H14年度</td> <td>1名</td> <td>6戸</td> <td>1,920千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>10名</td> <td>70戸</td> <td>20,020千円</td> </tr> </tbody> </table>	交付年度	事業者数	戸数	補助金額	H8年度	2名	16戸	4,000千円	H9年度	2名	14戸	3,500千円	H10年度	2名	14戸	3,500千円	H11年度	1名	6戸	1,500千円	H12年度	2名	14戸	5,600千円	H14年度	1名	6戸	1,920千円	合 計	10名	70戸	20,020千円	該当なし
交付年度	事業者数	戸数	補助金額																															
H8年度	2名	16戸	4,000千円																															
H9年度	2名	14戸	3,500千円																															
H10年度	2名	14戸	3,500千円																															
H11年度	1名	6戸	1,500千円																															
H12年度	2名	14戸	5,600千円																															
H14年度	1名	6戸	1,920千円																															
合 計	10名	70戸	20,020千円																															
【関係条例】	平田市定住促進に係る賃貸住宅建設及び宅地開発促進条例、同施行規則																																	

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 12-2

協議項目	各種事務事業(営住宅関係)の取扱い	協議細目	賃貸住宅建設補助事業
調整の方針	賃貸住宅建設補助事業については、合併時に平田市の例を参考に新たな賃貸住宅建設補助制度に再編する。 特定優良賃貸住宅家賃対策補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。		
現況			
多岐	町	湖陵	町社
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
調整の具体的内容			
<p>賃貸住宅建設補助事業については、平田市及び斐川町が民間事業者又は島根県住宅供給公社が行う賃貸住宅建設に対して、補助を行っている。</p> <p>賃貸住宅建設補助事業については、合併時に平田市の例を参考に新たな賃貸住宅建設補助制度に再編する。</p> <p>特定優良賃貸住宅家賃対策補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>賃貸住宅建設促進補助の目的 定住促進に資するため、民間による優良な賃貸住宅の建設を支援し、もって地域社会の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>島根県住宅供給公社住宅家賃対策補助の目的 定住化対策及び良質で比較的低廉な賃貸住宅の供給を目的とする。</p>			
【関係条例】			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 12-3

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目
<p>平田市定住促進に係る賃貸住宅建設及び宅地開発促進条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、平田市 の定住促進に資するため、民間による優良な賃貸住宅の建設及び宅地の開発を支援し、もって地域社会の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>(支援措置)</p> <p>第2条 市長は、前条の目的を達成するため市内において、賃貸住宅を建設する者に対し賃貸住宅建設促進補助金(以下「建設補助金」という。)を、宅地を開発する者に対し宅地開発促進補助金(以下「開発補助金」という。)を予算の範囲内で交付するものとする。</p> <p>2 前項に規定する補助金の交付要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建設補助金 1 の事業の賃貸住宅の戸数が4戸以上あり、規則で定める要件を満たすもの</p> <p>(2) 開発補助金 1 の事業の宅地の開発面積が1,000平方メートル以上あり、規則で定める要件を満たすもの</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 前条に規定する補助金の額は、次に定める額を限度とする。</p> <p>(1) 建設補助金の限度額は、1 の事業の賃貸住宅の戸数に、1戸当たり40万円を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 開発補助金の限度額は、1 の事業の宅地の開発面積に、1平方メートル当たり1,500円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</p> <p>(補助金の申請)</p> <p>第4条 この条例に基づき、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に申請しなければならない。</p> <p>(補助金の交付決定)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「事業者」という。)は、事業完了後速やかに、実績を市長に報告</p>	<p>賃貸住宅建設補助事業</p> <p>しなければならない。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第7条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに当該事業の完了を確認し、補助金を交付するものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第8条 事業者は、この条例の目的に適合する優良な賃貸住宅の建設又は宅地の開発に努めなければならない。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第9条 この条例の規定は、国又は他の地方公共団体から補助金又はそれに類するものの交付を受ける事業については、適用しない。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(条例の適用)</p> <p>2 この条例の規定(附則第5項及び第6項を除く。)は、平成15年4月1日以降に工事に着手した事業(平成15年3月31日以前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けた賃貸住宅の建設事業及び平成15年3月31日以前に農地法(昭和27年法律第229号)第4条又は第5条の規定による転用許可を受けた宅地の開発事業を除く。)について適用する。</p> <p>(条例の失効)</p> <p>3 この条例は、平成17年3月31日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 12-4

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	賃貸住宅建設補助事業
<p>(経過措置)</p> <p>4 失効日以前にこの条例に基づき既に交付決定された事業については、平成18年3月31日までに、事業を完了し、実績報告及び補助金の請求のあったものに限る。なお従前の例による。</p> <p>(平田市定住促進にかかる住宅建設促進条例の一部改正)</p> <p>5 平田市定住促進にかかる住宅建設促進条例(平成3年平田市条例第31号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次のよう略</p> <p>(平田市宅地開発促進条例の一部改正)</p> <p>6 平田市宅地開発促進条例(平成5年平田市条例第3号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次のよう略</p>	<p>平田市定住促進に係る賃貸住宅建設及び宅地開発促進条例施行規則(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、平田市定住促進に係る賃貸住宅建設及び宅地開発促進条例(平成14年平田市条例第40号。以下「条例」という。)の施行について、平田市補助金等交付規則(昭和37年平田市規則第15号。以下「補助金等交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の交付要件)</p> <p>第2条 条例第2条第1項の宅地を開発する者は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者でなければならない。</p> <p>2 条例第2条第2項各号の規則で定める要件は、別表のとおりとする。</p> <p>(宅地開発面積)</p> <p>第3条 条例第3条第2号の開発補助金の算定に用いる事業の宅地の開発面積は、宅地に、当該宅地開発のために新設又は改良を行う道路及び水路並びに当該宅地居住者のための共用施設用地を含めた面積とする。</p> <p>(補助金の申請)</p> <p>第4条 条例第4条の規定による申請は、補助金等交付規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 賃貸住宅建設促進補助金</p> <p>ア 賃貸住宅建設促進補助金事業計画書(様式第1号)</p> <p>イ 付近見取図、配置図及び平面図</p> <p>ウ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証(以下「建築確認済証」という。)の写し又は同法第15条第1項の規定による建築工事届(受付済み)の写し</p> <p>エ 農地法(昭和27年法律第229号)第4条又は第5条の規定による転用許可(以下「転用許可」という。)が必要な場合は、その許可書の写し</p> <p>オ 賃貸住宅を共同で建設する場合は、その代表者選任届(様式第2号)</p> <p>カ その他市長が必要と認める書類</p>		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 12-5

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目
<p>(2) 宅地開発促進補助金</p> <p>ア 宅地開発促進補助金事業計画書(様式第3号)</p> <p>イ 宅地建物取引業法第3条第1項の免許の写し</p> <p>ウ 位置図、計画平面図、計画縦横断面図、座標管理に基づく開発区域求積図、公図の写し及び土地登記簿謄本の写し</p> <p>エ 新たに土地を取得するため、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第23条の規定による届出が必要な場合は、その不勒告知書の写し</p> <p>オ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の開発行為の許可を必要とする場合は、その許可書の写し</p> <p>カ 転用許可が必要な場合は、その許可書の写し</p> <p>キ 宅地を共同で開発する場合は、その代表者選任届</p> <p>ク その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 賃貸住宅を共同で建設する場合又は宅地を共同で開発する場合は、その代表者を申請者とする。(審査会)</p> <p>第5条 市長は、条例第5条の規定による決定をするに当たり適正を期するため、平田市定促進事業認定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</p> <p>2 審査会は、市長の求めに応じ、申請内容について審査を行うものとする。</p> <p>3 審査会は、会長及び委員で構成し、会長には建設経済部長、委員には総務課長、企画財政課長、都市開発課長、建設課長、農山村整備課長及び技術管理課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 審査会は、会長が代表し、会務を総理する。</p> <p>5 審査会に事務局を置き、建設経済部都市開発課が担当する。</p> <p>6 事務局は、条例第4条の規定による申請があったときは、書類及び現地の確認により申請内容の調査を行い、審査会に報告するものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第6条 条例第6条の規定による実績の報告は、補助金等交付規則第11条に規定する補助事業等実績報</p>	<p>協議細目</p> <p>賃貸住宅建設補助事業</p>	<p>告書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しななければならない。</p> <p>(1) 賃貸住宅建設促進補助金</p> <p>ア 建物の登記簿謄本の写し</p> <p>イ 建物の完成写真</p> <p>ウ 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し</p> <p>エ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 宅地開発促進補助金</p> <p>ア 宅地開発促進補助金事業完了報告書(様式第4号)</p> <p>イ 画地測量図、座標管理に基づく開発区域求積図、公図の写し及び土地登記簿謄本の写し</p> <p>ウ 関係個別法に係る完了を証する書面の写し</p> <p>エ 全景写真</p> <p>オ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(補助金の取消し及び返還)</p> <p>第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、事業完了後5年以内に、補助金等交付規則によるものほか、条例又はこの規則に定める要件を満たさなくなつたときは、この補助金の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 12 - 6

協議項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い	協議細目	賃貸住宅建設補助事業						
<p>(規則の適用)</p> <p>2 この規則の規定(附則第5項及び第6項を除く。)は、平成15年4月1日以降に工事に着手した事業(平成15年3月31日以前に建築確認済証の交付を受けた賃貸住宅の建設事業及び平成15年3月31日以前に転用許可を受けた宅地の開発事業を除く。)について適用する。</p> <p>(規則の失効)</p> <p>3 この規則は、平成17年3月31日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 失効日以前に条例に基づき既に交付決定された事業については、平成18年3月31日までに、事業を完了し、実績報告及び補助金の請求のあったもの限り、なお従前の例による。</p> <p>(平田市定住促進にかかるとる住宅建設促進条例施行規則の一部改正)</p> <p>5 平田市定住促進にかかるとる住宅建設促進条例施行規則(平成12年平田市規則第53号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次のよう]略</p> <p>(平田市宅地開発促進条例施行規則の一部改正)6 平田市宅地開発促進条例施行規則(平成5年平田市規則第6号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次のよう]略</p>		<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="391 974 438 1086">区分</th> <th data-bbox="391 116 438 974">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="438 974 805 1086">賃貸住宅</td> <td data-bbox="438 116 805 974"> <p>(1) 各戸の床面積が45平方メートル以上125平方メートル以下である住宅(地下室、駐車施設、バルコニー、廊下、階段、広間その他これらに類する部分の床面積は、除く。)であること。</p> <p>(2) 各戸に専用の炊事室、便所及び浴室を備えた住宅であること。</p> <p>(3) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の交付の日又は申請する住宅の使用が可能となった日のうち、いずれか早く到来する日から起算して1年を経過しない住宅であること。</p> <p>(4) 申請者の社宅に供するものではないこと。</p> <p>(5) 市内での建替えとみなされないものであること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 974 1452 1086">宅地</td> <td data-bbox="805 116 1452 974"> <p>(1) 専用住宅若しくは併用住宅建設のための分譲を目的とした土地又は賃貸住宅建設のための土地であること。</p> <p>(2) 1の事業において、200平方メートル以上の区画が3区画以上あること。</p> <p>(3) 造成完了後、1年を経過しない宅地であること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	要件	賃貸住宅	<p>(1) 各戸の床面積が45平方メートル以上125平方メートル以下である住宅(地下室、駐車施設、バルコニー、廊下、階段、広間その他これらに類する部分の床面積は、除く。)であること。</p> <p>(2) 各戸に専用の炊事室、便所及び浴室を備えた住宅であること。</p> <p>(3) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の交付の日又は申請する住宅の使用が可能となった日のうち、いずれか早く到来する日から起算して1年を経過しない住宅であること。</p> <p>(4) 申請者の社宅に供するものではないこと。</p> <p>(5) 市内での建替えとみなされないものであること。</p>	宅地	<p>(1) 専用住宅若しくは併用住宅建設のための分譲を目的とした土地又は賃貸住宅建設のための土地であること。</p> <p>(2) 1の事業において、200平方メートル以上の区画が3区画以上あること。</p> <p>(3) 造成完了後、1年を経過しない宅地であること。</p>	
区分	要件								
賃貸住宅	<p>(1) 各戸の床面積が45平方メートル以上125平方メートル以下である住宅(地下室、駐車施設、バルコニー、廊下、階段、広間その他これらに類する部分の床面積は、除く。)であること。</p> <p>(2) 各戸に専用の炊事室、便所及び浴室を備えた住宅であること。</p> <p>(3) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の交付の日又は申請する住宅の使用が可能となった日のうち、いずれか早く到来する日から起算して1年を経過しない住宅であること。</p> <p>(4) 申請者の社宅に供するものではないこと。</p> <p>(5) 市内での建替えとみなされないものであること。</p>								
宅地	<p>(1) 専用住宅若しくは併用住宅建設のための分譲を目的とした土地又は賃貸住宅建設のための土地であること。</p> <p>(2) 1の事業において、200平方メートル以上の区画が3区画以上あること。</p> <p>(3) 造成完了後、1年を経過しない宅地であること。</p>								

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	水道計画(斐伊川水道含む)
調整の方針	<p>上下水道計画については、原則として上下水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。合併に伴う法人格変更等に係る事業認可取得が必要であるため、合併時に、2市1町で実施又は計画している上下水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。</p> <p>斐伊川水道建設事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、建設等の負担金についても同様に新市に引き継ぐ。</p>		
現況			
出雲市	<p>水道計画</p> <p>【名称】出雲市水道事業第5次拡張事業計画 【事業期間】平成9年度～平成27年度 【主要事業】来原浄水場整備事業 【事業費】9,380,000千円 【給水区域】 乙立町を除く全域(ただし、山間部の一部を除く) 【計画給水人口】99,200人 【計画1日最大給水量】55,500m³/日 【計画1人1日最大給水量】559^{リットル}</p>	平田市	<p>水道計画</p> <p>【名称】平田市水道事業第5次拡張事業計画 【事業期間】平成12年度～平成26年度 【主要事業】瀬浄浄水場施設改良事業 【給水区域】平田町、西平田町、瀬分町、美談町、西代町、富町、口宇賀町、西郷町、万田町の一部、奥宇賀町の一部、本庄町の一部、東郷町、東福町、久多見町の一部、野石谷町の一部、上岡田町の一部、岡田町、多久谷町の一部、多久町の一部、園町の一部、鹿園寺町の一部、小境町の一部、美野町、野郷町の一部 【計画給水人口】24,700人 【計画1日最大給水量】10,000m³/日 【計画1人1日最大給水量】405m³/日</p> <p>斐伊川水道 【貯水施設】尾原ダム 【受水団体】松江市、平田市、東出雲町、八束町、鹿島町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、加茂町 【平田市受水量】3,600 m³/日 【受水開始予定】平成23年</p>
佐田町		斐川町	<p>水道計画</p> <p>【名称】斐川町宍道町水道事業計画書「FRESH2 1計画」 【事業期間】平成12年度～平成21年度 【主要事業】石綿管更新・第8配水池築造・配水管布設 【事業費】約21億円 【給水区域】 【計画給水人口】36,000人 【計画1日最大給水量】22,000m³/日 【計画1人1日最大給水量】580^{リットル}</p> <p>上水道事業なし</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-2

協議項目		各種事務事業(上下水道関係)の取扱い		協議細目		水道計画(斐伊川水道含む)	
調整の方針		<p>上下水道計画については、原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。合併に伴う法人格変更等に係る事業認可取得が必要であるため、合併時に、2市1町で実施又は計画している上水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。</p> <p>斐伊川水道建設事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、建設等の負担金についても同様に新市に引き継ぐ。</p>					
多岐		現況		大社町		調整の具体的内容	
上水道事業なし	湖	上水道事業なし	水道計画	水道計画	1.水道計画	<p>原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。</p> <p>合併に伴う法人格変更等に係る事業認可取得が必要であるため、合併時に、2市1町で実施又は計画している上水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。(水道法の規定により、合併時に新市での事業認可が必要である)</p> <p>2.斐伊川水道建設事業</p> <p>斐伊川水道建設事業は、送水管布設が90%強完成しており、現行のとおり、新市に引き継ぐ。建設等の負担金についても同様に新市に引き継ぐ。</p>	
	町		水道計画	【名称】上水道普及推進事業			
	町		【事業期間】平成15年度～平成16年度	【主要事業】未普及区域に配水管を布設			
	町		【事業費】7,000千円	【給水区域】小土地地区の一部・川方地区の一部			
	町		【計画給水人口】	【計画1日最大給水量】			
	町		【計画1人1日最大給水量】				

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-3

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	水道計画(斐伊川水道含む)
調整の方針	上下水道計画については、原則として上下水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。合併に伴う法人格変更等に係る事業認可取得が必要であるため、合併時に、2市1町で実施又は計画している上下水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。 斐伊川水道建設事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、建設等の負担金についても同様に新市に引き継ぐ。		

現況

(平成14年4月1日現在の業務概要)

	出雲市	平田市	斐伊川町		佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
			斐伊川町	穴道町				
行政区域内人口	87,616人	29,552人	27,907人	9,614人	上水道事業	上水道事業	上水道事業	16,468人
給水区域人口	86,697人	23,546人	27,114人	7,989人	なし	なし	なし	15,117人
給水人口	86,002人	23,235人	26,930人	7,985人				11,888人
給水戸数	28,463戸	6,347戸	7,363戸	2,296戸				3,536戸
行政区域内普及率	98.2%	78.6%	93.1%					72.19%
給水区域普及率	99.2%	98.7%	99.5%					78.64%
年間総配水量	12,998,000m ³	2,849,274m ³						957,045m ³
1日平均配水量	35,612m ³	7,806m ³						2,622m ³
1日最大配水量	43,075m ³	9,807m ³						3,045m ³
年間総有収水量	12,225,000m ³	2,497,001m ³						886,893m ³
有収率	94.1%	87.6%						92.67%
配水能力	51,600m ³ /日	10,000m ³ /日	22,000m ³ /日					7,425m ³ /日
導送配水管延長	715,216m	191,392m						100,976m
公営企業法適用の有無及び範囲	有(全部適用)	有(全部適用)	有(全部適用)					有(全部適用)

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 2-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	斐川町・穴道町水道企業団(出資金含む)
調整の方針	斐川町・穴道町水道企業団については、合併時に現行のとおり、企業団における斐川町の地位を新市が引き継ぐとともに、企業団の経営・組織体制について、新市の水道局と密接な連携を図れるよう調整し、新市の水道事業と水道企業団との間で、水道料金をはじめ各種制度について差異が生じないよう調整する。		
現 況			
<p>斐川町・穴道町水道企業団</p> <p>・斐川町と出雲地区合併協議会に属さない穴道町で構成されている。</p> <p>【事務所の位置】</p> <p>・斐川町大字上庄原 1749-1</p> <p>・穴道支所(穴道町役場内)</p> <p>【組織】</p> <p>・管理者設置の有無 無</p> <p>・企業長(斐川町長)、副企業長(穴道町長)</p> <p>・職員定数 14名(局長)1名、(次長)1名、(補佐)1名 計13名 (係長)2名 庶務係長、工務係長 (係員)8名 庶務係2名、工務係6名</p> <p>【議会】</p> <p>・水道議会議員 12名(斐川町8名、穴道町4名) (斐川町の1名は助役、他の11名は各町からの議会議員)</p> <p>・監査委員 2名</p> <p>【供足】</p> <p>昭和34年 斐川村穴道町水道組合供足(計画給水人口28,000人1日最大給水量4,620m³)</p> <p>昭和37年 供用開始</p>	<p>【事業の経過】</p> <p>新たに穴道町小松、浜の2地区を給水区域に編入。</p> <p>昭和41年 玉湯町(月6,000m³)、昭和42年 平田市(1日最大給水量75m³)へ分水開始。</p> <p>昭和45年 第2期拡張(1日最大給水量11,300m³)</p> <p>昭和52年 第3期拡張(計画給水人口36,000人1日最大給水量22,000m³)。新たに穴道町佐々布・白石・来待で9地区を給水区域に編入。</p> <p>昭和55年 玉湯町への分水量は1日2,000m³、平田市への分水は200m³となる。水道局庁舎新築(敷地795m²、3階建て416.13m²(延べ866.44m²))</p> <p>平成2年～平成11年度第1期施設増補改良(石綿管布設替・取水井更新・第7配水池築造・緊急遮断弁設置等)</p> <p>平成12年～第2期施設増補改良</p> <p>平成15年度～第8配水池築造工事</p> <p>【出資金】 出雲信用組合 110,000円</p>		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 2-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目
調整の方針	<p>斐川町・六道町水道企業団については、合併時に現行のとおり、企業団における斐川町の地位を新市が引き継ぐとともに、企業団の経営・組織体制について、新市の水道局と密接な連携を図れるよう調整し、新市の水道事業と水道企業団との間で、水道料金をはじめ各種制度について差異が生じないように調整する。</p>	斐川町・六道町水道企業団(出資金含む)
現況		
<p>斐川町工業用水道事業</p> <p>【充足】</p> <p>斐川町の誘致企業等に工業用水の供給を行うことを目的に昭和59年12月24日、斐川町六道町水道企業団工業用水道事業を創設。昭和63年9月30日付けで通商産業大臣に工業用水道の届出をした。</p> <p>【事業の経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給水区域…斐川町大字出西、求院、神永、上直江、直江町、上庄原、三絡 全体計画…3期に分けて実施の予定。 <ul style="list-style-type: none"> 1日最大取水量 20,000m³、1日最大給水量 18,600m³、取水施設 6井・導水管 578m、配水施設 1池(1000m³)、配水管 8990m、水源地管理室～鉄骨平屋建て 425㎡ 事業費～1,144,348千円 第1期事業…平成元年2月4日～2年5月31日 <ul style="list-style-type: none"> 1日最大取水量 6,500m³、1日最大給水量 6,045m³、取水施設 2井・導水管 135m、配水施設 1池(1000m³)、配水管 4240m、水源地管理室～鉄骨平屋建て 425㎡ 事業費～801,502千円 平成2年6月1日から瀬出雲村田製作所に供給を開始。その後、瀬出雲村田製作所の使用量増大と瀬島根富土通にも供給する必要が生じたため、13年度から第2期事業に着手。 第2期事業…平成13年5月9日～平成16年度(4ヵ年計画) <ul style="list-style-type: none"> 1日最大取水量 14,000m³、1日最大給水量 13,020m³、取水施設 1井・導水管 443m、配水施設～配水管 2050m 事業費～199,000千円 	<p>上水道事業会計(法適用)</p> <p>総配水量】4,990,000 m³</p> <p>【1日平均配水量】13,671 m³</p> <p>【1日最大配水量】</p> <p>給水戸数】11,500件</p> <p>給水人口】人</p> <p>受託工事件数】22件</p> <p>収益的収入】922,149千円</p> <p>収益的支出】871,016千円</p> <p>資本的収入】177,825千円</p> <p>資本的支出】491,203千円</p> <p>継続費】0千円</p> <p>【企業債】起債限度額 100,000千円</p> <p>【一時借入金】限度額 150,000千円</p> <p>【議会の議決を経なければ流用することできない経費】</p> <p>(1)職員給与費 137,967千円 (2)交際費 100千円</p> <p>(平成13年度決算)</p> <p>供給単価】137.68円</p> <p>給水原価】142.7円</p> <p>収益的収支の純利益又は純損失】68,079千円</p> <p>資本的収支の差額又は不足額】234,167千円</p> <p>【補てん財源の充当後の残高】1,184,877千円</p>	

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い		協議細目	会計、資産
調整の方針	<p>会計については、原則として上下水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。 上下水道会計については、合併時に新市事業計画に基づき統合する。また、平田市の簡易水道会計については、合併時に企業会計から切り離すよう調整する。 資産については、合併時に2市1町の上下水道事業資産(固定・流動)は、全て新市に引き継ぐよう調整する。</p>			
現況				
	出雲市	平田市	斐川町	
会計	(平成13年度決算)	(平成13年度決算)	(平成13年度決算)	
総配水量】13,221,424m ³	【供給単価】133.93 円	【供給単価】139.85 円/m ³	斐川町・穴道町水道 企業団による	
【1日平均配水量】36,223m ³	【給水原価】111.41 円	【給水原価】111.47 円/m ³		
【1日最大配水量】43,928m ³	【収益的収支の純利益又は純損失】 389,197 千円	【収益的収支の純利益又は純損失】 44,113 千円(簡水分含む)		
給水戸数】29,700 戸	【資本的収支の差額又は不足額】 634,021 千円	【資本的収支の差額又は不足額】 98,345 千円(簡水分含む)		
給水人口】87,900 人	【備てん財源の充当後の残高】 1,567,465 千円	【備てん財源の充当後の残高】 699,874 千円(簡水分含む)		
受託工事件数】1,817 件	資産	・上下水道事業・簡易水道事業を一つの会計 で経理	佐田町	上下水道事業なし
【収益的収入】2,037,962 千円	【固定資産】14,838,090 千円	資産		
【収益的支出】1,737,746 千円	【流動資産】2,611,350 千円	【固定資産】2,881,443 千円(簡水分含む)		
【資本的収入】1,313,096 千円		【流動資産】908,658 千円(簡水分含む)		
【資本的支出】2,411,268 千円				
【継続費】8,950,000 千円				
【企業債】539,400 千円				
【一時借入金】限度額 100,000 千円				
議会の議決を経なければ流用することのできない経費】				
(1)職員給与費 305,357 千円				
(2)交際費 210 千円				
【関係条例】出雲市水道事業財務規程				

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	会計、資産
調整の方針	<p>会計については、原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。 上水道会計については、合併時に新市事業計画に基づき統合する。また、平田市の簡易水道会計については、合併時に企業会計から切り離すよう調整する。 資産については、合併時に2市1町の上水道事業資産(固定・流動)は、全て新市に引き継ぐよう調整する。</p>		
多岐	現況	大社町	調整の具体的内容
上水道事業なし	<p>会計</p> <p>【総配水量】962,000m³ 【1日平均配水量】2,636m³ 【1日最大配水量】3,285 m³(H14.7.31) 【総戸数】3,650 戸 【総人口】 【受託工事件数】 【収益的収入】283,362 千円 【収益的支出】281,342 千円 【資本的収入】48,293 千円 【資本的支出】102,539 千円 【継続費】 【企業債】23,800 千円 【一時借入金】なし 【議会の議決を経なければ流用することのできない経費】 (1)職員給与費 23,818 千円 (2)交際費 37 千円</p>	<p>(平成13年度決算)</p> <p>【供給単価】232.62 円 【給水原価】294.79 円 【収益的収支の純利益又は純損失】12,664 千円 【資本的収支の差額又は不足額】51,667 千円 【備てん財源の充当後の残高】22,602 千円</p> <p>資産</p> <p>【固定資産】1,166,636 千円 【流動資産】307,837 千円</p>	<p>1. 会計</p> <p>平田市は、上水道及び簡易水道を企業会計で行っている。他は、上水道は公営企業会計、簡易水道は普通会計(特別会計)で行っている。 原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。 合併時に、新市事業計画に基づき上水道会計を統合する。 平田市の簡易水道会計は、企業会計から切り離すよう調整する。</p> <p>2. 資産</p> <p>合併時に、2市1町の上水道事業資産(固定・流動)は全て新市に引き継ぐよう調整する。</p>
湖陵町			
上水道事業なし			
【関係条例】	大社町上水道事業会計規則		

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	調整の具体的内容																												
調整の方針	水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に料金体系(口径別による料金体系を含む。)を検討し、新統一料金を設定する。 メーター器使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に、新しい水道料金に含めるよう調整する。 水道料金と同様、合併後の新しい水道料金等審議会に諮り、決定する。																														
多岐	町	大	調整の具体的内容																												
上水道事業なし	湖	社	<p>1.水道料金 用途区分、水量区分、料金単価等もそれぞれ異なっているが、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に、料金体系(口径別による料金体系を含む。)を検討し、新統一料金を設定する。そして、合併後の新しい水道料金等審議会に諮り、決定する。</p> <p>なお、一部分科会員から、料金設定の基本的な考え方を示すべきではないかとの意見があった。</p> <p>2.メーター器使用料 平田市と大社町にメーター器使用料があるが、合併時は現行のとおりとし、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に、新しい水道料金に含めるよう調整する。 水道料金と同様、合併後の新しい水道料金等審議会に諮り、決定する。</p>																												
上水道事業なし	町	社																													
上水道事業なし	町	大	調整の具体的内容																												
上水道事業なし	湖	社	<p>料金改定の経緯】 新料金適用 平成 12年 12月使用分から 旧料金適用 昭和 56年 4月(事業開始の当初) 変更理由 財政健全化のため 改定率 18.41% 【審議会の意見】 メーター器使用料:据え置き 加入金:据え置き 改定後の料金は平成 14年度まで適用し、平成 15年度で見直し 【今後の改定予定】なし</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>口径等</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>90</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>150</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>170</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>250</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>500</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,200</td></tr> </tbody> </table> <p>メーター器使用料(税抜き)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>口径等</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>90</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>150</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>170</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>250</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>500</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,200</td></tr> </tbody> </table>	口径等	使用料(円)	13mm	90	20mm	150	25mm	170	30mm	250	40mm	500	50mm	1,200	口径等	使用料(円)	13mm	90	20mm	150	25mm	170	30mm	250	40mm	500	50mm	1,200
口径等	使用料(円)																														
13mm	90																														
20mm	150																														
25mm	170																														
30mm	250																														
40mm	500																														
50mm	1,200																														
口径等	使用料(円)																														
13mm	90																														
20mm	150																														
25mm	170																														
30mm	250																														
40mm	500																														
50mm	1,200																														
【関係事例】	大社町上水道給水条例																														

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 5-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	加入金 分担金																																																								
調整の方針	加入金・分担金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に見直し、新加入金・分担金を設定する。 水道料金と同様、合併後の新しい水道料金等審議会に諮り決定する。																																																										
現況																																																											
出雲市	平田市	斐川町	佐田町																																																								
<p>加入金(税抜き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1.3mm</td><td>47,000円</td></tr> <tr><td>2.0mm</td><td>99,000円</td></tr> <tr><td>2.5mm</td><td>210,000円</td></tr> <tr><td>4.0mm</td><td>650,000円</td></tr> <tr><td>5.0mm</td><td>1,120,000円</td></tr> <tr><td>7.5mm</td><td>3,300,000円</td></tr> <tr><td>10.0mm</td><td>6,500,000円</td></tr> <tr><td>15.0mm以上</td><td>管理者が別に定める</td></tr> </tbody> </table>	口径	金額	1.3mm	47,000円	2.0mm	99,000円	2.5mm	210,000円	4.0mm	650,000円	5.0mm	1,120,000円	7.5mm	3,300,000円	10.0mm	6,500,000円	15.0mm以上	管理者が別に定める	<p>加入金(税抜き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1.3mm</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>2.0mm</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>2.5mm</td><td>230,000円</td></tr> <tr><td>3.0mm</td><td>330,000円</td></tr> <tr><td>4.0mm</td><td>710,000円</td></tr> <tr><td>5.0mm</td><td>1,230,000円</td></tr> <tr><td>7.5mm</td><td>3,340,000円</td></tr> <tr><td>10.0mm</td><td>6,820,000円</td></tr> <tr><td>10.1mm以上</td><td>市長が別に定める</td></tr> </tbody> </table>	口径	金額	1.3mm	50,000円	2.0mm	130,000円	2.5mm	230,000円	3.0mm	330,000円	4.0mm	710,000円	5.0mm	1,230,000円	7.5mm	3,340,000円	10.0mm	6,820,000円	10.1mm以上	市長が別に定める	<p>加入金(税抜き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1.3mm</td><td>58,000円</td></tr> <tr><td>2.0mm</td><td>119,000円</td></tr> <tr><td>2.5mm</td><td>208,000円</td></tr> <tr><td>4.0mm</td><td>674,000円</td></tr> <tr><td>5.0mm</td><td>1,177,000円</td></tr> <tr><td>7.5mm</td><td>3,013,000円</td></tr> <tr><td>10.0mm</td><td>5,711,000円</td></tr> <tr><td>15.0mm</td><td>14,426,000円</td></tr> </tbody> </table>	口径	金額	1.3mm	58,000円	2.0mm	119,000円	2.5mm	208,000円	4.0mm	674,000円	5.0mm	1,177,000円	7.5mm	3,013,000円	10.0mm	5,711,000円	15.0mm	14,426,000円	<p>上水道事業なし</p>
口径	金額																																																										
1.3mm	47,000円																																																										
2.0mm	99,000円																																																										
2.5mm	210,000円																																																										
4.0mm	650,000円																																																										
5.0mm	1,120,000円																																																										
7.5mm	3,300,000円																																																										
10.0mm	6,500,000円																																																										
15.0mm以上	管理者が別に定める																																																										
口径	金額																																																										
1.3mm	50,000円																																																										
2.0mm	130,000円																																																										
2.5mm	230,000円																																																										
3.0mm	330,000円																																																										
4.0mm	710,000円																																																										
5.0mm	1,230,000円																																																										
7.5mm	3,340,000円																																																										
10.0mm	6,820,000円																																																										
10.1mm以上	市長が別に定める																																																										
口径	金額																																																										
1.3mm	58,000円																																																										
2.0mm	119,000円																																																										
2.5mm	208,000円																																																										
4.0mm	674,000円																																																										
5.0mm	1,177,000円																																																										
7.5mm	3,013,000円																																																										
10.0mm	5,711,000円																																																										
15.0mm	14,426,000円																																																										
<p>【改定の経緯】昭和59年6月から</p> <p>【審議会の意見】</p> <p>【今後の改定予定】なし</p>	<p>【改定の経緯】昭和52年度(消費税及び地方消費税に係わるものを除く)</p> <p>【審議会の意見】なし</p> <p>【今後の改定予定】なし</p>	<p>【改定の経緯】</p> <p>【審議会の意見】</p> <p>【今後の改定予定】</p>																																																									
【関係条例】出雲市水道条例	平田市給水条例第31条	水道企業団負担金等徴収規程第1条																																																									

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 5-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い			協議細目	加入金 分担金																
調整の方針	<p>加入金・分担金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に見直し、新加入金・分担金を設定する。水道料金と同様、合併後の新しい水道料金等審議会に諮り決定する。</p>																				
多岐	現況																				
上水道事業なし	町	湖陵	町	大社	町																
上水道事業なし	<p>上水道事業なし</p>				<p>加入金(税抜き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">口径</th> <th style="width: 70%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">13mm</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20mm</td> <td style="text-align: center;">90,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25mm</td> <td style="text-align: center;">160,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30mm</td> <td style="text-align: center;">270,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40mm</td> <td style="text-align: center;">460,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50mm</td> <td style="text-align: center;">800,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75mm</td> <td style="text-align: center;">1,500,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改定の経緯】なし 【審議会の意見】水道使用料改定の際の意見と同様 【今後の改定予定】なし 【14年度最終予算】5,334千円</p>	口径	金額	13mm	50,000円	20mm	90,000円	25mm	160,000円	30mm	270,000円	40mm	460,000円	50mm	800,000円	75mm	1,500,000円
口径	金額																				
13mm	50,000円																				
20mm	90,000円																				
25mm	160,000円																				
30mm	270,000円																				
40mm	460,000円																				
50mm	800,000円																				
75mm	1,500,000円																				
調整の具体的内容	<p>いずれも口径別に金額を設定しているが、口径区分の設定、同口径であっても金額が違ふなどの相違がある。また、納付の対象が、給水装置の場所か個人かの相違がある。</p> <p>合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に見直し、新加入金・分担金を設定する。そして、水道料金と同様、合併後の新しい水道料金等審議会に諮り決定する。</p>																				
【関係条例】	大社町上水道給水条例																				

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 6-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い			協議細目	他会計繰入金等																								
調整の方針	他会計繰入金等については、繰出基準による繰入金並びに繰出基準以外の繰入金等も含め、合併時に新市に引き継ぐ。																												
現況																													
出雲市	平田市	斐川町	佐田町	佐田町	佐田町																								
他会計繰入金等 【収益的収支】54,748千円(H13年度) 【資本的収支】1,999千円(H13年度) 【繰出基準に基づき繰入金】(収)2,438千円(資)1,999千円 【繰出基準以外の繰入金】(収)52,310千円 【繰出基準に基づき事由に係る上乗せ繰入金】なし 【繰出基準の事由以外の繰入金】(収)52,310千円 (説明) ・収益的収支・繰出基準に基づき繰入金は、消火栓設置替 負担金 ・収益的収支・繰出基準の事由以外の繰入金は、簡易水道分 ・人件費・下水道等使用料徴収業務負担金 ・資本的収支・繰出基準に基づき繰入金は、消火栓設置負担金	他会計繰入金等 収益的収支】1,530千円(H13年度) 資本的収支】0千円(H13年度) 繰出基準に基づき繰入金】 消火栓及び防火水槽維持管理費 繰出基準以外の繰入金】なし(H13年度) 繰出基準に基づき事由に係る上乗せ繰入金】 なし(H13年度) 繰出基準の事由以外の繰入金】なし(H13年度) (説明) ・繰出基準の事由以外の繰入金は、消火栓設置替	他会計繰入金等 【収益的収支】56,728千円(H13年度) 【資本的収支】52,666千円(H13年度) 【繰出基準に基づき繰入金】2,797千円 消火栓設置費 【繰出基準以外の繰入金】109,394千円(H13年度) 【繰出基準に基づき事由に係る上乗せ繰入金】なし 【繰出基準以外の繰入金】109,394千円 昭和49年～51年 来待バイパス事業(起債額264,000千円) 昭和51年～52年 倉敷受水槽設置事業(起債額176,000千円) 昭和52年～55年 第3期拡張事業(起債額1,760,000千円) の3事業について、効果割合に応じて3町から起債償還負担金として負担頂く負担金。負担割合は、下記のとおり。	上水道事業なし	上水道事業なし	上水道事業なし																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">単位(%)</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">来待バイパス</th> <th style="width: 25%;">倉敷受水槽</th> <th style="width: 25%;">3期拡張</th> <th style="width: 25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">斐川町</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">19.27</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宍道町</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: center;">25.14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">玉湯町</td> <td style="text-align: center;">52</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">8.38</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企業団</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td style="text-align: center;">47.21</td> </tr> </tbody> </table>						単位(%)				来待バイパス	倉敷受水槽	3期拡張		斐川町	0	0	19.27	宍道町	38	57	25.14	玉湯町	52	0	8.38	企業団	10	43	47.21
単位(%)																													
来待バイパス	倉敷受水槽	3期拡張																											
斐川町	0	0	19.27																										
宍道町	38	57	25.14																										
玉湯町	52	0	8.38																										
企業団	10	43	47.21																										
13年度実績 斐川町・・・29,616千円 宍道町・・・55,706千円 玉湯町・・・24,072千円																													
【関係条例】																													

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 6-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い			協議細目	他会計繰入金等
調整の方針	他会計繰入金等については、繰出基準による繰入金並びに繰出基準以外の繰入金等も含め、合併時に新市に引き継ぐ。				
多岐	現況	湖	陵	町	社
上水道事業なし	上水道事業なし				大
					町
	<p>他会計繰入金等</p> <p>【収益的収支】</p> <p>消火栓維持管理費 : 3,540 千円 :平成 14 年度</p> <p>高料金対策費 : 51,712 千円 :平成 14 年度</p> <p>【資本的収支】</p> <p>消火栓新設負担金 : 1,745 千円 :平成 14 年度</p> <p>繰出基準に基づく繰入金】</p> <p>消火栓新設負担金 : 3,540 千円 :平成 14 年度</p> <p>消火栓維持管理費 : 1,745 千円 :平成 14 年度</p> <p>高料金対策費 : 34,051 千円 :平成 14 年度</p> <p>繰出基準以外の繰入金】該当なし</p> <p>繰出基準に基づく事由に係る上乗せ繰入金】</p> <p>高料金対策費 : 上乗せ額 :17,661 千円 :平成 14 年度</p> <p>繰出基準の事由以外の繰入金】該当なし</p> <p>(説明)</p>				
【関係条例】					

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	(簡水)水道計画
調整の方針	水道計画については、原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。また、大田市への分水は、合併後も継続するよう調整する。合併時に、2市5町で実施又は計画している簡易水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。		
現況			
出雲市	平田市	斐川町	佐田町
水道計画 【名称】 【事業期間】 【主要事業】 【事業費】 【給水区域】乙立町の一部 【計画給水人口】900人 【計画1日最大給水量】366.4m ³ /日 【計画1人1日最大給水量】407ℓ/日	水道計画 【名称】多久谷畑飲料水供給施設 【事業期間】 平成23年度(10年)<計画目標年度> 【主要事業】新設 【事業費】76,200千円 【給水区域】多久谷町畑 【計画給水人口】26人 【計画1日最大給水量】6.5m ³ /日 【計画1人1日最大給水量】250ℓ/日	該当なし	水道計画 【名称】佐田町過疎地域自立促進計画 【計画1 【主要事業】 簡易水道再編推進事業(クリプト対策施設) 【事業期間】H16-H18 【事業費】786,000千円 【簡易水道名】窪田簡易水道 【給水区域】 窪田、佐津目、毛津簡易水道給水区域 【計画給水人口】2,400人 【1日最大給水量】920.0m ³ 【計画2 【主要事業】生活基盤近代化事業(増補改良) 【事業期間】H19-H20 【事業費】500,000千円 【簡易水道名】須佐簡易水道 【主要事業】クリプト対策施設
【関係条例】	平田市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例		【給水区域】須佐簡易水道給水区域 【計画給水人口】2,420人 【1日最大給水量】1,089.8m ³ 【計画3 【主要事業】町単起債事業(老朽施設改善) 【事業期間】H14-H20 【事業費】105,000千円 【簡易水道名】須佐・窪田簡易水道 【主要事業】老朽管路、ポンプ等更新

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	(簡水)水道計画
調整の方針	水道計画については、原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。また、大田市への分水は、合併後も継続するよう調整する。合併時に、2市5町で実施又は計画している簡易水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。		
現況			
多伎	町	湖陵町	大社
水道計画	該当なし	水道計画	町
【名称】 多伎町簡易水道第4次改良事業計画 【事業期間】 平成15年度(14年度繰越分含む) 【主要事業】 膜処理施設建設 【事業費】 408,600千円 【給水区域】 【計画給水人口】 【計画1日最大給水量】 【計画1人1日最大給水量】	【名称】 鷺浦簡易水道 送水ポンプ改修 【事業期間】 H16 【主要事業】 送水ポンプ増設 【事業費】 2,600千円 【給水区域】 大社町大字 鷺浦鷓峠 【計画給水人口】 1,300人 【計画1日最大給水量】 270m ³ 【計画1人1日最大給水量】 208ℓ/人	【名称】 鷺浦簡易水道 配水管布設替 【事業期間】 H15～H18 【主要事業】 配水管の布設替 L=1,800m 【給水区域】 大社町大字 鷺浦鷓峠 【計画給水人口】 1,300人 【計画1日最大給水量】 270m ³ 【計画1人1日最大給水量】 208ℓ/人	【名称】 日御崎簡易水道 取水井用ポンプ改修 【事業期間】 H16 【主要事業】 深井戸揚水ポンプの取替～6井 【事業費】 8,000千円 【給水区域】 大社町大字 日御崎宇龍 【計画給水人口】 1,300人 【計画1日最大給水量】 650m ³ 【計画1人1日最大給水量】 500ℓ/人 【事業費】 45,600千円
【名称】 多伎町簡易水道区域拡張事業 【事業期間】 平成15年～平成16年 【主要事業】 【事業費】 130,000千円 【給水区域】 頭名・宇杉地区 【計画給水人口】 150人 【計画1日最大給水量】 【計画1人1日最大給水量】	【名称】 鷺浦簡易水道 濾過施設改修 【事業期間】 H15 【主要事業】 濾過池濾材の入れ替え 【事業費】 9,300千円 【給水区域】 大社町大字 鷺浦鷓峠 【計画給水人口】 1,300人 【計画1日最大給水量】 270m ³ 【計画1人1日最大給水量】 208ℓ/人		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-3

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	(簡水)水道計画
調整の方針	水道計画については、原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。また、大田市への分水は、合併後も継続するよう調整する。合併時に、2市5町で実施又は計画している簡易水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。		
多 伎 町	現 況	湖 陵 町	調整の具体的内容
		大 社 町	
多 伎 町	現 況	湖 陵 町	調整の具体的内容
		大 社 町	
【関係条例】 多伎町簡易水道設置条例			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-4

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	(簡水)水道計画
調整の方針	水道計画については、原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。また、大田市への分水は、合併後も継続するよう調整する。合併時に、2市5町で実施又は計画している簡易水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。		

現況

(平成14年4月1日現在の業務概要)

	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
行政区域内人口	854人	29,552人	27,796人	4,745人	4,251人	5,843人	16,468人
給水区域内人口	854人	5,948人	791人	4,628人	4,171人	5,718人	1,188人
給水人口	814人	5,898人	759人	4,516人	4,155人	5,646人	1,188人
給水戸数	228戸	1,609戸	176戸	1,245戸	1,271戸	1,708戸	565戸
行政区域内普及率	95.3%	20.0%	2.7%	95.2%	97.7%	96.6%	7.21%
給水区域内普及率	95.3%	99.2%	91.0%	97.58%	99.6%	97.9%	100%
年間総配水量		601,064m ³	55,193m ³	435,378m ³	713,110m ³	579,531m ³	136,260m ³
1日平均配水量		1,647m ³	151m ³	1,178m ³	1,954m ³	1,587m ³	373m ³
1日最大配水量		2,032m ³	206m ³	1,560m ³	2,681m ³	2,065m ³	706m ³
年間総有収水量		497,438m ³	47,753m ³	370,071m ³	534,833m ³	515,298m ³	104,127m ³
有収率		82.8%	86.5%	85.0%	75.0%	88.9%	76.42%
配水能力	366.4m ³ /日	2,582m ³ /日	192m ³ /日	1,766.53m ³ /日	2,700m ³ /日	2,160m ³ /日	920m ³ /日
導送配水管延長	19,563m	72,634m	18,137m	177,216m	66,133m	56,059m	11,535m
公営企業法適用の有無及び範囲	無し	有(全部適用)	無し	無し	無し	無し	無し

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 2-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い			
調整の方針	会計については、合併時に、公営企業法非適用で、新市特別会計として統合する。 具体的な業務の執行については、合併時に出雲市の例により、新市水道局が受託業務として行うよう調整する。			
現況				
出雲市	平田市	斐川町	佐田町	合計
会計 【総配水量】76,667 t (平成14年度実績) 【1日平均配水量】210t 【1日最大配水量】366t 給水戸数 228 給水人口 814 【受託工事】 【収益的収入】5,459,651円 【収益的支出】 【資本的収入】 【資本的支出】 【継続費】 【企業債】 【一時借入金】 議会の議決を経なければ流用することできない 経費】	会計 【総配水量】498,300m3 【1日平均配水量】1,365m3 【1日最大配水量】2,582m3 給水戸数 2,000戸 給水人口 人 【受託工事件数】60件 【収益的収入】89,836千円 【収益的支出】142,663千円 【資本的収入】116,315千円 【資本的支出】153,480千円 【継続費】307,750千円 【企業債】起債限度額 24,700千円 【一時借入金】限度額 50,000千円(上水分含む) 議会の議決を経なければ流用することのできない 経費】 (1)職員給与 69,129千円(上水分含む) (2)交際費 126千円(上水分含む)	会計 【総配水量】55,193m3 【1日平均配水量】151m3 【1日最大配水量】206m3 給水戸数 176戸 給水人口 759人 【受託工事】30,913千円 【収益的収入】63,523千円 【収益的支出】54,568千円 【資本的収入】5,232千円 【資本的支出】5,232千円 【継続費】なし 【簡易水道債】80,079千円 【一時借入金】なし	会計 【総配水量】 【1日平均配水量】1,193m3 【1日最大配水量】1,560m3 給水戸数 1,327件(事業等含む) 給水人口 4,516人 【受託工事】25,058千円(支障管移転工事) 【収益的収入】163,489千円 【収益的支出】130,753千円 【資本的収入】301,170千円 【資本的支出】328,494千円 【継続費】 【簡易水道債】171,100千円 【一時借入金】なし	会計 【総配水量】 【1日平均配水量】1,193m3 【1日最大配水量】1,560m3 給水戸数 1,327件(事業等含む) 給水人口 4,516人 【受託工事】25,058千円(支障管移転工事) 【収益的収入】163,489千円 【収益的支出】130,753千円 【資本的収入】301,170千円 【資本的支出】328,494千円 【継続費】 【簡易水道債】171,100千円 【一時借入金】なし

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 2-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い				協議細目	会計
調整の方針	<p>会計については、合併時に、公営企業法非適用で、新市特別会計として統合する。 具体的な業務の執行については、合併時に、出雲市により、新市水道局が受託業務として行うよう調整する。</p>					
現況						
出雲市	平田市	斐川町	佐田町	佐田町		
(平成13年度決算) 【供給単価】 【除水原価】 【収益的収支の純利益又は純損失】 【資本的収支の差額又は不足額】	(平成13年度決算) 【供給単価】139.81円/m ³ 【除水原価】259.47円/m ³ 【収益的収支の純利益又は純損失】44,113千円 (上水分含む) 【資本的収支の差額又は不足額】 98,345千円(上水分含む) 【補てん財源の充当後の残高】 699,874千円(上水分含む) 上水道事業・簡易水道事業を一の会計で経理	(平成13年度決算) 【供給単価】136.98円/m ³ 【除水原価】604.93円/m ³ 【収益的収支の純利益又は純損失】8,955千円 【資本的収支の差額又は不足額】 0千円	(平成13年度決算) 【供給単価】201円 【除水原価】408円 【収益的収支の純利益又は純損失】332,736千円 【資本的収支の差額又は不足額】 25,324千円 【積立金】4,112千円 【前年度繰越金】82千円			
【関係条例】						

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 2-4

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い			協議細目	会計
調整の方針	<p>会計については、合併時に、公営企業法非適用で、新市特別会計として統合する。 具体的な業務の執行については、合併時に、出雲市により、新市水道局が受託業務として行うよう調整する。</p>				
現況					
多岐	町	湖陵	町	大社	町
(平成13年度決算) 【供給単価】157円 【給水原価】237円 【収益的収支の純利益又は純損失】2,350千円 【資本的収支の差額又は不足額】99千円	(平成13年度決算) 【供給単価】193.23円 【給水原価】247.18円 【収益的収支の純利益又は純損失】1,642千円 【資本的収支の差額又は不足額】914千円	(平成13年度決算) 【供給単価】211.34円 【給水原価】179.02円 【収益的収支の純利益又は純損失】5,887千円 【資本的収支の差額又は不足額】769千円	平田市は公営企業を適用しているが、他市町は適用していないため、合併時に、公営企業法非適用で、新市特別会計として統合する。 具体的な業務の執行については、合併時に、出雲市の例により、新市水道局が受託業務として行うよう調整する。これにより、業務の効率化と住民サービスの向上が図れる。		
【関係条例】					

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目																					
調整の方針	水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に上水道と同一金額にするよう調整する。 メーター器使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に新しい水道料金に含めるよう調整する																						
	現況																						
出雲市	平市	田市	斐川町	佐田町																			
水道料金(税抜き)																							
用途区分	基本料金 基本水量 (円)	基本料金 基本水量 (円)	基本料金 基本水量 (円)	基本料金 基本水量 (円)	基本料金 基本水量 (円)																		
家事用	805	7m3 まで 800	8m3 まで 940	10m3 まで 1,210	10m3 まで 1,700																		
事業用	1,320	1m3 につき 135	10m3 まで 1,210	10m3 まで 1,210	10m3 まで 2,000																		
湯屋用	1m3 につき 58	101m3 ~ 128	101m3 ~ 145	10m3 まで 1,210	10m3 まで 2,000																		
分水用	1m3 につき 134.55	101m3 ~ 174	101m3 ~ 205	1m3 につき 480	10m3 まで 1,700																		
<p>【料金改定の経緯】 昭和59年度(消費税及び地方消費税に係る改定分を除く) 審議会の意見)なし 今後の改定予定)なし</p> <p>メーター器使用料(税抜き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>口径等</th> <th>使用料(円)</th> </tr> <tr> <td>13mm</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>1,450</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>1,800</td> </tr> </table> <p>メーター器使用料 なし</p>						口径等	使用料(円)	13mm	60	20mm	110	25mm	140	30mm	170	40mm	220	50mm	1,100	75mm	1,450	100mm	1,800
口径等	使用料(円)																						
13mm	60																						
20mm	110																						
25mm	140																						
30mm	170																						
40mm	220																						
50mm	1,100																						
75mm	1,450																						
100mm	1,800																						
<p>【料金改定の経緯】 審議会の意見) 今後の改定予定)】 メーター器使用料 なし</p>																							
<p>【関係条例】 給水条例第24、29条</p>																							
<p>【関係条例】 斐川町簡易水道給水条例</p>																							
<p>【関係条例】 佐田町簡易水道給水条例</p>																							

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い
協議細目	水道料金、メーター器使用料
調整の方針	水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に上水道と同一金額にするよう調整する。 メーター器使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に新しい水道料金に含めるよう調整する

現況		大社		町	
多伎		湖陵		調整の具体的内容	
水道料金(税抜き)					
用途	基本料金	基本料金	基本料金	基本料金	基本料金
区分	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量
料金(円)	料金(円)	料金(円)	料金(円)	料金(円)	料金(円)
使用水量	使用水量	使用水量	使用水量	使用水量	使用水量
超過料金	超過料金	超過料金	超過料金	超過料金	超過料金
料金(1m3につき)	料金(1m3につき)	料金(1m3につき)	料金(1m3につき)	料金(1m3につき)	料金(1m3につき)
超過料金(円)	超過料金(円)	超過料金(円)	超過料金(円)	超過料金(円)	超過料金(円)
超過料金(円)	超過料金(円)	超過料金(円)	超過料金(円)	超過料金(円)	超過料金(円)

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-3

協議項目	各種事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	水道料金、メーター器使用料
調整の方針	水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に上水道と同一金額にするよう調整する。 メーター器使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新しい水道料金に含めるよう調整する		
多	現	況	調整の具体的内容
伎	町	湖	社
多	町	陵	大
多	町	湖	町
水道料金(税抜き) 鷺浦簡易水道			
用途区分	基本料金 基本水量	基本料金 (円)	超過料金 使用水量 料金 (1m3につき(円))
家事用	8m3 まで	900	~16m3 16m3~ 114 126
営業用	15m3 まで	1,500	~50m3 50m3~ 162 174
官公署 学校用 事業所 工場用	10m3 まで	1,320	~30m3 30m3~ 132 144
工場用	20m3 まで	2,340	~50m3 50m3~ 162 174
船舶用	1m3 まで		162
工事その他 臨時用	1m3 まで		234
前各号 のほか 町長が 特に必 要と認 めたも の	1m3 まで		162
共用柱	8m3 まで	900	~16m3 16m3~ 114 126

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-4

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い																													
	協議細目	水道料金、メーター器使用料																												
調整の方針	水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に上水道と同一金額にするよう調整する。 メーター器使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に新しい水道料金に含めるよう調整する																													
多岐	現況	調整の具体的内容																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>メーター器使用料(税抜き)</caption> <thead> <tr> <th>口径等</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>60</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>120</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>150</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>200</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>300</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>別算定</td></tr> </tbody> </table>	口径等	使用料(円)	13mm	60	20mm	120	25mm	150	30mm	200	40mm	300	50mm	別算定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>メーター器使用料(税抜き)</caption> <thead> <tr> <th>口径等</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>90</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>150</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>170</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>250</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>500</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,200</td></tr> </tbody> </table>	口径等	使用料(円)	13mm	90	20mm	150	25mm	170	30mm	250	40mm	500	50mm	1,200	<p>1.水道料金 用途区分、水量区分及び料金単価等もそれぞれ異なるが、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に上水道と同一金額にするよう調整する。</p> <p>なお、一部の分科会員から、料金設定の基本的な考え方を示すべきではないかとの意見があった。</p> <p>2.メーター器使用料 平田市、多伎町、大社町にはメーター器使用料があるが、他市町にはない。 合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目的に新しい水道料金に含めるよう調整する。</p>
口径等	使用料(円)																													
13mm	60																													
20mm	120																													
25mm	150																													
30mm	200																													
40mm	300																													
50mm	別算定																													
口径等	使用料(円)																													
13mm	90																													
20mm	150																													
25mm	170																													
30mm	250																													
40mm	500																													
50mm	1,200																													
<p>【関係条例】 多伎町簡易水道給水条例第21条</p>	<p>湖陵町簡易水道等給水条例</p>	<p>大社町簡易水道給水条例</p>																												

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 4-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い		協議細目	加入金 分担金																																																																	
調整の方針	<p>加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を用途に上水道と同一金額にするよう調整する。 佐田町の分担金、湖陵町の施設分担金、大社町の特別加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を用途に廃止の方向で調整する。</p>																																																																				
現況																																																																					
出雲市	平田市	斐川町	佐田町																																																																		
<p>加入金(税抜き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>47,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>99,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>210,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>650,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,120,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>3,300,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>6,500,000円</td></tr> <tr><td>150mm以上</td><td>管理者が別に定める</td></tr> </tbody> </table> <p>【改定の経緯】 平成9年4月改定 【審議会の意見】無し 【今後の改定予定】無し</p>	口径	金額	13mm	47,000円	20mm	99,000円	25mm	210,000円	40mm	650,000円	50mm	1,120,000円	75mm	3,300,000円	100mm	6,500,000円	150mm以上	管理者が別に定める	<p>加入金(税抜き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>230,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>330,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>710,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,230,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>3,340,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>6,820,000円</td></tr> <tr><td>101mm以上</td><td>市長が別に定める</td></tr> </tbody> </table> <p>【改定の経緯】 昭和52年度(消費税及び地方消費税に係わるものを除く) 【審議会の意見】無し 【今後の改定予定】なし</p>	口径	金額	13mm	50,000円	20mm	130,000円	25mm	230,000円	30mm	330,000円	40mm	710,000円	50mm	1,230,000円	75mm	3,340,000円	100mm	6,820,000円	101mm以上	市長が別に定める	<p>加入金(税抜き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>48,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>95,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>175,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>524,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>952,000円</td></tr> <tr><td>70mm</td><td>2,570,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>【改定の経緯】 平成8年規則制定時から変更なし 【審議会の意見】なし 【今後の改定予定】なし</p>	口径	金額	13mm	48,000円	20mm	95,000円	25mm	175,000円	40mm	524,000円	50mm	952,000円	70mm	2,570,000円	<p>加入金(税抜き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>52,500円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>126,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>194,250円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>278,250円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>498,750円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>777,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>【改定の経緯】 【審議会の意見】 【今後の改定予定】 分担金(税抜き) 13mm口径 180,000円/件 (分担金については、その都度町長が決定する。)</p>	口径	金額	13mm	52,500円	20mm	126,000円	25mm	194,250円	30mm	278,250円	40mm	498,750円	50mm	777,000円
口径	金額																																																																				
13mm	47,000円																																																																				
20mm	99,000円																																																																				
25mm	210,000円																																																																				
40mm	650,000円																																																																				
50mm	1,120,000円																																																																				
75mm	3,300,000円																																																																				
100mm	6,500,000円																																																																				
150mm以上	管理者が別に定める																																																																				
口径	金額																																																																				
13mm	50,000円																																																																				
20mm	130,000円																																																																				
25mm	230,000円																																																																				
30mm	330,000円																																																																				
40mm	710,000円																																																																				
50mm	1,230,000円																																																																				
75mm	3,340,000円																																																																				
100mm	6,820,000円																																																																				
101mm以上	市長が別に定める																																																																				
口径	金額																																																																				
13mm	48,000円																																																																				
20mm	95,000円																																																																				
25mm	175,000円																																																																				
40mm	524,000円																																																																				
50mm	952,000円																																																																				
70mm	2,570,000円																																																																				
口径	金額																																																																				
13mm	52,500円																																																																				
20mm	126,000円																																																																				
25mm	194,250円																																																																				
30mm	278,250円																																																																				
40mm	498,750円																																																																				
50mm	777,000円																																																																				
【関係条例】	平田市給水条例第31条	斐川町簡易水道事業負担金等徴収規則	佐田町簡易水道給水条例																																																																		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 4-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い		協議細目	加入金分担金																												
調整の方針	<p>加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を用途に上水道と同一金額にするよう調整する。 佐田町の分担金、湖陵町の施設分担金、大社町の特別加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を用途に廃止の方向で調整する。</p>																															
多	伎	町	現	況																												
			湖	大																												
			陵	社																												
			町	町																												
				調整の具体的内容																												
			<p>加入金(税抜き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">口径</th> <th style="width: 10%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1.3mm</td><td>66,000円</td></tr> <tr><td>2.0mm</td><td>165,000円</td></tr> <tr><td>3.0mm</td><td>385,000円</td></tr> <tr><td>4.0mm</td><td>880,000円</td></tr> <tr><td>5.0mm</td><td>1,430,000円</td></tr> <tr><td>5.0mm以上</td><td>町長が別に定める</td></tr> </tbody> </table> <p>【料金改定の経緯】 【審議会の意見】 無 【今後改定予定】 無</p>	口径	金額	1.3mm	66,000円	2.0mm	165,000円	3.0mm	385,000円	4.0mm	880,000円	5.0mm	1,430,000円	5.0mm以上	町長が別に定める	<p>加入金(税抜き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">口径</th> <th style="width: 10%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1.3mm</td><td>63,000円</td></tr> <tr><td>2.0mm</td><td>136,500円</td></tr> <tr><td>2.5mm</td><td>262,500円</td></tr> <tr><td>4.0mm</td><td>735,000円</td></tr> <tr><td>5.0mm</td><td>1,050,000円</td></tr> <tr><td>7.5mm以上</td><td>別に定める</td></tr> </tbody> </table> <p>【改定の経緯】 【審議会の意見】 【今後の改定予定】 特別加入金 日御碕は、別途特別加入金として140,000円加算</p>	口径	金額	1.3mm	63,000円	2.0mm	136,500円	2.5mm	262,500円	4.0mm	735,000円	5.0mm	1,050,000円	7.5mm以上	別に定める
口径	金額																															
1.3mm	66,000円																															
2.0mm	165,000円																															
3.0mm	385,000円																															
4.0mm	880,000円																															
5.0mm	1,430,000円																															
5.0mm以上	町長が別に定める																															
口径	金額																															
1.3mm	63,000円																															
2.0mm	136,500円																															
2.5mm	262,500円																															
4.0mm	735,000円																															
5.0mm	1,050,000円																															
7.5mm以上	別に定める																															

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 4-3

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い		協議細目	加入金分担金
調整の方針	<p>加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を用途に上水道と同一金額にするよう調整する。 佐田町の分担金、湖陵町の施設分担金、大社町の特別加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を用途に廃止の方向で調整する。</p>			
多岐	現況	湖陵町	大社町	調整の具体的内容
	<p>施設分担金</p> <p>3次分・起債完済時(H14)迄 姉谷・後谷 440円/月 蛇島 90円/月 大池 60円/月</p> <p>4次分・起債完済時(H15)迄 常楽寺・畑下 1,430円/月</p> <p>5次分・起債完済時(H24)迄 畑下 1,460円/月</p> <p>6次分・起債完済時(H30)迄 二部(石谷南)1,460円/月</p> <p>7次分・起債完済時(H31)迄 中畑 6,280円/月</p> <p>8次分・起債完済時(H37)迄で当初の一括納付者を除く 差海 1,870円/月</p>		<p>1.加入金 いずれも口径別に金額を設定しているが、口径区分の設定、同口径であっても金額が違ふなどの相違があるが、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を用途に上水道と同一金額にするよう調整する。</p> <p>2.分担金等 佐田町には分担金、湖陵町には施設分担金、大社町には特別加入金があるが、他市町にはない。分担金、施設分担金、特別加入金は、合併時は現行のとおりとし合併後2年を用途に廃止の方向で調整する。</p>	
【関係条例】 多岐町簡易水道給水条例第30条	湖陵町簡易水道等給水条例	大社町簡易水道給水条例		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 5-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い		協議細目	他会計繰入金等
調整の方針	他会計繰入金については、繰出基準による繰入金並びに繰出基準以外の繰入金等も含め、合併時に、新市に引き継ぐ。			
現況				
出雲	市	平田市	斐川町	佐田町
他会計繰入金等 66,720千円(H13)	他会計繰入金等 【収益的収支】10,789千円(H13年度) 【資本的収支】30,858千円(H13年度) 【繰出基準に基づく繰入金】 消火栓及び防火水槽維持管理費 企業債支払利息 1/2分 企業債償還元金 1/2分 建設改良費の10% 【繰出基準以外の繰入金】 辺地債相当額(H13年度) しまね市町村総交付金相当額(H13年度) 【繰出基準に基づく事由に係る上乗せ繰入金】 なし(H13年度) 【繰出基準の事由以外の繰入金】 なし(H13年度) (説明)	他会計繰入金等 平成13年度実績 12,817千円	他会計繰入金等 繰り入れ基準一般会計からの繰入 ・元利償還金の1/2 ・高料金対策交付金 ・建設改良費(特定財源除く)の10% H13年度繰入金 85,668千円	
【関係条例】				

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 5-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い			協議細目	他会計繰入金等
調整の方針	他会計繰入金については、繰出基準による繰入金並びに繰出基準以外の繰入金等も含め、合併時に、新市に引き継ぐ。				
現況					
多岐	伎町	湖陵	町	大社	町
他会計繰入金等 起債元利償還金 1/2 について一般会計繰入	他会計繰入金等 一般会計からの繰入	他会計繰入金等 【繰出基準に基づく繰入金】 企業債支払利息 1/2分 企業債償還元金 1/2分	他会計繰入金等 【繰出基準に基づく繰入金】 平成 14 年度最終予算額 :1,066 千円 【繰出基準以外の繰入金】 消火栓維持管理費 平成 14 年度最終予算額 :468 千円 【繰出基準に基づく事由に係る上乗せ繰入金】 なし 【繰出基準の事由以外の繰入金】 なし (説明)	他会計繰入金等 【繰出基準に基づく繰入金】 平成 14 年度最終予算額 :1,066 千円 【繰出基準以外の繰入金】 消火栓維持管理費 平成 14 年度最終予算額 :468 千円 【繰出基準に基づく事由に係る上乗せ繰入金】 なし 【繰出基準の事由以外の繰入金】 なし (説明)	繰出基準による繰入金並びに繰出基準以外の繰入金等も含め、合併時に、新市に引き継ぐ。
【関係条例】					

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	工業用水道事業
調整の方針	工業用水道事業については、新市の誘致企業政策との調整を図った上で、合併時に、斐川町・宍道町水道企業団から分離して、新市において引き継ぎ、事業の実施にあたっては、斐川町・宍道町水道企業団に委託する方向で調整する。		
調整の内容	現況	調整の具体的内容	
<p>工業用水事業は斐川町のみである。</p> <p>水道計画</p> <p>【目的等】</p> <p>斐川町の誘致企業等に工業用水の供給を行うことを目的に昭和59年12月24日、斐川町宍道町水道企業団工業用水道事業を創設。昭和63年9月30日付で通商産業大臣に工業用水道の届出をした。</p> <p>【事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水区域…斐川町大字出西、求院、神永、上直江、直江町、上庄原、三絡 ・全体計画…3期に分けて実施の予定。 1日最大取水量 20,000 m³、1日最大給水量 18,600 m³ 取水施設 6井・導水管 578 m、配水施設 1池 (1000 m³) 配水管 8990 m、水源地管理室～鉄骨平屋建て 425 m² 事業費～1,144,348 千円 ・第1期事業…平成元年2月4日～2年5月31日 1日最大取水量 6,500 m³、1日最大給水量 6,045 m³ 取水施設 2井・導水管 135 m、配水施設 1池 (1000 m³) 配水管 4240 m、水源地管理室～鉄骨平屋建て 425 m² 事業費～801,502 千円 	<p>平成2年6月1日から備出雲村田製作所に供給を開始。その後、備出雲村田製作所の使用量増大と備島根富士通にも供給する必要があるが生じたため、13年度から第2期事業に着手。</p> <p>・第2期事業…平成13年5月9日～平成16年度(4ヵ年計画)</p> <p>1日最大取水量 14,000 m³、1日最大給水量 13,020 m³</p> <p>取水施設 1井・導水管 443 m、配水施設～配水管 2050 m</p> <p>事業費～199,000 千円</p> <p>(平成14年4月1日現在の業務概要)</p> <p>【給水区域】同上</p> <p>【給水件数】1件 備出雲村田製作所</p> <p>【年間総配水量】1,133,273 m³</p> <p>【1日平均配水量】3,067 m³</p> <p>【1日最大配水量】4,662 m³ 8/8</p> <p>【年間総有収水量】1,133,003 m³</p> <p>【有収率】99.9%</p> <p>【配水能力】16,500 m³/日</p>		
関係条例			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い				協議細目	事業費補助金等
調整の方針	佐田町簡易水道給水装置事業費補助金 については、合併時は現行のとおりとし、2年を目途に廃止の方向で調整する。					
現況						
出雲	市	平田市	斐川町	佐田町	田町	町
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【名称】簡易水道に新規加入する場合の給水装置に係る補助</p> <p>【内容】</p> <p>補助基準</p> <p>本管から量水器までの設置経費(100千円)× 1/2</p> <p>補助限度額 500千円</p> <p>一般会計より補助</p>		
【関係条例】	佐田町簡易水道給水装置事業費補助金交付要綱					

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 1-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	事業費補助金等
調整の方針	佐田町簡易水道給水装置事業費補助金 については、合併時は現行のとおりとし、2年を目途に廃止の方向で調整する。		
現況			
多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町	調整の具体的内容 佐田町簡易水道給水装置事業費補助金 については、合併時は現行のとおりとし、2年を目途に廃止の方向で調整する。
該当なし	該当なし	該当なし	
【関係条例】			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 2-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い				協議細目	飲料水安定確保対策事業
調整の方針	飲料水安定確保対策事業については、県単独の補助事業であり適用期間は平成17年度までのため、現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。					
現況						
出雲市	平市	田市	斐川町	佐田町		
<p>【名称】 出雲市飲料水安定確保対策補助金</p> <p>【目的】 市内の水道施設整備の困難な水道未普及地域において、良質で安定した飲料水の確保を図るため。</p> <p>【補助対象者】 飲料水確保のための施設を設置する個人又は10人未満の共同体の代表者</p> <p>【補助率】 交付対象経費の2/3</p> <p>【補助金額】 1戸あたりの交付額の限度は100万円</p> <p>【その他】 14年度 1件</p>	該当なし	該当なし				
<p>【関係条例】 出雲市飲料水安定確保対策補助金交付要綱</p>						
				<p>【名称】 佐田町飲料水安定確保対策事業補助金</p> <p>【目的】 現在町内簡易水道施設の普及が困難な場所について整備を行っている。</p> <p>【補助対象者】 【補助率】 【補助金額】 事業費の限度額 2,000 千円 (ただし、町長が必要と認める場合には、その額としている。) 事業費 -189,000 円</p> <p>【その他】 H14 実績 6 件 事業費 約 12,500 千円</p>		
				<p>佐田町飲料水安定確保対策事業補助金交付要綱</p>		

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 2-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	飲料水安定確保対策事業
調整の方針	飲料水安定確保対策事業については、県単独の補助事業であり適用期間は平成17年度までのため、現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。		
現況			
多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町	<p>出雲市・佐田町・多伎町に該当事業があるが、補助金額に大きな差がある。</p> <p>この補助事業は、県単独の補助事業であり適用期間は平成17年度までのため、現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。</p>
<p>[名称] 多伎町 飲料水安定確保対策事業</p> <p>[目的] 町内の水道施設整備の困難な未普及地域において生活環境の改善を図るもの</p> <p>[補助対象者] 飲料水の確保に必要な施設を個人又は共同利用により設置する代表者</p> <p>[補助率] 補助対象経費から水道加入分担金69,300円を控除した額とする。</p> <p>[補助金額] 1戸当たりの補助金限度額は150万円・69,300円とする。</p> <p>[その他] 平成15年度からの事業である。平成15年度については3戸を予定している。</p>			
<p>【関係条例】多伎町 飲料水安定確保対策事業補助金交付要綱</p>			

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-1

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い				協議細目	水道使用料差額補助
調整の方針	水道使用料差額補助については、現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。					
現況						
出雲市	平田市	斐川町	佐田町	田町	田町	田町
【名称】 【目的】 出雲市でありながら、市の水道管から給水できず三刀屋町から給水している3世帯、湖陵町から給水している2世帯に、生じた料金の差額を交付するため 【補助対象者】 稗原町 3世帯 神西沖町 2世帯 【補助率】 出雲市と三刀屋町の料金の差額を交付する 出雲市と湖陵町の料金の差額を交付する 【補助金額】 料金の差額 【その他】	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
【関係条例】						佐田町簡易水道給水装置事業費補助金交付要綱

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 上下水道分科会 3-2

協議項目	各種事務事業(上下水道関係)の取扱い	協議細目	水道使用料差額補助
調整の方針	水道使用料差額補助については、現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。		
現況			
多 伎 町	湖 陵 町	大 社 町	調整の具体的内容 出雲市のみが、行っている制度である。 現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。
該当なし	該当なし	該当なし	
【関係条例】			